ブトロス・ブトロス＝ガーリ

国連事務総長

新たな挑戦に向かって

国連活動年次報告

1995年

国際連合

新たな挑戦に向かって－１９９５年

ブトロス・ブトロス＝ガーリ

国連事務総長

新たな挑戦に向かって

１９９５年

国連活動年次報告書

第４９回総会から第５０回総会へ

国際連合、ニューヨーク、１９９５年

広報局

会議・支援サービス室
行政管理局

発行者：United Nations, Department of Public Information
New York, NY 10017

国連販売番号E．９５．Ｉ．４７
ＩＳＢＮ　９２－１－１００５９５－７
製版：国際連合、ニューヨーク

目　次

I.　序文 1

II.　包括的戦略の調整 7

A.　国連の諸機関 7

B.　十分な財政基盤の確保 36

C.　創設５０周年 38

D.　国連大学（ＵＮＵ） 41

III.　平和の礎：開発、人道活動および人権 45

A.　「開発への課題」の実行 45

B.　地球的開発活動 47

C.　開発のための活動 69

D.　地域の開発活動 94

E.　人道上の義務 110

F.　難民の保護および再定住 127

G.　人権の擁護および推進 133

IV.　拡大する予防外交および紛争解決 141

A.　「平和への課題」の実行 141

B.　予防外交および平和創造 143

C.　変わる文脈の中での平和維持 144

D.　展開中の予防外交、平和創造および平和維持活動 151

E.　主要な包括的努力 199

F.　地域機関との協力 223

G.　軍縮 227

H.　紛争後の平和建設 230

V.　結論 237

図

1．　総会で採択された決議および課題、１９８９－１９９５年 9
2．　総会の一般討議への国家元首および政府首脳の参加、１９８９－１９９４年 10
3．　安全保障理事会：公式会議および全体協議、１９８８－１９９５年 11
4．　安全保障理事会：決議および議長声明、１９８８－１９９５年 12
5．　安全保障理事会：１９４６年以降に採択された決議 12
6．　分担金拠出状況（平和維持活動予算および通常予算）、１９８９－１９９５年 37
7．　１９９４／１９９５年度修正予算 39
8．　国連開発計画に対する自発的拠出金（コアおよびノン・コア）、１９８９－１９９５年 76
9．　金融活動の概要：国連開発計画の運用する基金および信託基金、１９９０－１９９４年 77
10．　国連開発計画のコスト分担活動、１９９２－１９９５年 77
11．　国連児童基金の収入、１９９０－１９９４年 78
12．　国連人口基金に対する自発的拠出金（コアおよびノン・コア）、１９９０－１９９４年 85
13．　世界食糧計画の支出、１９９０－１９９４年 86
14．　地域委員会：１９９４／１９９５年度修正予算 94
15．　国連機関共同人道援助アピール、１９９２－１９９５年 113
16．　平和維持活動に従事する文民要員、１９９４および１９９５年 147
17．　勤務中に死亡した平和維持活動要員、１９８８－１９９５年 150
18．　勤務中に死亡した文民の平和維持活動要員、１９９２－１９９４年 151
19．　加盟国からの選挙支援要請：１９８９年以降の年別受付数および承認数 231

表

1．　自然災害：犠牲者、被害および義援金 115
2．　１９９５年７月３１日現在の展開中の平和維持活動に従事する平和維持軍、軍事監視員および文民警察 145

地図

１９９５年７月３１日現在展開中の平和維持活動 152

I. 序文

1. 約５年前に起こったベルリンの壁の崩壊は、冷戦の終結を象徴するという意味で、将来への自信とよりよい世界への希望を与えた、近年でも稀に見る歴史的な出来事であった。核の時代の幕開けから人類に常に付きまとっていた、核兵器による地球的破壊という亡霊は遠ざかり、その代わりに、人類全体の経済的・社会的進歩のために協力する諸国民のエネルギーを開放する、国際平和の時代への見通しが開けたのである。

2. 当時、広く信じられていたのは、対立する大国による軍事援助という後楯がなくなれば、世界各地で燃えさかる数多くの地域紛争は、急速に鎮静化できるであろうということであった。世界経済は、コストの高い軍拡競争の放棄の結果発生する巨大な「平和の配当」により、大きな恩恵を受けるであろうと見られていた。そして、かかる資源のうちの多くは、資本と技能に窮している貧困国に投資され、それによって、経済成長および開発が世界規模で推進されるであろうという期待があった。

3. 悲しいかな、過去数年間における世界情勢の記録を見れば、このような楽観的期待は大きく裏切られている。従来からの紛争の多くは、解決を模索する国際社会の努力を踏みにじり続けているばかりか、さらに新たな戦争が、それもほとんど国内紛争として勃発し続けている。もっとも残念なことに、開発途上国に対する援助総額は、増大するどころか、実際に減少している。

4. よって、国連創設５０周年は、国連の最初の半世紀を振り返り、次なる半世紀への準備を行う機会にとどまらない。それはまた、９０年代のはじめにあれほど劇的に現れた世界情勢のはずみを取り戻す術を模索すべきときでもある。

5. 総会に対する私のこれまで３回の報告と同様、私の４度目の年次報告は、冷戦の終結によって生じた劇的な変化に起因する、多くの新しい要請と問題に効果的に対応するための、国連の努力にスポットを当てようとするものである。かかる努力は、国連憲章に体現された長期的目標（国際関係における潮流の変化により、これらの目標はより達成可能と思われる）、並びに、世界の様々な地域における新たな紛争の勃発によって生じた緊急の使命およびこれに起因する国連の予防的・平和創造的・平和維持的・平和建設的役務に対する需要の増大の両方に関係するものである。

6. 平和維持活動の件数および複雑性、並びに、その性質の根本的な変化の国連に対する影響について触れながら、私は、前回の年次報告において、国連を第一義的に平和維持

活動に専心する機関として考えるような誤った認識が広く見られることを指摘した。私がそこで強調したのは、平和維持およびその他の手段によって目下の紛争を封じ込め、解決するための努力において、国連は、平和の礎、とりわけ経済・社会開発の分野におけるものについて、より多くの注意を払うという、断固とした意思を持ち続けているということであった。

7. この一年間においても、激しい武力紛争が、国連の財政的・人的資源に大きな需要を突きつけるとともに、国連の役割および効果に関する世論の認識を支配し続けた。旧ユーゴスラビア、アフガニスタン、リベリア、ルワンダ、ブルンジ、およびソマリア等における紛争によって提示された問題は、多くの点で前例のないものである。これらの紛争に対処するために国連に与えられた権限および資源は、果たすべき複雑な任務を効果的に処理するためには、不十分であることの方が多かった。不十分な手段を以て未踏の大地に踏み出すとき、失敗は避けられない。しかし、こうした失敗が、幻滅を生む源となったり、また、山積する課題にもかかわらず、カンボジアからモザンビークまで、また、エルサルバドルからアンゴラまで、世界各地における平和活動によって得られた成功を覆い隠すことを許してはならない。また、苦境に立たされたからといって、国連が取り替えのきかない役割を担う、人命救助と紛争拡大防止のための努力を前進させるという、我々の決意が弱められてはならない。それどころか、平和と安全の模索において経験した失敗は、必要とされる困難な決定を下し、我々の能力および実効性を強化する手段としての改善されたアプローチの開発を追求し続けるという、我々の決意を強めるものでなければならない。かかる目標に鑑み、私は、１９９５年１月、「平和への課題」増補（Ａ／５０／６０－Ｓ／１９９５／１）を発行したが、これは、安全保障理事会の議長声明のテーマとなり、現在は総会で審議されている。ここ数カ月における経験は、増補に含まれた勧告に、さらに大きな力を与えることとなった。

8. この点で、国際社会に突きつけられた課題は、慎重かつ緊急の注意を必要としているが、その一方で、平和維持活動が直面している諸困難は、多大で克服困難なものであるとはいえ、国連事業のその他の側面から注意を逸らすものであってはならない。かかる諸側面は、より見えにくいものではあっても、同様に不可欠なものであり、恒久的な平和のための経済的・社会的な礎を築くために有用なものだからである。

9. 平和維持の分野と同様、経済・社会開発の領域においても、国連の活動を取り巻く国際的な環境、および、国連が直面する課題は、大きく変化してきている。政治的分野と同じく、経済・社会分野においても、関心を持つべき多くの事項について、国連は、現在までのところ、課題に十分な対処を行うことができていない。後発開発途上国、および、アフ

リカの多くの場所における状況は、依然として危機的である。他方、国連による開発支援努力は、膨大なものであり、明確な成功を収めているケースも多く見られる。よって、国連の努力は、よりよい認識と、政治および世論によるいっそうの支援を受けるに値するものと言える。

10.　実際的レベルおよび概念的レベルの両方において、この１年間は、地球的な変化、および、世界の直面する新たな形の経済的・社会的問題に対する国際社会の対応を指導する上での国連の能力が、顕著な進展を見せた時期であったと言える。

11.　この点で、私は、「開発への課題」に関して継続中の総会の審議に、大きな重要性を与えるものである。私が１９９４年５月に総会に提出した、このテーマに関する最初の報告（Ａ／４８／９３５）は、その後、様々な方面によるヒアリングおよび意見具申の対象となったほか、さらに、第４９回総会における一般討議中に出された数多くの声明においても言及されることとなった。このことに鑑み、私は、１９９４年１１月、総会に対し、開発の優先順位および諸側面に関して出来上がりつつあるコンセンサスに実際的な力を付与することを目的とした、一連の勧告（Ａ／４９／６６５）を提出した。かかるコンセンサスは、第５０回総会におけるこの問題のさらなる討議を準備する作業部会を通じて、いっそうの進展を見ている。

12.　この意味で、私は、経済的・社会的分野における国連の役割、および、「開発への課題」に関して継続中の詰めの作業に対して、先進７カ国首脳会議が与えた支援に、特に勇気づけられた。１９９５年６月、ハリファックスで出されたコミュニケ（Ａ／５０／２５４－Ｓ／１９９５／５０１、annex I）は、先進７カ国が、国際協力への新しいアプローチを策定し、国連諸機関から特に期待される貢献を定めるために、他国と協力する用意のあることを、特に宣言している。

13.　同時に、開発の鍵を握る諸問題に関して継続中の一連の世界会議は、１９９５年３月、コペンハーゲンで開催された世界社会開発サミットによって、大きな前進を遂げることになった。この機会において、貧困、失業および社会崩壊に対処するための、国境を越えた協調的で効果的な行動に向かって、第一歩が踏み出されたのである。この９月に北京で開催される第４回世界女性会議において、世界は、女性の地位の向上が、世界でもっとも緊急な社会、経済および政治問題の多くの解決にとって、根本的に不可欠であるという、新たに得られた認識に従って行動を起こすことになろう。これらの会議を受けて、来年には、国連人間居住会議（ハビタットII）および第９回国連貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）が開かれる予定である。

14. これらの会議に対する継続的・協調的フォローアップは、アフリカ開発支援努力の更新とともに、この１年間において私が、ブレトン・ウッズ機関の長および行政調整委員会に参加するその他の機関の運営責任者との間で行った広範な協議における、主要な焦点となってきた。これらについては、本報告書の中で、事務局の作業を取り扱っている部分、並びに、平和の礎としての開発、人道的活動および人権を取り扱っている第III章において、カバーされている。

15. この１年間において、私は、国連の政治的使命と開発の使命との間の不可欠な連携を引き続き強調するとともに、人権および民主主義の前進を、こうした２つの使命双方を不可欠な要素とする、国連の役割についての包括的なビジョンを推進した。

16. 平和および安全保障の分野における国連の能力を強化し、国連の開発任務の追求のために改善された概念的枠組みを導入する努力と並行して、国連事業の構造および方法における改革も、機運を増してきている。

17. このために、私は、使命に裏打ちされた、結果志向の機関をつくり出すべく策定された管理計画を提出した。同計画の遂行においては、次の５つの目標の達成が肝要である。

（ａ）職員の能力および業績の向上を伴った、人的資源管理の改善

（ｂ）戦略的な優先事項の判別、このような優先事項の達成のために資金が配分される予算策定プロセス、並びに、計画管理担当者が優先事項達成の責任を問われるような実績測定システムを通じた、国連の計画管理の改善

（ｃ）管理に活用する情報の改善と、その時宜にかなった入手可能性

（ｄ）技術管理の改善と、国連全体に対するその入手可能性の拡大

（ｅ）国連のコスト構造の管理改善と効率および費用有効性向上のための計画強化

18. 国連を、相互補強的で、かつ、できる限り効率的なやりかたでその任務の様々な側面を追求できる、より簡素な、より焦点の定まった、より統合的な機関へと改革することは、１９９２年１月の私の事務総長就任以来と同様、この１年間においても、私の努力の鍵となる目標であり続けた。本報告書において述べられているとおり、過去１２カ月間においては、活動の効率化、責任体制の強化、職員・管理基準の強化、浪費および重複の排除に向けて、さらに具体的な進展が見られた。この文脈において、私は、加盟国に対する役務の質を向上させる一方で、予算額を更に削減することに専心している。

19.　このような努力を追求するうえで、私は、真に効果的となるための事務局の改革が、政府間機構をも含んだ、国連全体を冷戦後の要請に適応させるためのより大きな再編努力の一部とならなければならないことを強く認識している。かかるプロセスにおいては、すべての加盟国の決意と完全なるコミットメントが必要である。

20.　このより大きな改革プロセスにおいて死活的な構成要素となるべきは、主な政府間機関（総会、安全保障理事会および経済社会理事会）の間の関係の活性化を達成することである。私は、本報告書第II章における、これらの機関の作業における動向の記述が、この点においてどのような調整およびさらなる改善を導入できるかを考えるうえで、助けとなるものと期待している。

21.　経済社会理事会の活動範囲においては、国連の様々な計画および基金の下で実施されている事業活動の一貫した管理、並びに、国連の様々な部分によって遂行されている人道活動の調整改善を確保するためのさらなるステップもまた、政府間レベルで新たな注意を要する改革の不可欠な要素である。

22.　同じ文脈において、私は、国連に対して、より十分かつ信頼できる財政基盤を提供するという根本的問題に対処することなしには、いかなる改革努力も成功しえないことを固く確信している。この問題は、本報告書の第II章において敷衍されているが、私はそこで、国連の直面する財政危機の深刻さを浮き彫りにすることを試みた。現状の困難な財政状況は、多くの政府による分担金の継続的な滞納によって、さらに深刻なものとなっている。財政的困難はまた、国連の効果的な運営を妨げるもっとも大きな障害でもあることが、ますます明らかになってきている。よって、私は、４９回総会中に設立された国連の財政状況に関する開放型高級レベル作業部会において進行中であるところの、この死活的領域における建設的で恒久的な解決を模索するための懸命な努力を、特に評価するものである。

23.　その他、進行中の改革努力においては、関連するさらに２つの側面にスポットを当てることが必要であり、本報告書においても、これらに重要性が与えられている。

24.　そのうちの一つは、国連から民主化過程にある加盟国に対して提供される援助の深さおよび広さに関するものである。選挙支援の要請は引き続き増大している。さらに、この種の援助を超えるものとして、民主主義が根づくことができる社会的および制度的素地を準備する上での、国連の支援に対する需要が増大している。私は、これらの領域における国連の役割に対する包括的なアプローチの開発が、１９９４年１２月７日の総会決議４９／３０に従って私がこのテーマに関して提出した報告書（A／５０／３３２）を受け、第５０回総会においてさらに進展することを希望している。

25. この1年間においては、民主化が国際的な領域にまで拡大した時に、諸国家の民主化努力の成功の可能性がより高まるという認識も深まった。国連が段階的に市民社会に開かれた存在となることは、このプロセスの重要な一部分である。また、この点については、国連が近年開催している地球規模の会議も、重要な貢献を行っている。国家だけでなく、非国家のアクターをも結集させることにより、これらの会議は、開発の鍵を握る諸側面について、強力で全世界的な、問題認識を共有する支持集団をつくり出すことに貢献している。こうした一連の会議の持つ民主的な性格は、採択された行動計画に合法性および実効性を与えるうえで、多大に貢献している。

26. 事実、新たな世界環境は、国連と、すべてのレベルにおいて政治的・経済的安全保障に携わるその他あらゆるアクターとの間の、より体系的な協力を明確に要求している。このようなアクターは、地域的機関であるか、サブ地域的機関であるか（これらの主体との協力における進展は、本報告書第IV章でカバーされている）、あるいは、あらゆる種類の市民団体、草の根運動、非政府機関などの、非国家アクターであるかにかかわらない。かかるアクターと、国連システムの様々な要素との間の協調および協力関係を拡充することは、憲章の目標を達成するうえでの実効性の強化に資することに他ならない。かかる関係はまた、国際情勢および生成しつつある国際システムにおいて、民主的原則を補強する役割を担うものでもある。

27. 私は、本報告書において、加盟国の新たな国際化の時代への移行を助ける上での国連の作業について、明確かつ包括的な報告を試みた。この偉大な任務を成功させるためには、すべての関係者、それも国連とその加盟国だけでなく、個人、民間セクター、学界、並びに、非政府、地域および国際機関の完全な参加が不可欠である、と私は固く信じている。我々が活用することのできる唯一の世界機関である国連について、最も広い考察と評価を募るために、国連憲章第98条に従い、私はここに本年次報告書を提出するものである。

II. 包括的戦略の調整

A．国連の諸機関

28. 極めてハードな作業スケジュールをこなす一方で、国連の諸機関は、この１年間において、その事業計画における改革を確固たるものにすることにより、効率をより大きく改善させた。

1．総会

29. 第４９回国連総会は、国連憲章の起草以来、劇的な変化を遂げた世界において、憲章の目標を達成するためのその能力を強化すべく、平和の維持および安全保障、経済・社会開発、並びに、国連の強化および改革に関連する諸問題に、重点を置き続けた。

30. ２０年前と比較すると、重点の移行が見られる。主要な地域紛争については、幸いにも過去の１０年間においてそのうちのいくつかが解決されたために、総会は、これに対する注意をやや弱め、その代わりに、経済および社会問題、並びに、国連の効果的な機能にとって大きな重要性を持つ多くの一般的な問題、特に一連の財政上の問題に、より多くの時間を割くようになっている。かかる財政上の諸問題は、加盟国が賦課された拠出金の全額かつ期限内の支払を怠っていること、並びに、平和維持活動の費用が大きく拡大していることに起因している。因みに、平和維持活動の費用は、１９８６年には年額約6億2，６００万ドルであったものが、１９９５年には約３６億ドルへと増大している。

31. 国連は、非常に深刻な財政状況に直面している。１９９４年１０月１２日の総会に対する声明の中で、私は、この困難が緊急の政治問題となっていることを強調し、この問題への注意を喚起した。これを受けて、総会は、高級レベルの作業部会を設置し、この部会に対して、国連にとって健全かつ存続可能な財政基盤を確保するための追加的措置の審議を委託したが、私はこのことに満足している。この作業部会は、１９９５年中に集中的な作業を続けた。私は、6月２２日、作業部会に対する演説を行い、深刻な財政危機を回避するために、その緊急な協力を要請した。これと並行して、総会は、支払能力の原則に関し、専門家からなる別の作業部会を設立した。

32. １９９５年１月現在、国連が平和維持活動に兵員および装備を提供した政府に対して、約8億５，０００万ドルの債務を負っているということは、現在の問題の深刻さを示す指標である。この債務額は、自国の若者を平和維持活動の危険に晒すというリスクを受

け入れた加盟国が、国連に対してさらに非自発的貸付を提供していることを意味するものであり、明らかに不当なものであると言わねばならない。

33. 事態の深刻さはまた、過去2年間について延滞金の額が分担金の額を超えたために、国連憲章第19条によって、総会での投票権を停止された加盟国の数にも表れている。8月半ば現在、こうした国は17カ国、つまり、全加盟国のほぼ10%にも上っている。この他にも、多くの加盟国が、総会議長に対して、憲章第17条の義務を果たすことができない旨通告しているために、その投票権が間もなく停止される見通しとなっている。

34. 平和維持活動の資金調達に関し、第49回総会は、平和維持活動のコストが、憲章第17条によるすべての加盟国の集団的責任に当たることを再確認した。総会はまた、平和維持活動の管理および予算面を強化するための手続を採択した。具体的には、各々の平和維持活動について、7月1日を以て開始する財政年度を創設すること、並びに、総会に対する情報提供のために、事務総長に対して、年2回、各活動について提案された予算必要額の要約表を提出するよう要請することが盛り込まれている。

35. 開発の問題は、引き続き総会からの特別な関心を集めた。総会は、国連の活動におけるこの側面が、その平和維持活動に対する世論の関心の集中によって覆い隠されるべきではないことを強調した。12カ月間における3つの重要な国連会議（1994年9月のカイロにおける人口・開発会議、1995年3月のコペンハーゲンにおける社会開発会議、および、1995年9月の北京における女性会議）の開催は、経済および社会の分野における国連の役割を加盟国が重要視していることの証であった。

36. 1994年5月6日、私は、「開発への課題」（A／48／935）を発行した。これを受けて、総会は、事務総長によって提示された報告および勧告、経済社会理事会の作業、総会自体において表明された見解、並びに、その他多くの見解および提案を考慮に入れるような、行動志向で包括的な議題をさらに検討するために、開放型のアドホック作業部会を設立した。

37. 安全保障理事会の拡大の問題は、平和および安全保障の分野における国連の作業をより効率的かつ民主的にするために可能な手段として、この1年間を通じて、大きな関心を集めた。1994年9月、総会は、「安全保障理事会における衡平な代表権およびそのメンバー数の増加に関する開放型作業部会」の進捗状況報告、並びに、安全保障理事会に係るその他の問題を審議するとともに、同作業部会がその作業を継続して、第49回会期終了前に報告書を提出すべき旨決定した。作業部会は21回の会合および数多くの非公式協議を行い、大きく分けて2つの種類の問題、即ち、常任理事国、非常任理事

国および新たな範疇の理事国を含む、安全保障理事会の規模および構成に関する諸問題、並びに、安全保障理事会の作業方法と手続、その効率と効果、および、その他の国連諸機関との関係に関する諸問題を討議した。

38. 総会は、国連の効率的な機能に関連する重大な問題の解決を模索するうえで効果的な手段として、非公式の開放型作業部会をますます多く採用するようになってきている。各々が加盟国全体から構成されるこのような作業部会は、安全保障理事会の改革、「平和への課題」、「開発への課題」、国連の財政状況、および、さらに最近では、国連システムの強化に関して、集中的で議題を絞った意見交換を可能にするうえで、重要な役割を果たしている。かかる作業部会の活動、その相互に関連する権限、その討議の深さおよび複雑さ、並びに、その会合の頻度は、既に乏しい資金の中からそのために必要とされる具体的かつ技術的支援を提供しなければならない事務局の能力に対して、一つの課題を突きつけている。

39. 第４９回総会の議題は１６４件であったが、これは前回総会における１８０件を下回っている（図１参照）。これは、関連する議題の一本化、および、いくつかの議題について１年あるいは２年おきに審議を行う旨の決定によるものである。合理化はさらに可能と思われる。議題を広い範囲のものとして設定することにより、１つの議題の下でいくつかのトピックあるいは側面を検討するという柔軟性が生まれる。かかる合理化の可能性が模索できる分野としては、軍縮（４９回総会における議題１８件）、国連と政府間機関の協力（同５件）、非植民地化（５件）、および、平和維持活動の資金調達（１９件）があげられる。この他にも、１０の議題について、ここ数年間全く審議が行われていない。

図１　総会で採択された決議および課題、１９８９－１９９５年

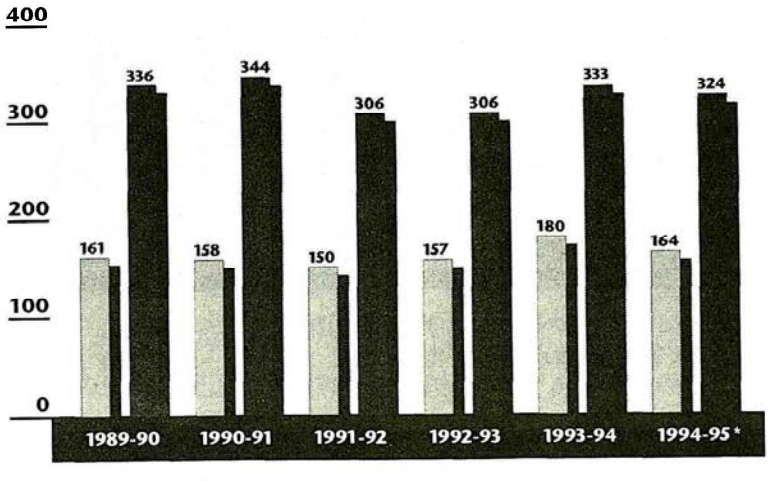

＊１９９５年８月１０日現在

40. 議題の数に密接に関連する問題として、総会によって要請される報告書の数および頻度がある。主要機関およびその下部機関の報告書に加えて、第４９回総会においては、特別報告官および内部監査室によるいくつかの報告を除いても、２００件を超える事務総長報告が提出されている。総会、並びに、その他の主要機関および下部機関が会合を開く頻度を考えれば、このように多くの報告書を期限内に提出するための困難および経費は明らかである。要請される報告書の数が大きく削減されないかぎり、省力化およびコスト削減の努力は、究極的に成功しえない。

41. 第４９回総会会期中において、総会の一般委員会および主要委員会は、３７７回の会合を開いたが、因みに、この回数は、第４８回総会において４０１回、第４７回総会においては４２６回となっている。主要委員会は、２３７回の非公式会合および協議を行ったが、この回数は、第４８回総会における２８５回よりも少なくなっている。但し、作業部会の開いた会合の回数は、前回総会の８６回から１４１回へと増大している。これまでのところ、第４９回総会は、３２４件の決議を採択しているが、この数は、第４８回総会においては３３３件であった。このうちの約７９％は、票決によらず、コンセンサスによって採択されているが、前回総会におけるこの割合は、８１％であった。総会の一般討議に参加した国家元首および政府首脳の数は、前回の４３名（加盟国の２３％）から４５名（同２４％）へと増大している。（図２参照）。

図２ 総会の一般討議への国家元首および政府首脳の参加、１９８９－１９９４年

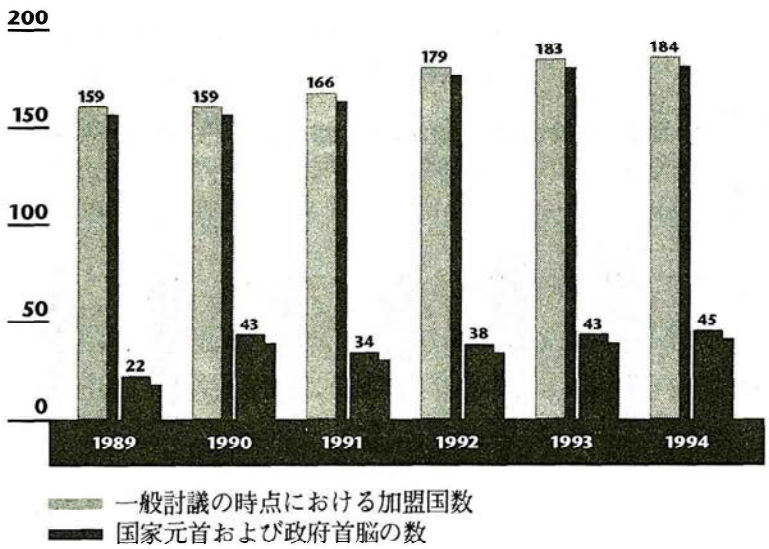

2．安全保障理事会

42. この１年間において、安全保障理事会は、議題に上っている問題を審議し、世界中の平和への脅威に関して警告を発し、紛争当事者に戦闘意欲を抑制するよう要請し、紛争の抑制および解決のために様々な種類の行動をとり、これらの措置に対する地域的・国際的支持を取りつけるために、ほとんど毎日会合を開催し続けた（図３参照）。これらの目標に向けて、安全保障理事会は、自らが今日直面する多様で複雑な諸問題により効果的に対処するために、一致団結する決意を示した。安保理による最も大きな貢献のうちの一つは、自らの内部におけるコンセンサスの忍耐強く執拗な模索である。このような積極的な動きにより、安保理理事国は、より調和と一貫性を持った形で、課題に対処することができたのである（図４および５参照）。

図３　安全保障理事会：公式会議および全体協議、１９８８－１９９５年

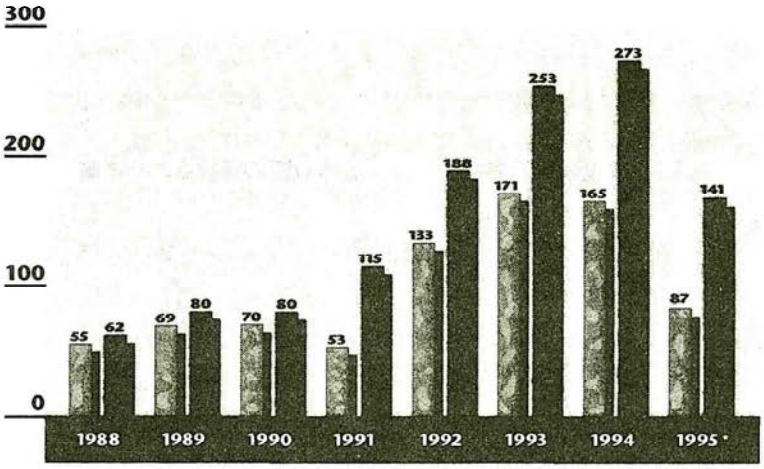

＊１９９５年８月１７日現在

43. 安全保障理事会の関心の焦点は、旧ユーゴスラビアおよび中部アフリカであった。旧ユーゴスラビアにおいて、安保理は、紛争を鎮静化させ、その拡大を予防し、一般市民へのその影響を緩和させようと試みた。このために、安保理は、国連による平和維持の役割の変革、人道上の緊急事態、人権の集団的な侵害、および、人道援助物資の供給を保護するための国連軍の使用に起因する困難な諸問題を含む、数多くの問題に対処した。安保理はまた、関係加盟国、特に、コンタクト・グループおよび旧ユーゴスラビア国際会議を構成

図４　安全保障理事会：決議および議長声明、１９８８－１９９５年

＊１９９５年８月１７日現在

図５　安全保障理事会：１９４６年以降に採択された決議

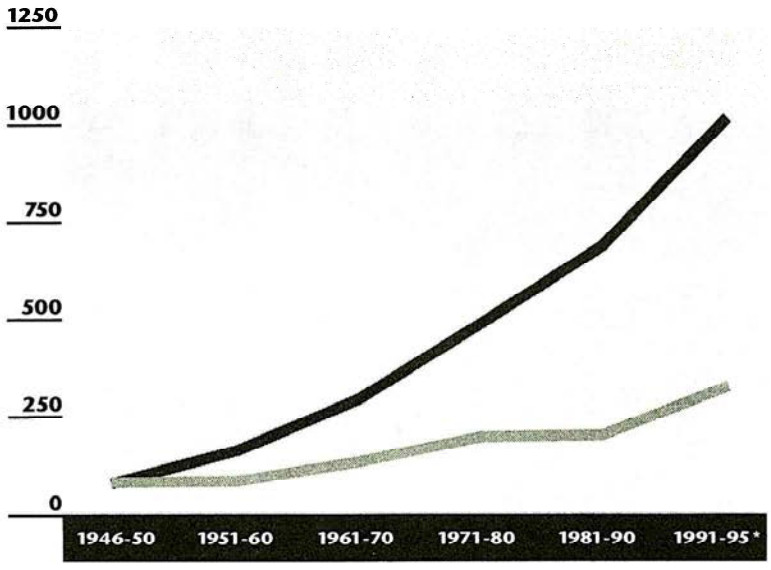

＊１９９５年８月１０日現在

する国々による、同地域の紛争を交渉で解決しようとする努力に対して、積極的な支援を行った。安保理は、上記の目的を達成する手段として、強制的制裁を積極的に利用し続けた。危機の包括的な解決を確保し、かつ、国連と関係地域機関、特に、欧州連合（ＥＵ）および北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）との間の協力関係を強化するという安保理の決意は、旧ユーゴスラビアにおける人類の悲劇を終結するという最善の希望を依然として提供している。

44. 本件報告対象期間の開始時点において、安保理事会は、アフリカにおいて既に６つの大規模な平和維持活動の展開を承認していたが、これは他のどの大陸をも上回る数である。そのうち、モザンビークにおける活動は、明らかな成功を収めてその任務を終了し、また、ソマリアにおける活動は、人道的な努力において成功したものの、国民的和解を推進する努力に対するソマリア側当事者の必要な協力が得られずに撤退したため、現在は４件の活動が続行中である。アンゴラ、リベリア、ルワンダおよび西サハラにおける残り４件の平和維持活動に加えて、安保理は、その他のアフリカ諸国、特に、ブルンジおよびシエラレオネにおける平和創造努力に関与している。この１年間において、安保理は、これまでにない数の調査団を派遣しているが、そのすべての派遣先はアフリカであり、その内訳は、ブルンジ（２度）、モザンビーク、ルワンダ、ソマリアおよび西サハラとなっている。アフリカにおける紛争は、旧ユーゴスラビアと同様、第一義的には国内紛争であるものの、周辺地域の安全保障にとって、大きな影響を及ぼす可能性がある。旧ユーゴスラビアと同様、これらの紛争は、人道的に膨大な被害を及ぼしており、安保理は、紛争の抑制および解決への努力と同じ注意を、一般市民の被害者の窮状緩和にも向けなければならなかった。アフリカ統一機構（ＯＡＵ）およびアフリカのサブ地域機関との協力は、安全保障理事会の努力の重要な特徴となっている。

45. 現在７件の制裁が発動中であるため、安保理の作業は増大している。様々な制裁委員会の十分な機能と、事務局による人道物資申請の迅速な処理を確保するため、私は、政治局内の担当ユニットを増強した。また、制裁委員会の方は、自らの経験に基づき、その作業手続を合理化し、安全保障理事会によって決定された一連の措置（Ｓ／１９９５／２３４参照）の遵守の下にその作業の透明性を改善するための諸措置に着手している。

46. 制裁に関する地域機関との協力は重要であるが、中でも、ハイチにおける米州機構（ＯＡＳ）の貢献、並びに、旧ユーゴスラビアにおけるＥＵおよび欧州安全保障・協力機構（ＯＳＣＥ）の貢献は、特筆に値する。ＥＵ／ＯＳＣＥ制裁援助派遣団コミュニケーション・センターからの連絡官の暫定的な任命は、事務局および関係委員会に対して、関税に関する専門知識と、制裁の実際的な実施およびモニターに関する助言を提供するもので

あった。加盟国は、委員会に対する自国民の申請をより効果的にふるい分けること、および、委員会手続のよりいっそうの合理化に協力することにより、委員会および事務局の努力をさらに援助することができた。

47. 制裁が国際的な平和および安全保障を促進するための信頼できる手段であり続けることを確保するために、加盟国は、制裁の実施において直面する広範な問題に対処する必要があろう。この点に関する勧告は、私の「平和への課題」増補（A／５０／６０－S／１９９５／1）において提示されている。

48. 安全保障理事会の作業方法は、第４９回総会に対する安保理の年次報告に関する広範な討議において、検討の対象となった。加盟国は、安保理の機能に関連する広範な諸問題に関して、意見の交換を行った。安保理は、理事国と他の加盟国との間の情報の流れおよび意見の交換を改善するための努力の一環として、特に、事件の審議の初期段階において、ケース・バイ・ケースで、公開会合の開催を増やす意図があることを表明した。安保理は既に、オリエンテーション討論の開催を始めている。安全保障理事会議長による非安保理理事国に対するブリーフィングは、制度化されている。

49. アフリカ、欧州およびその他の地域における紛争の長期化に対し、安全保障理事会は、安定的で生産的な社会を再建したり、その実現に努めるために、加盟国間の平和的・協力的関係を強化し、各国の国内のコミュニティーが互いに平和に共存することを助けるという目標に専心し続けることを示した。

50. しかしながら、安全保障理事会の決定が国際社会の完全な支持を集め、かつ、紛争当事者がこれらの決定を完全に履行してはじめて、安保理は、国際的な平和および安全保障を維持・強化するという、国連憲章の下でのその責任を果たすことができるのである。

3．経済社会理事会

51. 経済社会理事会は、１９９５年６月２６日から７月２８日まで、ジュネーブにおいて、実質会合を開いた。経社理の高級レベル協議においては、国際的に最も緊急な問題の一つ、即ち、アフリカの開発が討議された。経社理の討議においては、パートナーシップの精神が優越し、紛争の防止と解決、自然災害、対外債務、資金の流れ、貿易、能力建設、農業および食糧安全保障、並びに、その他の分野において、結論が出されている。高級レベル協議には、多数の大臣およびその他の高官が出席した。協議のうちの１日は、世界経済における重要問題に関する、ミシェル・カムデシュ国際通貨基金（ＩＭＦ）総裁、ジェームス・ウォルフェンソン世界銀行総裁、レナート・ルッジエロ世界貿易機関事務局長およびカル

ロス・フォルティンＵＮＣＴＡＤ事務局長代理との政策対話に当てられた。

52. 経社理の調整協議においては、経済、社会および関連分野における最近の主要な国際会議の成果のフォローアップおよび実施における調整が話し合われた。その結果、一貫性の改善および政策指針の統合を促進するために、これらの会議に共通するテーマを、総会が総合的に検討すべきとの結論が合意された。この意味で、総会の関係主要委員会の作業の一貫性を向上させるための措置がとられる可能性がある。経社理の側としては、主要国際会議に共通する横断的なテーマの再検討を毎年行い、様々な国際会議のフォローアップに関与する機能委員会の議題および作業計画の必要な調整を確保するための行動をとることを決定した。地域および国家レベルでの機関間相互の調整の強化に係る諸措置、並びに、世界的会議のフォローアップにおける進捗状況に関する各国の報告を促進するうえでの、駐在調整官の役割についても、注意が向けられた。経社理は、行政調整委員会に対して、システム全体の調整の問題について、経社理の注意を喚起し、これに関する勧告を行うよう求めた。合意された結論の実施は、その下部機関をも含む経社理と総会との間の補完性および一貫性、並びに、国連とブレトン・ウッズ機関および世界貿易機関との間の相互作用を強化することになろう。共通の枠組みの中で議題を模索するために行政調整委員会が着手した補完的ステップは、国連システム全体における目的および行動の統一性を促進するであろう。

53. 活動協議は、国連の基金および計画に政策指針を提供するという、その新たな権限を行使し始めた。提供された政策指針は、予算配分における優先度、国別計画における一貫性の改善、および、実地レベルにおける共通した事務サービス利用の可能性を含む、事務サービスの費用効率改善を対象としている。経社理は、開発に係る活動に配分された資金の、開発途上国のニーズに見合った継続的で確実なベースでの入手可能性を、本質的に拡大する必要性があることを再確認した。

54. これらの結論に沿って、かつ、１９９２年１２月２２日の総会決議４７／１９９に従い、私は、総会に対し、３年ごとの活動に関する包括的な政策レビューの文脈において、この分野における経済社会理事会の役割を強化するためのさらなるステップ、並びに、国家レベルでの実質的活動調整の改善、資金の予測可能性とその額の増大、駐在調整官制度の強化などの重要なテーマ、および、国別戦略ノート、計画アプローチ、国別実施などの様々な計画ツールに関し、一連の特定的勧告を提出する予定である。

55. 経社理は、非政府機関との協議に関する取極の再検討に着手した。経社理は、その決議１９９３／８０によって、「非政府機関との協議のための取極の再検討に関する開

放型作業部会」を設置した。その主たる目標は、国連が主催する国際会議への非政府機関の参加を規定する規則を刷新し、そこに一貫性を導入することにある。経社理は、同作業部会に対して、非政府機関委員会および事務局非政府機関ユニットの作業の実際的取極を改善させる方策を検討するよう要求した。

56. 作業部会は、１９９４年６月２０日から２４日まで、第１回の実質会合を開いた。１９９４年１１月７日および８日には、中間会合が開かれている。第２回の実質会合は、１９９５年５月８日から１２日、２６日および３１日に開催された。その実質会期において、経済社会理事会は、作業部会の活動期間を１年延長するとともに、その最終報告書が、１９９６年の経社理実質会期に提出されるべき旨の、作業部会の勧告を承認した。

57. 経済社会理事会決議１９９４／２４に従い、ＨＩＶ／ＡＩＤＳに関する合同計画の６つの共同スポンサー（国連児童基金（ＵＮＩＣＥＦ）、国連開発計画（ＵＮＤＰ）、国連人口基金（ＵＮＦＰＡ）、国連教育科学文化機関（ＵＮＥＳＣＯ）、世界保健機関（WHO）および世界銀行）の長により、共同スポンサー委員会、通称ＵＮＡＩＤＳが結成された。国連システムにおけるＨＩＶ／ＡＩＤＳの流行に対する地球的な対応の主唱者として、ＵＮＡＩＤＳは、次の三つの相互補強的役割を担っている。即ち、ＨＩＶ／ＡＩＤＳに関して地球的に妥当な政策を提供し、国際的な最善の実務および研究を促進すること、特に開発途上諸国において、ＨＩＶ／ＡＩＤＳへの対応の拡大のために技術援助を提供すること、並びに、十分な資金源を持ち、かつ、戦略的・倫理的・技術的に健全な、ＨＩＶ／ＡＩＤＳに対する包括的で多部門的な対応を推進することがそれである。

58. １９９４年１２月１２日の第２回会合において、共同スポンサー機関委員会は、全会一致で、ＵＮＡＩＤＳ事務局長にピーター・ピオット博士を推薦し、事務総長は、１９９５年１月１日から３年の期間、ピオット博士を事務局長に任命した。５月５日、経済社会理事会は、ＵＮＡＩＤＳ計画調整審議会に代表を送る２２カ国の地域別議席配分について決定を下した。経社理はまた、６つの共同スポンサー機関の各々、および、５つの非政府機関が、同審議会の作業に参加することも決定した。審議会は、７月１３日および１４日、ジュネーブにおいてその第１回会合を開催した。

59. 社会開発委員会は、１９９５年４月１０日から２０日までニューヨークで開催されたその第３４会期において、世界社会開発サミットの「社会開発に関するコペンハーゲン宣言および行動計画」のフォローアップに係る取極の検討を開始した。経済社会理事会は、世界サミット以後における社会開発への総合的アプローチを推進するうえで委員会がより効果的な役割を担えるように、同委員会の作業の範囲および方法を適応させるべきで

あると結論した。経社理はまた、同委員会が１９９６年に特別会期を開催して、上記の観点からその権限、付託条件および作業範囲を見直し、多年度作業計画を策定するとともに、経社理に対して、委員会会合の頻度に関する勧告を行うべきである旨決定した。

60. 会期中、社会開発委員会は、障害者のための機会均等化に係る標準規則のモニターに関する特別報告官、ベント・リンドクイスト氏による第１回目の報告を受けた。委員会はまた、１９９９年に予定されている国際高齢者年の準備を開始したほか、第５０回総会によって採択されるべき、青少年のための世界行動計画の準備を進めた。

61. 持続可能な開発委員会は、１９９５年４月１１日から２８日まで、ニューヨークにおいて、高級レベル協議を含む第３回目の会合を開いた。同会合には、環境、林業、農業、観光、開発および財政などを担当する、４０名以上の大臣が参加した。５５カ国の政府が、２１世紀までの持続可能な開発実現を支援する自国の活動について、それぞれ報告書を提出した。本件会合は、各国政府、国際金融機関、国連の機関および計画、実業界および非政府機関の上級職員によるパネル討論を含むものであった。１９９２年６月の国連環境開発会議によって採択された「アジェンダ２１」の実施における各国の経験の共有には２日間が当てられたほか、「地方自治体の日」には、持続可能な開発を達成するための草の根レベルの努力が討議された。これらのイニシアチブに対しては、会合に参加した多くの非政府機関から、歓迎と支持の声が上げられた。かかる非政府機関は、委員会の中に、国家およびコミュニティー・レベルのものを含む、持続可能な開発への関心を取り上げるための透明かつ参加的なメカニズムを見出しているのである。委員会は、政府間パネルを設立して、１９９７年までに、すべての種類の森林の管理、保全および持続可能な開発に関し、調整のとれた行動提案を作成することに合意した。委員会はまた、消費および生産パターンに関する作業計画、持続可能な開発の指標作成、並びに、環境面で健全な技術の移転について、支持を表明した。

62. 持続可能な開発委員会を締めくくる高級レベル協議（４月２６～２８日）では、「アジェンダ２１」の完全な実施に向けた課題が話し合われた。議長総括では、特に開発途上国および経済体制の移行期にある諸国における国家努力の支援に利用できる資金の不足が、依然として持続可能な開発達成への障害になっていることが指摘された。

63. 経済社会理事会付属の専門機関である新・再生エネルギー源および開発のためのエネルギーに関する委員会は、２月６日から１７日まで、農村開発に関する特別会期を開催した。同委員会の提案した戦略には、農業・農村開発のための国内持続可能エネルギー行動計画の策定、エネルギー開発の優先、農村エネルギー開発における能力建設、新たな金

融・投資措置、新技術の開発および実施の加速、農村エネルギー開発のための新たな国際的行動、並びに、国連システム内における持続可能エネルギーに関する活動の強化が盛り込まれている。持続可能な開発委員会は、その１９９５年４月会期において、各国政府に対し、再生可能な形態のエネルギーを持続可能な開発および農村開発に関する国内戦略に統合するよう働きかけることで合意した。委員会はまた、各国政府に対して、農村コミュニティー向けの化石エネルギー源および再生エネルギー源の適切な混合による持続可能な利用を目指した、関心を有する開発途上国の努力に対する支援を奨励した。

64. 「第４回世界女性会議：平等、開発および平和のための行動」は、女性の地位向上に関する考察を連携させ、２１世紀に向けての新たな方向性を提示しようとするものである。１９９４年の秋を通じて、４つの地域における地域準備会合が開かれ、特定のテーマに関する多数の専門家グループの会合が組織されたほか、行動綱領案に関して、加盟国との間で非公式協議が開催された。３月１６日から４月７日まで、婦人の地位委員会は、同会議準備委員会として会合を開き、行動綱領に関する交渉を続けた。この会期の後、焦点は、政府および非政府機関の会議参加の促進、会議に関する公開情報の確保、並びに、政府間交渉プロセスの支援へと移った。７月３１日から８月４日まで、委員会議長によって交渉継続のための非公式協議が招集された。会議の準備には、国連会議としてはこれまでで最多の非政府機関が関与しており、準備プロセスにおけるその参加を容易にするために、多大な努力が行われている。

65. 婦人の向上部会は、会議資料として、２件の主要な研究報告を完成させた。うち一つは、『世界経済の変化の中の女性：開発における女性の役割に関する１９９４年世界調査』と題するものであり、もう一つは、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の再検討および評価となっている。女性と教育・訓練、国際的な意思決定における女性、および、経済的な意思決定における女性に関する詳細な研究も完了している。また、関連する国連の人権機構が、条約機関に対するジェンダーに基づく情報の提供、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の選択議定書の作成作業、および、人権監視へのジェンダーの統合のための指針に関する作業を通じ、性特定的な虐待を含む女性の権利の侵害を常時取り扱うことを確保するための措置もとられている。

66. 事務局および国連システム全体の作業において、どうすれば女性の地位向上を最もも良く確保できるかという問題は、同会議およびそのフォローアップにおいて中心的な主要課題の一つである。このための制度的なメカニズムについては、国連内部において、および、加盟国の政府によって、吟味されているところである。

4．信託統治理事会

67. １９９４年、最後の太平洋諸島信託統治地域に関する信託統治協定が終了し、パラオが１８５番目の国連加盟国として認められたことにより、信託統治理事会は、信託統治制度の下に置かれていた１１の地域に関して、憲章によって委託されていた任務を完了した。その他１０の地域は、ほとんどがアフリカ及び太平洋地域にあったが、個別の国家として、あるいは、隣国と合併することにより、既に独立を達成している。これによって、信託統治理事会は、その手続規則を変更し、今後においては、必要な状況が生じた場合のみに会合を開くことになる。

68. 私宛の１９９５年６月２日付の書簡（A／５０／１４２）において、マルタの常駐代表は、同国政府を代表して、第５０回総会の暫定議題に、「信託統治理事会の役割の再検討」と題する議題を含めるよう要請した。マルタ政府は、総会に対し、憲章によって与えられた役割に加えて、理事会が、人類全体のために、その共通の遺産と共通の関心物を受託できるよう、理事会の役割の変革を検討することを希望している。

69. 国連の事業に関する私の１９９４年度年次報告において、私は、総会が、憲章第１０８条に従って、同理事会を消滅させるステップを進めることを提案した。私は、信託統治理事会廃止の決定が行われていないことを、遺憾とするものである。

5．国際司法裁判所

70. ハーグの国際司法裁判所は、国連の第一義的な司法機関であり、その資格に下に、法的な性格を有する紛争の解決において、重要な責任を担っている。

71. １９９４－１９９５年において、裁判所は、１３件という記録的な数の事件を取り扱い続けた。うち１１件は、世界の異なる地域の国が当事者となっている争訟であった。残りの２件は勧告的意見の要請であり、１つは世界保健機関（ＷＨＯ）から、もう一つは総会から出されたものであった。

72. この１年間において、２つの事件について判断が示されたが、うち１件については審理が行われている。第三の事例についての審理は延期されている。その他の案件については、所定の期限内に、膨大な数の訴答書面が提出されている。１件の争訟および１件の勧告的意見の要請は、裁判所法廷で審査されている。

73. 「１９８８年７月３日の航空機事故」（イラン・イスラム共和国対アメリカ合衆国）に関する事件における審理は、９月に予定されていたが、両当事国の共同要請により、

無期限に延期された。

74. ＷＨＯによる「武力紛争における国家による核兵器使用の合法性」に関する勧告的意見の要請に関連して提出される弁論書については、裁判所長官が、１９９４年６月２０日の命令により、１９９５年６月２０日を提出期限と定めていたが、この期限までに、いくつかの国から書面によるコメントが提出された。これを以て、書面による審査手続は終了した。

75. １９９４年１２月、総会は、「核兵器の威嚇あるいは使用の合法性」に関する勧告的意見を裁判所に要請した。１９９５年２月、二つの期限を定める命令が出されたが、うち一つは、裁判所への出頭権を持つ国および国連がこの問題に関連する弁論書を裁判所に提出できる期限であり、もう一つは、弁論書を提出した国および機関が他の弁論書に関して書面によるコメントを提出できる期限である。弁論書は既に多くの国から提出されている。書面によるコメントは、１９９５年９月２０日までに提出されることになっている。

76. 口頭による弁論あるいはコメントの審理を目的とする公開法廷は、１９９５年１０月３０日に開廷することになっている。かかる口頭弁論は、ＷＨＯおよび総会から提出された勧告的意見の要請に関するものである。

77. 「ガプチコボ・ナジマロシュ計画（ハンガリー／スロバキア）」に関する事件の各当事者は、所定の期限である１９９４年１２月までに反論書を提出しており、裁判所長官は、これも１２月に、両当事者による答弁書提出に係る期限を定める命令を発した。両当事者とも所定の期限内に答弁書を提出済みであり、現在では書面による手続は終了している。

78. 「カタール・バーレーン間の海上国境線画定および領土問題」に関する事件（カタール対バーレーン）について、裁判所は、１９９４年７月、サウジアラビア国王とカタールおよびバーレーン首長との間に交わされた１９８７年１２月の交換公文、並びに、１９９０年１２月２５日にドーハで署名された議事録が、当事者に権利および義務を生じさせるところの国際協定であり、これらの協定の文言によって、当事者が、紛争全体をこれに従わせる義務を負っている旨の判決を下した。裁判所は、両当事者が合同であるいは単独にこのための行動をとるための期限を、１９９４年１１月３０日と設定し、その他の問題を今後の決定に委ねた。

79. １９９５年２月、裁判所は、提出されているカタール・バーレーン間の紛争に関して自らが裁判管轄権を持っていること、裁判所が紛争の全体を付託されていること、お

よび、１９９４年１１月３０日に作成されたカタールの申請は受付可能であることを内容とする判断を下した。４月、裁判所は、この理非に関する各当事者による請願書の提出期限を定める命令を発した。

80. 「東チモール」に関する事件（ポルトガル対オーストラリア）の審理は、１９９５年１月および２月に行われた。６月３０日、裁判所は判断を示し、ポルトガルより付託されている、通称「チモール・ギャップ」の大陸棚開発に関する１９８９年１２月のオーストラリア・インドネシア間の条約に関する争訟については、インドネシアの同意がないところ、裁判所はこれに判決を下すことができないとした。

81. 「集団殺害の防止および処罰に関する条約の適用」に関する事件（ボスニア・ヘルツェゴビナ対ユーゴスラビア（セルビアおよびモンテネグロ））について、裁判所長官は、３月、ユーゴスラビア（セルビアおよびモンテネグロ）による反論書の提出期限を延長する旨の命令を行った。ユーゴスラビア（セルビアおよびモンテネグロ）は、１９９５年６月、事件の受付可能性および裁判管轄権に関して、事前の異議申立てを行った。１９９５年７月、裁判所長官は、この事前の異議申立てに対するボスニア・ヘルツェゴビナによる所見の提出期限を定める命令を出したところ、理非に関する弁論は、裁判所規則により中断された。

82. 「ロッカビーでの航空機事故より生じた１９７１年モントリオール条約の解釈および適用の問題」（リビア・アラブ共和国対英国）および「ロッカビーでの航空機事故より生じた１９７１年モントリオール条約の解釈および適用の問題」（リビア・アラブ共和国対米国）に関する事件において、被告国は、それぞれ６月１６日および２０日に、裁判所の管轄権に対する事前の異議申立てを行った。

83. １９９５年３月２８日、スペインはカナダを相手取り、１９９４年５月１２日に修正されたカナダ沿岸漁業保護法、並びに、同法に基づいて取られた一定の措置、具体的には、３月９日におけるスペイン船籍の漁船「エスタイ」号の公海上での臨検に関連する紛争につき、訴訟を提起した。４月２７日に開かれた、裁判所長官との会談において、両当事者間で結ばれた裁判手続に関する合意に鑑み、長官は、５月２日の命令によって、まず裁判所の当該紛争管轄権の問題について、書面による手続を行うべきことを決定するとともに、スペインによる請願書およびカナダによる反論書の提出に係る期限を定めた。

84. ８月９日付の書簡によって、ニュージーランド政府は、裁判所に対して、南太平洋におけるフランスの核実験に関連して、フランスを相手取って訴訟を起こす意図を正式に事前通告した。

85. 上述の新たな事件が発生しているため、法廷の審理日程は相変わらず詰まった状態となっている。これまでに述べられた事件に加えて、報告対象期間においては、以下の事件が裁判所のリストに掲げられている。

（a）ギニアビサウとセネガルの間の海上国境線画定（ギニアビサウ対セネガル）

（b）石油掘削プラットフォーム（イラン・イスラム共和国対米国）

（c）カメルーンとナイジェリアの間の陸上および海上国境（カメルーン対ナイジェリア）

86. １９９４年９月２８日のニコライ・K．タラソフ氏（ロシア連邦）の死去の結果生じた空席を埋めるために、１９９５年１月２６日、ヴラードレン・S．ベレシェーチン氏（ロシア連邦）が選任された。２月２４日のロベルト・アゴ氏（イタリア）の死去によって生じた空席は、６月２１日、ルイギ・フェラーリ・ブラヴォ氏（イタリア）の選任によって埋められた。７月１０日のロバート・ヨードール・ジェニングス卿（英国）の辞任によって生じた空席は、７月１２日、ロザリン・ヒギンズ氏（英国）の選任によって埋められた。

６．事務局

87. 私の管理計画の目的は、実績の強化、生産性の向上および費用効果の改善という特定の目標を持った、使命に導かれる結果志向の国連を作り上げることである。管理計画の基礎となるのは、私が確立した新たな責任制度である。この制度は、国連の戦略的目標の達成および立法的権限の遂行において、計画管理官を援助・支援する、新たな管理文化の創出を目指すものである。実際、新たな責任制度は、事務手続を簡素化し、分権化と委任を大幅に導入し、資源管理におけるより大きな柔軟性を可能にし、かつ、より大きな革新とイニシアチブを奨励することにより、管理官に対して管理の自由を付与するものである。

88. 五つの主要目標の第一は、職員の能力および実績の向上を伴った、人的資源管理の改善である。人的資源に係る全く新しい戦略が国連に導入されており、その後の第４９回総会でもこれは支持されている。この制度の実施は、人的資源の管理を近代化し、改革することになろう。この新しい制度の構成要素の中には、職員側と管理側で合意した作業のアウトプットおよび実績の測定に基づく、新たな作業計画策定・実績評価制度が含まれている。

89. この戦略は、国連の絶え間無く変化し、進化する役割と、広く深い技能を以て変化するニーズに段階的に対応するという要求を、相互に接近させる必要性に基づくものである。戦略には、変化する職員のニーズに見合うキャリア訓練を提供するための、共同の努

力が盛り込まれている。さらに、管理ツールとして、消耗計画を積極的に実施する必要がある。専門職および一般職の両方のカテゴリーの様々なレベルにおける職員のための早期分離計画は、多様な技能を合わせ持った適応力のある職員の育成に資することにより、事務局に対する常に変化する要請の文脈における効果および効率の改善につながるものである。最後に、労使問題の訴訟を、非公式の紛争和解プロセスあるいは時宜を得た時間節約的な仲裁手段によって置き換えることにより、審判プロセスの全体的な再編が開始されている。

90. 女性の地位向上に向けた諸目標を全般的な戦略に組み込むために、人的資源管理局は活発な努力を行っている。事前行動的でより人間を重視した人的資源開発戦略の採用は、この目標の達成に貢献している。地理的配分の対象となるポストにおける女性職員の割合は、徐々に増大しており、１９９４年６月末の３２．６％から、１９９５年７月末には３３．６％へと上昇している。この同じ期間におけるすべての昇進のうちの５１．４２％は、女性職員を対象とするものであった。

91. 第二の目標は、戦略的優先事項の判別から、かかる優先事項の達成のために資金を配分する予算プロセス、さらには、計画管理官が戦略的優先事項の達成に責任を持つような実績測定制度に至るまで、国連計画の管理を改善することである。明確な責任の分担、および、管理者のより大きな責任は、国連の基本的戦略文書である中期計画の新たなフォーマットを特徴付けている。中期計画の新フォーマットは、明確に定められた目標を規定するとともに、判別された計画とその実施を担当する部局との間の完全な適合を強調している。管理者責任のプロセスは、計画、予算および実績測定の間の連携の強化を通じて、大幅に引き締められた。財政的適合性は、計画策定および実施の各ステップにおいて達成されている。加盟国は、何がなされるべきか、誰がそれに責任を持つか、そして、何が達成されたかを、知ることができるようになったのである。

92. 第三の目標は、管理に利用する情報の改善と、その時宜を得た入手可能性である。１９９４年および１９９５年において、統合管理情報システム（ＩＭＩＳ）の開発に関する作業が継続された。ＩＭＩＳは、人的資源、財務、会計および調達などの分野における管理情報の国連内部での流れおよび利用の近代化および強化を図るものである。ＩＭＩＳプロジェクトは、一つの大規模な努力により、既存の電子データ処理システムの向上における３０年間の遅れを取り戻そうとする、野心的な試みである。このシステムは、場所に関わらず、行政任務を遂行する国連事務所すべての電子的統合に向けた、画期的な一歩である。このシステムの最初２件のリリースは、人的資源に関するものであったが、これは国連本部において完全に実施され、成功を収めた。その他、会計、財務および調達に関する

リリースは、来年中に段階的に導入され、１９９７年末までに、システム全体が全世界で作動可能となる見込みである。

93. 第四の目標は、技術の管理と、国連全体を通じたその利用可能性の拡大である。科学技術は、サービスを改善させ、費用効果を向上させる可能性を持っており、会議サービスの役割をも容易にすると思われる。通信およびネットワーク形成、テキスト処理、卓上出版、翻訳および資料検索における技術進歩は、節約をもたらした。国連通信ネットワークのさらなる拡大は、国連システム全体にとって、追加的な節約をもたらすことになろう。ユーザーの需要増大に対応するために拡充中の光ディスク・システムは、国連文書に対する容易で高速の電子アクセスを提供するものである。遠隔地からの翻訳およびテキスト処理技術は、現地で必要な職員数を削減することによって、確立された本拠地以外での会合開催のコストを減少させた。その結果、カイロ会議に同行した職員の数は、それまでの会議に比べて大幅に減少しているほか、北京会議については、翻訳者は同行しない予定である。

94. 第五の目標は、国連のコスト構造の管理改善と、費用効果のための計画の強化である。国連の効率を高めるために、予算プロセスが用いられている。１９９６－１９９７年の２ヵ年計画予算案の規模は、１９９４－１９９５年度に比べて小さくなっている。予算案には、２０１のポストの削減が盛り込まれているが、これは、平和維持、開発のための国際協力および地域協力、麻薬統制、犯罪防止、人口、人権および人道問題、並びに、内部監視などの優先領域における６６のポスト創設提案によって、部分的に相殺されている。全体的な支出の削減は、より費用効果的な権限遂行方法、作業計画の合理化および技術革新を通じて、達成されることになっている。提案された削減は、委託された活動の削減を伴わずに達成された。同時に、計画の実施における質を損なうことなしに、事務局全体で、３，５００万ドルの効率改善による節約が提案されている。

95. 効率化による節約を判別することは、現在、管理計画策定に鍵を握る構成要素となっている。本計画の第１段階は、既存の手続の簡素化、作業計画の再編、生産性の向上、コストのより低い選択肢による代替、職員必要数の合理化および間接費の削減を中心とするものであった。

96. 次なる段階は、計画遂行における重複の排除、並びに、権限を与えられていない計画および加盟国に十分な価値を返還できない計画の削除を中心とするものになろう。

97. ジョセフ・コナー行政管理担当事務次長が議長を務める効率審議会は、次年度中に、１９９６－１９９７年度予算で提案されたものを超えるコスト抑制のための重要な機会を、さらに判別することになっている。具体的には、人事、財政および購入分野における

過剰な規制手続の削除、国連本部とその他の部署の間の重複した努力の排除、および、「外部資金源」の選択肢の模索が含まれる見込みである。

98. 調達努力の透明性および公正度を高めるために、手続きの見直しが行われている。既に取られているか、初期段階にある措置としては、基礎的調達専門訓練の拡充、平和維持派遣団に対する調達権限委任の見直し、地球的なシステム／ブランケット契約の策定、販売業者登録簿の見直しおよび更新、並びに、すべての販売業者がクレームを伝えることのできるオンブズマン事務所の設置があげられる。

99. その活動一年目において、カール・セオドア・パシュケ事務次長が長を務める内部監査室は、国連に監視を行き渡らせ、効果的かつ効率的な計画管理を促進した。同室はまた、浪費、詐欺および管理ミスを発見し、その報告を行っている。私は、内部監査室の第1回年次報告の調査結果および結論が、１９９５年９月に総会に提出されることを期待している。

100. ハンス・コレル氏が長を務める法務室は、新たな国際犯罪法廷の設置から、新たな平和維持派遣団の結成およびその他の派遣団の解散に至るまで、安全保障理事会の活動の拡大および多様化の継続に関連する法律作業に多大に関与した。

101. この１年間において、法務室は、アンゴラ、グルジア、グアテマラ、ハイチ、モザンビーク、ルワンダ、ソマリア、タジキスタン、西サハラおよび旧ユーゴスラビアなどにおける、展開中の活動に関与した。同室から派遣された法務官は、これらの活動の多くにおいて、法律顧問としての役割を果たしている。

102. 法務室は、安全保障理事会決定の様々な側面の実施にも関与している。同室は、兵力地位協定および派遣団地位協定の起草および解釈を援助するとともに、活動部局に対して助言を提供した。同室は、平和維持およびその他の活動に必要となるシステム、施設、機材および役務の調達に関して、様式および手段を開発した。請負業者の権利、および、第VII章活動に起因する第三者からの請求については、特別の注意が向けられた。

103. この１年間においては、国際人道法に関連する新たな問題が発生した。法務室は、ボスニアにおける国連職員の監禁および国連軍によるボスニア人捕虜の取扱に関連して、助言と意見を提供した。西サハラにおける住民投票へ向けての進展は、住民投票キャンペーンに関する行動規範の作成における法律的援助を必要とした。

104. 法務室は、１９９３年のブルンジにおけるクーデターを調査するための国際司法委員会の設置問題、および、ブルンジにおける調査委員会あるいは真相究明委員会の設立

提案に関して、助言を行った。同室は、ルワンダのキベホにおける事件の調査を目的とした、国際調査委員会の付託条件の起案においても、援助を行った。

105. 法務室は、すべての虐殺の訴えに関する国連の調査のために一連の指針を作成することにより、１９９３年のリベリアにおける一般市民の虐殺に関する国連の調査に続いて浮き彫りになった、国連の実務におけるギャップを埋めることに貢献した。事務総長は、指針を承認し、これを公表・配付した。

106. 安全保障理事会による、旧ユーゴスラビアおよびルワンダにおける国際人道法の由々しき侵害を取り扱う国際法廷の設置は、困難で複雑な法律問題を提起した。法務室は、旧ユーゴスラビアに係る国際犯罪法廷に対して、法律および行政面での支援を提供している。法務室は、手続および証言法規の起草に関する助言を提供することにより、並びに、国連本部からの行政および財政支援のための当初予算を提供し、活動本部およびその建物の賃借契約の交渉のために現地に派遣される技術調査団の調整を行い、法廷の構成に関する報告書を作成することにより、ルワンダに関する国際犯罪法廷の発足において、中心的な役割を演じた。

107. 前回の会期において、総会は、国際法委員会によって作成された国際刑事裁判所規則案から生じる本質的・事務的諸問題を検討するために、すべての加盟国に開かれたアドホック委員会を設立した。このアドホック委員会は、１９９５年４月、初めて一連の会合を開き、裁判所の設立および構成、適用される法律および裁判管轄権、裁判管轄権の行使、裁判手続の方法（適正手続）、当事国と裁判所との関係、並びに、予算および事務を中心に討議を行った。これらの問題の検討においては一定の進展が見られた一方で、アドホック委員会は、８月１４日から２５日まで、二度目の一連の会合を開くことで合意した。同委員会の報告書は、来る第５０回総会に提出されることになっている。

108. イラク、ユーゴスラビア連邦共和国（セルビアおよびモンテネグロ）およびリビア・アラブ共和国に対して継続中の経済制裁およびその他の措置は、法務室によるモニターおよび援助、並びに、様々な制裁委員会に対する助言を必要としている。イラクに関し、法務室は、クウェートから退去させられたイラク人農民に対する補償およびクウェートの財産の返還に関するものをはじめとする、関連安保理決議によって与えられた権限の範囲に関し、助言を行っている。法務室は、請求の処理において大量の作業をこなしている、補償委員会の作業を支援しているほか、法人および政府によるさらに複雑かつ多額の請求の検討を間もなく開始することになっている。

109. 法務室は、ユーゴスラビア連邦共和国（セルビアおよびモンテネグロ）の国連シ

ステム全体への参加およびその地位に関する総会決定の実施において、一貫性を確保している。この問題が生じるのは、国際法と、微妙な問題に関する国連の政治的な決定とがかち合う場合である。

110. 法務室は、「２１世紀に向けて：国際関係の言語としての国際法」という一般テーマの下に、３月１３日から１７日までニューヨークで開催された、国連国際公法会議の組織および議題を担当した。１２６カ国から５７１名もの学者および専門家が出席したこの会議は、「国連国際法の１０年」の折り返し点に相応しいものであった。国際法学者は、国際法の段階的発展とその法典化、国際法の研究、教育および訓練、並びに、２１世紀に予想される課題などの問題につき、意見の交換を行った。

111. 法務室は、条約および条約法の技術的側面に関する助言を提供している。「事務総長に寄託された多国間条約」の情報は、毎日電子的に更新されている。国際貿易を律する法律の陳腐化および不一致は、貿易関係の維持・拡大の障害となっている。現在多くの国で進行中の経済・社会改革の成功は、国際貿易を促進する十分な法律の採択にかかっている。法務室は、国連国際商取引法委員会（ＵＮＣＩＴＲＡＬ）を援助し、近代的で調整のとれた貿易法、並びに、国際貿易を促進することを目的とした非立法的法文の作成を行っている。最近取り上げられた問題としては、独立銀行信用およびスタンド・バイ信用状に関する条約案、並びに、国際貿易における電子データ交換の利用があげられる。

112. 国連海洋法条約は、同条約の発行に次いで、国際海底機構、国際海洋法裁判所および大陸棚の限界に関する委員会の、３つの新機関の設立を規定している。法務室は、それぞれ１９９４年１１月１６日から１８日まで、および、１９９５年２月２７日から３月１７日まで、キングストンで開催された、国際海底機構第１回会議の第１部および第２部の召集・役務提供を行った。会議最後の第３部は、これもキングストンにおいて、８月７日から１８日まで開催されている。

113. １９９４年１２月６日の総会決議４９／２８によって総会から与えられた権限に従い、法務室は、国際海洋法裁判所の組織に関連して、１９９４年１１月および１９９５年５月にニューヨークで開催された、国連海洋法条約締約国会議の第１部を召集し、第１部と第２部について役務提供を行った。会議は、裁判所の設立の際に取られるべきアプローチおよび裁判所の当初の機能について合意を見た。法務室は、予算案の作成にも関与しているが、この予算案は、１９９５年１１月２７日から１２月１日までニューヨークで開催予定である、次回の締約国会議に提出されることになっている。

114. 法務室は、大陸棚の限界に関する委員会に係る準備作業を行っている。大陸棚の

定義に関連する海洋法条約の条項を検討したアドホック専門家グループの１９９３年の調査結果を受けて、法務室は、背景資料を作成し、権限ある国際機関との提携に着手しているほか、現在は、委員会の構成および作業計画を話し合うために、９月１１日から１４日までニューヨークで開催予定の専門家グループ会合を召集しているところである。

115. 「移動性・高度回遊性魚類資源に関する国連会議」は、「移動性・高度回遊性魚類資源の保全および管理に関する１９８２年１２月１０日の国連海洋法実施のための協定」をコンセンサスで採択し、８月４日にその実質作業の幕を閉じた。同会議は、１２月４日に公式の署名式を開催することを決定した。法務室は、それぞれ３月２７日から４月１２日まで、および、７月２４日から８月４日まで、ニューヨークで開催された、同会議の第５および第６会期の召集および役務提供を行っている。

116. 総会決議４９／２８に従い、法務室は、海洋法に関する情報の収集、編集および配布のためのシステムを強化し、立法および海洋政策に関する総合的なデータベースを開発するとともに、加盟国および関係国際機関に対して、各国および政府間機関から提出された情報を通知するためのシステムを設立している。

117. サミール・サンバール氏を長とする広報局は、ＵＮＤＰ、ＵＮＩＣＥＦおよびＵＮＦＰＡをはじめとする国連システムのその他の機関との専門的協力の緊密化により、資源の制約を乗り越えようとしている。

118. 国連に対する世論の理解と支援を増大させることを目指す、協調的かつ統一的情報戦略は、国連の平和維持およびその他の活動にとって、死活的な重要性を持つものとなっている。広報局は、情報プロジェクトに関する実際的な提案を作成するために、かかる実地活動において先導的な役割を果たしている各局から構成される、部局間作業部会を結成した。

119. 国連の活動に対する正確でバランスのとれた見方を伝えるために、同局は、カイロ、コペンハーゲンおよび北京で開催された最近の主要な国連会議、並びに、近々イスタンブールで開催されるハビタットIIをはじめとする、経済・社会開発に関する活動および問題を強調すべく、特別の努力を行っている。局内には、各々の会議について、関係する実質部局と協力して、合同予算の対象となる情報戦略および情報計画を策定するための焦点が設けられている。会議後のフィードバックに関する評価は、国際会議の推進に対するこの多面的アプローチの価値を示している。

120. 事務総長のブルーブック・シリーズは、同局の出版計画における新たな主要活動

となっている。このシリーズは、重要な平和活動および現代におけるその他の国際問題のうちのいくつかにおいて、国連の果たした役割を述べるものである。シリーズの各巻は、アパルトヘイトとの闘い、核兵器拡散防止の努力および人権の推進などの領域における目標を達成するために、国連が国際的な勢力、世論およびコンセンサスをどのように導いてきたかを、（事務総長による概観の形で）端的にまとめている。カンボジア、エル・サルバドルおよびモザンビークにおける平和活動は、既にブルーブックとして出版されている。１９９５年８月には、『国連と女性の地位向上』の巻が出版され、北京での第４回世界女性会議での利用に供されている。現在さらに１７巻の出版予定がある。

121. 直接のユーザーおよび再配給者に対する同局からの情報の配給は、いくつかの電子ネットワークの利用をはじめとする、近代的な科学技術によって拡充されている。例えば、インターネットでは、重要な国連の文書および出版物を含む同局のデータベースが利用できる。これらの資料は、電子形式で素早く請求者に届けられるところ、現在では１日平均で１万６，０００人のユーザーがこのデータベースを利用している。１９９５年６月２６日の、サンフランシスコでの国連憲章署名５０周年記念の際に、広報局は、ワールド・ワイド・ウェブで、「国連ホームページ」のサービスを開始した。この試験的プロジェクトは、インターネット利用者に対して、テキスト、画像および音からなるマルチメディア・サービス様式で、即時に情報を提供するものである。その内容としては、例えば、国連に関する基礎的な情報とその歴史、プレス・リリース、文書、刊行物および写真、並びに、国連本部ガイド・ツアーの図像入りハイライトがあげられる。より広い聴衆が国連文書にアクセスできるように、「国連図書情報システム（ＵＮＢＩＳプラス）」がＣＤ－ＲＯＭで制作されている。

122. ラジオは、広報局が利用できるものの中で最も費用効果的で浸透力の大きいメディアであり、同局は、国連ラジオによる全世界の電波に対するアクセスを改善している。現在のところ、１５の言語による２９の番組が、１８０カ国を超える国々の放送局に送られている。同局はまた、英語、フランス語およびスペイン語による電子ラジオニュース・サービスを運営しているが、これは、放送局による週に２回更新されるニュース番組に対するアクセスを容易にしているばかりでなく、通常の電話回線を通じてもアクセスできるようになっている。

123. 広報局は、新しい技術を利用して、テレビ視聴者の有する巨大な潜在能力を模索するという目標を達成し続けている。例えば、同局は、衛星を通じ、世界中の放送局に対し、「１年の回顧」を公用６カ国語で送信した。同番組は、潜在的に合計で３億６，０００万世帯を網羅する、２４カ国の主要放送局によって受信・放送されている。

この衛星による送信は、極めて迅速かつ費用効果的な配給経路であることが判明しており、同番組にこれまでで最も多数の聴衆をもたらした。

124. ５０周年記念との関連で、広報局は、テレビ広報の一大キャンペーンに乗り出した。国連の歴史と成果を綴る４０回シリーズの「ＵＮミニッツ」が制作されたのに加えて、クイズ形式の「Ｑ＆Ａ」シリーズも作られた。これらのテレビ広報は、ＣＮＮの国内および国際チャンネル、並びに、ニューヨーク地域の多くのチャンネルでタイム・ワーナー・ケーブル社によって、それぞれ放映されている。よって、同局は、これら２社だけでも、数百万ドルの価値をもつ放映時間を無料で獲得したことになる。

125. 広報局の地球的奉仕活動の責任の多くは、全世界の６８カ国に所在するセンターおよび施設のネットワークが担当している。これらの施設は、増大する問い合わせおよび情報請求に応じるという受動的な情報提供の役割だけでなく、その権限に応じて多種多様な接触を行うという能動的な役割も果たしている。この能動的な役割の例として、これらのセンターは、国連創設５０周年記念のための約８０カ国における国内委員会の設立において、媒介的な存在となっている。

126. ジュネーブの国連事務所は、ヴラジミール・ペトロフスキー所長の下で、ジュネーブに本拠を置く国連計画、および、人権、人道活動、貿易、開発に関する活動、並びに、主要な環境、軍縮および安全保障関連事項について、事務的および側面的支援を提供し続けている。

127. 加盟国からは、自国とジュネーブに本拠を置く専門機関および計画との協力関係を確立あるいは深化させるために、ジュネーブ国連事務所訪問の申し入れが相次いでいる。この目的で、グアテマラ、イタリア、カザフスタン、キルギスタン、リトアニア、スロベニアおよびチュニジアの７カ国の国家元首あるいは政府首脳の公式訪問が行われている。このような交流は、地域およびさらに広い範囲での同事務所の役割を強化するうえで、重要な要因となっている。

128. 地域機関との共同活動は、この１年を通じて増大している。欧州理事会、ＯＳＣＥおよび国連の参加する三者協議は、国連難民高等弁務官および人権センターを代表として、数多く開催された。この１年中には、国際赤十字委員会（ＩＣＲＣ）もこの協議に加わり、欧州における人道問題が話し合われた。

129. 地域の加盟国との対話は、国連創設５０周年記念のための国内委員会、国家レベルにおける重要な活動、および、ジュネーブの５０周年記念計画に含まれる共同プロジェ

クトの組織に貢献した。この意味で、ジュネーブ国連事務所のニーズ充足のための大規模な建設プロジェクトを含む、受入国およびジュネーブ当局との協力は、特に実り多いものであった。

130. ジュネーブ国連事務所は、ますます多くの会合を主催するようになってきている。１９９４年９月から１９９５年３月までに、１，７７５回（ジュネーブ以外で行われた１５４回を含む）の会合が通訳付きで、２，４５５回（ジュネーブ以外で行われた１０５回を含む）の会合が通訳なしで、それぞれ役務提供されている。１９９５年４月から８月までの期間については、１，３５４回（ジュネーブ以外で行われる１４８回を含む）の会合が通訳付きで、１，７６０回（ジュネーブ以外で行われる６８回を含む）の会合が通訳なしで、それぞれ開催される予定である。

131. 事務所の既存の機関に対する役務提供に加え、パレ・デ・ナシオンは、旧ユーゴスラビアに関する国際会議、賠償委員会、グルジア・アブハジア紛争の当事者間の会合、および、ルワンダに関する専門家委員会など、多くの重要な政治あるいは平和維持関連の会合の場となっている。国連多国籍企業センターおよび開発のための科学技術センターは、１９９３／９４年度にジュネーブに移転されたほか、多国籍企業委員会および開発のための科学技術委員会は、定期的に会合を開き、大量の文書を作成した。人権センターの活動の増大は、新たな委員会や作業部会の設置につながり、これらもジュネーブ国連事務所で会合を開くことになろう。こうした動向により、施設配分の慎重な管理が要求されることになろう。

132. ジュネーブ事務所は、旧ユーゴスラビアに関する国際会議、グルジア・アブハジア紛争、事務総長の仲介によるポルトガル・インドネシア間の東チモールに関する協議、イエメンに関する話合い、並びに、生物、通常および核兵器に関する討議に関係する、国連の作業に関与している。ジュネーブ事務所はまた、欧州経済委員会（ＥＣＥ）、ＵＮＣＴＡＤおよび国連賠償委員会と協力し、人権高等弁務官事務所、国連ルワンダ支援団（ＵＮＡＭＩＲ）、アフリカおよびアジアの多くの国々のために人道問題局が組織した複数の円卓会議、並びに、国連保護軍（ＵＮＰＲＯＦＯＲ）の複数の作業グループについて、支援を提供している。

133. この１年間において、ジュネーブに本部を置く機関および計画の高官および職員の代表の参加を得て、事務総長が設置した円卓会議は、防犯措置の強化および簡素化、並びに、最終的には文書量の大幅削減を目指す、文書化に対する管理強化の達成を目的とする勧告を行った。

134. ジュネーブ事務所は、事務所内の行政部門において、および、同事務所とジュネーブに所在する様々な国連の主体および計画との間で、業務の重複している領域を判別することを目的に、2件の主要な研究を行った。管理研究の第1段階は、人事および予算／財務分野における、国連本部とジュネーブの間の権限委任の拡大に結びついた。かかる委任により、業務の重複が大幅に削減されるばかりでなく、ジュネーブにおける行政行為のタイミングを改善することが可能となろう。管理研究の次なる段階は、ジュネーブにおける行政措置を最終化し、様々な主体の間の関係を決定することになろう。第2番目の研究、即ち、ジュネーブにおける将来のＩＭＩＳ導入の文脈で行われた作業の流れの分析は、ちょうど完了したところである。年末までに、再編はほぼ完了し、ジュネーブ事務所は、地域の加盟国および国連全体からの要請の増大に、より効率的に対応できるようになろう。

135. 同じくジュネーブに所在する国連訓練調査研修所（ＵＮＩＴＡＲ）は、１９９３年4月8日の総会決議４７／２２７によって要求されたところに従い、その再編プロセスを完了した。ＵＮＩＴＡＲは、今年、平和維持および予防外交、環境法および環境政策、並びに、国際法の特別研究員を含む、国際問題管理訓練計画を完了した。これに加えて、経済・社会開発管理に関するＵＮＩＴＡＲ訓練計画も再編されている。現在の計画のねらいは、特定の分野における人的資源の専門技能を向上させること、および、ＵＮＩＴＡＲの訓練イニシアチブを、多国間および二国間協力機関、とくに、国際法手段の実施の促進を担当する機関の事務局に利用させることにある。今後は、ＵＮＩＴＡＲの訓練および能力建設活動が強化される一方で、調査計画は段階的に不継続的なものとなる公算が高い。加盟国には、同研究所の長期的な継続性を確保することが望まれる。

136. ジョルジオ・ジャコメッリ氏を所長とするウィーン国連事務所は、国連薬物乱用統制基金およびジュネーブを本拠とするその他の国連活動に行政支援を提供し、犯罪防止と宇宙事業の協力に関連する機能を果たすとともに、平和維持活動に関する重要な会合の場および支援センターとなっている。１９９４年7月1日から１９９５年7月1日まで、合計２，２０９回の会合がウィーンにおいて計画され、開催されている。

137. 広範な協議の末、１９９５年4月1日から、国連工業開発機関（ＵＮＩＤＯ）とウィーン国連事務所は、会議計画、調整、並びに、言語および役務提供能力を統合させ、同事務所の管理の下に、国連会議サービスを発足させた。数多くのセミナー、訓練コースおよび技術協力プロジェクトが既に実施されているほか、その他のものも目下計画中あるいは実施中である。

138. ウィーン国連事務所の犯罪防止・刑事司法部は、犯罪防止および刑事司法の分野

における国際協力を促進し、国内犯罪および国際犯罪の両方の問題について、加盟国に援助を提供している。ウィーン事務所は、「マネー・ローンダリングおよび犯罪利益の使用の防止および統制に関する国際会議：地球的アプローチ」（１９９４年６月１８－２０日、於イタリア、クールマイユール）、「組織的国際犯罪に関する世界閣僚級会議」（１９９４年１１月２１－２３日、於イタリア、ナポリ）、並びに、「犯罪防止および犯罪者の処遇に関する第９回国連会議」（１９９５年４月２９日－５月８日、於カイロ）の組織を行っている。

139. 組織的国際犯罪に関する世界閣僚級会議は、「組織的国際犯罪防止のためのナポリ政治宣言および地球的行動計画」を採択したが、これは総会によっても、１９９４年１２月２３日の総会決議４９／１５９において承認されている。この宣言の中で、国家元首および政府首脳、刑事司法制度を担当する大臣およびその他の政府高官は、効果的な立法措置および運用可能な手段を通じて、自らの社会を組織的犯罪から守る決意を表明した。地球的行動計画は、国連が、立法措置を起案し、刑事司法担当職員に特別な訓練を施し、情報の収集、分析および交換を行うことによって、体系的な経験および専門知識の交換を含む、技術協力の提供を促進すべきことを強調した。

140. 第９回国連犯罪防止・刑事司法会議は、犯罪の新たな形態および次元、並びに、犯罪組織間の連携によって、諸国の安全および安定が脅かされており、地球的な行動が不可欠であるという認識に至った。会議は、４つの実質的議題を討議し、６回の実演・調査ワークショップを開催したが、これによって、加盟国が直接関心を有する優先的な問題のより技術的な考察が可能となった。公務員の汚職防止に関する討議は、大きな注目の的となり、数多くの勧告が出された。技術協力に関する全体会議は、これまでの進捗状況、および、活動が直面する諸問題の評価を行った。開発途上国および経済体制移行期にある諸国をはじめとする加盟国は、自らに対する国連および国際社会からの援助の必要性について議論した。

141. 犯罪防止・刑事司法部の作業は、特に開発途上国および経済体制移行期の国々のための活動および技術援助を指向している。同部は、国連の規範、基準およびモデル条約を考慮した、法の原則に基づく効果的で公正な刑事司法制度の促進に、その努力の焦点を置いた。同部は、要請に応じ、加盟国に対して、立法および刑事司法改革、刑事法典および国際条約の作成および実施、国内の刑事司法政策および戦略の計画策定および定式化、並びに、情報網およびデータベースの設置についての援助を提供した。この計画はまた、法律および刑事司法に係るインフラの整備を援助し、関係する派遣団および諸国に支援を提供することによって、国連の平和維持および平和創設活動にも貢献している。２名の地域間

アドバイザーは、様々な国々に助言サービスを提供し、ニーズ評価活動を行い、プロジェクト提案を作成した。

142. この分野における政策指導を担当する機関である、犯罪防止・刑事司法委員会は、毎年ウィーンで会合を開いている。１９９５年５月３０日から６月９日まで開催された、その第４会期において、委員会は、「犯罪防止および犯罪者の処遇に関する第９回国連会議」および「組織的国際犯罪に関する世界閣僚級会議」によって出された結論および勧告を話し合った。委員会は、国連会議の結論、並びに、閣僚級会議で採択された「ナポリ政治宣言」および「地球的行動計画」に対するフォローアップ措置を勧告した。委員会からのすべての勧告は、１９９５年６月２６日から７月２８日まで開催された実質会期において、経済社会理事会により承認された。

143. 犯罪防止・刑事司法部は、国連国際麻薬統制計画および人権センターとの間で、密接な協力を行った。同部はまた、犯罪防止および刑事司法の分野において地域間、地域および関係協力機関と、また、相互に関心を有する領域において政府間および非政府機関と、それぞれ協力・調整活動を行った。

144. １９９３年１０月にウィーン国連事務所に移転した宇宙問題室は、政治、法律、科学および技術援助の構成要素を持つ多部門計画を実施した。その宇宙応用計画を通じ、宇宙問題室は、宇宙科学および宇宙工学の様々な側面、並びに、その経済・社会開発への応用に関し、ワークショップ、訓練コースおよびシンポジウムを組織・実施した。宇宙問題室は、総会の宇宙空間平和利用委員会、その科学技術小委員会および法律小委員会、並びに、これらの下部機関のための実質的事務局としての役務を継続した。

145. 開発途上国に宇宙科学および宇宙工学の教育のための地域センターを設置しようとする宇宙問題室のイニシアチブについては、さらに進展が見られた。これらのセンターは、開発途上国の人々に対して、宇宙関連の学問および応用部門の教育および訓練を提供することになる。１９９４年、宇宙問題室は、ブラジルとメキシコが共同受入国となる、ラテンアメリカ・カリブ地域向けのセンターの設置、および、インドにおけるアジア太平洋地域向けセンター第一号の設置を決定した。１９９５年には、中東およびアフリカにおけるセンターの設置場所について、確固たる合意ができる予定である。１９９４年に、宇宙問題室は、その宇宙情報サービスを拡大し、規模は小さいながらもコンピューター・データベース能力と、インターネットにおけるゲートウェイ（所謂「ホームページ」）を含むようになった。「ホームページ」は、国連の宇宙関連事業に関する基礎データを提供するものであり、総会によって委任された広範な情報システム開発への第一歩と言える。宇宙問題室は、

第3回の国連宇宙探査・平和利用会議の召集に関する政府間委員会の準備作業に援助を提供するための計画に着手した。

146. ブレトン・ウッズ機関およびすべての国連計画を含む、専門機関の長から構成され、事務総長が議長を務める行政調整委員会は、国連システム内の機関間の効果的な協調および調整システムを設置するための主要な手段を提供している。最近のその機構再編の指針となった目標に沿って、国際社会の直面する主要な政策課題を判別し、共通の目標に向けた共同の対応およびイニシアチブを促進・組織する同委員会の能力は、段階的に強化されている。政策および管理の両方のレベルにおいて、事務総長が国連に導入を模索している改善は、システム全体のレベルにおける要求の変化に優先事項および作業方式を適応させるという、より幅広い努力の一環として追求されなければならない。よって、過去2度の会期において、行政調整委員会は、国連システム内において、より効果的な分業とより大きな活動の補完性をもたらしうる政策の検討を追求した。委員会は、ブレトン・ウッズ機関、並びに、国連の基金、計画およびその他の専門機関との協力取極を建設・強化することに、特別の注意を向けた。同じ文脈において、国別のレベルで、国家の開発努力を支援するすべての経済・社会アクターの間の効果的な調整を促進するために、委員会は、駐在調整官の能力を強化する方法および手段にも、特に注意を払った。総会によって発足した国別戦略ノートと、ブレトン・ウッズ機関による政策枠組み書との間の補完性を向上させることは、そのための鍵を握る目標と考えられている。

147. 地球的レベルにおいて、相互に連関する開発問題に関する主要会議の成果に対するフォローアップの調整を促進するための委員会の努力は、かかる会議によって生まれた新たな政策についての洞察力、優先事項およびコミットメントに基づく、国連システム内のより効果的な分業の促進を助けている。委員会内における、国連環境開発会議に対するフォローアップに関する議論の継続、並びに、その1995年2月の会期における、国際的麻薬乱用統制に関する問題の検討もまた、浮上しつつある地球的優先事項の取扱における、国連システム諸機関によるより効果的な責任の分担および相互補強的な活動の促進に貢献した。

148. アフリカの経済復興と開発は、委員会の最近の2回の会期において、主要な注目の的となった。国連の機関は、個別的にも全体的にも、アフリカの開発に高い優先度を置いてきたが、現在の程度の努力では、同地域の抱える経済・社会問題の規模に対応することができない。委員会は、多くのアフリカ諸国が直面する危機を克服するために、すべてのレベルにおいて、はるかに大きなコミットメントと資源が必要であると結論した。委員会の議長として、事務総長は、明確な目標を持った実際的なイニシアチブをさらに開発するため

に、力を結集したいっそうの努力を要請した。委員会は、具体的な一連の勧告を提示し、委員会の次の会期で承認を求めるべく、高級レベル運営委員会を設置することで合意した。このために判別された広範な計画領域は、水資源の入手可能性と管理、持続可能な食糧安全保障、人的開発および能力建設、並びに、貧困の軽減を特別に強調した、世界社会開発サミットのフォローアップを含むものである。運営委員会はまた、アフリカの開発に対する政治的・財政的支援を強化するための手段の検討を重視している。その当初の作業は、アフリカ開発に重点を置く経済社会理事会高級レベル協議の準備の際のたたき台となっている。

149. 人事管理問題に関し、委員会のメンバーは、国連システム全体における女性の地位向上の確保に対する強力なコミットメントを再確認した。最高レベルにおける管理側のコミットメントは、両性の平等の達成に不可欠であることが、一般的に合意された。委員会は、国連システムが女性の職員候補を取り扱う際の柔軟性を向上させ、その採用、勤続、昇進および機動性における障害を取り除き、支援的な環境を醸成するために、特定の措置を判別した。

150. 委員会はまた、国連職員の身の安全に影響する諸問題、および、勤務条件の改善に関連する諸問題についても話し合った。6月における行政問題に関する諮問委員会の特別会合は、行政および管理を担当するほとんどどの国連機関の高官の参加の下に、国連システム全体の管理効果を拡大するための方法を模索した。

151. １９９５年２月、すべての委員会メンバー、および、国連システム強化の方法に関して独自の検討を行った多くの有識者は、ウィーンにおいて、国連の将来に関するフォーラムを開催した。フォーラムは、新たな政治的・経済的枠組みから生じつつある地球的・地域的統治に対する要求の変化、および、これが国連に及ぼす影響、国連システムの資金調達に対する新たなアプローチ、国連システムの役割の変化が国際公務員に与える影響、並びに、国連に対する世論のイメージ、特に、国連の経済および社会関係の作業にマスコミの注意を動員・集中させるという課題について、討議を行った。

B．十分な財政基盤の確保

152. 国連の財政危機は、通常予算および平和維持活動予算の双方についての、加盟国による分担金の滞納によって、悪化の一途を辿っている。１９９５年８月１０日現在未納となっている分担金は、総額で３９億ドルに上っている。その内訳は、通常予算につき８億５，８２０万ドル（うち４億５，６１０万ドルが今年度（１９９５年）に関するもの

で、4億210万ドルが過去年度に関するもの）、平和維持活動予算につき、今年度分と過去年度分を合わせて30億ドルとなっている（図6参照）。

図6　分担金拠出状況（平和維持活動予算および通常予算）、1989－1995年*

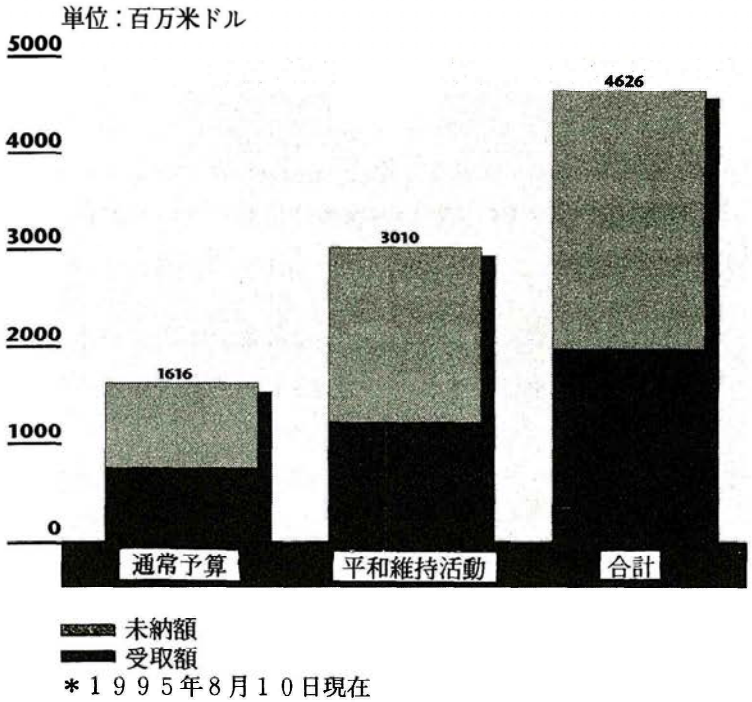

＊1995年8月10日現在

153.　それでも国連が平和維持活動を継続できているのは、軍事要員提供国に対する支払が延期されているためである。今年末までに、軍事要員提供国に対する支払未納額、および、国連による派遣隊の所有する機材についての未払額は、10億ドルの大台に達すると見られている。この状況を継続させることはできない。兵員提供国は、期限内の支払が行われないかぎり、平和維持活動への参加継続は困難である旨表明している。

154.　多くの加盟国は、分担金の支払を迅速化すべく、懸命な努力を行っているが、今年末までに相当な額の大口の追加的拠出がなければ、国連の現金残高は、危険なレベルにまで低下するであろう。特に、分担金受取の不確実性が継続する場合、かかる困難な財政状況は、国連の有効性に直接の影響を与え、その効果的な管理をよりいっそう難しくすることになる。

155.　このような現金面での諸困難に加え、総会が、加盟国に対する賦課を通じた相応

の資源提供なしに、追加的あるいは新規の活動に関する支出を認可するケースが増大していることから、国連はもう一つの深刻な問題に直面することになった。かかる活動の資金調達を行う唯一の道は、資金を持ち合わせている勘定から借入を行うことであるが、加盟国による資金提供の当初の目的となった活動を実施するために、かかる勘定が補填されるという保証は何らないところ、このような慣行は、既に困難な財政状況をさらに悪化させることになった。

156. 未納の分担金の受取状況が劇的に改善されないかぎり、分担金が手当てされていない活動を中心に、さらに支出を削減せざるを得なくなるであろう。分担金が手当てされている活動でも、加盟国によるその支払いが慢性的に滞っている場合、削減を余儀無くされることがありうる。

157. このような財政的問題にもかかわらず、委託された多くの任務の遂行において、国連の効率および有効性を改善しようという努力が続けられている。１９９６－１９９７年度の計画予算案作成においては、管理の改善に特に重点が置かれた結果、委任された活動の遂行に悪影響を与えることなく、資金の節約が可能になった。これに基づき、今年総会に提出される次年度の予算案の総額は２５億１，０００万ドル（現行レート、費用再計算前）となっており、１９９４－１９９５年度予算に比べて１０億９００万ドル、４．２%削減されている（図７参照）。１９９６－１９９７年度計画予算は、総会による承認後、国連が現在経験しているような財政的不確実性にさらされるべきではない。

158. 総会によって設置され、１９９５年１月に会合を開始した、国連の財政状況に関する開放型高級レベル作業部会は、国連に長年の望みである強固な財政基盤をもたらすべく、建設的で積極的な変革をもたらすことを目標としている。

C．創設５０周年

159. この１年間において、国連創設５０周年記念準備委員会の作業は、１９９５年１０月２２日から２４日まで国連本部で開催予定の、国連憲章発効５０周年に際した特別記念総会の準備を中心とするものになった。準備委員会はまた、国連創設５０周年記念事務局が行っている記念計画の進捗状況のモニターも継続した。準備委員会は、９月初旬、その総会に対する報告の一部として、創設５０周年に当たって国連を支持する宣言を採択することにより、その作業を完結する予定である。

図7　１９９４－１９９５年度修正予算

単位：千米ドル

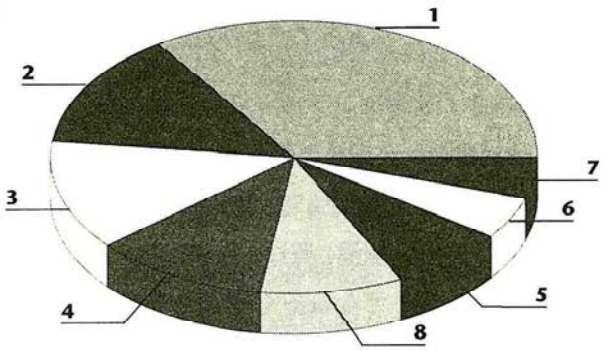

1．行政および管理（８９６，８２１ドル）
2．職員査定（３５７，７９８ドル）
3．開発のための地域協力（３３９，３３３ドル）
4．開発のための国際協力（３０７，２５４ドル）
5．政治問題および平和維持活動（１９８，３３８ドル）
6．人権および人道問題（１３２，６６６ドル）
7．広報（１３１，４３３ドル）
8．その他（２４４，６２９ドル）

160.　ギリアン・マーティン・ソーレンセン氏を長とする国連創設５０周年記念事務局は、野心的で地球的な記念活動・商品計画の開発および実施を継続した。創設５０周年記念について判別された目標は、国連についてのよりバランスのとれたイメージを醸成すること、特に若年層および非従来型の聴衆の間で、その支持者を拡大すること、国連の作業に関する全世界の教育を改善すること、並びに、国連が常に増大する需要を充足できる立場に立てるよう、世論の支持を動員することである。これらの目標に沿って、５０周年記念事務局は、鍵を握る計画領域におけるプロジェクトを開発・実施したが、その中でも、教育およびコミュニケーションは優先事項となっている。

161.　教育活動には、小中高校向けの教材の開発、および、６つの公用語すべてにおけるその配布が含まれている。途上国における無償配布、および、「グローバル・ティーチ・イン」（国連に関する授業を行うべく指定された１日あるいは１週間）の一環としてのその他の言語への翻訳については、多額の資金が利用できるようになっている。ＵＮＥＳＣＯとの協力により、いくつかの国際教育会議において、教材および地球的ティーチ・インに関するワークショップが行われている。専門機関および計画とのその他の協力プロジェクトは、青少年および教員に重点を置いた。「未来へのパスポート」は、７歳から１４歳までの

数百万人の青少年を、「地球市民」として登録するものである。このパスポートは、青少年に対して、自らの地域コミュニティーに参加し、環境、人権、平和といった、世界で最も差し迫った課題のいくつかに関わることによって、より良い未来に対する関心を示すことを呼びかけるものである。

162. コミュニケーション活動は、公用6カ国語でのビデオ、ラジオおよび印刷物を通じた、国際的広報キャンペーンを含むものである。このキャンペーンは、世論に対して、民主化と非植民地化、女性と開発、環境、保健、難民、平和維持および食糧安全保障の分野におけるものをはじめとする、国連システムの多くの成果を知らせることを目的としている。ビデオは、世界の8つの地域出身のディレクターによって制作され、世界中のテレビおよび航空会社、並びに、学校において放映されている。印刷物およびラジオのキャンペーンについては、全加盟国の放送局および出版社に配給が行われているところである。マルチメディアによる展示は、国連本部および地域事務所、並びに、専門機関の本部で行われている。出版物としては、図像入りの国連の歴史「ビジョン－国連の５０年」、および、青少年によって青少年のために書かれた「私達の手の中の世界」と題する国連に関する本があげられる。

163. すべての計画活動における重点は、幅広い参加の達成におかれている。国連創設５０周年記念事務局は、各加盟国におけるすべての活動を実施・宣伝できる立場にないところ、加盟国、地域の国連事務所および非政府機関によって形成された５０周年記念委員会に対して、これらおよびその他の活動の実施を奨励・支援すべく、多大な努力が行われている。合計で１４５カ国の国々が、国内委員会を設置し、地元での大がかりな記念行事を数多く開催している。５０周年記念事務局は、情報資料を提供し、地方および国レベルの両方における活動開発を指導・支援し、地球的レベルで実施されている活動を補完するための特定の活動を勧告することにより、これらの国内委員会と密接な協力を行っている。４０カ国以上の加盟国が、国連創設５０周年記念コインを発行しているほか、事実上すべての郵政当局は、国連創設５０周年記念切手を発行している。

164. ５０周年記念事務局はまた、会議およびセミナー、コンサート、美術展、並びに、その他の文化的・庶民的行事を含む、適切な記念行事の開発において、（国連本部事務所を受け入れている諸都市を含む）多くの都市との協力作業を行っている。その数多くの都市の中でも、サンフランシスコにおいては、国連憲章署名５０周年を記念するために、無数の活動が組織された。

165. 広報キャンペーンに加えて、国連創設５０周年記念事務局は、幅広い情報商品の

開発を続けたが、これらは、国内委員会、国連情報センター、国連現地事務所、常設代表部、国連協会、学界および国際ニュース・メディア、並びに、一般大衆に対して、広く配給されている。かかる商品としては、視聴覚編集物のほかに、国連５０周年ニュースレター、最新のプレス・キット、国連創設５０周年に関する１６ページの情報パンフレット、コンピューター・ネットワークを通じて入手できる５０周年に関する情報、および、広報局と共同で出版されている数多くの情報パンフレットがあげられる。

166. 全般的に、記念計画の開発に必要とされる資金は、全世界の５０周年記念支援者およびプロジェクト・スポンサーからの民間セクター支援によって確保された。コイン計画からのロイヤルティー収入は、教育およびコミュニケーション活動のために、多大な収入をもたらしている。５０周年記念腕時計からも、追加的な収入が得られている。

167. 国連協会およびその他の非政府機関は、芸術プロジェクト、小論文コンテストおよび模擬国連計画等の、若年層向けの教育計画、会議および活動などを通じ、創設５０周年に当たって国連の作業およびその継続的意義に対する世論の理解を広めるための努力を支援した。また、これらの機関の多く、特に、国連協会は、国連創設５０周年記念のために設立された国内委員会のメンバーとして積極的に参加し、加盟国国内における記念計画の手配を行っている。さらに、国連創設５０周年記念特別総会との関連で、１０月中旬、国連の作業における非政府機関の役割を検討するために、１日間の非政府機関プログラムを組織する計画がある。

D．国連大学（ＵＮＵ）

168. 国連大学（ＵＮＵ）管理理事会は、１９９４年１１月下旬から１２月初旬にかけ、アクラにおいて、第４１会期を開催した。理事会は、エイトール・グルグリーノ・デソウザ学長の率いる国連大学の有効性をさらに向上させ、国連の調査イニシアチブおよび調査活動における同大学の役割およびインパクトを強化するための提案を検討した。新たな学術イニシアチブに関する提案のいくつかは、理事会によって承認された。就中、理事会は、ヨルダン政府の財政的支援を得て、ＵＮＵ国際指導者アカデミーをアンマンに設置することを決定した。

169. ＵＮＥＳＣＯ事務局長および国連事務総長は、その６年の任期が１９９５年５月３１日を以て満了した１１名の理事会メンバーに代わるべく、新たなメンバーを任命した。

170. １９９５年は、ＵＮＵの学術活動開始２０周年に当たるとともに、第２次中期展

望（１９９０－１９９５年）の下に実施されているＵＮＵの研究、訓練および配給活動の６年目、即ち、最後の年でもある。よって、今後の６年間について、大学の第３次中期展望（１９９６－２００１年）の準備過程が開始されている。そのため、大学は、急速に変化する地球的環境において、国際的教育機関および国連の自治機関としてのその機関目標の焦点をより尖鋭にするための第一歩として、任務陳述書を作成している。

171. その４１会期において、大学理事会は、２１世紀に向けた大学の計画的開発目標を定める、機関戦略書を承認した。これに加え、理事会は、理事会内部評価グループによる評価報告書の検討も行った。報告書は、大学に対し、国連の研究に関するイニシアチブおよび活動において指導的・調整的役割を担うこと、並びに、大学の学術計画全体の一貫性改善のための行動を取ることを求めている。評価は、ＵＮＵの研究、訓練および特別研究員に関するイニシアテブのよりよい統合と、ＵＮＵ刊行物のより効果的な配給の必要性を強調するものとなっている。報告書によるもう一つの重要な勧告は、大学の学術計画、並びに、研究・訓練センターおよび計画の調整機構としてのその重要な機能において、ＵＮＵセンターをさらに強化することである。理事会は、評価報告書、並びに、機関戦略書および任務陳述書の本質的な構成要素が、大学の第３次中期展望作成過程におけるさらなるステップとして統合されるよう要請した。

172. １９９４年９月１日から１９９５年８月１０日までの期間において、７２回のＵＮＵ学術会合が全世界で開催されている。１９９５年８月１０日現在、５８名のＵＮＵ大学院レベルの研修員が、全世界の協力機関での訓練プログラムに登録されている。訓練領域には、食糧と栄養、地熱エネルギー、遠隔探知法、生物工学およびマイクロコンピューター技術が含まれている。１９９４年において、訓練の５７％が開発途上国の研究機関で行われており、４３％が先進国の研究機関で行われている。１９７６年以来、１００カ国を超える国々からの１，３４０名の特別研究員が国連大学で訓練を受けているほか、さらに２，３００名がＵＮＵのワークショップおよびセミナーで訓練を受けている。現在まで、３００冊の本、５冊の科学雑誌および数多くの調査・研究書が、ＵＮＵの研究活動から生まれている。

173. 普遍的な人間の価値と地球的責任、世界経済の新たな方向づけ、地球的生命支持システムの持続、科学技術における進歩、および、人口動態学および人類の福祉という、ＵＮＵの第２次中期展望によって判別された５つのプログラムの中で、研究が継続されている。

174. 国連大学は、開発途上国における人間開発および能力建設に特に重点を置く、環

境面で持続可能な開発に関する計画（ＵＮＵアジェンダ２１）を進展させた。環境管理に関する一連の大学院レベルの教育および能力建設活動は、東京で開始され、インド及びタイの協力研究機関でも行われている。

175. 国連大学はまた、いかなる形態の廃棄物をも伴わない生産を容易にする技術革新の成果を追求するために、民間企業、産業政策決定者および研究者を結集した、大規模な長期研究努力、所謂「排出ゼロ研究イニシアチブ」を発足させた。この地球的・学際的研究計画の設計および実施に関して、支援の動員と情報交換を行うために、大学は、１９９５年４月初旬、その東京の本部において、第１回排出ゼロ世界会議を開催した。この世界会議は、日本から行われた最初の多地点インターネット・ビデオ会議であり、アジア、ヨーロッパおよび北米の学識者および政財界指導者を結び、約１００カ国の広範な聴衆にアクセスを可能とするものになった。

176. 国連の作業に関連する長期的イニシアチブの開発をさらに行うため、学長は、「ＵＮＵ平和、安全保障および地球的統治への課題」の作成を援助する、特別諮問チームを召集した。諮問チームは、倫理、民主主義と統治、人権、統治の司法的ツール、および、平和と集団安全保障のためのメカニズムなどの主題を中心とした、５ヵ年計画の提案を行った。これらのメカニズムには、予防外交、集団安全保障体制、平和維持、紛争終結後の措置および軍縮が含まれている。同計画は、現在実施中である。

177. 国連大学は、国連システムとの相互作用を強化し続けており、その作業の成果が、国連の討議および通常の活動に活用されることを確保すべく、集中的な一致団結した努力を行っている。大学は、国際人口開発会議および世界社会開発サミットの準備過程で提出されるべき政策文書を作成した。第４回世界女性会議、ハビタットIIおよびＵＮＣＴＡＤ第９会期については、実質的な貢献が計画あるいは進展中である。国連大学はまた、地雷除去技術、アフリカにおける平和維持およびラテンアメリカにおける地域安全保障の問題に関する研究を通じ、国連事務局を支援する研究努力を強化している。

178. 国連大学は、『ラテンアメリカの脆弱な熱帯：環境変化の持続可能な管理』、『中東における国際水域：チグリス・ユーフラテスからナイルまで』、『中東和平のための水資源管理：代替的戦略』、『ヨルダン河岸の水政学：稀少な水資源とそのアラブ・イスラエル紛争へのインパクト』、『多湿熱帯における土壌資源の持続可能な管理』、『海洋統治：持続可能な海洋開発』、『持続可能性に向けた事業運営』、『文化、開発および民主主義：知識層の役割』、『地球的変容：国家システムへの挑戦』、『国家、社会および国連システム：多角主義に関する展望の変化』、『国連システム：加盟国の政治学』、『軍縮：冷戦後の時代に

おける経済的意義」、『巨大都市の成長と未来」、『地球的雇用：将来の労働に関する国際的調査」、並びに、『開発過程についての新たな地球環境の出現」を含む、数多くの政策指向の研究書を制作している。

179. １９９４年９月１日から１９９５年８月１０日まで、ＵＮＵは、寄付基金、活動および特別計画拠出金の形で、約１，９９０万ドルを受け取った。にもかかわらず、大学は、その寄付基金からの投資収益の減少および限られた資金を求める競争の激化により、資金的な制約に直面している。この１０年間において、通常の拠出金、および、ひもなしあるいは用途非限定の資金の調達は、ますます困難になってきている。

III. 平和の礎：開発、人道活動および人権

A. 「開発への課題」の実行

180. 3年前、第47回総会は、「開発への課題」の策定過程に着手した。それ以来、政府間レベルにおいても、事務局によっても、その策定に大きな努力が注がれている。

181. 1994年11月、総会に対する報告（A／49／665）において、私は、「開発への課題」に関する4つの主要な勧告を提示し、第49回総会における加盟国による討議を要請した。

182. これらの勧告とはすなわち、（a）我々の時代における最も重要で広範囲な任務として開発を認識すべきこと、（b）開発は、多くの次元において（平和、経済、環境保護、社会的正義および民主主義の文脈において）捉えられなければならない一方で、その核心においては、人類の福祉改善、貧困、飢餓、疾病および無知の除去、生産的雇用の確保、並びに、将来の世代を通じて持続可能な方法における全ての人々の優先的ニーズの充足に係るものでなければならないこと、（c）開発の優先度および諸次元について出来上がりつつあるコンセンサスは、国際協力のための新たな枠組みの中で明確に反映されるべきであること、（d）開発協力のためのこの新しい枠組みの中において、国連は、政策の指導および運営の双方において、重要な役割を果たさなければならないこと、の4つである。

183. 私はさらに、世界開発協力のための新たな枠組み作りの必要性を概観したが、これには、国内および国際的レベルにおける支援活動、並びに、すべてのレベルにおいて比類のない地球的ネットワークを有する国連を中心とした、強力で効果的な多角的システムが必要となる。国連は、開発に影響を与えるあらゆる側面において、認識を喚起し、コンセンサスを打ち立て、政策に関する情報を提供するとともに、全世界における無数の公共および民間の努力を合理化し、調和させることができる。国連、その専門機関およびブレトン・ウッズ機関の間の協力関係の改善は、この新しい枠組みにおける重要な要素となるべきである。

184. 総会は、「開発への課題」におけるこれらすべての側面を統合するうえで、第一義的な責任を有している。そのねらいは、国連システムの開発事業における一貫性及び総合性の改善に資するような、矛盾のない政策指導を提供することとすべきである。これは、その第二および第三委員会の作業方法の慎重な再検討により、かかる調和のとれた政策指導を行う総会の能力を強化することによって、これらの委員会における討議が、重要な政策

課題およびそれらの相互補完性の向上に焦点を絞れるようにすることを意味する。第二に、再活性化された経済社会理事会は、調和的・総合的政策の採択につながる勧告に総会の注意を喚起することにより、総会を援助することができよう。これらの中心的な機関およびブレトン・ウッズ機関と、国連の基金およびプログラム、並びに、専門機関との関係は、国別レベルにおける協力の緊密化および共同活動につながる、共有された目標と共通の目的の上に築かれうるものである。

185. １９９５年６月にカナダのハリファックスで開催された主要先進７カ国首脳会議、および、１９９５年４月にインドネシアのバンドンで開催された非同盟諸国調整局閣僚会議における最近の声明は、国際社会が、政治レベルにおいて、国際的に合意された目標の実現に向けて一斉に活動する、強力な国連システムの出現を、強く望んでいることを意味している。国連の通常の活動をより効率的・効果的にするための努力は、国連が開発過程を支援できる特別な資産および力を持っている分野を判別することから始まる。共通の理想と目的があれば、国連の活動における協調と統合を確保することができる。

186. この問題は、１９９５年７月、経済社会理事会の調整協議の中で取り上げられた。開発に関する政策の一貫性および通常活動の調整を確保するうえで事務総長を補佐するＵＮＤＰ総裁は、私の要請に応じ、機関間レベルにおける会議のフォローアップとして制度化することにより、国家、地域および本部レベルにおけるテーマ別の機関間タスクフォースを通じ、国連システム全体を動員することのできる調整メカニズムに関し、国連高官の間での協議過程を開始した。

187. 第４９回総会会期中、加盟国は、１９９２年１２月２２日の総会決議４７／１８１および１９９３年１２月２１日の総会決議４８／１６６、１９９４年経済社会理事会実質会期の高級レベル協議の結果、第４９回総会会期中に開催された高級レベル協議において各代表から表明された見解、並びに、開発に関する世界公聴会の概要および加盟国その他の当事者から提示された提案に鑑み、行動指向で包括的な開発への課題をさらに吟味するために、開放型作業部会の設置を決定した。

188. 作業部会は、第５０回総会閉幕までに、その作業の進捗状況に関する報告を総会に提出するよう要求された。１９９０年以降に開催された主要国連会議および同年以降に調印された協定の目標およびコミットメントの総目録、並びに、その実施状況の評価は、作業部会の第１会期の後に、事務局から作業部会に提出された。この資料は、１９９４年１２月１９日の決議４９／１２６において既に判別されていた背景情報を補完するものであった。

189. １９９５年５月１５日から２６日まで開催された作業部会の第２会期中、各国政府は、公式会合において、「開発への課題」の構造および内容に関し、その見解を提示したが、その前後には、中間協議が行われた。作業部会は、「開発への課題」の構造に関してコンセンサスに至り、今後開催予定の最後となる第３会期においてその本文の作成を行うための手順を決定した。３章からなる取り敢えずの包括的構造が採択されたが、うち第１章は諸目標の設定に当てられ、第２章においては、課題の大部分の提示、政策枠組みの課題の提供、並びに、開発のための優先的行動および実行手段の判別が行われるほか、第３章においては、国際的な諸問題およびフォローアップを取り扱うことになっている。

B．地球的開発活動

１．本部事務局の部局

190. 政策調整・持続可能開発局は、ニティン・デサイ局長の下、経済社会理事会およびその下部機関に付与された調整および政策決定の取りまとめの役割、並びに、総会の第二および第三委員会に対して、支援を提供している。政策の開発および実施において、経済、社会および環境面における関心の統合を確保することは、同局の構造および権限の根底をなす重要な目標である。

191. 総会の招請により、１９９５年３月６日から１２日まで、コペンハーゲンにおいて、世界社会開発サミットが開催され、貧困を撲滅し、生産的な雇用を拡大し、失業を減少させ、社会的統合を強化する緊急かつ普遍的な必要性が討議された。同サミットは、世界各国の政府に対して、その政策の根本的関心として、個人、家族およびコミュニティーの福祉に対するコミットメントを再確認しつつ、地球的開発の社会的側面および国際関係の社会的影響に優先度を与えるための刺激を与えた。

192. 社会開発サミットは、各国の国家元首および政府首脳が集うこれまでで最大の会議となった。「社会開発に関するコペンハーゲン宣言および行動計画」を生んだこの会議には、１８７カ国が参加したが、うち１１７カ国については、国家元首あるいは政府首脳が代表を務めている。さらに、８１１の非政府機関から２，３１５名の代表が会議に加わり、人民によるイニシアチブの活力および多様性を表現豊かに示すとともに、政府と市民社会のアクターとの間のパートナーシップの更新および強化のための基盤を築いた。サミットの準備およびその権限に従って着手された活動には、事実上国連システムの部局、機関、計画および事務所の全体が関与し、それらの間、並びに、加盟国および非政府機関との間に、協調関係が醸成された。

193. 「貧困撲滅のための国際年」（１９９６年）の挙行は、コペンハーゲンにおいて行われた誓約の実行に絶好の機会を提供するものである。各国は、同年中に、特定の目標を作成し、貧困との闘いのための国家戦略を準備することが望まれる。

194. 「国際家族年」（１９９４年）は、世界中で、社会政策の客体および主体としての家族に対する政治的アプローチを著しく進展させることになった。地球的、国家的および個人的レベルにおいて、平和、人権、民主主義、持続可能な開発および社会的進歩、並びに、女性、子どもおよびその他の伝統的に恵まれない社会構成員の持続的地位向上を達成するための努力と不可分の一体をなすものとして、家族を支援し、家族における積極的な変革をもたらすことの重要性に対し、より大きな認識が与えられている。「国際家族年」を記念して、家族を支援する数多くの地方、国家および国際レベルの活動が、１５０カ国以上の政府、並びに、様々な非政府、コミュニティーおよび政府間機関によって手配されている。かかる努力は、地域委員会を含む、３４の国連機関の支援活動によって、効果的に増強されている。

195. 第４９回総会会期中の１９９４年１０月に開催された世界家族会議は、総会が家族の問題のみを討議する最初の機会となった。会議自体は、民主的な家族と家族に優しい社会を推進することが、個人および社会にとって最善の利益であるとする信念の高まりを伝えることになった。私は、第５０回総会に対して、「国際家族年」の挙行に関する詳細な報告書を、その長期的フォローアップに関する具体的提案とともに提出する予定である。

196. １９９２年６月の国連環境開発会議を受け、環境および開発事項に関して事務総長に独立の助言を提供するために設置された、「持続的開発に関する高級レベル諮問委員会」は、１９９４年１０月１７日から２１日まで、その第３回会合を開催した。委員会は、（ａ）増大する世界人口のための持続可能な食糧安全保障、（ｂ）国際貿易および環境政策の間の相互補強の必要性、（ｃ）持続可能性に関する価値観に基づいた教育、並びに、（ｄ）持続可能な開発のための新たな同盟を作り上げる方法、という４つの問題を検討した。委員会副議長は、持続可能開発委員会第３会期に対して、その協議において、および、私との協議によって達した結論を通知した。行政調整委員会の持続可能な開発に関する機関間委員会は、１９９５年２月および７月に会合を開いた。加盟国は、国連環境開発会議に対するフォローアップ、および、持続可能開発委員会の作業が、協調的・協力的な様態で国連システムを結集するものであるという事実に関して、特別な評価を表明するとともに、機関間委員会に対して強力な支援を与えた。

197. １９９４年５月の、「開発途上小島嶼国の持続的な開発に関するバルバドス宣言

および行動計画」の採択以来、かかる国家に特有の経済、社会および環境面における関心に係る作業プログラムに対するフォローアップのための努力が本格化した。地域委員会を含む国連システムの諸機関、および、多くの非政府機関の間には、この点における共同の協調的活動に対する関心が高まっている。１９９５年５月、政策調整・持続可能開発局は、これらの機関および小島嶼国同盟の代表による会議を開催し、バルバドス取極の実施状況について話し合った。これらの取極に定められた目標の達成は、「アジェンダ２１」自体と同様、財政的制約、並びに、持続可能な開発のための効果的な技術移転における諸困難によって、妨げられ続けている。

198. アフリカ・後発開発途上国特別調整官室は、事務総長のアフリカ開発高級レベル審議会による要請に応じ、１９９５年１月１６日および１７日、非政府機関およびアフリカ開発に関する高級レベル・ブレインストーミング・ワークショップを開催した。調整官室は、１９９３年１２月２３日の総会決議４８／２１４によって要求されるところに従い、審議会の結論および勧告に関するパンフレットを作成した。各国および機関に対する情報提供に加えて、同調整官室は、アフリカの危機的経済情勢、復興および開発に関する国連機関間タスクフォース作業部会の第６回会合を含む、１９９１年１２月１８日の総会決議４６／１５１によって採択された「１９９０年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」に関する活動の調整を行った。

199. １９９５年経済社会委員会高級レベル協議のために作成された、「１９９０年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」の実施を含む、私のアフリカ開発に関する報告は、アフリカ開発にとって死活的な鍵を握る政策問題を判別し、アフリカの人々の生活を向上させるためにアフリカ諸国および国際社会ができることに関する具体的な勧告を行っている。私の報告はまた、新課題の実施における進歩および諸困難の分析も行っている。

200. 調整官室は、アフリカ開発銀行における一次産品多様化ファシリティーの設立に関する交渉において、援助国およびアフリカ諸国に対し、実質的な援助を提供したが、その結果、１９９４年１２月２３日の総会決議４９／１４２は、アフリカ開発基金に参加する国に対し、アフリカ諸国における一次産品多様化のためのプロジェクトおよび計画の準備段階の資金調達において、十分な初期拠出を検討するよう要請した。調整官室は、関心領域に関する定期的なブリーフィングを行ったほか、ＵＮＤＰ、並びに、日本およびインドネシア政府と共同で、アフリカ開発に関する東京国際会議のフォローアップとして、１９９４年１２月、インドネシアのバンドンにおいて、アジア・アフリカ・フォーラムを開催した。同調整官室はまた、開発支援・管理サービス局およびＵＮＤＰとともに、国連本部において、アフリカにおけるインフォーマル・セクター開発に関する国際ワークショップ

を開催した。調整官室は、ＯＡＵを含む、数多くの政府間およびその他の会合に参加している。

201. 砂漠化防止条約の暫定事務局は、１９９４年１０月１４日および１５日、パリにおいて、「特にアフリカにおける、深刻な旱魃や砂漠化を経験している諸国の砂漠化防止国連条約」を、署名のために開放した。１９９５年７月現在、条約調印国の数は１０６カ国に達し、うち２カ国は条約の批准も完了している。１９９４年１２月２３日の総会決議４９／２３４に従い、「特にアフリカにおける、深刻な旱魃や砂漠化を経験している諸国の砂漠化防止国際条約」策定のための政府間交渉委員会は、１９９５年１月９日から１９日まで、その第６会期を開催し、同条約発効から１２カ月以内に開催されることになっている第１回締約国会議までの暫定期間に係る作業計画を採択した。政府間交渉委員会は、アフリカのための緊急行動決議実施第１会期の下地を、これに関する情報交換および進捗状況の検討、並びに、その他の地域における行動の促進を通じて作り上げるために、２つの作業部会を設置した。同委員会によるこの作業段階は、１９９５年８月７日から１８日までナイロビで開催された、その第７会期において着手されている。

202. 地方レベルの重要なアクターの関心を喚起し、その条約実施への完全な参加を可能とするために、アフリカの様々な地域で被害を受けている２０カ国において、「認識の日」が設けられている。南、東および西アフリカのサブ地域レベルにおいては、妥当な行動計画の準備を促進するため、セミナーも開催されている。１９９４年１２月１９日の総会決議４９／１１５に従い、６月１７日には、「世界砂漠化・干ばつ防止の日」を記念して、セミナー、展示会および刊行物の出版を含む数多くの活動が、様々な国において行われた。

203. 「国連気候変動枠組み条約」の第１回締約国会議は、１９９５年３月２８日から４月７日まで、ベルリンにおいて開催された。同会議は、（地球温暖化とその気候に対するインパクトの問題に関する多国間交渉の開始からわずか４年後において）条約の効果的実施の促進に必要なプロセスを緒に付けることを目的としたものである。締約国会議が、条約の実施による持続可能な開発への貢献の可能性を完全に認識したうえで、コンセンサスによって、大気中への温室ガスの排出を安全な限度内に抑えることを目的とした努力を進める旨の合意に達したことは、国際社会にとっての名誉である。

204. ジャン・クロード・ミルロン氏を局長とする、経済社会情報・政策分析局は、経済、人口、社会および環境関連のデータの生成および作成、並びに、各国および地域の開発戦略および開発動向の分析を、国連において第一義的に担当するユニットである。同局はまた、開発途上国による統計および人口分野のプロジェクトに、技術的支援を提供している。

205. 経済社会情報・政策分析局の基盤は、その広範な統計出版物計画であるが、これは本年においても継続された。『統計年鑑』のほか、出版されている年鑑としては、『人口年鑑』、『工業商品統計年鑑』、『国民所得統計年鑑』および『エネルギー統計年鑑』がある。より周期の短い刊行物としては、『統計月報』、『一次産品貿易統計』および『人口・重要統計報告』があげられる。第４回世界女性会議への貢献として、同局は、『世界の女性：動向と統計』１９９５年版を完成した。１２の国連の事務所および機関の協力の産物であるこの第２版は、多くの新しいデータを提示するだけでなく、包括的で十分な質の性別統計の作成のためにさらに必要な作業を強調している。

206. この１年においては、その他の領域における新たな統計概念および方法論の開発および実施において、同局の作業はさらなる進展を見た。１９９３年国民所得統計システムは、国連、ＥＵ、ＩＭＦ、世界銀行および経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の間の協力の産物である。このシステムの採用以来、同局は、主要開発途上国におけるその実施に関して、地域委員会およびその他の機関との緊密な協力作業を行っている。この１年間において、同局は、１９９３年国民所得統計システムの概念および実務、並びに、経済体制移行期にある諸国における同国民所得統計システムの利用に関し、セミナーを実施している。

207. 同局は、国際機関および各国と協力して、国際貿易統計に関する国際的概念および定義の修正案を完成させた。これに加えて、統計委員会は、２月２７日から３月３日までニューヨークで開催された、その第２８会期において、同局が収集する環境指標の国際的な集計を承認した。持続可能開発委員会およびその事務局との密接な協力は、その持続可能な開発指標との比較対照性を保証することになろう。環境・経済統合会計の領域においては、同局によって開発された枠組みが、国連環境計画（ＵＮＥＰ）およびＵＮＤＰの支援を得て、いくつかの国別プロジェクトでテストされているところである。統計委員会はまた、１９９５－２００４年の期間を、「２０００年世界人口・住宅調査の１０年」として指定した。この領域において、同局は、戸籍および生活統計に関するその作業を継続した。

208. 人口の分野における同局の作業は、１９９４年９月５日から１３日までカイロで開催された国際人口開発会議の成功により、１９９４年の終わりにかけて、新たなはずみを与えられた。同局は、ＵＮＦＰＡと協力して、会議の実質的な準備を行った。この会議を受けて、総会は、１９９４年１２月１９日の決議４９／１２８において、再活性化された人口開発委員会が、カイロで採択された行動計画実施状況のモニター、検討および評価を担当すべきことを決定した。同局は、人口開発委員会の事務局を務めている。人口開発委員会は、２月２１日から３月２日までの第２８会期において、同局が、行動計画によってカバーされる広範な領域のモニターおよび評価を担当する能力を持つ主体であることを確認し

た。同局はまた、事務総長から、１９９４年１２月１９日の総会決議４９／１２７によって要求された、国際的な移住および開発に関する報告作成の任務を与えられた。１９９５年経済社会理事会実質会期に提出されたこの報告書は、関連する本質的な問題を取り扱うばかりでなく、国連移住・開発会議開催の目標および様式に関連する諸側面をも含むものとなった。

209. 同局は、全世界の国々に関する公式の国連人口統計である「世界人口見通し」１９９４年版を完成させた。このデータの持つ高い国際的価値を反映するように、世界銀行は、今後、人口統計については国連のみに依拠することを表明した。人口の分野における同局の研究は、避妊、女性の教育と出産行動、中絶、都市化、人口政策、国際移民政策、女性移民の立場およびＨＩＶ／ＡＩＤＳ感染などを取り扱っている。これらの研究の過程で行われた作業の多くは、カイロ行動計画の討議に貢献している。

210. 世界の経済・社会状況をモニターするその責任における新たな側面として、同局は、「１９９５年世界経済・社会調査」を制作した。世界の経済状況およびその短期的な見通しの分析、並びに、主要な地球的政策課題の検討に加え、「調査」は、世界における経済・社会変革のより長期的な側面のいくつかについても、検討を加えている。「調査」を改善するための継続的努力の一環として、その１９９５年版は、全世界における経済・社会政策の議論に、より大きな注意を向けている。学界および一般大衆に対して、世界社会開発サミットの背景となる問題に関する情報を提供するための並行的な努力として、同局は、サミットに先駆け、『１９９０年代における世界の社会情勢』を出版した。

211. 同局は、７０カ国を超える国々の国際経済研究ネットワークであるプロジェクトＬＩＮＫの下で、開発の予測および見通しに関する研究を行った。この１年間において、同局は、スペインのサラマンカにおいて１回、ニューヨークにおいて１回の計２回、このネットワークの会合を召集し、総会および経済社会理事会のための短期経済予測の作成を援助した。そのより長期的な分析の一環として、同局は、第５０回総会向けに、「２０００年以降の世界経済全般の社会的・経済的見通し」の最新版を作成した。同局は、債務危機、開発の資金源、強制的経済措置、および、安全保障理事会の課す制裁によって影響を受ける国々に対する経済援助に関するその作業を継続した。同局はまた、これらの主題の各々について、第５０回総会向けの報告書を作成している。

212. 最近進展してきている新たな開発思想に対応して総会から委任されたところに従い、同局は、市場の力へのより大きな依存が開発目標の達成に貢献できる方法に重点を置き、ミクロ経済問題に関するその研究・分析能力を拡大している。この作業には、雇用、科

学技術、および、環境的な目標の達成と、公共サービスの提供の両方を目的とした、市場に基づくメカニズムの利用に関連する研究が含まれている。同局は、開発途上国および経済体制移行期にある諸国に対し、主として人口および統計の分野において、活動および技術上の援助を提供し続けたが、その資金のほとんどは、ＵＮＤＰおよびＵＮＦＰＡから提供されている。かかる措置は、この１年間を通じて１００件を超える技術協力プロジェクトに適用されたが、国別戦略ノート等の事項については、そのメリットに応じ、駐在調整官を通じて追加的な援助が提供されている。

213. 同局は、公式の文書および発表以外の手段を通じて、情報および分析を提供する努力を継続した。利害を同じくする他者との交流を促進するために、同局は、セミナーを開催し、一連の作業ペーパーを発行するとともに、電子手段による情報の伝達を引き続き増大させている。１９９５年、『国連統計年報』は、従来の文書形式とともに、再びＣＤ－ＲＯＭでも発行されている。「女性指標・統計データベース（ウィスタット）」の第３版も、同様にＣＤ－ＲＯＭ形式で利用できるほか、「データベース・ロケーター」（国際的コンピューター・データベースの目録）は、フロッピー・ディスクで発売されている。さらに、本年発売された『世界人口見通し』および『世界都市化見通し』の１９９４年版は、同局の人口情報ネットワークを通じ、インターネット利用者がオンラインでアクセスできるようになっており、国際人口開発会議の期間においては、盛んに利用された。同会議の公式文書、および、全体会議における声明は、このネットワークで入手できるようになっており、会議開催中には２万８，０００件を超える請求を取り扱った。

214. 経済・社会情報の入手可能性改善努力の一環として、同局は、地域委員会と協力して、経済・社会情報の収集、加工、蓄積、交換および配給を一括して管理する新システムの検討を続けている。「国連経済・社会情報システム」と題された同プロジェクトの第２段階は、１９９５年に開始され、国民所得統計および試作技術の開発などの主要な試験的領域における同システムの中心的要素の実施に重点を置いている。

215. チャオジュ・ジ氏を局長とする開発支援・管理サービス局は、開発途上国および経済体制移行期にある諸国に対し、統合的開発および公的管理の幅広い分野における技術援助を提供することにより、これら各国の政府が、開発を可能とする環境を整えられるようにする責任を負っている。

216. 鉱物資源の計画および管理について、開発支援・サービス局は、１９９４年、インドおよびパキスタンにおいて、探査および採鉱への外国投資に関する国際円卓会議を組織した。これらの会議の目的は、かかる国々における工業に関する新たな政策および規制を

外国投資家に周知徹底させること、鉱業部門の開発への投資を奨励すること、両国政府に対して鉱業界の期待および鉱業投資奨励策成功への要素を知らせること、並びに、その結果として、相互に満足と報酬の得られる鉱業投資政策に到達することにあった。会議は、両国において、具体的な合弁投資事業の発足をもたらした。開発支援・サービス局はまた、天然資源開発に関する環境ガイドラインの採択の必要性が「アジェンダ２１」で強調されたことを受けて、鉱業活動に関する環境ガイドラインを策定した。

217. 国別レベルにおける水資源に関する活動は、地域経済委員会との共同計画の利用を通じ、サブ地域および地域的イニシアチブに拡大した。この作業は、国際水域、並びに、オカバンゴ川およびチャド湖流域において最近発足した地球環境ファシリティーのイニシアチブのための基礎を準備するという、追加的恩恵をもたらした。また、詳細な実施に係る経験は、持続可能開発委員会の要請によって着手され、現在進行中の地球的淡水評価のための経験的基礎も提供した。

218. 鉱物資源および水資源の両方に関する情報交換は、開発支援・サービス局が天然資源委員会に対して提供する実質的な役務によって、促進されている。同局の制作する季刊の技術雑誌である『天然資源フォーラム』もまた、アイデアの普及に貢献している。

219. 開発支援・サービス局は、アフリカのエネルギー部門における深刻な問題に対処するための広範な努力について、アフリカ開発銀行の「アフリカ・エネルギー計画」との協力を行っている。１９９４年、同局は、国、サブ地域および地域レベルにおいて、エネルギー部門の利点と弱点をよりよく特徴づけるため、アフリカ１７カ国のエネルギー機関の研究を行った。この作業から生まれた重要な勧告は、ＯＡＵ、アフリカ経済委員会（ＥＣＡ）および開発支援・サービス局の支援を得て、アフリカ開発銀行内にアフリカのエネルギー問題を担当する部署を設置すべきというものであった。現在は、アフリカ開発銀行の「アフリカ・エネルギー計画」と合同で、行動計画が策定されているところである。

220. 開発支援・サービス局は、地球環境ファシリティーの資金提供により、ジンバブエにおいて７００万ドルのプロジェクトを実施したが、このプロジェクトは、十分な太陽エネルギーを有するその他の国々に対して、モデルを提供するものである。プロジェクトは、ジンバブエの農村部における太陽エネルギー発電普及の持続可能なモデルを提供することにより、地球温暖化の問題に対処するものであるが、この地方においては、世帯主に自家太陽発電システムの購入を可能にすることを目的に、既存の金融機関が低利融資を提供しており、金銭的に利用可能な自家太陽発電照明システムについて、広範な商業市場が発達しつつある。

221. 国連石炭メタン開発・利用国際会議は、１９９５年１０月、北京で開催予定である。同会議の第一の目標は、国内の石炭層メタン資源の開発促進に関する法規制の枠組みを開発するうえで、各国政府を援助することにある。会議は、中国において現在進行中の石炭層メタン回収プロジェクトの現状および潜在的可能性を審査することになっている。中国の炭鉱は、メタンガスの漏出率が高いという特徴を持っているところ、それによる大気汚染の危険と、坑夫の安全および炭鉱の生産性に対する由々しきリスクが懸念されている。この問題の対処への助力を行うため、国連は、採鉱作業の前後および最中における石炭層メタンの回収を目的とした１，０００万ドルのプロジェクトを通じ、中国を援助している。地球環境ファシリティーが資金を提供し、開発支援・サービス局が実施機関となっているこの計画は、すべてのタイプのガス回収、および、ガス利用のための様々な選択肢の実行可能性を検討するものである。さらに、チベット地域の地熱資源の開発については、イタリア政府による３００万ドルの供託資金拠出により、もう一つのプロジェクトが存在している。このプロジェクトは、制度建設および人的資源の訓練につながるものであるが、プロジェクト実施中における中国、および、海外の双方に稗益するものである。このプロジェクトはまた、近い将来に実現されるべき大規模投資をも視野に入れたものである。

222. １９９４年６月に始まった合同計画策定活動に従って、開発支援・サービス局が、地域委員会と協力して実施した先行プロジェクトとしては、ラテン・アメリカおよびカリブ経済委員会（ＥＣＬＡＣ）と合同の地熱プロジェクト、中央アジア諸国における水資源の国際的管理を取り扱う能力建設プロジェクト、および、自営坑夫の訓練を目的としたＥＣＡからの小規模鉱業に関する提案があげられる。

223. 開発支援・サービス局は、世界社会開発サミットにおいて明言された優先事項に従い、社会開発政策および貧困緩和の領域において、各国政府に対する支援を強化するために、いくつかの段階的措置を取った。中でもアフリカは特に関心の対象となっている。社会的な弱者グループ、および、保健、教育等の社会部門におけるサービス提供に対して、国家的経済調整計画がマイナスの影響を及ぼす可能性を抑えるために、同局は、かかる計画の社会的影響を監視するシステムを開発した。このシステムは、アルジェリア、カメルーン、コートジボアール、ガボン、セネガルおよびチュニジアにおけるプロジェクトに導入されている。１９９５年６月、同局は、政策調整・持続可能開発局およびＵＮＤＰと共同で、国連本部において、アフリカのインフォーマル・セクター開発に関するワークショップを開催した。各国政府、国連システム、並びに、非政府機関および学究機関から参加した専門家は、経験および見通しについて討論を行った。

224. 行政および財政の分野について、開発支援・サービス局は、中央および地方レベ

ルでの行政・管理制度の開発、財政管理能力の強化、公共企業体改革および民間企業育成の実施、並びに、関連する情報技術の改善において、各国政府に援助を行っている。例えば、ベトナムにおいて、同局は、政府の総合行政計画、特に、公務員管理の改善に係る要素に対して、技術的サービスを提供しているところである。

225. 開発支援・サービス局は、政府の主要機関を援助するためのコンピューター情報システムの設立を完了した。この公共セクター計画・管理情報システムは、計量分析、国家予算の作成およびモデル設計、債務計画の作成、並びに、投資計画の策定およびモニターを容易にするものである。このシステムは、一部の国において既に実証されており、要請があれば設置できる状態になっている。

226. 政府機能の改善に関する総会の討議のたたき台を作ることは、7月31日から8月11日まで国連本部で同局が開催した、全世界の50名を超える専門家会合の焦点となった。専門家による討議の議題には、政策開発、行政再編、公務員制度改革、社会開発促進における行政の役割、財政管理、紛争後における政府機構の復興および再建、公共／民間セクターの相互作用、並びに、開発計画管理における行政の役割が含まれた。会合による勧告は、今年中に開催される経済社会理事会の再開会期において、検討されることになっている。

227. 世界中における局地的紛争の勃発が、平和と人的状況改善の間の相互依存および相互作用に脚光を当てる中、今日の政府は、しばしば、紛争の終結以前からその人的・行政的インフラの再建を始めなければならなくなっている。技術的、人的・制度的能力の回復および司法制度の再興のためのルワンダに対する援助、イエメンの上下水道設備の強化、ボスニア・ヘルツェゴビナのための復興・開発計画の策定、並びに、ハイチの行政機構の再生における開発支援・サービス局の作業はすべて、国連がかかる認識に基づいて活動している例である。

228. 紛争後の復興戦略に関するよりよい意見交換を促進するために、開発支援・サービス局は、6月、オーストリア政府の支援を得て、オーストリア平和・紛争解決センターと協力し、オーストリアで専門家会議を開催した。この非公式会合には、数カ国の政府に加え、多数の国連部局および機関、非政府機関、並びに、学究機関からの代表が参加した。この会合の結論、および、紛争後に可能な平和建設活動の一覧表を含むその他の文書は、公表されている。

229. 地図作成の分野において、開発支援・サービス局は、第13回国連アジア太平洋地域地図作成会議によって提示された勧告の実施を続けている。会議は、国連に対して、ア

ジア太平洋地域における調査および地図・海図作成活動を支援すること、並びに、同地域の後発開発途上国および開発途上小島嶼国による会議の作業への参加を容易にすることを要請している。

2．国連貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）

230. カルロス・フォルティン事務局長代理の下、この１年間におけるＵＮＣＴＡＤの作業は、貿易開発委員会およびその下部機関の第４１会期、貿易効率に関する国連国際シンポジウム、並びに、第９回国連貿易開発会議の準備過程が中心となった。私は、ＵＮＣＴＡＤ事務局長にルーベンス・リクペロ氏の任命を提案し、総会にその承認を求めた。同氏は、１９９５年９月１５日から事務局長に就任することになっている。

231. この１年間において、貿易開発委員会は、多角的貿易交渉のウルグアイ・ラウンド最終協定の予備的分析および評価を行った。ＵＮＣＴＡＤ加盟国は、開発途上国がこれらの新たな機会を最大限に利用できる能力を強化し、悪影響を受ける可能性のある国々に関する帰結を緩和するための措置を勧告するうえで、ウルグアイ・ラウンド後においてＵＮＣＴＡＤの果たしうる役割の重要性を認識した。ＵＮＣＴＡＤおよび世界貿易機関の各々の役割および機能は、より明確に区別された。

232. ＵＮＣＴＡＤはまた、１９９４年５月の「カルタヘナ誓約」の中期的検討中に行われた決定の実施を開始した。９月の第４１回貿易開発委員会第１部におけるＵＮＣＴＡＤ創設３０周年記念式典は、加盟国にとって、自らのＵＮＣＴＡＤに対する完全な支援を再確認し、その将来の方向性に目を向ける機会となった。さらに、１９９６年春に開催予定の第９回ＵＮＣＴＡＤ会議に係る準備プロセスは、協力の精神において、また、同会議が革新的・行動志向的方法で国際社会の抱える経済問題に取り組むべきであるという信念に基づき、着手された。

233. 貿易開発委員会は、１９９４年９月、その第４１会期第１部において、加盟国が、ＵＮＣＴＡＤの第一義的開発目標に対するコミットメントを再確認するとともに、開発途上国をはじめとするすべての国々の経済・開発問題に取り組むことによって、同機関、および、地球的な開発のためのパートナーシップを強化するうえでのその重要な役割に対する政治的支援の強化に努めるとする旨の宣言を採択した。

234. 相互依存に関する貿易開発委員会の討議は、「１９９４年貿易開発報告」に基づいて行われた。委員会は、東アジアにおける成長と開発の経験を吟味したが、その結果、東アジアにおいては、急成長を遂げた一部の国および地域ではより自由主義的な政策が取ら

れる一方で、いくつかの国の政府は、積極的な介入主義的役割を成功させているなど、経験の相違に大きな幅があるという結論に達した。

235. 貿易開発委員会は、ＵＮＣＴＡＤの技術協力活動の政策的再検討を締めくくるに当たり、同機関による技術協力が、開発途上国および経済体制移行期にある諸国によって高く評価されているほか、ここ数年においては援助国および援助機関からの支援も増大していることに留意した。これに従い、委員会は、ＵＮＣＴＡＤの技術協力を強化する必要性を強調した。

236. １９９５年３月の第４１会期第２部において、貿易開発委員会は、貿易政策、構造調整および経済改革について、並びに、「１９９０年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」の実行に対するＵＮＣＴＡＤの貢献について合意された結論を支持した。委員会はまた、「１９９０年代後発開発途上国のための行動計画」の実施状況の中期的検討を行うために、９月に予定されている高級レベル政府間会合の準備活動についても合意した。さらに委員会は、持続可能な開発に関するＵＮＣＴＡＤの作業の政策的検討も行った。貿易政策、構造調整および経済改革については、数多くの結論について広範な意見の一致が見られた。委員会は、各国政府が構造調整に対して積極的なアプローチを取るべきであると結論した。構造調整にとって好ましい政策枠組みがあれば、ウルグアイ・ラウンドにおける合意の効果的な実施、今後の民主化に対する抵抗の削減、および、市場アクセス改善に関する将来の交渉に向けた各国経済のより良い準備を容易にすることができよう。

237. 第９回ＵＮＣＴＡＤ会議の準備において、貿易開発委員会は、会議の暫定的議題に関する合意に到った。第９回会議のテーマは、「世界経済の国際化および自由化の中における成長と持続可能な開発の促進」となる予定である。南アフリカ政府は、原則的に、会議の開催国となる申し出を行うことを決定した旨明らかにした。加盟国は、同会議をアフリカで開催することの重要性を強調し、会議受入国としての南アフリカに対し、その全面的な支援を表明した。

238. 「国連貿易効率国際シンポジウム」は、１９９４年１０月１７日から２１日まで、オハイオ州のコロンバスで開催された。このシンポジウム、並びに、これと並行して開催された、「地球経営者貿易サミット」、「地球市長サミット」および「世界貿易効率・技術展」の各行事には、公共セクターおよび民間セクター双方から２，０００名以上の政策決定者が参加した。シンポジウムの議長は、米国の商務長官がこれを務めた。民間セクターおよび地方政府の過去に例を見ない関与により、シンポジウムは、国際貿易の直面する問題のいくつかに実際的な解決をもたらすための、独特な話合いの場となった。シンポジウムは、

「コロンバス閣僚宣言」を採択し、地球的貿易拠点ネットワークを発足させた。これらの文書は、一体として、２１世紀における効率的な国際貿易の青写真となるものである。

239. 一次産品常設委員会は、１９９４年１０月３１日から１１月４日まで、その第３会期を開催した。その合意された結論の中で、委員会は、ＵＮＣＴＡＤに対し、生態学的外部経済の国際化の理論的・実際的側面を優先しながら、一次産品の競争力を改善する方途の分析を継続するよう要請した。ＵＮＣＴＡＤは、その傘下で、数多くの一次産品関連の会合を開催した。１９９４年１月、第４回国連熱帯木材会議は、国際熱帯木材協定を採択した。１９９４年１２月３１日現在、この新しい協定には、既に１２カ国が調印し、１カ国が正式に加盟しているが、その発効のための条件は未だ満たされていない。１９９４年１０月の第２回国連天然ゴム会議の終了時において、後続協定の６７カ条のうち、５３カ条について原則合意が得られていた。天然ゴム会議は、１９９５年２月、ＵＮＣＴＡＤの傘下において、第３会期を開催し、その作業を再開したが、世界の天然ゴム貿易のほぼ９０％を占める３１カ国の参加を得た同会議は、価格の安定化を目的とした、「１９９５年国際天然ゴム協定」を採択した。この新協定は、１９９５年４月１日、国連本部において、調印のために開放された。その他、ＵＮＣＴＡＤ傘下における一次産品関連の会合としては、鉄鉱石およびタングステンに関するものが開催されている。

240. 開発途上国間経済協力常設委員会は、１９９４年１１月１４日から１８日まで、その第２会期を開いた。委員会は、開発途上国の間での経済協力を促進するために、一連の勧告を確認した。さらに、委員会は、就中、開発途上国が、貿易自由化を、生産、投資、運輸・通信、マーケティングおよび流通、並びに、貿易情報の分野におけるその他の措置と結び付ける戦略を採用すべきである旨結論した。地域的統合措置における貿易自由化体制の効果の拡大、および、南南貿易の増大のための措置については、特別な注意を向けるべきである。

241. １９９４年１０月２４日から２８日まで開催された、制限的商慣行に関する政府間専門家グループ第１３会期を終えるに当たり、競争に関する専門家は、１９９５年１１月に予定されている、「制限的商慣行の統制に関する一連の多国間で合意された衡平な原則および規則の全側面を検討するための第３回国連会議」の準備プロセスをスタートさせた。ＵＮＣＴＡＤ事務局によって作成された主要文書は、開発途上国およびその他の諸国の経済改革における競争政策の役割を取り扱っている。政府間専門家グループは、１９９５年３月６日から１０日まで、その第１４会期を開催した。独占禁止専門家は、競争に係る法律および政策の領域における多国間協力の強化のために、多くの提案を行った。

242. １９９４年５月の第４０回貿易開発委員会再開第２部における決定に従って設立された、３つの新しいアドホック作業部会は、その作業を開始した。貿易、環境および開発に関するアドホック作業部会は、１９９４年１１月２８日から１２月２日まで、その第１会期を開催した。同作業部会は、エコ・ラベル表示および生態系適合証明プログラムに関する協力、並びに、環境にやさしい商品のための市場機会を検討した。この第１会期においては、エコ・レベル表示における透明性改善の重要性、並びに、貿易および開発にインパクトを及ぼす環境基準の策定への開発途上国のより密接な関与の必要性が強調された。

243. 開発における企業の役割に関するアドホック作業部会は、１９９５年４月３日から７日まで、その第１会期を開催し、中小企業の開発を中心に討議を行った。同作業部会は、企業家精神の育成を可能にする環境を醸成する上での国家の役割、並びに、中小企業をはじめとする企業の存続可能な開発を検討した。

244. 国際投資・多国籍企業委員会は、４月２４日から２８日まで、その第２１会期を開催したが、これは、貿易開発委員会の下部機関としては最初の会期となった。委員会は、最近の外国直接投資の動向を検討し、かかる投資の誘致方法に関する経験の交換を行った。

245. １９９４年、ＵＮＣＴＡＤの技術協力費は、約２，２００万ドルに上った。最大の資金源は相変わらずＵＮＤＰであるが、近年における他の援助主体からの拠出の増大傾向は継続している。この計画の一環として、ＵＮＣＴＡＤは、ウルグアイ・ラウンドの成果の評価、および、関税・貿易一般協定／世界貿易機関における交渉の対象となる新たな問題への準備について、多くの国々に支援を行っている。競争政策、貿易と環境の連関、および、一般特恵制度の利用を含む、いくつかの貿易政策の側面については、引き続き援助が提供された。ＵＮＣＴＡＤの訓練計画であるＴＲＡＩＮＦＯＲＴＲＡＤＥの下では、いくつかの新たなパッケージが開発・実施されている。一次産品の領域においては、リスク管理手段の利用に特別の注意が向けられた。

246. 多国籍企業および科学技術に関連する国連の活動が、ＵＮＣＴＡＤへ移管されたことに伴い、外国投資に関する助言サービス等、対応する技術協力計画は、ＵＮＣＴＡＤの技術協力と不可分の一体を成すことになった。債務の管理および分析に関するＵＮＣＴＡＤのソフトウェアは拡充され、数多くの国々に設置された。ＵＮＣＴＡＤはまた、海運、港湾管理（特にソマリアにおいて）および積み荷追跡の領域においても、各国に支援の提供を続けたが、その際の訓練は、ほとんどの場合、ＴＲＡＩＮＭＡＲ計画を通じて提供されている。ＵＮＣＴＡＤの行った最大の計画は、ＡＳＹＣＵＤＡと呼ばれる、税関の

近代化およびコンピューター化に関する計画であった。世界貿易効率シンポジウムの準備過程およびフォローアップ過程に沿って、貿易拠点の設置に際し、数多くの国々に支援と助言が提供されている。

247. ５月４日の第１０執行会期において、貿易開発委員会は、国際貿易関連の議題に上っている新たに発生しつつある諸問題につき、第９回ＵＮＣＴＡＤ会議の準備過程において、適切な探究的作業が行われるべきことで合意した。３つのカテゴリーの問題が判別されている。第一のカテゴリーは、国内政策の調和を要求する問題からなる。これらの問題には、投資・競争政策および労働基準が含まれている。第二のカテゴリーには、地球的な政策目標における一貫性の欠如に関する懸念を反映する問題が含まれている。第三のカテゴリーは、各国、特に後発開発途上国およびその他の経済力の弱い国々の、効果的に国家目標を追求する能力に影響を与える問題からなる。

248. 開発のための科学技術委員会は、５月１５日から２４日まで、その第２会期を開催した。（同委員会は、経済社会理事会の下部機関ではあるが、ＵＮＣＴＡＤが国連における科学技術活動の中心機関として指定されたことから、現在ではジュネーブで会合を開いている。）同会期において委員会が検討した議題には、低所得層の基礎的ニーズの充足を助けるための科学技術の利用、科学技術に対する女性のアクセスの改善、および、持続可能な土地管理慣行へ向けての科学技術の利用が含まれている。委員会は、今後２年間におけるその作業計画の重点を、最近における情報技術の発達、並びに、経済成長、社会的結合力、文化的価値および社会全体に対するその意義に置くことを決定した。

249. 「開発途上国サービス・セクター：海運」に関する常設委員会は、６月６日から９日まで、その第３会期を開催し、開発途上国および経済体制移行期にある諸国の海運、港湾および多形式輸送における競争力向上のための政策について、その進捗状況の検討を行った。特に、ＵＮＣＴＡＤが海運、港湾および多形式輸送の分野における開発途上国の管理能力向上を目指して行っているＴＲＡＩＮＭＡＲ計画については、主要な援助国からの支援の確約が得られた。高度積み荷情報システムの開発におけるＵＮＣＴＡＤの役割も賞賛された。同会期は、第９回ＵＮＣＴＡＤ会議前の最後のものとなるところ、委員会は、１９９２年以降に行われた作業の回顧を行った。委員会は、第９回会議までの期間にＵＮＣＴＡＤによって取り上げられるべき一連の補完的活動を設定するとともに、同会議においてさらに討議されるべき議題の提案を行った。

250. 貿易、環境および開発に関するアドホック作業部会は、６月６日から９日まで、その第２会期を開催し、市場アクセスおよび競争力に対する環境政策の影響を検討した。

ＵＮＣＴＡＤ事務局は、環境保護のために貿易関連の措置に代わるものとして用いられうる積極的な措置の概略を、１０月に開催予定の作業部会次回会合において検討できるように作成するよう要請された。

251. 貧困緩和に関する常設委員会は、６月１２日から１６日まで、その第３会期を開催し、国際貿易および公的開発援助を通じて貧困を軽減するための、国内的・国際的措置の判別を行った。同会期は、第９回ＵＮＣＴＡＤ会議前の最後のものとなるため、委員会は、１９９２年以降に委員会の実施した作業の回顧を行うとともに、第９回会議が、ＵＮＣＴＡＤにおける貧困軽減の取組みのための既存の政府間機構の形態の妥当性如何、或いは、何らかの代替的措置の検討可能性の如何を検討すべきことを提案した。貧困および社会的疎外の拡大は、第９回会議における中心的議題となる予定である。

252. ＵＮＤＰおよび国連地域経済委員会との協力により、ＵＮＣＴＡＤは、１９９３年１２月２１日の総会決議４８／１６９に従い、「内陸部および中継地点にある開発途上国のためのシンポジウム」を開催した。同シンポジウムの目標は、移行期にあるセクターにおける現状の活動、行政、規制および制度面での枠組みの弱点を分析すること、並びに、国内、二国間、サブ地域および国際レベルにおける今後の活動の方向性を提案することにあった。参加国は、国際社会の支援を得て、中継輸送に関する協力のための地球的枠組みを開発することに合意した。ＵＮＣＴＡＤは、中継回廊別の諮問グループを招集して、国内およびサブ地域レベルでの活動に関する優先領域を判別するとともに、合意された措置の実施に関する枠組みを設置することを要請されている。６月１９日から２２日には、内陸部および中継地点にある開発途上国からの政府専門家による会合が開催され、シンポジウムによる勧告が広範な支持を集めた。

253. 開発途上国間の経済協力に関する常設委員会は、６月１９日から２３日まで、その第３会期を開催し、通貨、金融、投資および企業に関する協力を拡大・深化するための方策を話し合った。合意された結論には、開発途上国間における金融・通貨協力、並びに、投資および企業レベルでの協力に関する提案が含まれている。

３．国連環境計画（ＵＮＥＰ）

254. エリザベス・ダウズウェル氏を事務局長とするＵＮＥＰは、１９９２年６月に国連環境開発会議によって採択された「アジェンダ２１」の環境的側面の実施を追求している。

255. １９９４年５月の第１７会期において、ＵＮＥＰ管理理事会は、環境開発会議か

ら生じた国際的な環境課題の変化に対応するために、同計画の焦点および優先事項、並びに、その他の協力者との関係を根本的に変える必要性を認識した。

256. 組織的計画枠組みに基づく１９９４－１９９５年度作業計画の実施に加え、ＵＮＥＰは、１９９６－１９９７年度について、総合的アプローチに基づき、新たな焦点を備えた計画を策定するために、１９９４年１０月から１９９５年２月まで、各国政府および高級レベル・アドバイザーとの協議を開催した。

257. 第１８回ＵＮＥＰ管理理事会によって承認されたところの、１９９６－１９９７年度に関する新総合計画は、（ａ）天然資源の持続可能な管理と利用、（ｂ）持続可能な生産と消費、（ｃ）環境的健康および福祉のための環境改善、並びに、（ｄ）グローバリゼーションの動向と環境という、４つの主要な環境の課題に取り組むものである。

258. ＵＮＥＰのＵＮＤＰとの協力は、２つの協定の調印によって進展を見ている。その一つは国際的情報交換に関するものであり、もう一つは砂漠化防止のための新しいパートナーシップに関するものである。３月、ＵＮＥＰと国際自然・天然資源保全連盟は、資源保全および持続可能な開発における長年の全世界的協力をさらに強化すべく、パートナーシップ協定に調印した。この協定は、地域レベルにおける協力を促進することにより、ＵＮＥＰおよび同連盟の地理的に分散した環境問題への対応能力を増大させることになろう。

259. この１年間における最近の重要な動きの一つに、ＵＮＤＰ、ＵＮＥＰおよび世界銀行が共同で運用する地球環境ファシリティーの再編後の業務開始があげられる。地球環境ファシリティーの内部において、ＵＮＥＰは、科学技術の開発の媒介となり、環境管理を促進・実施することになろう。

260. ４月、事務局長により、科学技術諮問委員会が設置された。ＵＮＥＰはまた、化学品、難民、農業開発および環境技術の領域においても、その他の主要なグループと協力を行っている。

261. ＵＮＥＰは、国際労働機関（ＩＬＯ）、国連食糧農業機関（ＦＡＯ）、ＷＨＯ、ＵＮＩＤＯおよびＯＥＣＤとともに、化学品および化学廃棄物に関する協調および情報交換を拡大させることを目的として、化学品の健全管理のための機関間計画を発足させた。これとともに、ＵＮＥＰは、民間の化学工業セクターの積極的な協力を得て、「化学品の国際貿易における倫理規範」を発行した。ＵＮＥＰは、有毒化学品の管理におけるその役割を拡大し、国際環境法の開発を進展させることを要請された。さらに、国連環境計画管理理事

会は、事務局長に対し、ＦＡＯと協力して、「一定の危険化学品の国際貿易に関する事前のインフォームド・コンセント条約」に関する交渉を開始する権限を与えた。ＵＮＥＰはまた、５月にサンサルバドルで開催された、「危険廃棄物の国際的移動およびその処分の統制に関するバーゼル条約」の中米・カリブ地域における実施に係る地域セミナーに参加した。このセミナーは、バーゼル条約によって提案された訓練および技術移転に関するサブ地域センターにおける、よりきれいな生産活動を、どのように組み入れるかに関し、価値のある議論を生み出した。

262. 国連人間居住センター（ハビタット）と協力して、ＵＮＥＰは、ルワンダに対し、内戦および大規模な難民の移動によってもたらされた環境的損害の問題に取り組むための援助を提供した。

263. ＵＮＥＰは、世界銀行、ＦＡＯおよびＵＮＤＰとともに、国際農業研究諮問グループによる、持続可能な農業開発の新たな課題に挑戦する努力を支援している。ＵＮＥＰは、植物の遺伝的資源に関する多角的システムの開発に参加している。諮問グループの共同スポンサーとして、ＵＮＥＰは、第２回生物多様性条約締約国会議に至る交渉過程に関する情報提供を要請されている。

264. ＵＮＥＰ環境技術センターは、１９９４年９月に活動を開始した。日本の大阪府および滋賀県に設置された同センターは、技術移転において開発途上国を援助し、都市部における環境問題、並びに、淡水湖および貯水池の管理に関連する諸問題を解決すべく活動を行っている。阪神大地震に際し、同センターは、緊急医療チームを援助する職員を提供することによって対応を行った。

265. 第１回ジェンダーと環境に関するＵＮＥＰ国際セミナーは、１９９５年４月に開催され、持続可能な開発の達成における男性と女性の間の責任の共有を求めるとともに、北京における第４回世界女性会議に対し、政策声明作成のための材料を提供した。

266. ＵＮＥＰは、海洋環境を陸上の活動から守るために提案されている地球的行動計画について、事務局の役割を務めることを申し出た。行動計画は、３月に開催された政府専門家会合によって再検討された。専門家会合は、分解しにくい有機汚染物質による汚染を減少・消滅させる必要性を認識した。地球的行動計画の最終案は、１０月および１１月の政府間会合に提出・採択されることになっている。

267. １９９２年の国連環境開発会議以降における、ＵＮＥＰの商業・投資銀行セクターとの作業は、主要保険会社との新たな提携関係をもたらした。１９９５年３月、

ＵＮＥＰは、商業銀行と環境に関する諮問グループ会合で、銀行セクターにおける責任ある持続可能な開発政策・実務の育成を継続することを目的に、新たなパートナーシップの形成を宣言した。ＵＮＥＰは、国際スポーツ競技会において環境保護を促進するため、国際オリンピック委員会との協定に調印した。国際環境法・開発基金とともに、ＵＮＥＰは、ロンドンにおいて、責任と補償に関する第１回目の会合を開催したが、同会合には、国連、各国政府および学界から、専門家が出席した。

268. ＵＮＥＰは、環境関連の条約の事務局に対して、科学的・事務的支援を提供している。アフリカの野生生物の国際的な密輸を減少させ、最終的には消滅させることを目的とした、「野生動植物の非合法貿易取締りのための共同執行活動に関するルサカ協定」は、東部および南部アフリカ６カ国によって、１９９４年９月に締結された。「特にアフリカにおける、深刻な旱魃や砂漠化を経験している国々の砂漠化防止国連国際条約」は、認識の喚起、並びに、砂漠化防止計画の策定および実施における、ＵＮＥＰの本質的な役割を規定している。１９９４年１１月および１２月に開催された、第１回生物多様性条約締約国会議は、同条約の常設事務局の受入機関として、ＵＮＥＰを選んだ。ＵＮＥＰは、「アジェンダ２１」に対するその対応の一環として、全世界で生物工学の安全な利用を推進するための計画を発足させた。「絶滅のおそれのある野生動植物の国際貿易に関する条約」の傘下に、同条約が樹木の保護にどのように関わるべきかを研究するため、３月、木材作業部会が設置された。

269. 第１回国連気候変動枠組み条約締約国会議は、３月および４月に開催された。ＵＮＥＰは、同条約の成功を確保するためには強力な研究基盤が必要であると考えるところ、ＦＡＯと協力関係にある政府間気候変動委員会、ＵＮＥＳＣＯの国際海洋学委員会、世界気象機関（ＷＭＯ）および国際科学連盟理事会とともに、そのための中心的な役割を果たしている。「オゾン層保護に関するウィーン条約」の、「オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書」を批准した国々から参加した３００名を超える専門家は、５月８日から１２日にナイロビで開催された１週間の会合において、同条約の可能な修正および調整の提案を大きく前進させた。１９８７年の発効以降、「モントリオール議定書」の見直しが行われたのはこれが２回目となるが、この会合は、１９９５年１２月にウィーンで開かれる同議定書締約国会合までに解決されるべき多くのオゾン層関連の問題に対策を見出そうとする、国際社会の決意を示すものとなった。最終的な勧告は、１９９５年８月２８日から９月１日のジュネーブにおける会合で提示されることになるが、そこでは、臭化メチルの段階的な使用禁止、並びに、開発途上国によるクロロフルオロカーボンおよびハロンの段階的廃止日程の修正など、議定書について提案された修正および調整が検討される予定で

ある。一方、モントリオール議定書実施のための多国間基金は、８１カ国の開発途上国における約８３０件のプロジェクトの資金調達のために、3億３００万ドルの支払を行っている。

270. 「移動性野生動物保護条約」の傘下でハーグにおいて６月に開催された会合では、アフリカおよびユーラシアの渡り鳥の保護を目的とする政府間協定が採択された。この新協定は、少なくともその１年の周期の一部について、生態的に湿原に依存している１５０種以上の鳥類を対象としている。ＵＮＥＰの地域海洋計画の中でも最も古く強力な、「地中海行動計画」の沿岸国は、６月９日および１０日にバルセロナで開催された、同条約の第９回通常締約国会議において、地中海地域の環境保護および開発に対する部門横断的アプローチを採択した。修正版の条約および行動計画の範囲および地理的対象区域も拡大され、水資源、並びに、土壌、森林および植物の適用範囲を含む、海洋環境、沿岸部および関連する沿岸分水界の間の統合が確保されるようになった。

271. ＵＮＥＰ事務局長は、事務総長の「アフリカに関する特別イニシアチブ」によるアフリカのための持続的淡水資源に関する作業部会の議長を務めている。ジュネーブで７月に開催された同グループの会合においては、国際的な水資源を共有する沿岸国の間での対話、並びに、水資源の協力的管理を促進するための報告書案が提出された。このため、ＵＮＥＰは、一連の水資源総合管理プロジェクトを実施している。６月、ナイル川流域に関する総合的管理計画作成の第１段階として、同流域に係る診断的研究に関し、専門家会合が開かれた。

272. １月に開催された、環境的緊急事態諮問グループの第１回会合において、２４カ国から参加した専門家は、ＵＮＥＰ／人道問題局共同環境ユニットの作業を賞賛した。同ユニットは、１９９４年の設立以来、ロシア北極海における原油流出について、数多くの緊急評価を行っている。

273. 環境問題と経済問題を結び付けようとするＵＮＥＰの努力は、本格化しつつある。3月にＵＮＥＰと世界銀行が主催したワークショップにおいて、国際的な専門家は、主要な金融機関に対し、その構造調整計画に社会的・環境的目標を組み入れるよう求めた。同じ３月には、貿易政策の環境へのインパクトを検討するための、もう一つのワークショップが開催されている。ＵＮＥＰは、持続可能性の指標に関する方法論の開発において、先駆的な役割を果たすことに同意した。５月および６月にフィリピンで開催されたワークショップでは、３３カ国の政府、機関、開発銀行および産業の代表が、「国際珊瑚礁イニシアチブ」が輪郭を定めるところに従い、岩礁の持続可能な管理のための枠組みを策定した

ほか、ＵＮＥＰの地域海洋計画は、この努力のために適切な媒体として認識された。「アジェンダ２１」の実施状況は、６月、パリにおいて、ＵＮＥＰおよび５０の主要な国際的および各国産業団体によって検討された。ＵＮＥＰのこの年１回の諮問会合は、全世界で持続可能な生産・消費パターンを促進するために自らが行った活動に関する産業間の情報交換を促進した。

274. メキシコ・シティでは、５月から６月にかけて、ラテンアメリカの５０名の都市・環境管理専門家が、同地域の大都市の持続可能性に向けた努力を妨げている主要な問題を分析した。その成果は、ＵＮＥＰとの協力により、文書として作成されているが、この文書は、１９９６年６月にイスタンブールで開催予定の第２回国連人間居住会議（ハビタットII）において提出されることになっている。

275. ＵＮＥＰ管理理事会は、５月１５日から２６日まで、ナイロビにおいて第１８会期を開催し、いずれもコンセンサスにより、６４件という記録的な数の決議を採択した。次の２年間について、９，０００万－１億５００万ドルの計画活動予算が承認された。ＵＮＥＰは、ネルソン・マンデラ南アフリカ共和国大統領の参加と支援を得て、６月５日、「われら人民、地球環境のために団結を」というテーマの下、南アフリカにおいて、世界環境デーの記念行事を行った。

276. １９９２年の国連環境開発会議に続いてＵＮＥＰに突きつけられた要求は、計画資金の大幅な増大を伴ったものとはなっていない。ＵＮＥＰの環境基金に対する自発的拠出金がさらに減少すると見られること、および、拠出金支払が不確実であることは、計画の将来、および、国際社会に効果的なサービスを提供するその能力にとって、大きな制約となっている。

４．国連人間居住センター（ハビタット）

277. 世界人口の約４分の１が、不十分な住宅に居住しているか、あるいは、ホームレスであるという現状において、無秩序な都市化と農村部の貧困は、ウォーリー・ンドウ氏を事務局長とする国連人間居住センター（ハビタット）の役割に、新たな緊急性を与えている。

278. これらの広範な課題に対処するため、国連人間居住センターは、多くの重要なイニシアチブに着手した。かかるイニシアチブにおいて中心的な位置を占めるのが、現在続行中の、第２回国連人間居住会議、別称「都市サミット」の準備である。その原則および制約の宣言、および、その地球的行動計画を通じ、ハビタットIIは、国際的な開発の政策お

よび戦略における人間の居住条件の重要性を再確認することになっている。

279. 最近終了した同会議の第２回準備委員会は、都市環境の維持のための新たなパートナーシップ形成にその協力が不可欠なアクター、即ち、各国政府、地方自治体およびその国際的団体、民間企業、市民グループ、並びに、非政府機関およびコミュニティー・ベースの機関を動員した。地域経済委員会が支援や組織を行う一連の地域会合を通じ、各国は、目下、自らの地域に関する共通の関心事を調査・判別しているところである。

280. １１月にドバイで開催予定の、居住環境改善における最善の慣行に関する国際会議を含む、いくつかのハビタットII関連の会議については、準備が始まっている。国連システムの各機関、並びに、職業団体および研究機関は、国連人間居住センターと協力して、万人のための十分な住まい、および、都市化する世界における持続可能な人間居住地開発という、会議の２つのメイン・テーマに関連する、一連の広範なワークショップ、セミナー、専門家会議および円卓会議を主催している。

281. 国連人間居住センターは、「２０００年に向けた世界居住戦略」の実施についての監視および調整を続けているが、この戦略は、１９９６年のハビタットIIにおいて再検討されることになっている。この１年間において、同センターは、この目的のために、特に都市管理、環境計画・管理、災害の軽減と復興、住宅政策および都市部の貧困軽減の領域で、技術援助活動を行っている。都市管理、持続可能な都市、並びに、住宅および都市指標については、大規模な地域間計画が実施されているところである。１９９５年に進行中の主要な復興プロジェクトとしては、アフガニスタンおよびルワンダにおけるプロジェクトがあげられる。

282. 東欧および中欧の経済体制移行期にある諸国、並びに、独立国家共同体（ＣＩＳ）諸国においては、能力建設活動が拡大された。人間居住に関連する訓練計画への男女問題の導入については、進展が見られている。人間居住地における環境的健康を促進するために、ＵＮＥＰおよびＷＨＯとともに、新たなイニシアチブが開始されているほか、ハビタットIIで発足予定の第２回「地球人間居住報告」に関する作業も進展している。

283. アフリカは、同センターの活動の重要な焦点となっている。この１年間において、「１９９０年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」のための機関間タスクフォースによって、新たな責務がセンターに与えられている。国連人間居住センターは、都市管理および人間居住に関する計画および政策、並びに、救済から開発までの活動を担当する、補助的指導機関となる予定である。

284. ハビタットIIへの支援等、国連の取り扱う開発問題の中で拡大しつつある任務および役割を実施するために十分な資金を調達することは、同センターの直面する最も重要な課題の一つとなっている。国連および二国間の緊急援助により、内戦および自然災害による被害を修繕する緊急の必要性が存在することにより、より長期的な性質を持つ同センターの開発協力活動に利用できる資金のレベルは、低下し続けている。

C．開発のための活動

1．国連開発計画（ＵＮＤＰ）

285. 技術協力および開発の資金調達および調整のための国連における第一義的機関として、ＵＮＤＰは、ジェームス・ギュスターヴ・スペス総裁の下、概念的・実務的レベルの双方で、国際的に、また、活動対象の国々において、開発の議論に貢献している。

286. 優先的領域において政策指導および支援を提供する能力を高めるため、ＵＮＤＰは、その政策計画支援局を、社会開発および貧困撲滅、管理開発および統治、持続可能なエネルギーおよび環境、並びに、科学技術を担当する、４つの機能別部局より形成されるものとして改編した。

287. ６月、ＵＮＤＰ理事会およびＵＮＦＰＡによって、ＵＮＤＰの将来、および、次期における後続計画策定措置に関する画期的な立法が承認された。ＵＮＤＰの将来に関する決定は、その役割の再定義の過程を継続するものとなっている。理事会は、貧困の撲滅をＵＮＤＰの最優先課題として認識するとともに、ＵＮＤＰが比較優位を実証できる領域、特に能力建設に、活動を集中させることを求めた。

288. 後続計画策定措置に関する理事会の決定は、１９７０年の「コンセンサス」決定以来実施されてきた計画策定システムを変更するものとして、ＵＮＤＰにとっての大きな転換点となった。新たなシステムは、資源配分における柔軟性を増大し、持続可能な人間開発を促進するための焦点の定まった、インパクトと桂率の大きい計画の策定に対するインセンティブを強化することを意図したものである。

289. 概念レベルにおいては、独立の開発専門家チームによって作成されるＵＮＤＰの報告書「人間開発報告」が、国際的な開発の議論に貢献している。１９９５年版の「報告」は、第４回世界女性会議への貢献として、男女問題および女性の労働の評価に焦点を当てている。

290. 「人間開発報告」で用いられた方法論に基づき、自国の人間開発報告を作成したいとして、数カ国の政府が援助を要請してきている。１９９４年および１９９５年においては、全地域の９カ国が国別の報告を発表しているほか、東欧・中欧およびＣＩＳの数カ国を含む４０カ国近くの国々が、その準備を行っている。ボツワナ、エジプトおよびボリビアなどのその他の国々でも、人間開発の方法論に基づいて、個別データの収集が行われている。全体として、これらの報告およびデータ収集は、貧困、性差別あるいは地理的位置のいずれかの理由により、開発の恩恵から排除されているグループを判別し、これらのグループを包含するための環境的に健全な戦略を提案することに役立っている。

291. １９９１年に導入された、国別長期見通し研究計画は、今後２５年間の「将来的」開発の指針となる国家的優先事項を定めるうえで、アフリカ諸国の助けとなっている。１９９４年までに、同計画は１１カ国で実施されている。

292. ＵＮＤＰは、多くの計画対象国に対して、地球的フォーラムにおけるその立場を準備するうえでの支援を行っている。駐在調整官制度を通じ、ＵＮＤＰは、国家レベルにおいて、第４回世界女性会議の準備に貢献している。同会議に向けて、数十件の女性の地位に関する報告書が作成されているが、その殆どは、ジェンダー分析および個別データの収集に基づくものとなっている。ＵＮＤＰは、各国において、政府、国連および市民社会の諸組織の間の対話を促した。現在、ＵＮＤＰは、計画策定過程において、より幅広い性の概念を組み入れている。例えば、１９９３年、トルコ政府は、ＵＮＤＰの支援を得て、国家開発への女性の参加を拡大するための計画を発足させた。女性と雇用、女性と起業、並びに、女性と暴力等の主題について、訓練が行われた。ＵＮＤＰはまた、ハビタットIIの準備において、ＵＮＣＨＳとも協力を行っている。

293. １９９４年、米州開発銀行および同地域各国の政府と協力して、ＵＮＤＰは、米州サミットの開発関連準備活動の共同スポンサーとなったが、この活動においては、地域的な協力および開発、並びに、開発の計画策定および管理への参加の拡大に向けた動きの対象となる地域の特定を行った。アジア太平洋地域について、ＵＮＤＰは、同地域における協力および開発のための戦略に関する対話を促すために、地域の開発担当閣僚会議を主催した。ＵＮＤＰはまた、各国の立場および条約自体の準備を援助することにより、「国際砂漠化防止条約」および「国連気候変動枠組み条約」の準備にも大きく関わっている。

294. ＵＮＤＰの経験によれば、概念は、実際の活動と照らし合わせた場合にのみ、開発およびテストが可能となる。１９９５年１月、開発専門家に奉仕する目的で、ＵＮＤＰは、各国の経験を１３のモノグラフにまとめた『ＵＮＤＰ持続可能人間開発シリーズ：社会

開発のための国家戦略」を作成した。同シリーズは、世界社会開発サミットの準備過程において発行されている。

295. 機関間の協力は、駐在調整官のプールを拡大し、政策機関に関する共同諮問グループ、並びに、国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）および国連本部からの候補も含むようにすることによって、さらに深められた。１９９４年１月以来現在まで、国連、ＵＮＩＣＥＦ、世界食糧計画（ＷＦＰ）、ＵＮＩＤＯおよびＵＮＣＴＡＤから、合計６名の駐在調整官が選任されている。このことにより、異なる機関の優先事項に対する理解が深められ、当該機関による駐在調整官制度の共有の意識が高められることが期待されている。

296. 多くの国々において、駐在調整官は、セクター・レベルにおける調整を確保するために、関連の国連機関の代表を長とするセクター別小委員会を設置している。トリノのＩＬＯセンターにおける国連機関代表および駐在調整官の合同訓練は、さらに増強されている。１９９５年４月までに、合計１３回のワークショップが開催され、６３名のＵＮＤＰ職員およびその他の国連機関の３０５名の職員が訓練を受けている。機関間の協調をさらに支援するため、ＵＮＤＰは、再編された資源・外務局の中に、機関間調整・外交政策室を設置した。

297. 国連システム内の各機関の役割をさらに明確にするうえで、大きな成功が得られている。ＵＮＥＰとの間では、原則合意書に調印が行われ、二つの機関のそれぞれの役割およびその協力の意図が確認されている。ＦＡＯとの間においても、多くの国々における持続可能な人間開発の中心的要素である食糧安全保障について、原則合意書が調印されている。ＵＮＤＰと世界銀行との間の高級レベル・タスクフォースの再活性化を受けて、特に林業および貧困緩和の領域において、二つの機関の間の協力原則合意書の見直しに関する交渉が行われている。主要国に関する共同計画策定は、来年開始される予定である。さらに、ＵＮＤＰとＵＮＨＣＲの間においては、戦争による避難民の再統合のための協力に関して、話合いが行われている。

298. ＵＮＤＰ事務局長は、地域経済委員会の役割強化のために、事務次長を議長とするタスクフォースを設置した。ＵＮＤＰと地域経済委員会の協力により、地域およびサブ地域レベルにおいて国連の活動を調整するためのメカニズムが設定されているところである。

299. ＵＮＤＰは、会合をより定期的に行い、政策および資源動員に対する焦点を先鋭化するために、円卓会議プロセスへの支援を改善した。ガンビアに関する１９９４年円卓

会議は、4億ドルの資金調達を達成した。その他、１９９４年には、アフリカにおいてさらに4件の円卓会議（中央アフリカ共和国、ギニアビサウ、マリおよびセイシェル）が開催された。アジアについては、ラオス人民民主共和国およびモルディブに関する2件の円卓会議が開催され、それぞれ5億ドルおよび1億ドルの資金が調達された。ルワンダに関する１９９５年円卓会議は、5億８，７００万ドルの資金を調達している。

300. ＵＮＤＰは、持続可能な人間開発のための能力に焦点を絞り、諮問グループ会合においてさらに積極的な役割を果たすようになっている。フィリピンに関する諮問グループにおいて、ＵＮＤＰがスポンサーとなった「１９９４年フィリピン人間開発報告」は、持続可能な開発に関する議題について主要な参考資料となった。

301. ３月、世界社会開発サミットによって採択された、「社会開発に関するコペンハーゲン宣言および行動計画」は、ＵＮＤＰに対し、国連システムの能力建設に向けた努力を、地方、国家および地域レベルにおいて組織するよう求めた。4月、ＵＮＤＰ事務局長は、１３３カ国の駐在事務所すべてに対して、ＵＮＤＰフォローアップ戦略に係る詳細な提案を送付した。6月、ＵＮＤＰ理事会は、サミットのフォローアップついて鍵となる決定を採択し、持続可能な人間開発を支援するために前年に合意された目標および優先領域の枠組みにおける、その最優先事項を、貧困の撲滅とした。事務局長は、ＵＮＤＰの各国駐在事務所に対し、自国の担当当局との間で、サミットの勧告の実施、特に、貧困撲滅のための国家目標および計画の策定において、国連システムがどうすれば各国を最もよく援助できるかに関し、協議を行うよう要請した。その他の対象領域としては、貧困軽減をより重視するためのマクロ経済的枠組み、社会セクターに係る政策および計画、弱者グループを援助するための制度、並びに、貧困の定義、指標および評価があげられる。ＵＮＤＰは、サミットのフォローアップに必要とされる情報を提供し、計画の重点のシフトを支援するために、緊急対応システムを設置している。

302. 「コペンハーゲン宣言および行動計画」による取り組みのとおり、貧困の撲滅は、あらゆるレベルにおいて、人民の参加とこれに対する力の付与を必要とする。そのためには、地方政府、村落・コミュニティー団体および伝統的政府機関等の市民団体、国内および国際非政府機関、国連ボランティア専門家、並びに、国連専門機関を利用する、効果的な援助のメカニズムが必要である。中でも最も重要なことは、対象となるコミュニティーに対し、自らのニーズの判別および伝達、並びに、自らの開発に対する重大な制約の削除のためのプロジェクトおよび計画の実施管理において、力を付与することである。１９９４年および１９９５年において、国連資本開発基金は、大規模なインフラおよび信用ファシリティーに加え、地方開発のための資金を提供している。これらの資金については、優先順位

の設定および小規模インフラ・プロジェクトの実施において、コミュニティー団体あるいは地方政府機関のいずれかを通じ、地元のコミュニティーが関与している。

303. 経済的あるいは社会的な意味において疎外されてはいるものの、生産的な生活を営む潜在的可能性を持っている者に対象を絞るためには、貧困層の生産性を高めるための、貧困層優遇マクロ政策が必要である。スリランカおよびウガンダの場合のように、ＵＮＤＰの支援する計画およびプロジェクトの多くは、貧困層に参加、雇用および力の付与をもたらす方法を実証している。貧困の軽減、雇用の創出、環境の保全、並びに、経済開発の中心的部分への女性の参加のための、農村部における農業の重要性を認識した上で、「持続可能な人間開発と農業」と題する、ＵＮＤＰ、各国政府およびその他の開発機関のための指針が作成されており、現在ではＵＮＤＰにおける計画策定のための基礎的参考資料となっている。

304. ＵＮＤＰは、１９９４年において、開発の潜在的アクターおよび受益者による参加の拡大を促進するために、いくつかのイニシアチブを取った。１９９４年１０月にホンジュラスで開始された、平和開発会議は、中米における平和と民主化の諸問題に関するコンセンサスを形成するための、同地域の諸国による努力の最高潮を記すものであった。会議には、各国政府、民間セクター、協同組合、労働組合、先住民コミュニティー、大学、地域機関および援助コミュニティーの代表が一堂に会し、市民社会との対話を制度化するものとなった。

305. 雇用の創出は、市場の需要を体系的に判別し、持続可能な生活を育む経済的に維持可能な職をつくり出すための、ＵＮＤＰとＩＬＯの間の協力の深化を必要とする。例えば、エチオピア政府は、人的資源の需給を視野に入れた、人的資源の開発および活用に関する国家計画を策定している。その中の、雇用および生活に関するサブプログラムは、今後５年間で２万４，０００人の追加的雇用創出を目標に掲げ、インフォーマル・セクター、中小企業の育成、農業における賃金雇用および農地内外の雇用に重点を置いている。

306. ＵＮＤＰは、「アジェンダ２１」および「モントリオール議定書」のフォローアップおよび実施における各国の能力建設の形で、環境の保護および再生を前進させている。中国は、ＵＮＤＰの支援、並びに、５０を超える政府機関、研究機関および公共機関の参加を得て、「アジェンダ２１」戦略を作成している。ＵＮＤＰは、援助国会議の組織に助力したが、この会議において、中国政府は、持続可能な農業、よりきれいな生産、きれいなエネルギー、天然資源の保全および持続可能な利用、汚染防止、人口増加、並びに、国民の健康、教育および一般的福祉の状態の改善などを対象とする、６２件の最優先プロジェクト

を提示した。

307. 複雑な環境問題を管理する国の能力に対する要求の高まりに対処するため、１９９４年８月、計画・政策支援局の中に、新たに持続可能エネルギー・環境課が設置された。同課は、環境の問題を経済的意思決定のできるだけ早い段階に組み込む努力をさらに支援するとともに、「アジェンダ２１」の完全実施を推進することになっている。

308. 計画の策定を支援し、改良型エネルギー技術に対するアクセスを拡大すべく、持続可能なエネルギーに関する新たなイニシアチブが策定中である。ＵＮＤＰに加え、ＵＮＥＰ、ＵＮＩＤＯおよび世界銀行は、「モントリオール議定書」に従った多国間基金によって資金提供される計画において、オゾン層破壊物質を排除するために、３１カ国の開発途上国に援助を提供する、４つの実施機関となっている。１９９４年１２月３１日現在、承認された予算額は総計７，９６１万ドルに及んでいる。ＵＮＤＰを首席機関として、１１件の国別計画が承認されているほか、１９件の能力建設（制度強化）プロジェクトが実施中である。既に完了している合計９７件のプロジェクトのうち、２０件は技術移転投資プロジェクトであり、これによって、１，４５５トンのオゾン破壊物質が段階的に排除されている。

309. 地球環境ファシリティーに関する統治問題は解決され、ＵＮＥＰ、ＵＮＤＰおよび世界銀行の役割を画定する同ファシリティーの設立文書が承認されている。１９９４年１２月までに、試験段階にある地球環境ファシリティーの案件リストには、５５件の技術援助プロジェクトおよび２８件の投資前フィージビリティー・スタディーが含まれている。１９９５年、ＵＮＤＰは、２０件のプロジェクトを以て、試験後の段階を開始した。「アジェンダ２１」実施のための同計画の主要な努力である「キャパシティー２１」は、１９９４年に活動満一周年を迎え、全地域において国別計画の地歩を固めている。１９９５年８月までに、主要な能力建設イニシアチブである環境管理指針訓練ワークショップは、１２２カ国で開催され、３，６００名がこれに参加している。

310. ＵＮＤＰは、数多くの国で公共セクター改革を支援している。ベトナムにおいて、ＵＮＤＰは、社会的調整の問題を特に重視しながら、法律、金融および通貨制度の改革に助力している。ＵＮＤＰは、外的協力資源の調整および管理において、同国政府に支援を行う主たる責任を与えられている。また、レバノン、ペルーおよびザンビアにおいても、同様の活動が行われている。３月、ラテン・アメリカおよび東欧の専門家による地域的会合がアルゼンチンで開催され、民営化の持続可能な人間開発への貢献を確保するために、規制、競争および社会的安全網をどのように組み合わせて慎重に利用できるかが討議された。

311. １９９４年中、国連資本開発基金は、主要な開発途上国における統治の問題を取り扱うために、ＵＮＤＰのユニットとの共同作業を開始した。そのねらいは、技術協力を地方レベルに引きつけ、新たに設置された地方自治体が開発計画の管理における経験を積むために必要な資金援助を提供することにより、地方分権化を促進することにある。

312. ＵＮＤＰは、国連事務局の選挙支援課と密接に協力して、アフリカではチャド、エチオピア、リベリア、モザンビーク、トーゴおよびウガンダ、ラテン・アメリカではブラジルおよびメキシコをはじめとする各国からの、選挙プロセスの導入あるいは強化に関連する支援要請の増大に対応した。国連ボランティア専門家は、モザンビークおよび南アフリカにおいて、選挙の監視員および促進者の役割を務めた。ＵＮＤＰの支援によるその他のイニシアチブには、適正手続きおよび既得権へのアクセスの確保をねらいとするものもある。例えば、東欧および旧ソ連諸国に関する民主主義・統治・参加計画の一環として、国際オンブズマン・ワークショップがロシア連邦で開催されている。

313. ＵＮＤＰは、国内紛争の最中においてさえ、持続可能な開発の促進を試みている。人道援助を持続可能な人間開発に結び付けることの重要性は、各国ができるだけ早く発展を再開し、能力を再建するための必要前提条件として、広く認められている。ソマリアはその典型的なケースであり、困難な治安状況にもかかわらず、ＵＮＤＰは、同国のいくつかの地方において、積極的な農村再興計画を続行することができた。

314. １９９４－１９９５年度において、ＵＮＤＰは、特に２つのケースについて、その援助を実質的に増強した。第一に、パレスチナ人に対するＵＮＤＰの援助計画のための資金は、１９９３年から１９９４年にかけて２倍に伸び、２，５００万ドルに達している。第二に、南アフリカ政府とＵＮＤＰは、１９９４年１０月、ネルソン・マンデラ大統領が第４９回総会の一般討議期間中に国連本部を来訪した際、基本的標準協定の交渉を完了し、これに調印を行っている。

315. その他の制度的な動きとして、ＵＮＤＰは、国連機関では初めて、銀行所有のリース回線を利用した金融通信システムである、全世界銀行間金融通信協会のメンバーとして認められた。このことにより、現金管理能力が改善される一方で、一般活動支出および人件費の削減の形で１年当たり２５万ドルの節約を達成することができた。

316. １９９４年は、現行の第５次計画指標サイクル（１９９２－１９９６年）の折返点に当たり、１６件の中間審査が行われた。その結果、第５次サイクルの国別計画は、限られた数の主要な国家あるいは地域開発目標にねらいを絞っており、本質的には戦略性の高いものであることが判明した。よって、計画は、前サイクルよりも明らかに焦点のはっきり

したものとなっている。国別計画は、個別プロジェクトの数を減少させること、並びに、１９８９年１２月２２日の総会決議４４／２１１によって要求される通り、国家の所有権およびコミットメントを重視したうえで、国家の実施による計画アプローチに向けて前進することをねらいとしている。例えば、ラオス人民民主共和国においては、個別プロジェクトの数が５０件から１５件へ、アジア太平洋地域計画においては、３５０件から８０件へと、それぞれ削減されている。国家の所有権が強化されており、当該国によるプロジェクト実施比率は、１９９１年の３４％から、１９９４年には５３％へと上昇している。

317. １９９４年、加盟国のＵＮＤＰコア資金に対する自発的拠出金の額は、９億１，７５７万ドルに上っている（図８参照）。ＵＮＤＰの運用する基金、信託基金、コスト分担取極および各国政府の見返り資金拠出の、ノン・コア資金を含めると、ＵＮＤＰが運用する資金の総額は、１８億ドルを超えることになる（図９参照）。コスト分担取極を通じて受け取られる資金は、着実に増大しており、１９９４年には、コスト分担拠出金の額が５８．７％上昇している。（図１０参照）。１９９４年の技術協力活動に係る実地計画支出額は、総計で約１０億３，６５０万ドルとなっている。

318. １９９４年には、コア計画資金の減少に応じて事務コストを抑えるとすれば、ＵＮＤＰの予算をさらに削減する必要があることが明らかになった。この削減は、１９９４－１９９５年度予算については、１９９２－１９９３年度予算に比べて、事務予算から合計５，３６０万ドルが削減されているにもかかわらず、必要となるものである。予算の削減は、本部（２６％）および各国駐在事務所（８％）の双方における人員の削減によって、主に達成されている。

図８　国連開発計画に対する自発的拠出金（コアおよびノン・コア）、１９８９－１９９５年

＊１９９５年については予測値

図９　金融活動の概要：国連開発計画の運用する基金および信託基金、１９９０－１９９４年

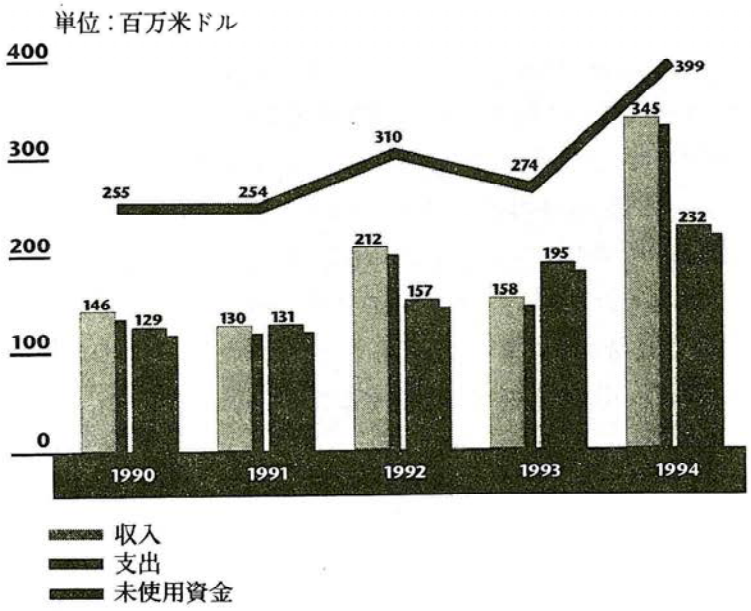

図１０　国連開発計画のコスト分担活動、１９９２－１９９５年

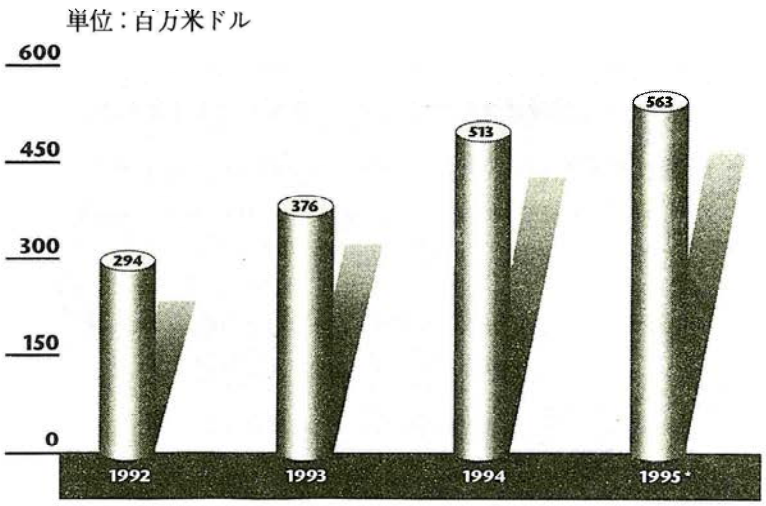

＊１９９５年については予測値

319. １９９２年以来のＵＮＤＰコア資金の伸び悩み、および、現状における不確実な見通しは、開発協力に関する地球的な状況を反映するものである。冷戦後の時代における状況変化に対応して、相当の調整が行われているにもかかわらず、ＵＮＤＰの資金基盤が大幅に削られていることは、懸念すべき事態と言える。ＵＮＤＰの中心的資金に対する１９９５年の拠出額は、およそ９億３，７００万ドルに上ると見られている。管理理事会決定９０／３４は、１０億ドルの資金をベースとして、第５次計画策定サイクル（１９９２－１９９６年）の期間中、年率８％の増額を求めているが、上記の額は、この当初に予定された額を大幅に下回るものである。この決定の文脈から眺めれば、同サイクルにおける資金不足額は、およそ１４億ドルに達すると見られる。このため、ＵＮＤＰ理事会は、国別計画策定指標を、当初のレベルから３０％削減することを決定した。

320. 悲しいことに、１９９４年には、１７名のＵＮＤＰ職員が、開発事業遂行中に命を失っている。

２．国連児童基金（ＵＮＩＣＥＦ）

321. １９９５年１月の逝去まで、１５年間にわたりＵＮＩＣＥＦの事務局長を務めたジェームス・Ｐ．グラント氏の後任として、キャロル・ベラミー氏が第４代ＵＮＩＣＥＦ事務局長に任命された。新事務局長は、２１世紀に向けて、ＵＮＩＣＥＦの財政管理および行政・計画システムを改善し、より効果的かつ効率的な計画実施を確保すべきであると指摘した（図１１参照）。

図１１　国連児童基金の収入、１９９０－１９９４年

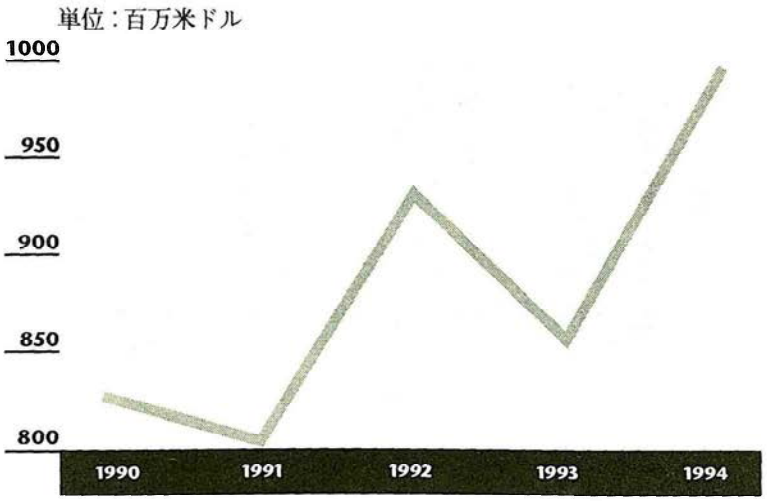

322. １９９４年は、児童福祉に係る地球的目標を達成するという、世界子どもサミットの１０年にわたる戦略の折返点となる年であった。この１０年間の残りの部分についての、子どもに関する国際社会の諸目標および地球的戦略の概要は、世界子どもサミットおよび「児童の権利に関する条約」の規定によって定められている。国際人口開発会議および世界社会開発サミットは、これらの目標に対する国際社会のコミットメントを再確認した。１９９５年９月に北京で開催予定の第４回世界女性会議は、かかるコミットメントを次の段階まで押し進め、両性の衡平および平等、並びに、女児に対する特別な注意の必要性をさらに強調するものと期待できる。

323. ＵＮＩＣＥＦ執行理事会に提出された、世界子どもサミットのフォローアップに関する進捗状況報告書は、明らかな進展が見られること、および、開発途上国の大半がほとんどの目標達成への道を進んでいることに留意した。

324. １９９４年、ＵＮＩＣＥＦは、１４９カ国における計画を支援したが、その内訳は、アフリカ４６カ国、ラテン・アメリカおよびカリブ海３７カ国（カリブ海島嶼国１０カ国を含む）、アジア３４カ国（太平洋島嶼国１３カ国を含む）、中東および北アフリカ１４カ国、東欧、独立国家共同体およびバルト海１８カ国となっている。計画全体の支出は８億１００万ドルに及んでいる。１９９５年６月に発行された「国々の前進」第３号は、目標に向けた進捗状況をモニターするための指標に関する最新の状況を提供し、その成果に従って各国のランク付けを行っている。

325. ＵＮＩＣＥＦは、予防接種、並びに、主要な死因（風土性の高い地区における重度の呼吸器伝染病、下痢性疾患およびマラリア）の予防および治療を含め、予防面に重点を置きながら、幼児死亡の主因に対処している。予防接種率は、世界全体で８０％のレベルに保たれているが、アフリカ地域の平均値は、１９９３年に引き続き、これよりも大幅に低くなっている。「バマコ・イニシアチブ」は、地方のプライマリー・ヘルスケア・システムを強化するための戦略として、アフリカ、アジアおよびラテンアメリカの３３カ国へ拡大されている。地球的および各国レベルの活動は、２０００年までの沃素塩の普及およびすべての弱者へのビタミンＡの配給という目標の達成を継続した。

326. 東アジア、ラテン・アメリカおよび中東のほとんどの国々は、初等教育への普遍的アクセスという、９０年代半ばまでの目標を達成した。しかしながら、人口の多い南アジアおよびアフリカ諸国をはじめとする、開発途上国の半数以上は、すべての子どもに基礎的教育の十分な機会を与えるには程遠い状況にある。女子の初等教育は、南アジア、サハラ以南アフリカ、並びに、中東および北アフリカにおけるＵＮＩＣＥＦの教育支援の中心的な要素となっている。

327. ＵＮＩＣＥＦは、約１００カ国に対し、その上下水道設備に係る目標を達成するうえでの援助を行ったほか、持続可能性を重視し、健康および社会・経済的恩恵を極大化する戦略を練るための作業を行った。子どもと開発に関する性的にバランスの取れた計画を推進するためのツールとして、女性に対する平等な地位と力の付与を行う枠組み、および、ライフサイクル・アプローチに対する承認を得る努力は、進展を見せている。

328. 特に基礎的社会サービス活動に関し、ＵＮＩＣＥＦは、主流的開発計画の策定に携わっている。これらの長期的な開発努力を継続する一方で、ＵＮＩＣＥＦは、女性および子どもが最も多く犠牲になっている多くの緊急事態に対応する際に、積極的な役割を果たすことも求められている。１９９４年におけるＵＮＩＣＥＦの計画支出のうちの約２５％が、緊急事態における子どもと女性の生命救助に不可欠な役務に当てられている。

329. 旧ユーゴスラビアにおいて、ＵＮＩＣＥＦは、自らの職員が大きな危険にさらされる中、救援援助を提供する任務を与えられた。アルメニア、アゼルバイジャン、グルジアおよびタジキスタンにおいて、ＵＮＩＣＥＦは、冷蔵施設の再設置、基礎的ワクチンおよび保健用品の提供、並びに、教育制度に対する支援を通じて、難民および国内避難民の特別なニーズへの取り組みに助力した。

330. ＵＮＩＣＥＦは、アフリカおよびその他の後発開発途上国に対して、引き続き特別な注意を払っている。サハラ以南のアフリカの一部における継続的かつ危険な緊急事態にもかかわらず、ほとんど注目されていないプラスの動きも多く見られる。子どものための特別活動の諸領域において、サハラ以南アフリカの４６カ国のうち２５カ国が、１９９０年に達成された予防接種率７５％以上のレベルを改善あるいは維持している。経口補水療法の利用率は現在５０％に達している。塩の沃素添加法は、沃素欠乏症の影響を受けている３９カ国のうち２８カ国で実施されている。また、ギニア虫病は、アフリカのほとんどの地域から撲滅される途上にある。

331. アフリカは、依然として、最も大きなニーズを有する大陸である。ＵＮＩＣＥＦはその資金および人的資源の約３８％を、サハラ以南のアフリカに割り当てており、能力の建設、並びに、コミュニティーおよび家族への力の付与に助力を行っている。復興から立ち直りつつある国々における計画は、新たな社会の萌芽となりうる、地方の能力、連帯および問題処理メカニズムの強化を目指すものとなる。国家レベルにおいて、ＵＮＩＣＥＦは、子どもに関する政策の立案、および、子どものための資源動員において、各国政府に助力する能力を高めている。同時に、ＵＮＩＣＥＦは、アフリカのための国連全体のイニシアチブに積極的に参加し、持続可能な人間開発、貧困軽減および経済成長の加速のすべての要素

に向けて、各国レベルでの協力の強化を図っている。

332. ルワンダにおける孤児および国内避難民は、ＵＮＩＣＥＦにとって大きな課題となっており、同国においては、疾病および飢餓の急速な蔓延から難民を守るために、これまでに例を見ない救援努力が行われた。アンゴラ、ブルンジおよびソマリアにおいて、ＵＮＩＣＥＦは、保健、教育および上下水道の分野において、援助を継続した。モザンビークにおいては、国家再建計画に従い、ＵＮＩＣＥＦは、その緊急援助活動を、保健、上下水道および教育に関する基本的なサービスの復旧に向けた活動へと、方向転換した。リベリアおよびシエラレオネにおいては、ますます困難な状況に直面しながらも、ＵＮＩＣＥＦは、不可欠な緊急援助サービスの提供を継続した。精神的打撃に関するカウンセリングおよび障害児のリハビリは、虐待された女性および女児のための計画、並びに、子どもの兵士のための職業訓練とともに、優先事項となった。

333. 児童権利条約は、歴史上、他のいかなる人権条約よりも多くの国によって受け入れられている。１９９５年８月までに、１７７の当事国が同条約を批准しており、１９９５年末までに全加盟国の批准を完了するという目標は、あと１７カ国で達成されることになっている。

334. 第４９回総会は、子どもの権利の問題をはじめて取り上げ、武力紛争によって影響を受けている子どもの保護、子どもの売買、子どもによる売春および子どもを使ったわいせつ図画の防止および追放のために効果的な国際措置を採用する必要性、「児童権利条約」の実行、並びに、ストリート・チルドレンの苦境に関する決議を採択した（１９９４年１２月２３日の決議４９／２０９から４９／２１２まで）。ＵＮＩＣＥＦは、これらの決議を支援するうえで、積極的な役割を果たすことを求められている。さらに、ＵＮＩＣＥＦは、人権センターと協力して、児童の権利委員会による同条約実施のモニターを支援している。ＵＮＩＣＥＦは、１９９３年１２月２０日の総会決議４８／１５７を受けて、武力紛争の子どもに対するインパクトの包括的な研究を支援している。

335. 世界社会開発サミットは、国連システム内における子どものためのＵＮＩＣＥＦの作業を、貧困撲滅と社会開発に向けたより広い国際的努力の一環として位置づけ、その作業に新たなはずみを与えた。「２０／２０」イニシアチブは、ＵＮＩＣＥＦがＵＮＤＰおよびＵＮＦＰＡとともに積極的な役割を担った、２年間にわたる体系的な動員と絶え間無い技術的改良の後、世界社会開発サミットにおいて、公的開発援助全般、並びに、基礎的社会開発に対する国家予算の配分の指導、評価およびモニターのための合法的かつ有用な手段として採択された。

3．国連人口基金（ＵＮＦＰＡ）

336. １９９４年において、ナフィス・サディク博士を事務局長とするＵＮＦＰＡは、１３７の国および地域における人口計画を支援した。基金は、このうちの６０カ国において、各国担当事務所長を長とする現地事務所を運営している。１９９４年は、国際社会が人口問題に対する見方を変えた年として、記憶に留められることになろう。実際のところ、この考え方の変化は、２０年間を通じて徐々に生じたものであるが、同年９月にカイロで開催された国際人口開発会議の行動計画の採択によって、具体的な形で現れた。

337. 行動計画は、各国政府、非政府機関、コミュニティー指導者、技術専門家および関係者の間での３年以上にわたる集中的な討議および交渉の産物である。行動計画は、単に数値や人口学的目標を並べるだけでなく、人口および持続可能な開発に係るすべての活動の中心に、人間とその福祉を据えたものとなっている。計画はまた、２０１５年までにすべての国によって達成されるべき質・量両面における諸目標、即ち、リプロダクティブ・ヘルスおよび家族計画サービスへのアクセスの普遍化、乳幼児および妊産婦死亡率の削減、並びに、すべての少年少女の初等教育に対するアクセス提供を掲げている。

338. 人口開発会議、および、その産物である行動計画は、外部および内部からの一連のＵＮＦＰＡの評価を生み出した。例えば、ＵＮＦＰＡの各地域部局は、既存の政策および計画の内部からの再評価を行い、各地域に対する人口開発会議の意義を検討するための地域会合を開催した。

339. ＵＮＦＰＡは、国連開発システムにおける協力機関とともに、合同ワークショップを開催し、行動計画による勧告を、各国および地方レベルにおいて、どのように活動として具体化したらよいかを検討した。これらのワークショップは、基金の計画の主要領域－即ち、リプロダクティブ・ヘルスと家族計画（ＷＨＯと共催）、情報、教育およびコミュニケーション（ＵＮＥＳＣＯおよびＷＨＯと共催）、並びに、人口データ、政策および研究（ＩＬＯと共催）－に重点を置き、それぞれの国連機関からの技術支援サービス専門家を含む、ＵＮＦＰＡ技術支援サービス／国別支援チーム・システムからのアドバイザーの参加を得ている。これらの地域的・技術的協議は、ＵＮＦＰＡの将来の作業に対する人口開発会議の政策および計画上の意義を、ＵＮＦＰＡが評価するうえでの助力となった。

340. 行動計画の優先事項、および、人口開発会議に照らしたＵＮＦＰＡの今後の方向性は、１９９５年６月のＵＮＤＰ／ＵＮＦＰＡ理事会年次会合において検討された。理事会は、その決議９５／１５により、人口開発会議の行動計画に完全に準拠して実施されなければならないとしながらも、ＵＮＦＰＡの将来の援助計画を大筋で支持するとともに、

家族計画と性的保健を含む妊産婦保健、人口および開発戦略、並びに、擁護運動という、同基金の核心をなす計画分野への賛同を表明した。理事会はまた、その決議９５／２０によって、経済社会理事会および総会に対し、ＵＮＤＰとＵＮＦＰＡの間における、ＵＮＦＰＡの各国駐在事務所長をＵＮＦＰＡの代表として任命する旨の合意を支持するよう勧告した。

341. １９９４年１２月１９日、総会は、「国際人口開発会議報告」と題する決議４９／１２８を採択した。その中で、総会は、国連システムのすべての関連機関および計画、並びに、専門機関による協力および調整を継続・強化する必要性を強調するとともに、これらに対し、行動計画の完全かつ実効的な実施を確保するために適切な措置を取るよう要請した。決議４９／１２８において、総会は、人口委員会を人口開発委員会へと改称するとともに、同委員会が、１９９６年から毎年会合を開くべきであると決定した。

342. 事務総長に代わり、かつ、ＵＮＤＰ総裁の要請により、ＵＮＦＰＡ事務局長は、１９９４年１２月、国際人口開発会議行動計画の実施に関する機関間タスクフォースの第１回会合を召集した。１２の国連機関が参加したこの会合は、人口開発会議および社会部門におけるその他の会議に対するフォローアップのための共通の枠組みの設置を図るものであった。タスクフォースは、以下の領域において各国レベルで機関間の協力を推進するために駐在調整官が利用する活動指針を策定すべく、作業部会を活用することを決定した：（ａ）保健の分野、特に、乳幼児および妊産婦死亡率の領域における国家レベルの共通データ・システム、（ｂ）特に男女間の不平等に留意した基礎教育、（ｃ）社会問題に関する共通の擁護声明案の作成を含む政策関連の諸問題、（ｄ）女性のエンパワーメント、並びに、（ｄ）リプロダクティブ・ヘルス。

343. 人口開発会議の目標を達成するためには、政府および非政府機関からの資源の動員が必要である。事務総長の要請に応じ、ＵＮＦＰＡ事務局長は、１９９５年１月２０日、資源動員に関する協議を召集した。参加者は、各国に特有の資源を動員するために、駐在調整官制度、世界銀行諮問グループ、および、ＵＮＤＰ円卓会議等、国別レベルの既存のメカニズムの利用を提案した。また、この問題に関する地球的協議を、定期的に、できれば人口開発委員会の年次会期と同時に開催すべきことで合意が見られた。

344. 国際人口開発会議および世界社会開発サミットとの関連で、ＵＮＦＰＡは、特にこれらの会議のテーマに係る人口問題に取り組む、２回の国際議員会合を組織した。さらに、ＵＮＦＰＡは、非政府機関および民間セクターの利用、および、これとの相互作用の効果を改善するための方途について助言を与える、ＮＧＯ諮問委員会を設置した。

345. １９９４年、ＵＮＦＰＡは、９カ国において計画の再検討および戦略の開発を組織し、国別戦略ノートの作成に有意義な貢献を果たした。１９９４年末までに、ＵＮＦＰＡは、このような活動を合計で７６件実施している。

346. ＵＮＦＰＡ理事会は、その決定９４／２５において、ルワンダの現状に鑑み、ＵＮＦＰＡに対し、例外ベースで、適切な方法かつ他の援助機関との協力の下に、ルワンダに関する第３次ＵＮＦＰＡ国別計画の人口計画資金から、ルワンダ国民に対する緊急援助の支援を行うことを促した。その後、ＵＮＦＰＡは、ＵＮＩＣＥＦおよびＵＮＦＰＡを実施機関とする、ルワンダにおける国家妊産婦・子ども保健計画および家族計画プログラムに対する緊急／リハビリ援助に関するプロジェクト１件と、ブルンジおよびタンザニアにおけるルワンダ人難民のリプロダクティブ・ヘルスのニーズを充足するための２件の緊急援助プロジェクトを承認した。ブルンジおよびタンザニアにおけるプログラムは、ＵＮＨＣＲ、ＵＮＩＣＥＦ、アフリカ医療・研究基金および地元の非政府機関との協力によって策定されたものであり、比較的順調に進展している。理事会は、その決定９５／１４において、決定９４／２５の実施継続を承認し、ルワンダに関する第３次ＵＮＦＰＡ国別計画からの部門別資金支出における柔軟性と、合計７８０万ドルまでの支出を認めた。

347. 地球的レベルにおいて、ＵＮＦＰＡは、ＷＨＯの人間再生産に関する研究、開発および研究訓練特別計画への支援を継続した。ＵＮＦＰＡはまた、ＨＩＶ／ＡＩＤＳに関する国連合同・共同スポンサー計画にも参加した。同基金の「１９９０年代の開発途上国における避妊の必要性および側面的管理ニーズに関する地球的イニシアチブ」は、多くの多国間・二国間ドナーおよび非政府機関による協調融資を受け、ブラジル、バングラデシュおよびエジプトにおける避妊の必要性に関する突っ込んだ研究を組織し、避妊の必要性に関するその他数カ国の関心を喚起した。「地球的イニシアチブ」はまた、技術報告書を作成するとともに、諮問的会合およびワークショップを開催した。

348. １９９４年のＵＮＦＰＡの収入は２億６，５３０万ドルであったが、これは、１９９３年の収入２億１，９６０万ドルに比べて、２０．８％の増大となっている（図１２参照）。通常資金からのプロジェクトに対する支出合計額は、１９９３年の１億３，４３０万ドルから、１９９４年には２億４１０万ドルへと、６，７１０万ドル（５０％）増加している。リプロダクティブ・ヘルスおよび家族計画プログラムに対する支出は、１９９３年の６，８７０万ドルから、１９９４年には１億１０万ドルへと４６％の伸びを示し、同基金のプロジェクト支出全体のほぼ半分を占めるようになった。情報、教育およびコミュニケーションのための支出は、１９９３年の２，１３０万ドルから、１９９４年には３，８３０万ドルへと、８０％の伸びを示し、プロジェクト支出全体の１９％を占めている。残りの支出

は、データ収集（６．６％）、人口動態（５．７％）、人口政策の策定、実施および評価（８．１％）、多部門活動（５．５％）および特別計画（５．４％）に向けられている。

図１２　国連人口基金に対する自発的拠出金（コアおよびノン・コア）、１９９０－１９９４年

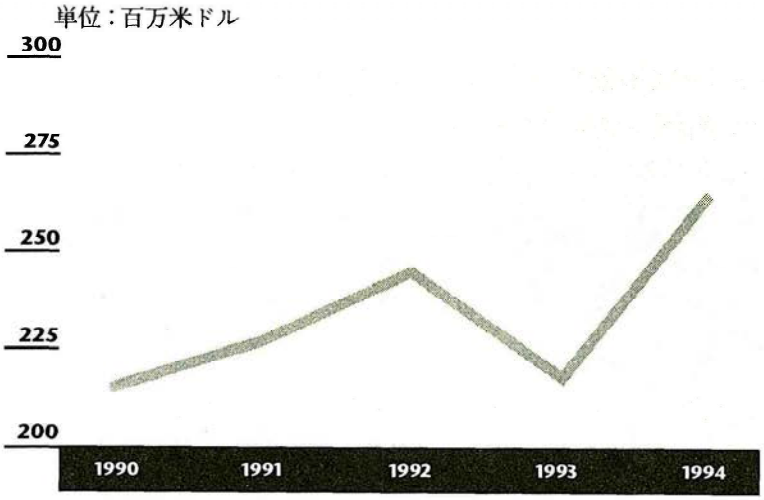

349.　１９９４年において、アジア太平洋地域は、ＵＮＦＰＡ計画予算割当額の３１．５％、サハラ以南のアフリカはその３１．１％、ラテン・アメリカおよびカリブ地域は１３．５％、アラブ諸国は１３．５％、欧州は１１．５％をそれぞれ受け取っている。地域間および地球的計画への支援については、割当額の１２．４％が当てられている。同基金は、その資金の７１％以上を、人口の分野において最も援助を必要とする国々、特に最貧開発途上国に対して集中的に投入し続けた。１９９４年におけるＵＮＦＰＡの優先的援助対象国は５８カ国であったが、その内訳は、３２カ国がサハラ以南のアフリカ、１７カ国がアジア太平洋、５カ国がラテン・アメリカおよびカリブ地域、４カ国がアラブ諸国となっている。

４．世界食糧計画（ＷＦＰ）

350.　キャサリン・バーティーニ氏を事務局長とするＷＦＰは、国連システムにおいて食糧援助を担当する機関であり、国連の飢餓および貧困との闘いの最前線に立ち続けている。ＷＦＰは、世界で最も貧窮した国々における最も貧窮した人々に、その努力を集中させている。

351.　１９９４年にＷＦＰが提供した食糧援助は、５，７００万人の貧しく飢えた人々

に到達している。ＷＦＰの資金総額の８２％は、食糧不足の低所得国向けのものであり、後発開発途上国のシェアは５２％となっている。かかる資金は、救援と開発の両方を支援するものである。

352. 開発サイドにおいて、ＷＦＰの食糧援助は、貧困層に対して所得を移転し、貧困コミュニティーにおける集団的活動を促進する、効果的な手段となってきた。現在では、総コミットメント額２６億ドルの２２５件の開発プロジェクトが、８０カ国を超える開発途上国で支援を受けている（図１３参照）。

図１３　世界食糧計画の支出、１９９０－１９９４年

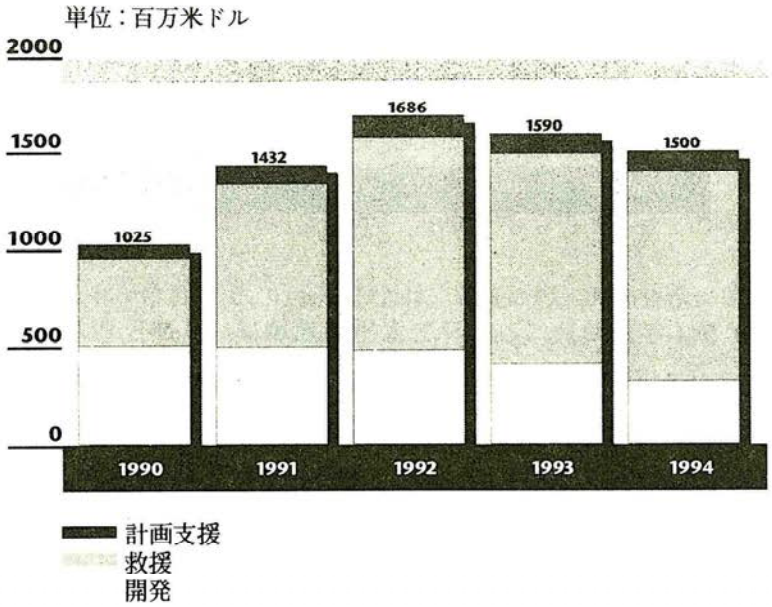

353. 緊急援助サイドにおいて、ＷＦＰは、その各国駐在事務所のネットワーク、並びに、その輸送、側面支援および調達における専門知識を活用することにより、食糧不足に対応している。１９９４年中、ＷＦＰは、総額１０億ドルを超える救援援助を、４０カ国を超える国々の人災および天災の犠牲者に提供した。

354. １９９４年において、ＷＦＰは、開発途上国全体の飢えた貧しい人々の支援のために、（物資および現金の形で）１５億ドルの資金の運用を行った。１９９４年には、３，２００万人を超える人災および天災の犠牲者が、ＷＦＰの援助から恩恵を得ている。およそ１，６００万人の人々が、農業および農村開発を支援する、労働の対価としての食糧援

助プロジェクトに参加している。また、ＷＦＰの援助する教育、訓練、保健および栄養プロジェクトを通じ、８００万人を超える人々が補完的食糧を受け取った。

355. １９９４年におけるＷＦＰの救援援助の約８０％は、国内あるいは国際紛争に起因する災害の犠牲者に対して提供されている。その内訳は、難民８５０万人および国内避難民１，６５０万人となっており、その数は、世界中のこれら２つのグループの人々の５０％に相当している。７００万人を超える人々が、干ばつおよびその他の天災の犠牲となった。ＷＦＰ救援活動全体のおよそ６４％は、アフリカにおける困窮民を支援するものとなった。中でも最大規模の活動は、ブルンジおよびルワンダにおけるものであり、救援支出総額の２２％に当たる２億４，２００万ドルが使用されている。膨大な数の人命の悲劇的な喪失と結びついたこの活動は、ブルンジおよびルワンダだけでなく、ケニア、タンザニア、ウガンダおよびザイールにおいても、今日依然として国連の緊急関心事項の中心となっている。リベリアにおける地域計画は、９，６００万ドルをかけて、リベリアおよび紛争に巻き込まれた周辺４カ国における難民および避難民に対して、援助を提供した。

356. 世界のその他の場所において、ＷＦＰが大きな緊急事態に直面した例として、旧ユーゴスラビアがあげられる。同国の人々は、未解決の紛争の結果、依然として食糧不足と深刻な貧困に直面している。同地域におけるＷＦＰの活動費用は、１億４，９００万ドルに及んでいる。アフガニスタンもまた、和平が実現していないために、慢性的な食糧不安に陥っている国である。アフガン難民および避難民を支援するＷＦＰ地域活動のコストは、１９９４年において９，５００万ドルに上っている。

357. 緊急事態および災害の数、規模および期間は、特に武力紛争に起因するものにつき、近年著しく悪化している。１９９４年には、ＷＦＰの供給する食糧援助３トン当たり２トンは、緊急援助として配給されており、開発プロジェクトの支援に用いられているのは、残りの１トンにすぎない。この関係は５年前には逆であった。開発のための資源が先細りする中で、人々が深刻な貧困と慢性的な食糧不安に喘ぐ「静かなる」緊急事態は、すぐにでも由々しき緊急事態へと変貌しかねない状態にある。緊急援助のみでは、次なる緊急事態までに貧困層の弱い立場を変えることはできない。従って、ＷＦＰは、開発プロジェクトに災害軽減要素を統合すること、救援活動に能力建設要素を組み込むこと、並びに、弱者の存在場所確認、早期警報体制の改善および制度的開発を通じ、災害に対する備えを強化することにより、その救援と開発援助の間の連携を高める方法を判別すべく、たゆまぬ努力を行っている。

358. 人道的緊急事態に関連する諸問題を軽減するために、ＷＦＰは、治癒ではなく予

防を目指した努力における協力というアプローチを取っている。可能なときにはいつでも、開発目標達成支援のために、食糧援助が活用されている。アフリカおよびアジアは、相変わらずＷＦＰ開発援助の最大の受益国となっており、そのシェアはそれぞれ４０％および３９％となっている。しかしながら、緊急援助活動につき、ＷＦＰの開発資金は、絶対的にも相対的にも減少を続けている。１９９３－１９９４年度について、ＷＦＰの通常開発資金を１５億ドルとするという目標（経済社会理事会およびＦＡＯ理事会によって承認され、総会およびＦＡＯ会議によって支持されたもの）は、3分の2が実現されたにすぎない。その結果、プロジェクトの実施がしばしば遅れることとなった。しかも、援助国がその開発資金をひも付きにしたり、使途を指定したりすることが多くなる中で、ＷＦＰは、当初計画のレベルにおいて、すべての承認されたプロジェクトを実施することができなくなっている。

359. 食糧の購入は、過去5年間において著しく増大している。１９９４年、ＷＦＰは、１４０万トンという記録的な量の食糧を購入したが、これは同計画によって配給されている物資全体のほぼ半分に当たる。食糧の６０％は開発途上国で購入されているところ、ＷＦＰは、国連システムにおける南南貿易への最大の貢献者としての立場を維持している。

360. ＷＦＰは、その活動のすべての段階において、他の多国間、二国間および非政府機関と協力している。１９９４年には、救援活動における協力関係を拡大するうえで、顕著な進展が見られた。難民の食糧ニーズ（ＵＮＨＣＲとの協力）および緊急援助ニーズ（ＦＡＯとの協力）の合同評価は、ＷＦＰの作業に不可欠な部分となり続けた。ＷＦＰの援助する１７カ国における開発プロジェクトは、国際農業開発基金（ＩＦＡＤ）との協力から恩恵を得ている。ＷＦＰは、ある主要な国際非政府機関との間で、最初の緊急援助活動のための合同作業に関する了解覚書に調印しており、今後においては、その他の非政府機関とも同様の取極の締結を図ることになっている。

361. ＷＦＰのアプローチは、資金調達額を含む、国別計画に関する原則および指針、並びに、プロジェクト承認に係る判断基準の採択によって、大きく強化された。予見可能性、責任および透明性、並びに、実際の資金額を改善するために、資金調達措置が検討されている。また、１９９２年１２月２２日の総会決議４７／１９９および１９９３年１２月２０日の総会決議４８／１６２に照らして、ＷＦＰ一般規則の修正が行われているところである。

5．国連国際麻薬統制計画

362. この１年間において、ジョルジオ・ジャコメッリ氏を事務局長とする国連国際麻薬統制計画は、各国、地域および地球レベルの３層からなる戦略に基づき、その活動の遂行を続けた。

363. 国別レベルにおいて、国連国際麻薬統制計画は、国家麻薬統制マスター・プラン、即ち、違法な需給双方の削減に取り組む国家課題の作成について、各国政府を援助するための指針を策定した。同計画による支援は、カリブ地域の１４の国および地域におけるマスター・プランの作成につながった。マスター・プランに係る援助は、アルジェリア、グアテマラ、ナミビア、パキスタン、アラブ首長国連邦およびベトナムに対しても提供されている。計画は、コロンビア政府に対し、１９９６年１月１日を以て発効する、同国の１０カ年国家代替開発計画における麻薬統制関連項目の作成における援助を行った。

364. １９９４年、国連国際麻薬統制計画は、アフガニスタンにおけるケシの栽培規模に関する包括的な実地調査に対する資金提供を行った。その結果（１９９５年の調査で確認される予定）によれば、乾物アヘンの栽培量は、これまでの２，０００メートルトンという予測を大きく上回っている。修正済みの推定値をベースとすれば、アフガニスタンは、世界で最大の不法アヘン生産国となる。

365. 地域レベルでは、国連国際麻薬統制計画は、１９９４年１１月、南アフリカにおいて、南部アフリカにおける麻薬密輸に対する司法協力を強化することを目的とした地域ワークショップを開催した。同地域各国の政府は、汚職に反対するコミュニケ、および、南部アフリカにおける麻薬密輸禁止を強化するための措置から成る行動計画を採択した。

366. １９９５年５月、北京において、いずれも東南アジアにおける不法麻薬統制に関する了解覚書の当事国となっている、ラオス人民民主共和国、ミャンマー、中国およびタイの間で、最初の閣僚級会合が行われた。同会合は、了解覚書当事国へのカンボジアおよびベトナムの追加を承認するとともに、麻薬統制問題におけるサブ地域的協力に関する行動計画に賛同を示した。中国においては、雲南省での法律執行能力が、国連国際麻薬統制計画からの機材援助によって強化されるとともに、訓練ニーズの判別が行われた。中国・ミャンマー国境地帯の法律執行官は、情報交換システムを発足させた。１９９４年の地域的了解覚書の調印後、アルゼンチン、ボリビア、チリ、ペルーおよび同計画は、法律の執行と需要削減技術の調和を強調する、１９９５－１９９７年における執行への行動課題を策定した。

367. １９９５年６月３０日までに、バルト三国、中欧９カ国およびＣＩＳ１２カ国は、国連国際麻薬統制計画からの法的援助を受けている。中央アジアの諸共和国は、麻薬統制計画にとって高い優先度を有する地域となったところ、これに応じて、国際社会からの支援を必要とする、多部門サブ地域計画が作成されている。

368. １９９４－１９９５年において、国連国際麻薬統制計画は、一連の需要削減専門家フォーラムを継続するとともに、ブラジル、バハマ、カメルーン、インドおよびモロッコにおいて、技術的協議を開催した。「国連薬物乱用防止の１０年」との関連で、１９９４年１２月、バンコクにおいて、１１５カ国からの参加者を得て、「麻薬需要削減における非政府機関の役割に関する世界フォーラム」が開催された。フォーラムは、需要削減における国連と非政府機関とのパートナーシップを強化する宣言を採択した。

369. １９９５年４月、国連国際麻薬統制計画は、ブラジルにおける、「職場およびコミュニティーにおける麻薬に関する第２回国際民間セクター会議」の開催に助力したが、そのうちの成果の一つとして、薬物乱用の防止に必要な企業の政策において不可欠な要素が判別された。１９９５年２月、麻薬統制計画と国際オリンピック委員会は、薬物乱用防止におけるスポーツ振興のための協力取極に調印した。

370. 地球的レベルにおいて、国連国際麻薬統制計画は、研究を実施し、その成果を技術的情報および研究書としてまとめた。麻薬統制における複雑な諸問題に取り組むため、麻薬統制計画は、不法麻薬産業に関する知識の現状および麻薬の乱用および統制の経済・社会的インパクトに関する研究書、並びに、薬物乱用の経済・社会的帰結に関する中間報告書を作成し、これを１９９５年３月の第３８回麻薬委員会に提出した。

371. 国連国際麻薬統制計画の試験所は、麻薬関連事項の分析における効果的な試験慣行を開発するうえで、各試験所を援助することを目的とした、「質的保証計画」を拡大した。全世界の８０か所の試験所が、試験所の実績を評価し、アウトプットの精度を改善するための「国際熟練訓練制度」に参加している。

372. 麻薬委員会が１９９４年および１９９５年に取り組んだ主要課題の一つは、麻薬および向精神薬の不法な生産、販売、需要、密輸および配給、並びに、これに関連する活動に対する国際的な協力を強化するための措置に関する、１９９３年１０月２８日の総会決議４８／１２の実行であった。国連国際麻薬統制計画事務局長は、１９９４年において、政府間諮問グループの会合を２度召集し、報告書を作成したが、この報告書は、第３８回麻薬委員会によって検討されている。報告書には、麻薬統制における国際的な活動を強化するための方策に関する特定の勧告が盛り込まれていた。麻薬委員会は、その決議１３

(XXXVIII) において、各国政府に対し、この勧告の検討を行うよう促したほか、麻薬統制計画事務局長に対し、第５１回国連総会に提出される予定の各国からのコメントに照らして、この勧告をさらに練り直すことを要請した。

373. 総会決議４８／１２に応じて、独立の条約機関である国際麻薬統制審議会は、１９９４年報告書において、麻薬統制条約に関連するその評価および主要な調査結果の概要を示した。審議会はまた、強化の必要がある領域にスポットを当てた、これらの条約の実効性に関する特別付録を発行した。

374. １９９４年９月と１９９５年２月、麻薬委員会の要請により、国連国際麻薬統制計画は、海路による麻薬の密輸に対処する国際協力を深めるための、海上協力に関する作業部会を召集した。同作業部会によって採択され、委員会によって支持された勧告および原則は、国際水域を通過する密輸船の問題を封じ込めるための努力において、画期的なものとなっている。

375. １９９５年２月にはまた、行政調整委員会が、ウィーンにおいて、麻薬統制における国連システム全体の協力に取り組む高級レベル会合を開催した。この会合は、国連の各計画、基金および機関が、自らの計画の中に麻薬統制の要素を組み入れる必要性の認識と、麻薬統制活動の調整における国際麻薬統制計画の指導的役割に対する幅広い支援とをもたらした。

376. 国連国際麻薬統制計画の１９９４－１９９５年度予算の合計額は、２億５００万ドルとなっているが、そのうちの約９３％の資金は、自発的拠出金によるものである。この資金の大部分に当たる１億６，２００万ドルは、不法な麻薬の生産、密輸および消費に対抗することを目的とした、５０カ国における３００件を超す活動に使用されている。全世界における麻薬関連問題の継続的な増大、および、麻薬統制に利用できる資金の減少傾向に鑑み、私は、加盟国に対し、麻薬統制における国際的優先事項を追求するために必要な政治的・金銭的支援を提供するよう促すものである。

6．国連事務局の技術協力計画

377. 開発途上国および経済体制移行期の諸国の開発努力に対する技術協力を担当する、国連本部における中心的な部局は、開発支援・管理サービス局である。１９９４年における同局のプロジェクト支出は、１２を超える部門の１，０４４件ほどのプロジェクトについて、合計で約１億１００万ドルとなっている。このうちＵＮＤＰは約５，１００万ドルの資金を提供している。同局は、その支出額の４４％をアフリカに使用している。プロジェ

クト遂行のために、この１年間にわたり、同局は、各国職員と共同作業を行う目的で、９００名を超える国際的専門家およびコンサルタントを派遣した。同局は、４，３３０名を超えるコンサルタント、２，３５０社のコンサルタント会社および６，３３０の機材供給業者から成る全世界的登録者名簿から作業の依頼を行っている。同局はまた、各国政府が、自らの開発プロジェクトのために最も適切なサービスおよび機材を判別、選択および購入するのを助けているほか、これらの領域における作業のための能力建設を支援している。訓練は、かかる活動において不可欠な要素となっており、１９９４年には、１３０カ国を超える国々からの約２，５００名の人々に訓練が提供されている。

378. 総会の承認を受けて、国連事務局は、天然資源およびエネルギーの分野における職員および資金について、地域委員会への権限委譲を進めた。これらの活動は、開発支援・管理サービス局担当の事務次長を長とし、地域委員会の参加する、「国連天然資源・エネルギー技術協力計画管理審議会」によって管理されている。この調整機関は、これらの領域において国連が提供する援助の対応力および実効性を増大させている。

379. 同局とＵＮＤＰとの間の連携の緊密化においては、かなりの進展が見られた。この協力関係の強化により、開発の計画および管理についての「川上」領域の助言、並びに、計画およびプロジェクトのレベルでの技術的支援における同局の役割が増大することになった。

7．国連プロジェクト・サービス室

380. 国連プロジェクト・サービス室は、これまでＵＮＤＰの一部であったが、総会の承認により、１９９５年１月１日、独立の部署として設立された。事務局再編に関する私の全般的計画に沿って、私は、国連システムの開発に関する活動の強化を目的として、プロジェクト・サービス室をＵＮＤＰから分離することを提案した。この枠組みの中で、現在、プロジェクト・サービス室は、国連システムにおいてプロジェクトの管理、実施および支援サービスを提供する第一義的主体となっている。

381. プロジェクト・サービス室の室長を務めるラインハルト・ヘルムケ理事は、管理調整委員会を通じ、私と、ＵＮＤＰおよびＵＮＦＰＡの理事会に対して、報告を行っている。

382. 議長であるＵＮＤＰ事務局長、行政管理担当事務次長、開発支援・管理サービス担当事務次長およびプロジェクト・サービス室長から構成される管理調整委員会は、この１年間において２度の会合を開き、同室の活動に関連する多くの重要な政策および調整問

題に関する討議を行った。

383. 管理調整委員会は、プロジェクト・サービス室の事業計画、その新しい財政規則、そのＵＮＤＰおよび開発支援・管理サービスとの関係、１９９４年に開催された世界社会開発サミットに関連するフォローアップ活動、並びに、顧客とのパートナーシップおよび主要な協力分野を含む、同室の活動範囲を規定する一連の戦略的政策指針の再検討を行った。同室の活動に関しては、開発プロジェクトの執行、復興再建努力の調整、環境計画の管理、および、開発借款の運営という、４つの中心的領域が判別されている。同室に関する新財政規則案は、１９９５年初に理事会によって承認されたが、これによって新たな枠組みが誕生し、ビジネスライクな管理慣行が制度化できるようになった。

384. プロジェクト・サービス室のプロジェクト総額は、過去２０年間において着実に増大してきており、１９９４年には１０億ドルの大台に達している。１９９４年の実施額は４億３１０万ドルであり、１９９３年に比べて５．３％の増加となっている。プロジェクトの総数も、前年の１，７００件から、１，９００件近くにまで伸びている。１９９４年において、実施中のプロジェクト総額が１，０００万ドルを超える国の数は、２０カ国を超えている。

385. 国連の機関および計画に代わるプロジェクトの実施に加え、プロジェクト・サービス室は、多国間開発銀行、二国間援助主体および被援助国政府のために、「管理サービス取極（ＭＳＡ）」の運営を行っている。６億３，９００万ドルの予算総額に対し、１９９４年にＭＳＡ取極によって提供されたサービスの合計額は、１億４，２００万ドルとなっている。地球環境ファシリティー、および、「オゾン層保護に関するウィーン条約」の「モントリオール議定書」に従って、同年にプロジェクト・サービス室が負担した支出額は、３，０００万ドル以上に上っている。

386. １９８０年代後半以来、紛争後の復興の管理における経験が蓄積されているところ、プロジェクト・サービス室に対する、総合的な復旧計画の策定および実施におけるサービスの需要は増大している。アフリカの角、中部アフリカおよびアジアにおいて得られた教訓の応用可能性については、現在はじめて、東欧（ウクライナ）および中央アジア（タジキスタン）でテストされているところである。

387. その実地活動志向に沿った形で、かつ、そのサービスをより効率的なものとするために、プロジェクト・サービス室は、多くの機能を分散させている。１９９３年に中米において設置された管理支援ユニットに加え、同室は、クアラルンプールに駐在事務所を設置し、そこから東南アジアにおける計画の管理を行っている。

D．地域の開発活動

388. 経済社会開発のための主要な地域センターとしての役割を果たすため、総会によって地域委員会が設置されている。地域委員会は、地球的な国連機関と各国における活動との中間のレベルで活動を行っている。この役割に沿って、地域委員会は、地域的なイニシアチブおよび戦略を推進し、様々な問題の突っ込んだ研究に貢献するとともに、規範、基準および法的手段の策定のための政府間イニシアチブを支援している。これに加えて、地域委員会は、サブ地域の諸団体の対話の場となっているほか、国連が開催する世界的な会議およびサミット会合の際の地域的な立場の準備に助力している（図１４参照）。

図１４ 地域委員会：１９９４／１９９５年度修正予算

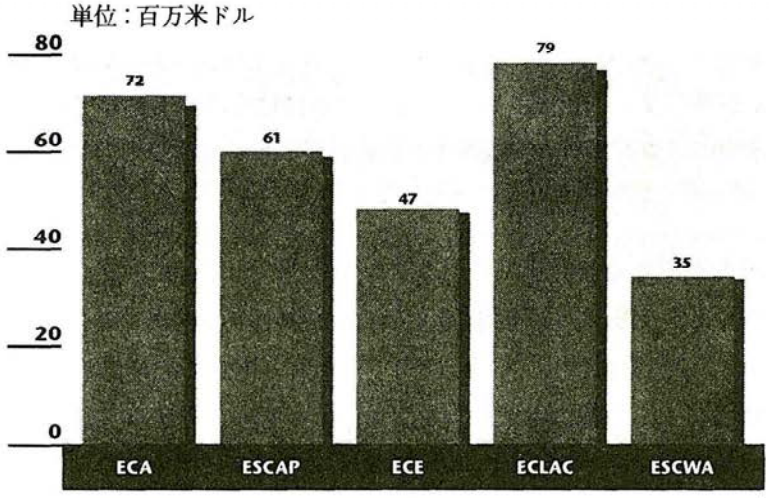

１．アフリカ経済委員会（ＥＣＡ）

389. アフリカの加盟国が、将来性のある傾向を強め、成長の加速と社会経済開発への障害を克服するのを助けることは、K．Y．アモアコ事務局長を長とするＥＣＡの分析、擁護および諮問作業を特徴づける要素となっている。この目標は、「不可欠の能力の建設によるアフリカにおける加速度的成長および持続可能な開発の促進」というテーマで、１９９５年４月２４日から５月３日まで開催された、ＥＣＡ第３０会期の背景となっている。同会期において、ＥＣＡは、「アフリカにおける不可欠な能力の建設および活用に対する枠組み課題」の策定における進捗状況を再検討するとともに、「枠組み課題」を１９９６年の次会期までに完成させるよう命じた。

390. ＥＣＡはまた、アフリカ諸国の対外債務に関する宣言を採択し、アフリカ諸国の非譲許的債務総額の８０%削減を含む、ナポリ条項の改善を要求するとともに、パリ・クラブで繰延べの対象となった譲許的債務の免除を促した。委員会はまた、１９９５年９月に予定されている、「１９９０年代における後発開発途上国のための行動計画」の実施状況の地球的中間評価に関し、特別の覚書を採択した。委員会は、民間投資誘致のために必要な改革を実行するというアフリカ諸国のコミットメントに、満足の念を以て留意するとともに、すべてのアフリカ諸国およびその開発パートナーに対して、１９９６年前半にアクラで開催予定の民間投資に関する地域フォーラムへの参加を呼びかけた。

391. 同会期において、ＥＣＡは、アフリカにおける食糧の安全保障と自給を促進する必要性を強く主張した。その意味で、委員会は、国連加盟国に対し、食糧・農業部門の開発をもたらすマクロ経済環境を創出するよう求めるとともに、関連国連機関に対し、アフリカにおける食糧の安全保障と自給を促進するための計画を強化するよう要請した。

392. アフリカ経済共同体を設立するアブジャ条約が１９９４年５月に発効したことに伴い、ＥＣＡは、同条約の実施を支援する努力を強めた。アフリカ統一機構およびアフリカ開発銀行（合同事務局のパートナーとなっている）とともに、ＥＣＡは、アフリカ経済共同体を支援する資源動員のための提案を策定する委員会の設置、および、アフリカの各地域の経済共同体と合同事務局との間の作業関係の枠組みの策定に参加した。さらに、委員会は、西アフリカ経済通貨連合および中部アフリカ経済通貨連合の設立との関連において、西部および中部アフリカにおける地域的経済団体の合理化および調和に関する研究を行った。

393. 「第２次アフリカの運輸・通信の１０年」は、アフリカにおける運輸および通信の開発を促進することをねらいとしている。「１０年」の中間評価報告書は、１９９５年５月の第１０回アフリカ運輸・通信担当閣僚会議によって検討された。中間評価による主な勧告は、計画の合理化を図ること、「１０年」関連のプロジェクトのための資源動員努力を強化すること、および、「１０年」関連の計画の受益国が所有権を享受すること、であった。ＥＣＡは、運輸・通信部門において、４つの重要なプロジェクトを実施したが、これらのプロジェクトは、通信・運輸における人材および制度開発、運輸データベース、アフリカ縦断道路局の再活性化、並びに、アフリカのための新航空輸送政策に関するヤムスクロ宣言に係るものである。

394. 加盟国による天然資源の持続可能な開発のための政策および戦略の策定を援助するために、ＥＣＡは、「アフリカにおける天然資源およびエネルギーの開発・利用に関する

政策および戦略」と題する文書を発表した。委員会はまた、世界気象機関との協力の下に、「水資源：政策および評価」と題する国際会議を、１９９５年３月２０日から２５日まで、アジスアベバで開催した。会議は、社会経済開発のための水資源のニーズを評価すべく、各国の制度的財政的人材および技術能力を復興、建設あるいは採用するための戦略を明確に示した。

395. アフリカにおける鉱物資源の開発および利用に関する地域閣僚会議において加盟国が表明した決定を受けて、ＥＣＡは、銅および銅製品の生産およびアフリカ域内貿易の拡大の見通し、並びに、アルミニウムおよび金属製品の生産およびアフリカ域内貿易の拡大の見通しに関し、２件の研究を行った。この研究は、各国政府、民間企業、並びに、地域およびサブ地域機関によって歓迎されている。

396. ＥＣＡは、科学技術能力の開発を促進するための努力を継続した。このための研究としては、開発のインセンティブおよび科学技術の応用、アフリカにおける科学技術指標、並びに、科学技術開発の媒体としての外国直接投資に関するものがあげられる。さらに、ＥＣＡは、ＯＡＵとの協力の下に、１９９４年９月２１日から２７日まで、アフリカ経済共同体の科学技術議定書に関する円卓会議を開催した。

397. 「第２次アフリカの工業開発の１０年」との関連において、ＥＣＡは、加盟国による適切な工業政策の策定および工業計画の効果的な実施を援助した。１９９５年６月、ハボロネにおける第２０回アフリカ工業担当閣僚会議は、就中、アフリカ諸国による「１０年」のための国家およびサブ地域計画実施の進捗状況、並びに、「１０年」の目標達成における民間セクターの役割を検討した。

398. ＥＣＡは、『アフリカ人間開発報告』と題する新しいシリーズを刊行した。１９９５年版の報告は、「子どもの目標」、「万人に健康を」および「万人に基礎教育を」というテーマを扱っている。ＥＣＡは、社会経済開発の計画および政策への人口開発要素の統合、家族計画・妊産婦保健および出産・死亡率に関する研究やワークショップの準備、並びに、「人口、家族および持続可能な開発に関するダカール／ンゴール宣言」と「国際人口開発会議の行動計画」の実施の分野において、加盟国に対する支援活動を強化している。

399. 開発における女性の統合のためのアフリカ地域調整委員会の第１６回会合は、１９９５年４月２０日から２２日まで、アジスアベバで開催された。委員会は、１９９４年１１月にダカールで開催された第５回アフリカ地域女性会議において採択された「女性のためのアフリカ活動綱領」に支持を表明した。「アフリカ活動綱領」は、第４回世界女性会議に臨むに当たっての同地域共通の立場を示すものである。同時に、ＥＣＡは、アフリカに

おける女性銀行の設立に関連する努力を継続すべく、１９９４年８月、アドホック・グループ会合を開催し、女性銀行創設の実現可能性を検討した。アフリカ数カ国から参加した企業家は、同銀行の設立を促進する用意があることを示唆した。その１９９５年会期において、閣僚会議は、同銀行の設立に関する一定の問題を明確化するための一層の研究を要請した。女性の地位向上におけるＥＣＡの活動上の役割は、アフリカにおける女性問題に関するその分析作業の深まりと対を成すものである。例えば、ＥＣＡの『１９９５年アフリカ経済社会調査』は、アフリカの正式教育における男女間の不平等に関する特別研究を中心に据えている。

400. ＥＣＡは、関税貿易一般協定（ＧＡＴＴ）、ＵＮＣＴＡＤおよびＯＡＵと協力して、１９９４年１０月、チュニジアにおいて、アフリカ経済に対するウルグアイ・ラウンドのインパクト評価のための国際会議を開催した。この会議のねらいは、ウルグアイ・ラウンド後の国際貿易環境に適応するうえでの、アフリカ諸国の技術的必要性を評価することにあった。

401. １９９４年１２月から１９９５年６月までの期間において、ＥＣＡは、６５を超える短期技術諮問団の派遣を行っている。これらの諮問サービス提供の制度的媒体となったのは、ＥＣＡ学際地域諮問グループである。ＥＣＡは、環境管理の分野において、いくつかの加盟国に援助を提供した。同委員会はまた、海洋環境の保護に関してエリトリアに、水資源と環境に関してセイシェルに、それぞれ諮問団を派遣している。委員会は、ＵＮＥＰと協力して、ガンビアおよびタンザニアにおける国民総生産への沿岸／海洋セクターの貢献に関する研究を行った。

402. ＥＣＡは、公共企業体の業績に関する指標の開発、国家統計機関の強化、情報管理システムの設置、並びに、農業の管理および政策策定を含む、公共セクター管理の分野において、加盟国に援助を提供した。例えば、エリトリアにおいて、ＥＣＡは、公共企業体の改革および管理のための技術援助を提供したほか、政府内の様々な部局を結び付ける国家開発情報システムおよびネットワークの設置を援助している。アンゴラにおいて、ＥＣＡは、同国の社会経済開発に対する技術援助のための政策枠組みの基礎を作るべく、開発優先領域の評価を行っているところである。

403. その支援に対する要請の多様性を反映し、学際地域諮問グループはまた、いくつかの加盟国の大学あるいは研究所に対しても、技術援助を提供した。かかる被援助機関としては、ナイロビ大学外交国際問題研究所、カメルーン国際関係研究所およびガーナ大学レゴン校があげられる。これらの学究機関に対する技術援助には、研究機関内における新

たなセンターの設置に関する短期の訓練および援助が含まれている。また、政府間、地域およびサブ地域の機関および研究所に対しては、助言サービスも提供されている。このような被援助機関としては、サブ地域経済団体、ＥＣＡの後援する学究機関、干ばつと開発政府間機構および半乾燥地域食糧穀物研究開発センターがあげられる。この１年間において、ＥＣＡは合計で１１５件のプロジェクトを行っているが、うち４４件は終了し、７１件が引き続き実施中となっている。これらのプロジェクト実施のために、予算外の資金から、ＥＣＡに対して合計５６０万６，６０３ドルが利用可能となっている。

２．ヨーロッパ経済委員会（ＥＣＥ）

404. ＥＣＥの目標は、地域内各国の間で政策、規範および慣行をさらに調和させ、その統合と協力を強化することにある。

405. イヴ・ベルトゥロ氏を事務局長とするＥＣＥは、マクロ経済的・部門的問題に関する政策分析および対話、条約、規範および基準の策定、並びに、新たに開発された移行過程への援助計画を通じ、この目標を達成している。

406. ＥＣＥは、特に国際的な文脈において、環境の保護および持続可能な開発の促進を優先し続けた。１９７９年以来、ＥＣＥ加盟国は、同地域における環境関連の課題に果敢に挑戦している。特に、ＥＣＥは、大気汚染、環境アセスメント、産業事故および国際水域に関して、９件の国際的な法的拘束力を持つ文書を作成している。

407. 「１９７９年の長距離国際大気汚染条約」の残留性有機汚染物質および重金属に関する２件の新たな議定書については、作成作業が進んでいる。これらの法文書は、環境課題に対応するための独自の法的枠組みを形成するものである。同条約および議定書の地域全体における完全な執行のために、ＥＣＡは、その決定Ｇ（５０）において、これを行っていないすべての加盟国に対し、これらの文書の可及的速やかな批准あるいは調印を検討するよう求めた。

408. 環境政策委員会は、「欧州のための環境」プロセスに関する中心的な調整機関である、欧州のための環境に関する政府高官作業部会の援助を得て、１９９５年１０月に開催予定の「欧州のための環境に関するソフィア閣僚会議」の準備を進めた。同会議によって検討される主要議題は、「１９９３年の中欧・東欧に関する環境行動計画」のフォローアップ、欧州のための環境の現状評価、および、環境改善のための資金調達となる予定である。

409. 環境政策委員会は、ＯＥＣＤとの協力の下に、ＯＥＣＤ国別環境実績評価の中欧

および東欧への拡大を進めた。ポーランドおよびブルガリアに関する最初の２件の合同先行評価は、既に実施されている。ＯＥＣＤとの第３回目の合同評価は、来年ベラルーシにおいて実施されることになっている。独自の環境実績評価計画の一環として、環境政策委員会は、エストニアにおける状況の評価を行っているが、この評価は１９９５年末までに完了し、結果は１９９６年初めに公表される予定である。

410. この１年間において、人間居住委員会は、国連人間居住会議（ハビタットII）のための準備作業を継続した。同会議の地域準備会合が開催され、委員会による準備作業の遂行を援助するためのタスクフォースが設置されている。ＥＣＥ地域における人間居住地開発の概観を含む分析報告書が作成され、ハビタットII準備委員会に提出された。

411. この１年間において、ＥＣＥ内陸運輸委員会は、運輸の分野における協力のための話し合いの場として機能し続けた。同委員会は、新たに２つの法文書を完成・採択し、その合計数を５０とするとともに、多くの既存の法文書に対する修正を採択した。「国際的重要性を有する主要内水路に関する欧州協定」の作成においては、大きな進展が見られている。

412. さらに、内陸運輸委員会は、能動的・受動的安全、環境保護およびエネルギー消費をカバーする、陸上車両製造に関する国際的規範および基準の制定作業を進めた。委員会はまた、最近修正された「道路標識および信号に関するウィーン条約」およびその他の関連法文書に従った道路安全に関連する活動に、特別な注意を払った。ＥＣＥの指導の下、１９９５年３月２７日から４月２日まで組織された「第２回道路安全週間」は、各ＥＣＥ加盟国において、若年の道路利用者を対象としたキャンペーンを同時に行うことをねらいとしたものであった。陸路および内水路による危険物輸送に関する規範および基準の作成、並びに、危険物の鉄道、海路および空路による輸送に関する規範および基準とのその調和についても、大きな進展が見られている。委員会は、経済社会理事会の下部委員会である、危険物輸送専門家委員会による勧告をベースに活動した。

413. 内陸運輸委員会は、税関貨物プール条約の最終版を作成するとともに、物資の鉄道輸送に関する国際的通関手続きに関する条約案を作成した。委員会はまた、目下の実施上の問題に鑑み、「ＴＩＲ手帳の対象となる国際物資輸送に関する関税条約（ＴＩＲ条約）」の改正を行うことを決定した。国際鉄道輸送における国境通過の簡素化に関する報告書も作成されている。中欧・東欧の各国における市場経済への移行を援助することをねらいとして、内陸輸送の分野における行動計画が実施中である。

414. １９９４年４月のＥＣＥ第４９会期における決定のフォローアップとして、１９９６年に地域運輸・環境会議を開催するための作業が進められた。会議の準備委員会は、これまでに５回の会合を開き、運輸および環境に関する共通戦略に関する指針案の条文について合意に達している。

415. ＥＣＥ地域における国際統計作業の統合的提示は、ＥＣＥ、欧州共同体およびＯＥＣＤの統計作業から拡大され、国連事務局の統計課および人口課、専門機関、欧州理事会、ＣＩＳおよびその他の国際機関が同地域で行う統計活動をも含むようになった。

416. ＥＣＥは、その国際貿易手続き簡素化作業部会を通じ、貿易促進計画を支持している。「行政、商業および運輸に関する国連電子データ交換（ＥＤＩＦＡＣＴ）」メッセージの開発においては、かなりの進展が見られている。作業部会の加盟国および事務局は、１９９４年１０月にオハイオ州コロンバスで開催された、貿易効率に関する国連国際シンポジウムに参加した。「貿易促進勧告概要」も作成された。ＥＣＥ、国際電気技術委員会（ＩＥＣ）および国際標準化機構（ＩＳＯ）の間では、これらの機関の間の責任分担をより明確にするために、了解覚書が作成され、承認されている。

417. 産業における国際契約慣行に関する作業部会の取りまとめた『経済体制移行期にある諸国の不動産法適応に関する指導書』も、各方面から歓迎されている。貿易・投資促進の分野において、ＥＣＥ事務局は、季刊の『東西投資ニュース』の発行と、経済体制移行期にある諸国における外国直接投資プロジェクトおよび支援立法に関するそのデータベースの更新を継続した。

418. ＥＣＥが実施し、『欧州経済速報』および『１９９４－１９９５年欧州経済調査』において発表されている経済分析は、欧州、旧ソ連諸国および北米における目下の経済動向について、突っ込んだ分析を提供している。双方の刊行物とも、東欧および旧ソ連の移行経済における動向、並びに、その市場経済創設における進捗状況に、特別な重点を置いている。今年度版の『経済速報』は、移行経済の対外貿易および収支、並びに、これに対する外部からの支援のレベルを特に重視している。『調査』最新刊は、マクロ経済動向の詳細な再検討に加え、過去５年間における改革過程の評価、並びに、東欧および独立国家共同体における国際移住の再検討を含むものとなっている。

419. 「２０００年エネルギー効率」プロジェクトの第２期において、ＥＣＥは、経済体制移行期にある諸国に対して、エネルギー効率を改善し、エネルギー効率の基準および格付けを実施する能力を開発するための援助を提供し続けた。

420. 各国政府、地元学究機関およびＵＮＤＰとの協力の下に、ＥＣＥは、中・東欧における軍の基地および製造施設の平和目的への転用計画との関連においても、エネルギー効率改善のためのプロジェクトの策定を行っている。

421. 主要欧米諸国の政府およびガス会社からの資金拠出支援により、１９９４年に「ガス・センター」が設立された。大規模な地域的イニシアチブとなる「ガス・センター」には、ＥＣＥ域内における主要な天然ガス市場関係者のほとんどすべてが参加している。センターは既に、域内の民間・公共ガス会社および政府の間における対話を開くうえで、成功を収めている。

422. エンジニアリング産業・オートメーション作業部会は、『世界のエンジニアリング産業とオートメーション：実績と見通し、１９９３－１９９５年』および『世界の産業用ロボット：１９８３－１９９３年統計と１９９７年までの予測』と題する、２件の研究書を作成・出版した。エンジニアリング産業は、産業の再編、特に、投資および民営化の過程に影響を与え続けた。この意味で、移行経済における中小企業の創設に特別な重点が置かれた。その第５０会期において、ＥＣＥは、『復興エンジニアリング』の出版を、世界社会開発サミットへのＥＣＥの貢献として位置づけた。

423. 化学工業作業部会は、現在化学工業が直面している政策志向の諸問題を討議し、持続可能な開発に関連する作業、特に、「化学産業：持続可能な経済・生態開発（ＣＨＥＭＩＳＥＥＤ）」計画の重要性を強調した。加盟１５カ国は、環境浄化手続きを実証する先行プロジェクトのために、化学物質で汚染されている４０カ所の場所を判別した。

424. 鉄鋼作業部会は、鉄鋼業およびリサイクルに関するセミナーの開催、鉄鋼業における廃棄物の処理、利用および処分に関するセミナーの作業計画への追加、鉄鋼業界における環境関連の刊行物の目録、並びに、環境保護に関する規制の調和を目的とした活動を通じて、冶金学および生態学に関する地域計画を強化した。『欧州の鉄鋼業に関する全般的研究』は、欧州委員会、欧州復興開発銀行（ＥＢＲＤ）、世界銀行および国際鉄鋼協会との協力で作成されたものである。この研究書はまた、移行経済における鉄鋼業再編を考える際のたたき台としても用いられている。

425. 標準化政策作業部会は、国際的、地域的および国家的レベルでの調整、協調、適合評価および度量衡の分野における動向を再検討するとともに、既存の構造を市場の条件に適応させ、新たな独立国による十分な制度の確立を援助するために、経済体制移行期にある諸国に対して、特別な注意を払った。ＥＣＥは、その第４９会期において、個別決定

H（４９）として同作業部会が提案した、試験の度量衡学的保証に関する勧告を採択した。

426. ＦＡＯの再編、特に、地域およびサブ地域事務所に対する権限委譲の拡大に関する１９９４年６月のＦＡＯ理事会による決定に照らして、ＥＣＥ／ＦＡＯ合同農業木材課は、１９９５年に解散した。ＥＣＥ第５０会期における決定に従い、１９９５年４月、農業および環境、並びに、農業食糧セクターの経済分析に関する、ＥＣＥ／ＦＡＯ合同事業の継続を確保するために、暫定措置が取られている。ＥＣＥは、ＥＣＥ農業委員会をＦＡＯ欧州農業委員会に統合すべしとする事務局長の提案を検討することになっている。

427. ＥＣＥ地域助言サービス計画は、グルジア共和国に対する国別援助計画を作成した。その第１期は、１９９５年６月末までに実施される予定となっている。この計画の経験は、評価され、その他の優先度の高い事例に応用されることになっている。

３．ラテン・アメリカおよびカリブ経済委員会（ＥＣＬＡＣ）

428. この１年間は、ラテン・アメリカおよびカリブ地域における経済実績について、一定の変調が見られた時期であった。このような動向は、ガート・ローゼンサル事務局長のもと、同地域における長期的な開発問題および新たな開発問題への対応を図ろうとする、ＥＣＬＡＣの活動にも反映されている。

429. 過去１年間において、ラテン・アメリカおよびカリブ経済・社会計画研究所（ＩＬＰＥＳ）とラテン・アメリカ人口統計センター（ＣＥＬＡＤＥ）を包含する、ＥＣＬＡＣ事務局は、中期的成長に関連する多くの開発問題（マクロ経済の管理、革新、貯蓄の拡大およびその生産的投資への充当）および域内経済協力に重点を置いた。これに加えて、事務局は、世界的な行事、特に、世界社会開発サミットおよび第４回世界女性会議に関する、数多くの地域的準備活動に関与している。

430. この報告書の執筆時点において、ＥＣＬＡＣは、地域で続行されている調整、安定化および構造改革戦略の９０年代半ばにおける大がかりな評価を行っているところである。ラテン・アメリカ経済の一部に影響を与えている最近の出来事を考慮すれば、この作業は特に時宜にかなったものであると思われる。この評価書は、１９９６年４月にコスタリカのサン・ホセで開催予定のＥＣＬＡＣ次期会期中に、加盟国によって再検討されることになっている。

431. ＥＣＬＡＣは、引き続き、政府高官の会合の場となっている。過去１３カ月間において開催された３５回のセミナーに加えて、事務局は、１９９４年９月２５日から２９

日までアルゼンチンのマル・デル・プラタで開催された「第６回ラテン・アメリカおよびカリブの経済社会開発に女性を組み込む地域会議」を準備・開催した。事務局はまた、１９９５年７月３日および４日にチリのサンチアゴで開催された、「ラテン・アメリカおよびカリブの経済社会開発に女性を組み込む地域会議」の統括担当官による第２１回会合においても、同様な役割を演じている。また、１９９４年１１月１６日から１８日までエクアドルのキトで開催された、第３回ラテンアメリカおよびカリブ地域住宅・都市開発セクター閣僚・高級レベル当局者会合についても、支援が提供されている。

432. ＥＣＬＡＣは、「アジェンダ２１」のフォローアップ活動、就中、環境的に持続可能な天然資源および様々な活動セクターの管理、並びに、統計および環境報告の開発を取り扱うものに、積極的な関与を行った。数多い出版物および研究作業の中には、プログラム２１の観点から見たラテン・アメリカおよびカリブにおける水資源管理に関する研究、並びに、『危険な製品と廃棄物：ラテン・アメリカおよびカリブ地域に向けた国際移動のインパクト、並びに、その防止および統制の可能性』と題する研究が含まれている。ＥＣＬＡＣは、社会的衡平性とともに変化する生産パターンに関するその重要な主張の文脈の中で、貧困軽減戦略を策定することを通じ、世界社会開発サミットの準備作業に適切な貢献を行った。最近の出版物としては、『社会開発を促進するための近代的な社会政策に関する提案』および『教育の不平等：問題と政策』があげられる。この主張と、同地域における経済的、社会的および文化的権利との間の関係を模索するプロジェクトが実施中である。

433. ＥＣＬＡＣはまた、地域の経済社会動向を監視するという、その確立された役割の遂行も続けた。この機能を果たす従来からの年次刊行物のリスト（『ラテン・アメリカおよびカリブ経済概況』、『ラテン・アメリカおよびカリブ経済調査』および『ラテン・アメリカおよびカリブ統計年鑑』）には、同地域における社会問題の重要性の高まりを反映するものとして、『ラテン・アメリカ社会概況』が加えられることになった。「短期指標データベース」の設置、新たな国際統計分類の組み込み、および、ラテン・アメリカ諸国の対外債務に関するデータ・バンクの開発については、作業が続行されている。これに加えて、新国民会計システムを実施するうえで、ラテン・アメリカ諸国に援助が提供された。

434. 事務局長は、リオ・グループ国家元首会議（１９９４年９月）、西半球国家元首サミット（１９９４年１２月）およびイベロ・アメリカ国家元首・政府首脳サミット（１９９５年７月）に参加した。

4．アジア太平洋経済社会委員会（ＥＳＣＡＰ）

435. アジア太平洋地域のダイナミズムが持続する中、アドリアヌス・モーイ氏を事務局長とするＥＳＣＡＰは、地域諸国における経済成長と社会開発の拡大を重視し続けた。

436. この関連において、１９９５年５月１日にバンコクで閉幕した第５１会期において、ＥＳＣＡＰは、地域経済協力に関する閣僚会議の開催を決定し、事務局に対し、必要な準備に着手するよう命じた。

437. ＥＳＣＡＰはまた、貿易および投資を含む様々な分野における、サブ地域経済協力の促進に重点を置いた。サブ地域機関の長およびＥＳＣＡＰの間の第２回協議は、１９９５年１月、東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）事務局の主宰で、ジャカルタにおいて開催された。

438. ＥＳＣＡＰは、アジア太平洋地域における成長のはずみを維持するうえで、工業・技術開発の果たす重要な役割を強調した。この領域におけるＥＳＣＡＰの作業は、「アジア太平洋地域における技術主導型産業に関する地域協力の促進および強化のためのソウル行動計画」、「投資関連の技術移転における地域経済協力のための行動計画」および「２１世紀に向けたアジア太平洋における地域経済協力の強化に関するデリー宣言」に述べられたいくつかの受託権限および指令を指針としている。

439. もう一つの重要な動きとして、１９９５年２月にバンコクで開催された、第１５回バンコク協定常設委員会会合があげられる。同委員会は、関税・非関税障壁の両方に取り組み、今後の交渉にサービス分野を含める可能性を模索するという受託権限を以て、第３次交渉を開始することを決定した。

440. ＥＳＣＡＰは、１９９４年６月にジャカルタで開催された、開発における女性に関する第２回アジア太平洋閣僚会議において採択された「アジア太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言および行動計画」への支持を表明した。「ジャカルタ宣言および行動計画」は、間もなく開催される第４回世界女性会議で採択予定の地球的行動綱領案に対する、アジア太平洋地域からのインプットの性格を持つものである。閣僚会議に続き、行動計画の実施を加速するために、女性の地位向上に関する非政府機関および各国機構の調整機関の地域会合が開催されている。

441. 世界社会開発サミット準備アジア太平洋閣僚会議は、１９９４年１０月にマニラで開催されたが、その際、「ＥＳＣＡＰ域内における社会開発のためのマニラ宣言および行

動課題」が採択された。準備活動の一環として、閣僚会議に先立ち、非政府機関のシンポジウムがＥＳＣＡＰによって召集されている。

442. 「アジア太平洋障害者の１０年／１９９３－２００２年」の宣言に関連するＥＳＣＡＰのイニシアチブは、国家および地域レベルにおいて、障害者の地位および参加の改善をねらいとした顕著な活動を創出し続けた。現在まで、３０カ国の加盟国および準加盟国が「アジア太平洋地域の障害を持つ人々の完全参加と平等に関する宣言」に署名している。

443. ＥＳＣＡＰは、参加型の人間居住地開発を促進するための各国の努力および活動を支援し続けた。１９９６年の第２回国連人間居住会議（ハビタットII）の鍵を握る準備活動となる予定の「アジア太平洋都市フォーラム」の１９９５年開催に向けて、準備作業が始まっている。ＥＳＣＡＰはまた、人間居住地管理のための地方自治体地域ネットワーク（ＣＩＴＹＮＥＴ）およびアジア居住権連合とも密接に協力して、加盟国に対し、特に低所得層の住宅および居住地の改善との関連において、都市の貧困の問題に取り組む上での援助を提供している。

444. 「人口と持続的な開発に関するパリ宣言」および「国際人口開発会議行動計画」を実行するうえで、様々な国際的研究プロジェクトおよび訓練コースが行われているほか、家族計画、高齢化、移民と都市化、女性の役割と地位、人口分析等の領域に関連して、技術援助も提供された。アジア太平洋人口情報ネットワーク（ＰＯＰＩＮ）の活動は、データベース開発技術の向上、並びに、人口情報の管理および共有の改善を中心とするものであった。

445. 環境と持続可能な開発というテーマの下に、ＥＳＣＡＰは、自らが１９９５年１１月にバンコクで開催するアジア太平洋環境開発閣僚級会議の準備、並びに、「特にアフリカにおける、深刻な旱魃や砂漠化を経験している国々における砂漠化防止のための国連条約」のアジア地域実施付属書の作成を含む、砂漠化の防止に、注意を集中させた。

446. 運輸・通信のテーマについて、ＥＳＣＡＰは、アジア・ハイウェーおよびアジア横断鉄道プロジェクトから成る、「アジア陸上輸送インフラ整備計画」の実施に関連する活動を続行した。同プロジェクトについて現在行われている活動としては、カザフスタン、トルクメニスタンおよびウズベキスタンの、南方ではイランおよびパキスタン、東方では中国の海港との間の陸上輸送路の整備に関する研究、アジア共和国における道路網の整備に関する研究、アジア横断鉄道ルートの要件に係る研究、並びに、促進措置との関連における道路・鉄道輸送様式に関するＥＳＣＡＰ決議４８／１１の実施があげられる。

447. 第５０回ＥＳＣＡＰ会合の主題「経済成長および地域経済協力への鍵としてのインフラ整備」、および、「アジア太平洋におけるインフラ整備に関する行動計画」に関するＥＳＣＡＰ決議５０／２を踏まえ、ＥＳＣＡＰは、その第５１会期において、「アジア太平洋におけるインフラ整備に関するニューデリー行動計画」を採択した。ＥＳＣＡＰは、１９９６年に閣僚会議を召集し、「ニューデリー行動計画」に着手するとともに、「アジア太平洋運輸・通信の１０年」の第２期（１９９２－１９９６年）の回顧を行うことを決定した。

448. 観光の及ぼす社会経済的および環境的インパクトに鑑み、観光開発政策の改善には特別の努力が払われた。観光の文化および環境へのインパクトに関する諸研究は、観光開発の文化および環境面からの管理について、政策提言を提供した。ＥＳＣＡＰは、１９９５年４月、大メコン川地域観光セクターに関する作業部会の第１回会合を召集した。

449. ＥＳＣＡＰの統計計画は、アジア太平洋地域の国家統計局の能力を改善し、開発計画の策定および意思決定に必要な統計の時宜を得た、かつ、正確な収集および配布を促進することに重点を置いた。１９９３年国民所得統計システム（ＳＮＡ）の実施、女性問題に関する統計、並びに、環境統計および環境・資源計算については、国別の作業を支援すべく、技術会合が開かれている。また、人口統計、データ処理および国民会計などに関する助言サービスを通じても、援助が提供されている。

450. アジア太平洋における地域協力においてＥＳＣＡＰが最も重要な役割を有することは、ロシア連邦がその地位を見直し、この地域の一員となることを模索する決定を下したことによって再確認された。ＥＳＣＡＰは、ロシア連邦の加入申請を全会一致で支持するとともに、この問題に関する決議を勧告し、これを１９９５年経済社会理事会実質会期に対して提出することとした。

451. 地域レベルでの開発への総合的・効果的アプローチの必要性に対応するために、１９９４年５月、ＥＳＣＡＰは、地域レベルの協力強化に関する機関間会合を召集した。同会合は、ＥＳＣＡＰ事務局長を議長とする「アジア太平洋地域機関間委員会」を設立した。同委員会の第１回会合は、バンコクで開催され、１９９５年６月に閉幕した。

５．西アジア経済社会委員会（ＥＳＣＷＡ）

452. 国際的・地域的諸問題は、政治的環境だけでなく、ＥＳＣＷＡ諸国における経済・社会組織にも影響を与える。よって、ＥＳＣＷＡは、ハゼム・エル・ベブラウィ事務局長の

下、作業計画要素を学際的にカバーし、これらを結合していくつかのコンパクトな分野にすることを試みた。その結果、ＥＳＣＷＡの作業計画は、相互関連的な活動を特徴とする５つのテーマの下に構成されることとなった。

453. 第１のテーマ「天然資源および環境の管理」については、土地、水およびエネルギー資源の評価および適切な管理に関する諸問題とともに、かかる資源の不十分な管理に起因する環境悪化に関する取り組みが行われた。

454. 環境の分野において、ＥＳＣＷＡは、「アラブ諸国環境担当大臣理事会技術事務局」等、いくつかの会合およびワークショップに参加した。西アジア地域における「アジェンダ２１」の実施のためのＥＳＣＷＡ計画の進捗状況については、報告書が作成され、１９９５年５月のＥＳＣＷＡ第１８会期、並びに、持続可能開発委員会および経済社会理事会に提出されている。さらに、ＥＳＣＷＡは、アラブ地域環境開発合同委員会の執行委員会メンバーの資格において、１９９５年７月のカイロにおけるその第５回会合に参加した。同会合は、合同委員会第２回会合の決定の実行、および、アラブ地域における生物多様性に関する会合の準備について、討議を行った。また、会合においては、アラブ地域における総合的環境情報ネットワークの設置に関する２件の技術報告書についても、討議が行われている。

455. ＥＳＣＷＡは、オゾン層の保護に関連する活動に関する報告書を作成する一方で、資源の保全に関する諸問題については、アラブ諸国における持続可能な開発のための野生生物保護に関する研究、および、アラブ首長国連邦の水産業セクターの評価を通じて取り組まれた。水資源の分野において、ＥＳＣＷＡは、１９９４年９月１２日から１４日まで、アンマンにおいて、様々な水資源関連の活動に関与する国連専門機関およびアラブ地域機関の間の調整および協調の様式に関する機関間タスクフォースの会合を開催した。同会合は、ＥＳＣＷＡが、機関間タスクフォースの事務局を務めるべきことを勧告した。遠隔探知技術を用いた水資源評価に関する長期的プロジェクトについては、目下進行中である。

456. 第２のテーマ「生活の質の改善」には、国家および地域レベルにおいて、世界的会議および会合の準備を行う際に、ＥＳＣＷＡ加盟国に支援を提供するための活動が含まれている。国際人口開発会議、国際家族年、世界社会開発サミット、国連人間居住会議（ハビタットII）、第４回世界女性会議等の会合および会議のためのすべての準備およびフォローアップ活動については、ＥＳＣＷＡ第１８会期に報告書が提出されている。

457. ＥＳＣＷＡは、世界社会開発サミットの準備委員会および同サミット自体に参加

したほか、１９９５年４月２９日から５月８日までカイロで開催された、犯罪防止および犯罪者の処遇に関する第９回国連会議にも出席している。その他の重要な活動としては、アラブ社会問題担当閣僚理事会に提出された「アラブ社会開発宣言」の作成、社会開発データベースの発足、アラブ諸国における人間開発に関する企画書の作成、および、１９９５年５月１４日から１９日までカイロで開催された、持続可能な人間開発の経験に関するワークショップがあげられる。ＥＳＣＷＡはまた、最近の危機のＥＳＣＷＡ地域における社会情勢に対するインパクトに関する研究を行い、移住、生活の質、並びに、弱者および恵まれない人々の集団に特に重点を置きながら、同地域における危機の社会経済的インパクトの分析を行った。これとの関連で、ＥＳＣＷＡは、「障害者の女性を社会に取り込むうえでの家族の役割」と題するセミナーを、１９９４年１０月１６日から１８日までアンマンで開催した。

458. 女性と開発の分野に関し、ＥＳＣＷＡは、第４回世界女性会議アラブ地域準備会合を開催した。１９９４年１１月６日から１０日までアンマンで開催されたこの会合には、すべてのアラブ諸国から４２０名の代表が参加した。準備会合は、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」および「２００５年に向けてのアラブ女性のためのＥＳＣＷＡ戦略」の実施状況を再検討した。準備会合はまた、「アラブ女性の地位向上のための地域行動計画」の最終案を採択した。ＥＳＣＷＡはさらに、第４回世界女性会議の準備との関連で、１９９４年１２月、アブダビにおいて、社会変化の中でのアラブ家庭に関する会合を開いた。この枠組みにおけるその他の活動としては、女性の現状に関する各国報告書に照らして国家行動計画の再検討を行うための、ＥＳＣＷＡ加盟９カ国における国別ワークショップがあげられる。女性問題に関する情報提供については、ＥＳＣＷＡ加盟国におけるアラブ女性に関する刊行物を通じて行われている。この刊行物には、統計、指標および動向が含まれている。女性に関する統計のデータベースも発足している。

459. 農村開発の分野については、エジプトとシリアにおいて、２件の長期的農村共同体開発プロジェクトが実施中である。ＥＳＣＷＡは、年次刊行物『西アジアにおける農業と開発』の発行（第１６号、１９９４年１２月）を継続するとともに、『シリア・アラブ共和国に関する国家農場データ・ハンドブック』を作成している。事務局が発行したその他の刊行物としては、『近東地域における土地および水政策』、『レバノンにおける農産品のマーケティング』、『シリア・アラブ共和国における農業政策の評価』、『政策分析マトリックス・アプローチ』、『パレスチナ被占領地区における農業研究機関の今後の開発』および『獣医サービスの再興』があげられる。

460. 人間居住問題に関する情報は、ＥＳＣＷＡ、国連人間居住センターおよびアラブ

諸国連盟と共同で出版されるニュースレターの刊行を通じて提供された。ＥＳＣＷＡは、ハビタットIIの準備会合に参加する傍ら、１９９５年３月、アンマンにおいて、ハビタットIIの地域準備会合を召集している。

461. 工業開発の分野において、ＥＳＣＷＡは、『地元企業の創設および中小規模の工業投資の機会に関する専門家グループ会合議事録』と題する刊行物を完成させた。第４回世界女性会議の準備として、ＥＳＣＷＡは、『製造業への女性の参加：パターン、決定要因および分析』と題する刊行物を発行している。ベツレヘム、ガザ、ナブルスおよびベイルートにおいては、戦災区域における起業方法に関する教官訓練ワークショップが数回開催された。さらに、状況変化の中での中小企業経営者の企業技能向上に関する先行ワークショップが、１９９４年９月にアンマンで開催されている。『単一欧州市場のＥＳＣＷＡ地域工業セクターに対するインパクト』と題する研究書が完成したほか、パレスチナ被占領地区における企業育成所の設置について、２件の企画書が出来上がっている。

462. 第３のテーマ「経済開発と協力」は、ＥＳＣＷＡ加盟国間の経済・技術協力および統合の促進、調整の取れた地域戦略の推進、管理技能における各国の能力開発に関する職員訓練、並びに、経済の実績、政策および戦略の再検討および分析等、中心的な課題に取り組む活動から成っている。

463. 『１９９３年ＥＳＣＷＡ地域経済社会開発調査』は、１９９４年１１月に発行された。１９９４年度の『調査』は、１９９５年７月に完成している。同じ関連で、『西アジア諸国の対外貿易・収支状況の動向および諸問題の再検討』に関する研究書も完成しているが、その中には、同地域の開発にとってのウルグアイ・ラウンドの意義に関する章が含まれている。また、『ＥＳＣＷＡ地域経済における通貨・金融セクターの動向』と題する研究書も完成している。

464. 戸籍および重要統計システムの開発を加速するための戦略に関する西アジア・ワークショップ、現代生物工学の将来に関する第２回アラブ会議、ＥＳＣＷＡ諸国の経済にとっての新素材技術の意義に関するワークショップ、並びに、ＥＳＣＷＡ地域における開発計画策定・管理プロセスへの科学技術の統合に関するワークショップ、の４つのワークショップ／会議については、議事録が公表されている。

465. 運輸・通信の領域においては、ＥＳＣＷＡ第１８会期に対し、「運輸・通信の１０年第２期（１９９２－１９９６年）実施のフォローアップ活動」に関する報告書が提出された。さらに、「西アジア自由地帯の開発」、「ＥＳＣＷＡ地域における通信セクターの開発」および「ＥＳＣＷＡ地域における通信の現状、動向および将来の見通し」に関する研究

が完了したほか、『１９９４年ＥＳＣＷＡ運輸速報（第５号）』が発行されている。これに加えて、ＥＳＣＷＡ事務局は、１９９５年４月２４日から２７日まで、アンマンにおいて、「西アジアにおける多形式輸送網の開発」に関する専門家グループ会合を開催した。

466. 統計の分野において、ＥＳＣＷＡは、エネルギーおよび工業に関するデータベースの開発およびメインテナンスを継続した。「１９９３年国民所得統計システム」の実施に関するワークショップは、１９９４年１２月１２日から１９日まで、アンマンで開催されたほか、工業統計については、１９９４年１１月２６日から１２月６日まで、ダマスカスにおいて別のワークショップが開催されている。また、統計コンピューター・パッケージの利用、地理的情報システム、および、「国際比較計画」の応用に関しても、訓練が提供されている。

467. 第４のテーマ「地域開発と地球的変革」は、西アジア地域に影響を与える外因および地球的変革を取り扱う活動を包含している。このテーマの下での主要な活動として、ＥＳＣＷＡ地域の異なるセクターに対する欧州単一市場のインパクトに関する学際的研究が継続中である。

468. パレスチナ、中東和平プロセスおよび後発開発途上加盟国に関する諸問題は、第５のテーマである「特別の計画および諸問題」の焦点となった。その諸研究において、農業セクションは、ガザ地区における水産業セクターおよび被占領地区における獣医サービスの再興を対象とした。これに加えて、パレスチナの公的農業研究機関の再編のための行動計画案も作成されている。工業セクションは、パレスチナ被占領地区における小企業の育成に関するワークショップを開催した。

Ｅ．人道上の義務

469. この１年間においては、これまでに類を見ない数の罪なき一般市民を巻き添えにした紛争が、恐るべき執拗さと頑強さを見せた。９０％以上の犠牲者は非戦闘員であり、しかもその民族あるいは宗教的帰属を理由として執拗に狙われているというのが、現代における紛争の現実である。その結果、１９９５年において、戦争犠牲者がその故郷を逃れる事態が続き、難民の数は世界合計でおよそ２，５００万人に達している。さらにこれより多くの人々が、祖国に留まりながらも、避難民となったり、戦争の直接的な被害を受けたりしている。

470. 人道援助機関は、戦争によって引き裂かれた社会での活動をますます余儀無くされており、しかもそこでは、紛争当事者たちが、基礎的な人道規範を公然と無視しているこ

ともしばしばである。かかる状況における大きな課題は、人道的原則に従った様態で援助を提供する一方で、一般市民の安寧を守ることとなっている。

471. 加えて、国際社会は、犠牲者の日々の生存のニーズに取り組むためにより多くの資金を必要とする一方で、かかる行動が、脆弱性と紛争の根本原因を除去するのに不可欠なイニシアチブから、注意と支援を逸らしかねないことを同時に認識するというジレンマに立たされている。このような相反する動向に直面し、人道援助機関は、その介入の性質およびインパクトを形成するプロセスの再評価を行っている。

472. 最近の経験は、多数のアクターから成る人道活動の舞台の内部においてはもとより、危機管理および予防的活動に関与するその他の国際システムの要素との調整のためにも、体系的で充分な資源を備えたメカニズムの重要性を浮き彫りにしている。このことは特に、急速かつ同時進行的な大規模な人口移動の際に顕著となる。このような場合、回避可能な死を予防するような方法で資源を動員・展開するために十分に迅速な移動を行うことは、しばしば困難となるからである。しかしながら、国際社会からの支援の重要性にもかかわらず、直接的に被害を受けた国の人々が、自分自身および自らのコミュニティーの復興に第一義的な責任を有することに変わりはない。

473. 人道援助が提供される環境の不安定性は、国連システム全体が、回避可能な被害を極小化するような様態で危機を予防し、これに対処する能力の、重要な決定要因となっている。

474. 今日、国際社会が直面している紛争状態における被害の規模および深刻さは、基礎的な人道原則の無視に起因していることが多い。多くの場合において、一般市民が被っている被害は、政治的・軍事的戦略の付随的要素ではなく、その主要な目的となっているのである。ボスニア・ヘルツェゴビナおよびルワンダにおける紛争は、一般市民が現代戦争の完全な暴虐性と人権の蹂躙に晒された場合に、一体何が起こるのかを如実に示す例となっている。法による統治を執行し、憎むべき犯罪の責任者を処罰すべく、断固たる決意を示さなければならない。

475. 人道援助機関の保護提供手段が限られていることは、紛争状態において、および、極端な人権の侵害によって特徴付けられる状況において、特に顕著な形で現れる。ルワンダにおける経験は、援助物資の投入・配給メカニズムが人道的目的にそぐわないやり方で利用された場合に、国連の保護および援助提供能力が大きく損なわれることを示している。援助を悪用する分子の権力を助長することなく、必要としている者に援助を提供する手段を見出すことは、昨今において人道援助機関が直面する最も困難な課題の一つと

言える。

476. 戦争当事者が最も基礎的な人道原則をも無視していることにより、救援活動員は、極度に危険な状況の中で作業を行わなくてはならなくなっている。紛争の数が増えるにつれ、その人道任務遂行中に、時には意図的な攻撃を受けて死傷する医師の数も増大している。緊急援助物資の強奪および横領も頻繁に生じている。被災者に対するアクセスには交渉を必要とすることが多かった。武装グループとの合意に依存していることから、人道援助の提供は、細々と、しかも受け入れがたい条件の中で行われることも多くなっている。「人道援助空間」の概念および現実性の両方を守ることは、依然として、人道援助機関の直面する最も顕著な課題の一つとなっている。

477. 人道援助機関の直面するもう一つの大きな障害は、危機の根底を成す原因に取り組むための活動に対して、十分な政治的意思および支援が欠けていることである。本質を伴わない人道援助の提供は、危機を表面的にのみ管理するに等しい。経験によれば、殆どの場合、紛争状態における人道援助の効果は、危機をつくり出した問題を解決するための国際社会による活動の成功いかんによって、大きく左右される。

478. アンゴラおよびモザンビークなど、状況によっては、戦闘を停止させ、和平を確立するために、断固とした努力が行われた。ハイチ等その他の場合には、圧政と暴力的紛争の潜在的可能性を終焉させるべく、強硬な行動が取られている。このことは、過去３９年間のうち２８年もの間紛争が燻り続けているスーダンのようなその他のケースと、劇的な対照を成している。ブルンジおよびリベリアにおいては、状況が複雑に絡み合っていることから、和平の推進力を強める行動を取る必要が生じている。

479. 人道上の課題は、特定の危機に対する政治的態度、特定地域における戦略的利害、および、メディアによる報道の継続性によって形作られる。かかる要因は、その大部分について人道援助機関のコントロールが及ばないものではあるものの、「静かなる」緊急事態の犠牲者に対する注意および支援のレベルの低さの大きな原因となっている。理想が実現すれば、また、より世界が人間的なものとなれば、援助は必要性に応じて提供され、緊急事態への対応の際には中立性という中核的原則がより大きな意味を持つことになろう。

480. 救援・保護機関の有効性にインパクトを与えるその他の要因としては、災害の防止、災害に対する準備および災害からの復旧に向けられた資源および注意のレベルと、キャンプ生活を送る人々の日々のニーズを充足するのに必要な資源の量との関係があげられる（図１５参照）。ルワンダは、目下の動向の一つの例にすぎない。ルワンダ危機の最初の６カ月間には、およそ１０億ドルが費やされているが、この額のほとんどは、１９９４年

に故郷を離れることを余儀無くされた数百万人の避難民の差し迫った生存のニーズ充足に用いられている。避難民の帰還を促進するための信頼醸成措置、および、集団殺害の問題に焦点を置いた行動に関し、早い段階から資金が要請されていたにもかかわらず、目下ルワンダおよびその他の中部アフリカ大湖沼地域を特徴付けている周期的紛争の根本原因を改善・解決するために不可欠な活動に対しては、わずかながらの資金が利用できるようになっているにすぎない。

図１５　国連機関共同人道援助アピール、１９９２－１９９５年

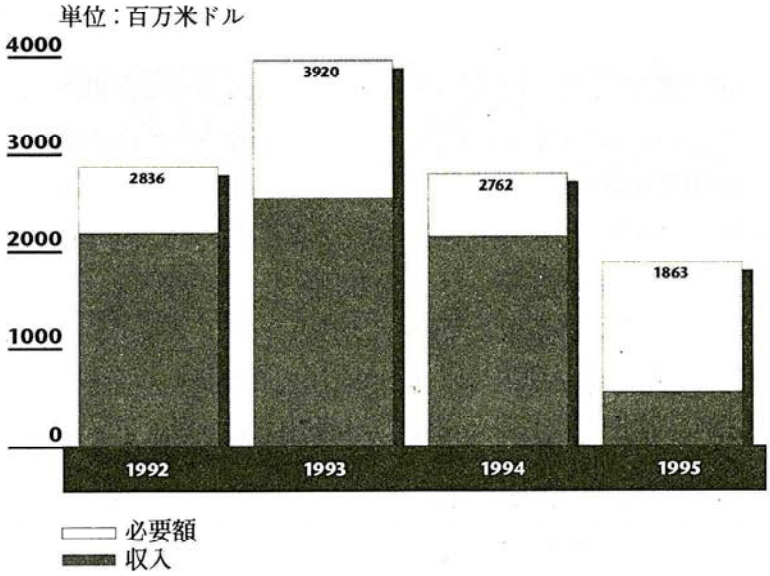

481.　しかしながら、犠牲者のニーズに迅速かつ効果的に対応すること、および、国連システム内においてより一貫性のあるアプローチをつくり出すことの両面において、重要な進展が見られている。機関間常設委員会は、多くの機会において、国別の緊急問題に関するコンセンサスおよび決定が迅速に、かつ、即時のインパクトを以て形成されることを可能にすることにより、顕著な役割を果たしている。その独自性と成功は、一定の大きな非政府機関の集合体の存在、および、これとの密接な協力関係に負うところも大きい。１９９４年に、機関間常設委員会は、複雑な緊急事態における現地での人道援助の調整を、特に事前段階および初期対応段階において強化するための、多くの措置について合意した。人道援助活動の受託権限、並びに、人道援助調整官の任命およびこれに関する付託条件に関して、一連の指針が承認されたほか、国内避難民援助の中心的役割を担うものとして、緊急援助調整官も任命された。最も重要な動きとして、機関相互間の役割分担に関する最も迅速な

合意のための手続きも、委員会によって承認されている。

482. 国連事務局においては、人道問題局、政治問題局および平和維持活動局が、これら3局の間の活動計画策定および実施のためのより広い枠組みの中で、出現しつつある危機の早期警報合同分析のためのメカニズムを設定している。国連機関の間においても、差し迫った危機における「警戒警報」のための責任および判断基準に関する合意により、適切な予防および準備行動（主として国内レベルにおける、不測の事態における計画策定措置等）への着手が可能となっている。

483. 人道援助活動の実施においては、その時期も非常に重要となる。人道問題局は、国連の駐在調整官あるいは人道援助調整官と共同作業を行うために経験ある職員を派遣し、現地レベルの調整活動に対する体系的な支援体制をつくるために、「緊急対応ユニット」を設置した。１９９４年４月、キガリにおいて、国連機関代表および人道問題局職員から構成される、国連人道援助先遣隊は、非常に困難な時期において、国連人道援助のプレゼンスを再構築し、状況が許すかぎりにおいて、人道援助活動拡大の基盤を築くことができた。ハイチにおいては、人道問題局／ＵＮＤＰ合同チームが展開し、１９９４年９月の国連の行動直後において、国連人道援助調整官の支援を行った。チェチェン危機においては、人道問題局の職員が周辺の共和国に派遣され、国内避難民のニーズに取り組むうえで、ＵＮＨＣＲおよび国連機関の代表と密接な作業協力を行った。

484. 中央緊急回転基金は、国連機関による咄嗟の緊急事態への早期かつ共同の対応を容易にするうえで、その価値を常に立証している。しかしながら、資金償還の遅れは、多くの場合においてその有用性を相殺している。この１年間においては、キガリにおける国連ルワンダ緊急事務所の設置にともない、現地における即座の調整措置を支援するために、基金としてははじめて利子が利用された。

485. 国際的援助を必要とするあらゆる種類の重大な緊急事態が増大する中、ピーター・ハンセン事務次長を長とする人道問題局は、その調整支援能力を強化するとともに、国際救援活動の実効性の改善に向けた、国際緊急対応機関合同の新たなイニシアチブの開発のための中心的な役割を担い続けた。私の前回の報告以降の活動としては、メンバーとともに国連災害評価・調整チームに参加する国の数が拡大され、ラテン・アメリカ地域の災害に悩む開発途上国６カ国を含むようになったこと、多部門にわたる緊急事態における国際援助の必要性の評価および資源の動員に関する指針および基準が作成されたこと、現地における調整の素早い開始と支援、ノウハウおよび技術の交換、並びに、国際対応チームの展開における標準的活動手順の開発があげられる。

486. この試みにおいて、人道問題局は、国際捜索・救助諮問グループ、災害救援における軍事および民間防衛資産の利用に関する常設調整グループ等、緊急援助チームの国際的ネットワークと密接に協力し、その活動を支援した。国際的救援活動の調整を支援するための専門的な人的、技術的および側面支援資源の提供に関し、人道問題局は、各国政府および機関との間に了解覚書を取り交わし、その緊急援助能力に迅速にアクセスできるようにしている。人道問題局によって利用されている、この今後を見据えた体系的アプローチは、この１年間における多数の突発的緊急事態において、その価値を立証している。

487. 自然災害の軽減は、引き続き、災害の根本原因に対処する人道援助の核心となる活動であると同時に、復興・再建計画に不可欠な要素となっている。このため、ハンセン事務次長は、人道問題局の災害緩和支局と「国際防災の１０年」事務局を、防災課の傘下に置いた。これにより、人道問題局は、一貫性のある国連戦略の枠組みの中で、すべてのレベルにおいて、防災のすべての側面に対処できるようになっている（表１参照）。

488. １９９４年５月から１９９５年７月までの期間に、人道問題局は、自然、科学技術および環境の災害に見舞われた国々のために、２７件の国際援助の要請を行っている。同局は、５０カ国における８５件を超える災害に続き、国際援助の調整を行った。これらの災害の帰結に関しては、２４３件の状況報告書が発行されたが、これを受けて、国際社会は、１億１，５００万ドルを上回る義援金の拠出を行い、うち６３０万ドルは、人道問題局を通じて供与されている。この同じ期間において、人道問題局は、被災者の即座のニーズに対応して、イタリアのピサにある緊急備蓄倉庫から、３８回の緊急援助物資の空輸の手続きをとった。

表１　自然災害：犠牲者、被害および義援金

	1992	1993	1994
災害件数	45	8	75
死者数	6 971	13 542	7 572
行方不明者数	258	1 631	1 989
被害額[a]	2.06	15.80	9.00
人道援助局に報告された義援金[b]	257.4	77.5	114.0
人道援助局を通じて供与された拠出金[b]	3.73	4.23	7.50

[a] 単位：１０億米ドル

[b] 単位：百万米ドル

489. しかしながら、あらゆる種類の緊急事態における犠牲者の即座のニーズに迅速的に、かつ、一貫して対応する人道援助機関の能力の増強においては、重大な進歩が見られたにもかかわらず、被災国の危機脱出を援助する任務は、引き続き大きな課題となっている。このことは、システム全体が崩壊し、市民社会の再建が、危機の根本原因に取り組むための国際社会のコミットメントに依存しているような状況において、特に明確に現れる。勿論、援助機関が復興プロセスを支援する能力は、被災したコミュニティーが、救済への依存から持続可能な開発への移行を目指す活動にどれだけ真剣になれるかによって、大きく左右される。

490. 現在では広く認められているとおり、救援と開発の間の関係は、特に紛争状態において、複雑であり、介入が相互補強的であることを確保するためには、これを恒常的に評価する必要がある。人道援助機関が状況の安定化をもたらしても、復興プロセスを醸成するのに必要なインプットが伴わない場合が多い。事実、危機の長期化はしばしば資金不足をもたらし、その結果、社会的、経済的あるいは政治的性質の脆弱性の軽減における細々とした進歩が無に帰することとなっている。リベリア、ルワンダおよびスーダンの人々の悲劇的な経験は、暴力の力学を断ち切ることを焦点とした、継続的・協調的行動の必要性を物語っている。

491. より明るいニュースとして、この１年間におけるハイチおよびモザンビークでの経験は、平和の探究を積極的に育む断固とした活動の利点を証明した。同様に、アンゴラにおいても、長年の和平の夢を確固たるものにするための機会を十分に活用するとともに、重要な復興・再建活動に対して必要な支援を提供しなければならない。その他の停戦後の状況における場合と同じく、国際社会が平和へのはずみを保つことが重要であるが、地雷の除去、並びに、難民、国内避難民および元兵士の帰還を含む肝心な活動は、コミュニティー生活の再活性化に不可欠な計画に対する支援が不十分なことにより、危機に瀕していることが余りにも多すぎる。戦禍の中の社会が直面する課題の認識の下に、国連システムの人道援助および開発担当の職員は、現在、各々の資金調達および活動が補完的なものとなり、平和建設のイニシアチブを強めることを確保するためのメカニズムを再検討しているところである。

１．地域的な取極あるいは機関との協力

492. 自然災害の削減の分野における人道問題局の第一の機能は、新たなイニシアチブを推進することである。この任務は、この一年間に新たに加えられた１１カ国を含む、災害に悩む開発途上国２８カ国におけるプロジェクト活動を含むものである。

493. その主要な目標は、危険およびリスクの評価のために最も効果的な方法を確立・提供すること、より広範な知識の交換と適切な技術の体系的な応用を促進すること、早期警報のより積極的な収集、分析および発令を実施すること、並びに、地元の資源の利用およびコミュニティーの関与の極大化に重点を置いたシナリオ別災害緩和・防災計画の開発を促進する一方で、必要な場合には外部の専門知識に対するアクセスを提供することにある。特に重点が置かれているアフリカにおいては、3つのサブ地域セミナーによって、各国の新たな防災イニシアチブに刺激が与えられている。ラテン・アメリカおよびカリブ地域においては、5カ国について新たなプロジェクトが策定されたほか、さらに4カ国において包括的計画が続行されている。アジアについては、6カ国に関するプロジェクトが実施中あるいは策定中である。この中には、南太平洋島嶼国全体を対象とする新たな4カ年計画を含まれているが、同計画は、参加国および地域機関からも幅広い後援を受け、歓迎されている。東欧、中東およびＣＩＳ諸国に対しても注意が向けられており、5カ国についてプロジェクトが発足しているか、あるいは、策定中である。上記の活動は、該当する場合には常に開発および環境の問題の包含を促進するために、ＵＮＤＰおよびＵＮＥＰとの密接な協力の下に実施されている。その他、１１の国際機関および３０を超える非政府機関も、活動に協力している。

494. 災害救済における軍事および民間防衛資産の利用に関する人道問題局プロジェクトの枠組みにおいて、人道問題局と、ＮＡＴＯ、西欧同盟（ＷＥＵ）および米州防衛審議会との間の関係強化のための取極が継続されている。「オスロ・ガイドライン」の規定する範囲内で、かかる協力のためのメカニズムは、合同訓練、緊急計画策定および軍事演習を通じて、テスト・改善されている。地域協力は、特に、ロシア連邦が受入国となった、大規模な原子力発電所事故のシミュレーションに基づく国際援助を中心とした演習において、テストされている。災害救助における軍事および民間防衛資産の利用に関する通常の活動手続きは、ＮＡＴＯの「平和のためのパートナーシップ」計画を強化するために、見直しが行われているところである。常設調整グループのメンバーであるＥＵ人道援助局は、援助物資の空輸、並びに、アフリカおよびアジアにおける地域協力に関連するプロジェクトの活動に、資金を提供している。

495. ＵＮＤＰと人道問題局は、限られた資源を最も効果的に利用しながら、災害の環境面に対処する国際的能力を強化する「合同環境ユニット」を設立した。同ユニットは、環境上の緊急事態という問題の増大に対する的を絞った包括的なアプローチを確保すると同時に、努力の重複を防ぐという、2つの機関の間の実際的な相乗作用を体現している。このような役割を持つ「合同環境ユニット」は、人道問題局に完全に統合されている。ＵＮＥＰ

が同プロジェクトについての職員および資金を提供する一方で、人道問題局は、資源、災害管理における専門知識、並びに、救援の効果的な動員および調整に対するアクセスを提供している。

496. 人道問題局はまた、カリブ災害緊急対応機関との密接な協力関係を維持するとともに、同機関との間に、早期警報および災害発生の際の情報交換のための協定を結んでいる。

2．事前行動的な人道援助活動

497. 人道問題局の核心を成す調整機能の一部は、「事前行動的」な人道援助活動の計画および実施に係るものであるが、この言葉は、複雑な危機の発生時に使われるか、自然災害の発生時に使われるかによって、その意味を異にする。被害を予防したり、その規模を縮小しうる人道援助活動の例としては、大量の人口移動に先手を打つことのできるような援助、あるいは、動員を解かれた兵士の社会への再統合を促進する支援の提供が含まれる。自然災害の予防としては、耐震構造の強化、または、洪水地帯あるいは活断層からの人々の移動・再定住などが考えうる。

498. 機能する早期警報システムは、事前的な活動のタイムリーな計画および実施にとって極めて重要である。「人道援助早期警報システム」は、その他の国連機関の様々な早期警報メカニズムおよび国連以外の情報源を活用するそのデータベースの分析を通し、国別の危機状況の最新の警報を提供することを目的に、設立されたものである。このシステムは、統計その他の各国情報、グラフ化された動向評価、および、統計および事件情報を検討する分析プロセスを含む、データベースから成っている。「早期警報システム」は、１９９５年１月に最初のプロトタイプを完成し、その対象国、および、各国に関する情報の厚さを拡充している。システムは７月から完全に稼働している。

499. 自然災害の分野において、「国際防災の１０年」によって創設された活動は、特に予防措置に重点を置いている。１９９４年５月に横浜で開催された「国際防災の１０年」世界会議によってつくり出されたはずみは、「国際的行動枠組み」における従来からのパートナーと新たなパートナーとの参加型の継続的対話によって、よく保たれている。その結果「より安全な世界に向けての横浜戦略：自然災害の防止、備えおよび軽減のための指針」、特に、その行動計画は、すべてのレベルにおける包括的で構造的な一連の部門別および部門横断的活動に作り変えられた。「国際防災の１０年」の後半においては、世界会議の提案に従い、各国および地方レベルでの具体的な活動へと、重点がシフトしている。この広い基

盤を持つ機関間相互のアプローチを維持するため、機関間運営委員会の活動期間は、「１０年」の終わりまで延長された。

500. 「横浜戦略」に沿って、自然災害の軽減、環境保護および持続可能な成長の間の相互依存関係も、「国際的枠組み」と国連システム内外における主要な開発活動との間の協力改善を通じ、反映されている。例えば、人道問題局は、「国際防災の１０年」事務局を通じ、持続可能開発委員会のための自然災害に関する任務管理者としての役割を果たしている。「１０年」の残りの期間について概略を定められたプロセスは、その終幕において、国家計画の策定、および、災害軽減の国際的開発協力への完全な統合のための健全な提案を提示する機会を与えることになろう。これは、「開発への課題」（Ａ／４８／９３５）によって提示されている挑戦的諸目標を反映するものである。

３．救援活動

501. この１年においては、４件の主要な活動が、チェチェン、ウクライナ（チェルノブイリ）、ケニアおよびスーダンで実施されている。

チェチェン

502. チェチェンから周辺のイングーシ、北オセチアおよびダゲスタンの共和国へ流入した避難民のための、ロシア連邦からの国際援助要請を受け、私は、去る１月、同地域への国連機関間調査団の派遣を承認した。その結果、２月には、２２万人の人々の緊急ニーズ充足のために即時に資源を動員すべしとする「フラッシュ・アピール」が出された。その後、１９９５年１月１日から６月３０日までの期間を対象とする、ロシア連邦チェチェン共和国における緊急事態による避難民のための国連合同アピールが、３月、ジュネーブで発された。危機が継続したため、このアピールは６月に更新され、対象期間は６カ月延長されて、１９９５年末までとなった。

503. 国連拡大人道援助計画は、現在、最も弱い立場におかれていると認められる１１万８，０００人の国内避難民の緊急ニーズをカバーし、関連機関が当初の計画どおり緊急援助プロジェクトを完了できるために必要とされる総額２，５００万ドルのうちの３０％の不足額のカバーについて、援助国の支援を求めている。実施された活動としては、避難所、上下水道、食糧、保健および特に困難な状況の中での育児等の分野における援助があげられる。高いレベルの機関相互間協力は、現地で活動している諸機関、モスクワ駐在人道援助調整官および国連諸機関の本部、国際移住機関（ＩＯＭ）、並びに、人道問題局の間

の三極構造を通じて達成されている。しかしながら、3つの共和国における難民および国内避難民の置かれた状況は、依然として不安定である。被災者の大半は受入れ家族に引き取られてはいるものの、この追加的な負担は、既に僅少な資源を深刻に圧迫している。人口の過密により、同地域の人々が利用できる社会的サービスは薄められている。食糧および医薬品は品薄となっており、冬が始まれば、緊急な予防活動が行われないかぎり、紛争の犠牲者の苦難はさらに大きくなると見られる。特に、各機関が冬季に向けて緊急食糧の備蓄を行うためには、追加的な資金援助が緊急に必要とされている。

504. 6月末、ＯＳＣＥの傘下において、ロシア当局とチェチェン代表団との間の和平交渉が、グローズヌイで開始された。7月2日には停戦が発効している。

チェルノブイリ

505. チェルノブイリ原子力発電所の事故から１０年が経過しようとしているが、ベラルーシ、ロシア連邦およびウクライナの人々に対する事故のインパクトの程度は、今になってようやく完全に認識されるようになっている。甲状腺がんは、事故以前に子供にはほとんど見られなかったが、現在では３００人以上の子どもがこの病気にかかっているほか、数十万人の人々が、自らの長期的な健康に対する事故の未知なる影響を常に恐れながら生活している。特にベラルーシにおいては、出生率が劇的に減少している一方で、罹病率および死亡率が上昇している。こうした動向がピークを迎えるのは、２０００年を過ぎてからになると見られている。

506. １９９４年9月、チェルノブイリに関する国連国際協力調整官は、チェルノブイリに関する調整のための四者間委員会の拡大会合を召集した。会合は、チェルノブイリに関して続行中の国連の活動の成果を評価するとともに、１９８６年4月に起こった原発事故の１０周年を記念し、これとの関連において、チェルノブイリ原発事故の影響を克服するための計画に対する資金供与の必要性が継続していることに注意を促すためのイニシアチブの必要性について話し合った。

507. チェルノブイリに関する機関間タスクフォースのメンバーは、チェルノブイリ関連のプロジェクトを結実させるための努力を継続しているが、資金不足により、いくつかの計画は中断に追い込まれている。特に影響を受けたのは、ＷＨＯが所管する「チェルノブイリ事故の健康上の影響に関する国際計画」である。一部の国々による寛大な資金援助により、優先的な活動の完全かつ迅速な実施が可能となったものの、同計画を維持し、被害者の健康に対して直接的なインパクトを持つ、ぜひとも必要なフォローアップ活動に着手す

るための資金は、現在全く残っていない。

508. １９９４年１１月、９カ所のコミュニティー・センター（ベラルーシ、ロシアおよびウクライナにそれぞれ３カ所ずつ）が公式にオープンし、事故の心理的影響克服のためのＵＮＥＳＣＯ計画の第１期の完了を告げた。しかしながら、同プロジェクトの第２期およびその他の関連プロジェクトの実施は、追加的な資金調達の可能性如何にかかっている。ＦＡＯ／国際原子力機関（ＩＡＥＡ）合同部局は、牛乳の汚染を減少させるための放射性セシウム固着剤の利用、および、汚染された土壌における菜種栽培に関するプロジェクトを成功させている。これらのプロジェクトの結果、これまで安全でないと見なされていた広い地域が、農業生産に利用できるようになっている。１９９５年に、ＩＡＥＡは、フランスの原子力保護・安全研究所と協力して、環境アセスメントに関するプロジェクトにも着手している。

509. チェルノブイリ事故１０周年記念の行事が現在計画中である。ＷＨＯは、１１月、ジュネーブにおいて、事故の健康上の側面に関する会議を開催し、国連は、ベラルーシ政府およびＥＵが主催するミンスクでの会議に参加するほか、ＩＡＥＡは、１９９６年４月８日から１２日まで、ウィーンにおいて総括会議を開催することになっている。四者間委員会の会合は、さらに１９９５年の秋に開催されることになっているが、その主要な目的は、被害者にとって依然として死活的な重要性を持つプロジェクトを判別し、その資金確保の方法について合意することにある。

ケニア

510. １９９４年２月に出されたケニアに関する国連機関間合同アピールは、同年１月から１２月までの期間をカバーし、１６２万人の人々を対象とするものであった。これに応じた援助国の拠出額は、合計で５，４８６万３３１ドルであったが、この額は、アピールにおいて要請された総額のおよそ５７％に相当する。農業状態が改善した地域もあれば、依然として不透明な地域もあって、食糧状況は相変わらず一進一退であった。１９９５／９５年度の年間総生産量の暫定推計値は、ほぼ３５０万トンとなっているが、これは不振であった前年のレベルをほぼ１００万トン上回るものである。降雨が良好であったこと、および、コーヒーの国際価格が高めに推移したことは、農業の復興の維持に貢献した。ケニアには２０万人を超すソマリア人難民が残っており、このことが食糧状況を圧迫し、国境地帯における緊張を高めている。リフト・バレーにおける民族対立およびモンバサにおけるイスラム集団間の暴力が続く中で、政治的緊張状態が継続している。

スーダン

511. スーダンに対する緊急援助に関する１９９４年９月１２日の事務総長報告（A／４９／３７６）は、スーダン救援活動および「スーダン生命線計画」の進展にもかかわらず、依然として多くのニーズに取り組む必要があると述べ、国際社会に対して、同国の緊急ニーズおよび復興に寛大に対処することを促した。１９９５年１月、人道問題局は、スーダンに関する１９９５年国連機関間合同アピールを発したが、その中で、国連諸機関は、４２５万人の人々の緊急な人道上のニーズを充足するため、１億１１０万ドルを要請した。

512. １９９２年から１９９４年まで毎年行われている国連合同アピールに対する援助国の対応はかなり積極的であり、１９９２年には要請額の７３％が調達されている。１９９３年にはこの割合は６４％に下がったが、１９９４年については、ドナーの対応に大きな遅れはあったものの、年末時点で約８５％が調達されている。但し、このような額の変動は、計画の有効性に深刻な影響を及ぼしている。

513. 残念なことに、アピールに対する１９９５年の前半の拠出金は限られた額に止まっており、７月半ばまでの時点で、援助国の対応の大幅な不足（合計要請額の２７％未満）によって、国連が緊急に必要とされる人道援助を提供する能力は、深刻な打撃を受けている。過去の２年間におけるスーダン政府および南部派閥との協力の増大、並びに、１９９４年における穀物収穫量の改善により、国連が前年の修正値から必要資金額を４５％削減することができた矢先にこのような不足が生じたことは、さらに憂慮すべき事態と言わざるを得ない。

514. １９９５年度アピールが出されてから、「スーダン生命線計画」の活動は、戦闘の再燃によって妨げられており、特にエクアトリア、上ナイル、ジュングレイおよび北バル・エル・ガザルの各州においては、数万人の人々が財産を失い、離散している。対立の再燃は、援助資金の不足と相まって、食糧増産の効果を大きく減少させ、人々がその家と農地を離れることを余儀無くさせた。国連の推計によれば、合計で１２０万人近くの人々がスーダンにおいて国内避難民となっている。また、この紛争により、救援活動員が多くの場所から退避を強いられる一方で、今年になってから既に３回、救援活動員が誘拐され、数日間から２カ月近くにわたって拘禁されている。別のケースにおいては、国連物資輸送船団に対する武力攻撃により、大きな成功と協力に支えられていた側面支援活動は混乱に陥った。「スーダン生命線計画」のその他の要素に関しては、「計画」が道路回廊の利用に関する合意を取りつけていないために、活動が依然として空輸に依存することになっている。さら

に、財政的な制約と、最近における空路アクセスの拒否件数の増大の両方により、「計画」の効果が削がれている。国連および非政府機関の対応能力にさらに影響を与えているのは、食糧およびその他の援助物資の悪用、横領および強奪である。かかる行為は、禁止の合意にもかかわらず続いているが、監視および調整メカニズムの改善により、昨年以来、事件の回数は全体としては減少している。

515. 年央までに現れたプラスの動向は、特に、政府と反乱各派との間の２カ月間の休戦に関連するものである。この休戦協定は、１９９３年後半から和平努力の中心となっている干ばつと開発政府間機構との協議のもと、ジミー・カーター前米国大統領の調停によって実現した。単発的な戦闘は見られたものの、国連機関は、この機会を利用して、この当初の休戦期間およびその後２カ月の延長期間において、プライマリー・ヘルスケア計画を加速することができた。７月下旬には、休戦延長のための更なる努力が行われたが、これは実を結ばなかった。

516. 「スーダン生命線計画」は、食糧およびその他の救命物資の送達のための短期計画として発足した１９８９年以来、大きな発展を遂げている。被災者の死亡率および罹病率を低下させるために食糧援助および医療を提供し続ける傍ら、「計画」は、現在、家庭の食糧安全保障、上下水道、基礎的な避難所、農業生産および保健セクター再興を支援する仕事の代償としての食糧、初等教育、精神的な打撃に悩む子ども、能力建設、並びに、人道原則の推進を包含する、はるかに広範なプログラムを実施している。

517. 全国約４２５万人の戦災者に対するアクセスの改善にともない、「スーダン生命線計画」は、これまでより多くの人々に裨益している。当初はスーダン南部の８カ所のみで展開されていた活動は、現在では１０４カ所にまで拡大されている。これは、すべての関係者がより大きな柔軟性を示したことに負うところが大きい。

518. 昨年度の報告書からは、干ばつと開発政府間機構が、１９９４年３月までに、国連によって組織された、スーダン政府および主要な南部各派との人道援助のアクセスおよび関連問題に関する交渉を促進することにより、同地域における和平プロセスにおいて、補完的ではあるが、独立した役割を担っていたことが想起されよう。１９９４年の３月および５月に合意が達成された後には、紛争境界線を越える人道援助のアクセスに関する方式を設定することが、さらなる交渉に委ねられるべき優先事項として確認された。その間、何ら事態の進展は見られなかったところ、スーダンに関する国連人道問題特使は、７月下旬および８月上旬、ハルツームおよびナイロビにおいて、三者会談の再開を可能にすることを目的とした予備協議を、当事者との間で行った。その際、ハルツームから活動している

国際非政府機関の活動様式の問題が討議されたほか、すべての当事者は、国連特使、並びに、ハルツームおよびナイロビの「スーダン生命線計画」上級職員と密接に協力し、事態打開に向けた基盤の改善を確保するよう促された。

519. ある国際非政府機関が活動手続き違反によって「計画」への参加資格を停止されたこと、および、ハルツームから活動を行う非政府機関のためのガイドラインに関して合意の必要があることなど、一部の例外はあるものの、スーダンで活動する各国、国連および非政府機関の間の協力関係は、引き続き極めて良好である。これまでと同様、「計画」は、同地域で活動する３０の国際非政府機関の人道援助努力について、枠組みを提供している。ナイロビ事務所は、非政府機関との間で、「スーダン生命線計画」の活動の基本的ルールを反映する合意文書を取り交わす一方で、ＵＮＩＣＥＦハルツーム駐在事務所は、政府のカウンターパートおよび地元の非政府機関による救援・復興イニシアチブの支援を図った。国際非政府機関が、避難民キャンプおよび中継地帯における活動を含む、ハルツームからの活動を行うための枠組みの改善を促進するうえで、特別の努力が行われている。しかしながら、ハルツームにおける国際非政府機関のアクセスおよび移動に対する厳格な統制が続いたため、これらの機関が提供できる比較優位を活用しようとする試みは妨げられている。

520. １９９５年において緊急食糧援助を必要とすると見なされている受益者数約１２０万人は、１９９４年のニーズに比較すれば大きな減少を示しているものの、治安の悪さは食糧配給システムを脅かし続けている。さらに、１９９４年から繰り越された食糧備蓄は、１９９５年の緊急食糧援助のニーズのほとんどをカバーするのに十分である一方で、監視を支援する国際援助、活動支援コストおよび特別輸送コストについては、７月までに、ドナーに要請された支援額の３０％しか調達できておらず、世界食糧計画（ＷＦＰ）は、監視活動の５０％の縮小を強いられている。こうした制約にもかかわらず、７月末までに、１９９５年についての推計食糧ニーズ１０万９，３９８トンの半分以上が、ＷＦＰおよび協力非政府機関によって、必要とする場所に運ばれている。

521. 「スーダン生命線計画」のハルツームからの非食糧援助およびナイロビからのスーダン南部におけるすべての活動については、ＵＮＩＣＥＦが主たる責任機関となっている。１９９５年については全体で４２５万人の人々が援助の対象となっているが、そのアクセスは、２７０万人についてハルツームから、１７０万人についてナイロビから行われている。

522. １９９５年５月、人道問題局は、ジュネーブにおいて、資金調達の現状および計

画実施状況、１９９４年に援助国によって行われた勧告の現状、並びに、「スーダン生命線計画」の包括的再検討に係る日程について吟味するために、主要援助国および援助機関による協議を開催した。

523. 「計画」の詳細にわたる批評的再検討は、今年中に行われる予定である。この再検討の主たる目的は、援助を必要とする人々への最大限のアクセス達成および基本的な人道原則の遵守の確保における「計画」の妥当性を分析し、その調整機構、特に、国連、援助国、非政府機関およびスーダンの担当部局の間の関係の有効性を評価するとともに、制約および成果の判別による効率の評価を行うことにある。

524. １９９４年上半期だけでも、およそ９万６，０００トンの緊急食糧援助が、ＷＦＰおよび国際救援機関によって、スーダンの被災地に運ばれているが、このイニシアチブにより、数多くの被災者、および、その時点で餓死寸前にあった少なくとも５０万人の人々が恩恵を受けている。同年下半期においても、ＷＦＰはこの努力を続け、特に、スーダン南部におけるその陸上輸送能力を増強した。

４．近東における援助活動（ＵＮＲＷＡ）

525. 国連パレスチナ難民救済事業機関（ＵＮＲＷＡ）は、この１年間において、イルター・トルクメン事務局長の下、中東和平プロセスに対する建設的支援の提供に専心した。

526. ＵＮＲＷＡは、パレスチナ当局との実効的な作業関係を育成し、できるかぎり完全にパレスチナ当局からの援助要請に応じるため、即座に措置を講じた。１９９４年６月２４日、パレスチナ当局の管轄する区域におけるパレスチナ難民に対するＵＮＲＷＡのサービス提供の継続について、ＵＮＲＷＡ事務局長とパレスチナ解放機構（ＰＬＯ）議長の間で交換公文が交わされた。ＵＮＲＷＡは、アドホック・ベースで、土地・建物、一時的避難所および緊急人道援助を提供し、パレスチナ当局がエリコ地域での活動を確立する援助を行った。ＵＮＲＷＡは、パレスチナ当局によって提供されるサービスと自らのサービスとの間の積極的な調整を図り、教育、保健および救援・社会サービス部門において、同当局との間で効果的な関係を発展させた。ＵＮＲＷＡはまた、国連代表団の一部として、難民に関する多国間作業部会等、和平プロセス支援のために設立された多国間フォーラムにおいても、積極的な役割を果たした。

527. 和平プロセスにおける動向との関連において、ＵＮＲＷＡは、１９９５年末までにその本部をウィーンからガザに移転するプロセスに着手した。本部の移転は、国連の和平プロセスに対するコミットメントを示し、パレスチナ当局に対するその信頼を強調する

とともに、ガザ地区の経済開発に貢献する意味を持つものである。

528. ＵＮＲＷＡは、ガザにおける新本部ビルの設計を含む、本部移転のための詳細な予算および活動計画を作成した。同機関は、移転に必要な１，３５０万ドルの資金を確保し、本部移転を日程どおりに行うため、必要な措置を取った。１９９５年８月時点で、ＵＮＲＷＡは、本部移転のために、拠出誓約および実際の拠出の形で、４０７万ドルを確保している。

529. 私の要請に応じ、ＵＮＲＷＡは、援助国による拠出資金の中から、９，０００名のパレスチナ警察部隊メンバーに対する給与の支払を担当することになった。この努力の基礎となる技術的なメカニズムは、１９９４年９月にＵＮＲＷＡとパレスチナ警察部隊との間で調印された了解覚書において定められている。同月から１９９５年３月までに、合計２，９８０万ドルの支払が行われているが、この活動において、ＵＮＲＷＡは、国連被占領地区特別調整官事務所と密接な協力を行った。１９９５年４月１３日の決議４９／２１Ｏにおいて、総会は、ＵＮＲＷＡに対し、１９９５年末まで、パレスチナ警察部隊に対する給与支払の促進を継続するよう要請した。１９９５年７月分の警官給与として、さらに４９０万ドルが支払われている。

530. １９９４年９月、ＵＮＲＷＡは、中東全体のパレスチナ難民を対象としたインフラ整備および雇用創出を継続することを目的に、その「平和実施計画」第２期に着手した。資金の手当てされたプロジェクトとしては、学校建設、診療所、女性計画センターおよび下水道工事、並びに、避難所の改修に関するものがあげられる。難民の生活条件改善のほか、関連プロジェクトにより、ガザだけでも４カ月間平均で５，５００人の雇用が創出されていると推定される。この計画に対しては援助国も好意的な反応を示し、１９９５年５月時点で、合計１億９００万ドルの資金が受け取られている。ガザに２３２人を収容できる総合病院を建設するというＵＮＲＷＡのプロジェクトは、１９９３年１０月に開始され、この１年間においても続行された。この病院は１９９６年前半に完成することになっており、上級職員の募集は既に始まっている。

531. 状況の変化に応じて新たな役割と責任を担う傍ら、ＵＮＲＷＡは、ヨルダン、レバノン、シリア、並びに、ヨルダン川西岸およびガザ地区に存在する３１０万人のパレスチナ難民に不可欠な保健、教育、並びに、救援および社会サービスを提供するという、その基本的な任務の遂行を続けた。１９９４／９５教育年度においては、およそ４１万人の小学生が、ＵＮＲＷＡの６４３校の学校に登録されている。ＵＮＲＷＡは、１９９４年中、その１２３カ所の保健センターおよび保健所のネットワークを通じ、ほぼ６５０万人の患者の

通院を受け入れた。最も困窮する１８１，０００人を超えるパレスチナ難民は、この１年間において、ＵＮＲＷＡから、食糧配給、避難所改修および医療補助を含む、特別の援助を受けている。ＵＮＲＷＡの中心的計画を通じて継続ベースで提供されているその他の便益およびサービスとしては、職業訓練、大学院奨学金、家族計画サービス、特別幼児保育、コミュニティー復興センター、女性計画センターおよび所得創出スキームがあげられる。

532. １９９４－１９９５年度におけるＵＮＲＷＡの通常および緊急の現金予算額は、５億７，０００万ドルに上っている。１９９４年末時点で、ＵＮＲＷＡは、実際に７００万ドルの資金不足を抱えている。この赤字のために、同機関は、１９９３年にそれ以前の赤字に対応して導入された緊縮措置の繰延べを余儀無くされたが、その具体的な例としては、給与の凍結、事務コストの削減、並びに、追加的な教員ポスト、入院および医療物資に関する予算額の切り詰めがあげられる。１９９５年３月にアンマンで開催された、ＵＮＲＷＡ主要援助国と受入国政府の非公式会合の結果、１９９５年について予測される赤字を削減する助けとなる資金供与の誓約が得られた。このアンマン会合において、援助国は、ＵＮＲＷＡのサービス提供の継続に対する自らのコミットメントを再確認するとともに、ＵＮＲＷＡが提案した５カ年計画策定目標を承認した。

Ｆ．難民の保護および再定住

533. 緒方貞子高等弁務官を長とする、国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）の中心的な機能は、１９５０年の設立規約に定められているとおり、難民に対して国際的な庇護を提供し、その問題の恒久的な解決を図ることである。自発的帰還制度の持続可能性を確保するためのその責務の一環として、ＵＮＨＣＲは、祖国への帰還民の援助および保護にも関与している。近年において、国連総会および事務総長は、ＵＮＨＣＲに対し、国境を越えてはいないが自国において難民同然の状況に置かれている国内避難民の特定グループ、および、紛争の影響を受けているその他の人々を、保護あるいは援助するよう、ますます頻繁に要請するようになっている。

534. ルワンダにおける集団虐殺、および、昨年の２００万人を超えるルワンダ人の周辺のアフリカ大湖沼地域諸国への流入は、近年の歴史でも稀に見る暗い事例の一つであり、ＵＮＨＣＲおよびその他の人道援助機関に対して、前例を見ない課題を投げかけるものであった。旧ユーゴスラビア、南西アジア、アフリカの角および西アフリカの一部を含むその他の地域においても、大量の避難民が発生し続けたほか、１９９４年１２月には、カフカス北部において、新たな危機が勃発した。

535. 世界各地において帰還による解決が図られたことから、全世界における難民の数は、今年初めには１，４５０万人にまで減少したものの、ＵＮＨＣＲの援助対象となる人々の数は、およそ２，７４０万人にまで増大している。その中には、５４０万人の国内避難民、主として紛争の被害者である３５０万人のその他の人道援助対象者、および、祖国において持続可能な再統合を図るための援助を必要とする４００万人程度の帰還民が含まれている。ＵＮＨＣＲが物資援助を提供した難民の数は、１９９３年の１，３８０万人から、１９９４年には１，７６０万人へと増大している。その地域別の内訳は、アフリカが８９０万人、アジアが５００万人、欧州が３５０万人、ラテン・アメリカが１１．５万人となっている。

536. 世界情勢における目下の不安定性と再調整は、避難民の数の増加によって特徴付けられている。この現実に直面し、ＵＮＨＣＲは、その緊急対応能力の先鋭化と、予防的な解決志向のアプローチの模索を続けた。同事務所は、緊急事態に対する十分な備えを確保し、可能な限り新たな難民流出の発生を回避するような方法で援助および保護を提供するとともに、自発的な帰還をはじめとする継続的な解決を達成するための一致した努力を推進すべく努めた。その際、ＵＮＨＣＲは、国連の政治、平和維持および開発関連のイニシアチブおよび機関、その他の政府間および地域機関、並びに、広範囲の非政府機関との密接な協力関係をいっそう深めている。

１．緊急事態への対応

537. １９９１年以来の努力の結果、ＵＮＨＣＲの緊急待機能力は、緊急事態において迅速に展開できる人員および緊急援助物資備蓄の両方の点で、高いレベルに達している。１９９４年および１９９５年上半期だけでも、ＵＮＨＣＲの緊急対応チームは、全世界の１７件の活動に派遣されている。

538. 難民の緊急事態に対する国際的対応を先導する一方で、ＵＮＨＣＲは、その他の国連機関とのパートナーシップを樹立し、複雑な緊急事態におけるその活動を人道問題局と調整することによって、その介入の有効性と成果の継続性を保証しようと試みた。旧ユーゴスラビア、アフリカの大湖沼地域およびその他の地域、並びに、中央アジアの諸共和国での緊急活動の際、ＵＮＨＣＲは、食糧援助、予防接種および健康管理、上下水道、母子医療、家族計画および教育等の活動において、国連の諸機関および諸計画、特にＷＦＰ、ＵＮＩＣＥＦ、ＷＨＯおよび国連人口基金（ＵＮＦＰＡ）との協力関係の強化を続けた。

539. 中部アフリカの大湖沼地域において、近年の歴史で最も深刻な難民の緊急事態に

直面し、ＵＮＨＣＲは、またも革新を迫られることになった。自らの職員が既に同地域およびその他の場所での活動で手一杯だったため、ＵＮＨＣＲは、援助国政府に対して、主として自らの軍事および民間防衛組織からの資源の展開を通じて、多くの重要な援助部門における自己完結的な役務を提供することにより、活動の一翼を担うよう要請した。ルワンダの緊急事態におけるこれらの所謂「サービス・パッケージ」の利用は、一定の状況において、独自の軍事的技能あるいは資産が、いかにＵＮＨＣＲの緊急援助活動を支援できるかを如実に示した。ルワンダ人の大量の流出を特徴付けた危機的状況に対応するうえで、サービス・パッケージがプラスのインパクトを及ぼしたことに鑑み、ＵＮＨＣＲは、必要かつ適切な場合、このメカニズムを最もよく利用できる方法につき、各国政府および人道問題局との協議を開始している。

２．解決策の模索

540. １９９４年には、２００万人を超える難民が、モザンビーク、アフガニスタンおよびミャンマーをはじめとする祖国へ帰還した。この帰還の動きは１９９５年にも継続し、アンゴラへのおよそ３０万人の難民の大量帰還の見通しも生まれた。その他のいくつかの地域においても、問題解決に向けた進展が引き続き見られた。特に中米においては、中米難民国際会議によって発足したプロセスが、１９９４年６月に正式に完了し、会議後の帰還に関する枠組みが合意されたほか、東南アジアにおいては、インドシナ難民国際会議の運営委員会が、１９９５年末までに、包括的行動計画による活動の完了を目指すことで合意している。

541. 複雑な、難民を発生させる緊急事態の解決には、人道援助活動が紛争解決のための政治的なイニシアチブと、最も大きな被害を受けた地域および人々について持続可能な生活を確保するための開発努力とによって補完されるような、一致団結した努力が必要である。

542. 世界の多くの場所において、ＵＮＨＣＲは、国連の実施する平和維持あるいは平和創造イニシアチブとの連携を深めている。旧ユーゴスラビアにおいては、国連の平和維持活動との協力が継続されたが、ＵＮＨＣＲは、人道援助提供に関する首席機関として、２００万人を超える戦争犠牲者に対して、緊急に必要とされる援助を提供した。その他、アンゴラ、リベリア、中部アフリカ、アフリカの角、グアテマラ、カフカスおよび中央アジアにおいても、ＵＮＨＣＲは、国連の紛争解決努力の枠組みの中で、あるいは、これと協力する形で、活動を行っている。

543. ＵＮＨＣＲは、難民および自らの関心の対象となるその他の避難民の問題に対する解決策を模索するうえで、地域機関との協力関係の緊密化に、大きな重点を置いた。今年の２月には、ブジュンブラにおいて、ＵＮＨＣＲとＯＡＵが合同で、大湖沼地域における危機に対する一致したアプローチを確保するための地域会議を主催した。その他の地域機関との間においても、協力関係が強化されており、例えばグルジアにおいては、ＵＮＨＣＲとＯＳＣＥが、アフハジアおよび南オセチア紛争の解決努力について、密接な協力を行っている。ナゴルノ・カラバフおよびチェチェンにおいても、同様の協力が行われている。

544. ＵＮＨＣＲは、紛争解決のイニシアチブだけでなく、救援、復興および開発の間の連携の改善にも、大きな重要性を認めている。ＵＮＨＣＲの経験において、救援から開発までの連続作業という概念の実行は、一方において、社会経済復興プロセスへの避難民の継続的再統合を促進するための人道援助を可能とすべきであるとともに、他方において、開発事業を、人間を中心に据えた関心および希望に近づけるべきである。これがなければ、人道上の危機に対する解決策は、新たな分裂をもたらす社会内部の問題へと逆行しかねない。

545. よって、ＵＮＨＣＲは、即効性を有するプロジェクトを通じて、再統合への援助に対するコミュニティーを基盤とするアプローチの強化を続けるとともに、救援から開発までの有意義な連続作業を確保するために、制度的ギャップをどのように埋めることができるかについて、人道問題局およびＵＮＤＰをはじめとする、その他の部局および機関との対話を継続した。ＵＮＨＣＲはまた、世界銀行をはじめとする、金融機関との関係の強化も模索した。紛争後の社会における和解と復興を支援するＵＮＨＣＲの活動が最も顕著であったのは、モザンビークの場合であり、和平協定調印後に帰還した１６０万人の難民の再統合を図るＵＮＨＣＲの戦略は、同国政府および主要援助国の賛同を得て、より長期の開発計画との連携を確立することをねらいとしている。

３．難民危機の予防

546. 効果的な予防行動がなければ、難民の問題は拡大し続けるであろうという認識に立ち、ＵＮＨＣＲは、世界各地において、制度建設および訓練活動を強化した。ＵＮＨＣＲとＩＯＭは、特に、ロシア連邦およびその他のＣＩＳ諸国から流出する可能性のある人々を対象とした、大規模な情報キャンペーンにおいて、その協力関係を継続した。

547. 旧ソ連において、大規模な難民問題が現実に発生し、かつ、さらに発生する可能性があることにから、現在の難民問題に取り組み、その拡大を予防するための重要なイニ

シアチブが生まれた。１９９４年１２月２３日の総会決議４９／１７３を受けて、ＵＮＨＣＲは、ＣＩＳ諸国および関連周辺国における難民、帰還民および避難民の問題に取り組むための行動計画を策定する会議の準備を行っている。この行動計画には、不必要な移動を防止し、過去、現在および将来における避難民発生の帰結に取り組むための措置が含まれることになっている。

548. しかしながら、ＵＮＨＣＲの努力は、大規模な避難民の移動が既に発生しているような状況において行われることが最も多かった。かかる状況において、ＵＮＨＣＲは、不安定な状況を封じ込める助けとなるような戦略を推進し、これに参加し続けた。ＵＮＨＣＲは、可能なときはいつでも、難民流出の原因の処理あるいは緩和を図り、これが不可能な場合には、被災者が国境を超えた庇護を求める必要性を減少させることに努めた。これらの努力の一環として、ＵＮＨＣＲは、私の要請により、国内避難民の諸集団のための援助の提供および解決策の模索への関与を維持あるいは拡大している。旧ユーゴスラビアにおける１５０万人の国内避難民に対する人道援助計画に加え、ＵＮＨＣＲは、例えば、アンゴラ、ガーナ、シエラレオネ、ルワンダ、アフガニスタン、カフカスおよびロシア連邦における大量の国内避難民のための活動に従事した。これらの活動は、しばしば、難民問題および紛争解決への包括的アプローチの文脈において、その他の関連国連機関との協力の下に遂行されている。

４．犠牲者の保護

549. 最近の大規模な人道上の危機により、迫害および紛争の犠牲者を保護する必要性に対して、新たな注意が喚起されている。表面化している課題としては、国内紛争からの避難を求める人々に対する国際的な保護の提供、しばしば必要不可欠となっている国内避難民保護の必要性、難民キャンプ居住者の治安および権利を確保する必要性、並びに、不安定な状況にある祖国に帰還した人々のために効果的な国内保護を取り戻す必要性があげられる。このように、ＵＮＨＣＲによる保護提供は、緊急事態への対応においても、解決策の模索および強化においても、その活動のすべての段階で、引き続き最も重要な任務となっている。

550. 現状においては、国際的な保護を必要とする大量の人々が、紛争状態に陥った祖国を離れることを余儀無くされている。かかる状況を解決するために国際社会によって取られた政治的なイニシアチブにより、一定の難民受入国は、１９５１年の難民条約に応じて正式な難民の地位の認定を行うよりも、一時的な保護を提供することがますます多くなってきている。特に旧ユーゴスラビアからの難民に関し、ＵＮＨＣＲは、各国とともに、

国際的な保護が、これを必要とするすべての人々に認められるようにするための努力の中で、このコンセプトの検討を行っている。

551. 一時的な保護の基礎となる前提の一つは、合理的な期間内に、難民流出の根本原因の解決が期待されることである。ＵＮＨＣＲは、流出の原因が解決されていない状況において、犠牲者に対してより恒久的な地位が与えられないまま、一時的保護が不当に引き延ばされてはならないと主張している。これに加えて、ＵＮＨＣＲは、一時的な保護の受益者が、多くの場合において、１９５１年の難民条約の意味するところの難民の範疇に属することを強調している。

552. ルワンダ危機が最近示したように、コミュニティー間の紛争による難民の大量流出によって、難民キャンプの政治化、および、これにともなう人権侵害が生じうる。ＵＮＨＣＲは、かかる状況において、故郷への帰還を自由に決定する権利を含め、難民の安全と人権が保護されるよう努めている。ザイールのルワンダ難民キャンプにおける治安の問題に対応して、また、事務総長との密接な協議の後、ＵＮＨＣＲは、国際的な治安連絡グループの監視の下に、ザイール軍を配備することにより、法と秩序を改善するとともに、難民および自発的帰還申請者に対する脅迫および暴力を防止するための措置を取った。

553. ＵＮＨＣＲの保護提供責任には、難民および同事務所の関心の対象となる避難民の人権保護も含まれている。よって、ＵＮＨＣＲは、帰還民の状況を監視し、国内保護が回復されるのを確保する役割を担い続けている。この点で、最近の中米における経験は、特に明るい材料を提供するものといえる。「カルタヘナ宣言」１０周年記念として、１９９４年１２月にコスタリカで開催された国際専門家会議は、「難民および避難民に関するサン・ホセ宣言」を採択したが、この宣言は、自発的帰還および地元での統合という継続的な解決策を強化するための法的判断基準および手続きを調和させるという、重要な問題に取り組んでいる。

554. 予防的かつ解決志向の活動を追求するうえで、ＵＮＨＣＲは、人権の分野における活動の強化を通じたものであれ、人権および人道法の由々しき侵害者を起訴するための国際法廷の設立を通じたものであれ、人権の分野においてより効果的な活動能力を確立しようとする国連の努力を歓迎した。ＵＮＨＣＲは、人権条約機関およびその他の人権機構との協力の強化を図るとともに、特に実地活動のレベルにおいて、国連人権高等弁務官との積極的な協力関係を確立しようとした。人権作業部会、報告官、専門家および監視者との継続的協力関係もまた、人権問題を難民保護と結び付けようとするＵＮＨＣＲのアプローチと不可分の一体を成している。

G．人権の擁護および推進

555. ホセ・アヤラ・ラッソ国連人権高等弁務官は、国連の人権活動に第一の責任を有する職員であり、人権センターとともに、単一の活動体を形成している。人権センターの職員は、人権高等弁務官、並びに、様々な計画、手続きおよび人権計画機関の活動を支援している。

1．人権計画のための新たな方向性

556. この１２カ月間において、国連の人権活動は、各国政府および国連機関の判断するところにより、抽象的な人権原則を具体的な状況に敷衍・適用する必要性に応じた行動を取った。ますます多くの国々が、国内の人権基盤を建設するうえで、助言サービスおよび技術協力を要請している。この１年では、およそ５０カ国において、１００件を超える人権技術協力プロジェクトが実施されている。人権技術協力計画の遂行を援助するため、関係国政府の要請に応じて、国連は、ブルンジ、カンボジア、マラウィおよびルワンダにおいて、実地の人権擁護活動拠点を設置した。このことは、人権援助の提供において、新たな出発点を示すものである。関係する人権担当官は、訓練、法律改正、教育および情報提供を通じ、人権を尊重する社会構造の建設への貢献と、人権侵害の防止を図っている。こうした人権担当官の存在それ自体が、脆弱な社会のための信頼醸成措置として機能している。

557. 人権条約によって設置された委員会はまた、国連が各国の人権擁護義務の遂行を助けることができる方法に重点を置いて、勧告を行っている。さらに、これらの委員会自体が、人権が保護されなければならない状況をよりよく理解し、緊張状態を解きほぐし、問題に対する具体的な解決策の開発に助力することを目的に、実地調査団を派遣している。これらの委員会はまた、早期警報および予防活動の分野においても、ますます積極的な関与を行っている。

558. 国際社会に正確な情報を提供し、深刻な状況の終焉に貢献するために、実地に人権侵害の監視を行うことは、我々の活動が増大を見たもう一つの領域である。１９９３年、最初の監視員が派遣されてから、今日においては、旧ユーゴスラビアおよびルワンダにおいて、１２０名を超える人権監視員が活動を行っている。さらに、人権委員会の決議を受けて、２名の監視員をザイールに派遣する合意がなされている。監視員の役割は、単に人権侵害について報告することだけでなく、その防止のための積極的な関与にも及んでいる。

2．国連人権高等弁務官の活動

559. 国連人権高等弁務官の活動は、国連の人権推進活動に新たな領域をもたらすとともに、人権計画全体について方向性を与え、イニシアチブを提供した。人権に関する国際協力の強化は、一つのメインテーマとなっている。高等弁務官は、全大陸の３０カ国以上を訪問し、政府高官、国会議員および裁判官との討議を通じて、国内的・国際的人権擁護に対するコミットメントの強化を図った。また、高等弁務官は、非政府機関、学界、プレスおよび一般市民との接触を通じ、人権擁護における市民社会の役割の強化を図った。このような任務としては、条約の批准、すべての国連人権機構との協力、国連基準の国内法への適用および国内の人権擁護機関の設置の要請があげられる。人権問題には率直な取り組みが行われたほか、法律の改正、政治犯の釈放およびその他の措置の採用を含む、適切な行動が提案された。

560. 国際協力を強化するための高等弁務官の努力は、国連の機関および計画、国際機関および地域機関、並びに、国際的・国内的非政府機関との協力にも広がっている。高等弁務官は、欧州および米州の地域人権機関との会談を行うとともに、国際開発および金融に関する高級レベル会合において、人権活動支援の必要性への注意を喚起した。

561. 高等弁務官の活動における一つの重要な側面は、国際会議に人権的観点が含まれること、および、既存の国連人権基準の高いレベルが維持されることを確保するための助力である。この点で、高等弁務官は、世界社会開発サミットおよび第４回世界女性会議と関連したイニシアチブを取っている。この後者の会議に関し、高等弁務官は、女性および女児の平等な地位および人権のすべての側面をその討議に含めることを促すべく、特別な注意を払っている。

562. 高等弁務官はまた、深刻な人権侵害の状況に対応すること、および、人権侵害が悪化したり、拡大したりすることを防ぐことをねらいとする活動も続けた。高等弁務官は、ブルンジおよびルワンダの事務所の活動を強化し、高級レベルの個人代表をチェチェンを含むロシア連邦に派遣するとともに、旧ユーゴスラビア国連事務総長特別代表事務所において人権問題を担当する個人代表を任命した。

563. 人権侵害の防止は、しばしば、人権の分野における助言サービスおよび技術協力と対を成すものである。この関係で、高等弁務官は、各国の人権機関を促進・支援するための特別計画を策定した。その他の活動領域としては、人種主義、人種差別、排外主義および関連する形態を取る不寛容を含む、あらゆる形態の差別との闘い、女性の平等な地位と権利の推進、子どもの権利、並びに、少数者および先住民の権利があげられる。なかでも特に

重要なのは、事務総長から高等弁務官に与えられた、「国連人権教育の１０年」の行動計画の実施を調整する責任である。高等弁務官は、開発への権利および文化的・経済的・社会的権利の推進を重要視している。開発への権利の実行および文化的・経済的・社会的権利の保護に関する戦略が策定され、関連機関、諸条約機関および専門家との協力の下に、かかる権利の実施状況改善の方法が模索されている。

3．国際人権条約システム

564. 国際人権条約システムにおいては、批准の面でいくらかの進展が見られた。１９９５年８月１０日現在、１７７カ国が、「児童の権利に関する条約」に定められた広範囲の基本的人権の保証および尊重を受け入れている。このことは、今日の世界における子どもの９０％以上が、同条約によって保護されていることを意味する。このことだけでも顕著な成果ではあるが、１９９５年末までに、全加盟国による批准が得られるよう、あらゆる努力を行うべきである。その他の条約については、批准においてこれほどの進展は見られておらず、８月１０日時点における締約国の数は、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」につき１３２カ国、「市民的および政治的権利に関する国際規約」につき１３１カ国、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」につき１４３カ国、および、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」につき１４１カ国となっている。また、「拷問、その他の残虐、非人道的もしくは屈辱的な処遇および処罰を禁止する条約」を批准している国は９０カ国、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」を批准している国は４カ国に止まっている。

565. １９９４年９月、私は、すべての加盟国に対し、未批准の人権条約の批准を促す書簡を送付した。１９９５年２月には、私は、各国の国家元首あるいは政府首脳に対する書簡により、「児童の権利に関する条約」の批准を求めた。私は、多くの前向きな回答が得られたことを嬉しく思い、人権高等弁務官に対し、私の書簡のフォローアップを行うとともに、必要な場合には援助を提供するよう要請した。それでも、これらの重要な国際取極の全加盟国による批准を達成するためには、新たな努力を行わなければならない。

566. 国際人権条約システムの中心に位置するのは、各条約の定めるところの人権の尊重を監視する６つの専門家委員会、即ち、人権規約委員会、経済的、社会的および文化的権利委員会、児童権利委員会、人種差別撤廃委員会、婦人差別撤廃委員会および拷問禁止委員会である。これらの委員会は、１年に計６０カ国程度の国々における人権の状況を吟味している。これらの委員会とそのメンバーは、情報と専門知識の貴重な源となっている。

567. 専門家委員会は、その作業方法を改善し、より焦点の絞られた勧告を提供し、ますます頻繁に実地活動を遂行している。その活動の基礎となる3つの目標は、専門機関および非政府機関の相互作用および参加を増大させること、関係する条約機関の資金調達と助言サービスおよび技術協力計画との間の関連をより密接にすること、並びに、条約機関によって、人権の侵害の防止、および、既存の問題の紛争への激化の予防を目的とした手続きを設定させることである。

568. 特別あるいは緊急な行動を要する状況との関連で、専門家委員会は、緊急の特別報告を要求し（旧ユーゴスラビア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ハイチ、イラク、ペルー等）、調停活動を行い（ベオグラード、コソボ）、あるいは、技術協力活動を遂行した（クロアチア、パナマ）。インドネシア（東チモールについて）およびパキスタンに関しても、特別アピールが出されている。

569. 6月、私ははじめて6つの条約専門家委員会すべての議長と会談した。会談の中心議題となったのは、早期警報および予防活動におけるこれらの機関の役割、広範囲の国々における人権状況を正確に監視するこれらの機関の能力の大きな増大、並びに、このような拡大された責任をうまく果たすためにこれらの機関が事務局から必要とする援助であった。私は、これらの機関の重要な活動に対する完全な支援と、人権条約の全加盟国による批准の確保に対する私のコミットメントを表明した。私は、今後、これらの条約機関とのより緊密な協力を期待している。

4．人権委員会およびその下部機関の活動

570. 人権委員会は、政府、国際機関および非政府機関の間での重要な人権問題の公開討論のための、独自の世界的フォーラムである。長年にわたり、人権委員会は、様々な人権状況あるいは深刻な人権侵害のケースについて報告し、個別の提訴に取り組むとともに、人権の尊重を改善するための行動に関する提案を行うことを任務とする、数多くの人権真相究明機構を創設している。このような手続きにより、１２カ国における人権の状況が吟味されている。これに加えて、専断的な処刑、拷問、行方不明、子どもの搾取および売買から、女性に対する暴力、並びに、人種主義、人種差別および排外主義に至るまで、特に深刻な人権侵害が発生した場合に、これに取り組む１４のテーマ別権限が設定されている。今年は、ブルンジに関して、および、有害廃棄物および危険物の不法な移動および投棄の人権に対する悪影響に関して、それぞれ特別報告官が任命されている。毎年、数千件の急を要する個別事件が各国政府に通達され、およそ４０件の実地調査が行われている。5月には、これらの手続きに関し、その活動を改善し、その作業に女性の人権を統合する方法を模索す

るとともに、第4回世界女性会議へのその貢献について決定するために、特別会合が開催されている。

571. 人権委員会はまた、様々な作業部会を通じて、個人、団体および社会組織が普遍的に認められた人権および基本的自由を促進・保護する権利および義務に関する宣言、刑務所あるいは拘置所への訪問に関する「拷問、その他の残虐、非人道的もしくは屈辱的な処遇および処罰を禁止する条約」の選択議定書案、並びに、子どもの武力紛争への巻き添えに関する「児童の権利に関する条約」の選択議定書案の採択を追求した。子どもの売買、子どもによる売春および子どもを使ったわいせつ図画に関して、「児童の権利に関する条約」に付け加えうる選択議定書のための指針、並びに、これらの行為の防止および撲滅に必要な基本的な措置に関しても、作業が続行中である。

572. 人権委員会はまた、女性の地位の平等および人権に対しても、きめ細かい注意を払った。人権委員会の女性に対する暴力に関する特別報告官は、委員会の前回の会期において暫定的報告書を提出した。この文書は、家庭およびコミュニティーの内部で発生し、かつ、国家が主導したり容認したりしている異なる形態の暴力を取り扱うとともに、今後の特別報告官の作業の枠組みを設定するものとなっている。特別報告官はまた、「ウィーン宣言および行動計画」において求められるところに従い、人権の分野における国連活動の主流に女性の権利を組み入れるうえでも、積極的な関与を行っている。人権高等弁務官および人権センターは、様々な人権機関の注意を、第4回世界女性会議に対する人権関連の貢献、および、並行的な人権活動の準備に集中させるための助力を行っている。

573. 国連は、先住民の権利の保護のための作業を継続した。先住民に関する作業部会は、人権専門家、各国政府および先住民代表者の間の主要な意見交換の場になっており、毎年４００名程度の先住民代表者が参加している。総会は、１９９５－２００４年の期間を、「世界の先住民の国際の１０年」と定め、人権委員会は、先住民の権利に関する宣言案の検討を行っている。「ウィーン宣言」の求めるところに従い、先住民に関する恒久的フォーラムの設立に向けて、作業が続けられている。

574. 少数者は、その権利の保護を援助するための国際的行動を必要とすることが多い、もう一つの特に傷つきやすい集団である。少数者に関する作業部会が新たに設置されたが、同作業部会は、１９９２年の「民族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言」の遵守を推進し、少数民族に関する諸問題の可能な解決策を検討することを目的に、幅広い権限を与えられている。さらに、総会は、人権高等弁務官に対し、同宣言に含まれる諸原則の実施を促進するよう要請した。

575. 「第３次人種差別と闘う１０年」のための行動計画は、平等の推進において鍵を握る要素である。総会は、国家、地域および国際レベルにおいて、様々な措置および行動が取られるべきことを勧告した。人種主義およびあらゆる形態の人種差別の犠牲者に対する援助および救済の提供については、高い優先度が与えられることになっている。人種主義、人種および民族差別、排外主義、並びに、関連するその他の現存する不寛容の形態に関して世界会議を召集する可能性が検討されている。

5．助言サービスおよび技術協力

576. １９９３年６月にウィーンで開催された世界人権会議は、国際社会が、人権機関および人権慣行を強化するための各国からの技術援助に対応する必要性に、よりいっそうの重点を置いた。これに関する具体的な対応は、人権センターが実施する、人権分野における技術協力計画の中に見ることができる。同計画は、就中、人権に関する国家行動計画の策定、人権に関連する憲法条項の起草における援助提供、法律の改正、選挙の人権的側面、刑務所の改革、国家機関の開発および強化、司法の強化、人権についての裁判官、検察官および弁護士の訓練、並びに、警察および軍隊の訓練を目的とした、広範なプロジェクトを支援している。技術協力プロジェクトはまた、アフリカ人権・民族権委員会、アフリカ民主主義・人権研究センターおよびアラブ人権研究所等、地域的な人権機関の支援も行っている。これらの活動の多くは、人権分野における技術協力のための自発的国連基金を通じて資金提供されており、著名な国際的専門家からなる受託者審議会の指導の下に置かれている。

577. この計画の予防的能力は、その重要性を増してきている。この１年間においては、パレスチナ警察部隊の訓練を通じたパレスチナ和平プロセスの支援、カフカス地域（アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア）における人権構造の強化、並びに、モザンビークにおけるＯＮＵＭＯＺ文民警察隊に対する人権訓練、および、旧ユーゴスラビアにおけるＵＮＰＲＯＦＯＲ職員とマケドニア旧ユーゴスラビア共和国国家警察の訓練を通じた平和維持活動に対して、貢献が行われている。カンボジア、並びに、ブルンジおよびルワンダにおいても、援助が継続されている。

6．早期警報メカニズム

578. 人権センターは、早期警報、あるいは、緊急事態に関連する情報を取り扱う様々な活動に対し、その人権に関する専門知識をますます投入している。人権センターは、行政調整委員会の「新たな難民および避難民の流れの早期警報に関する作業部会」およびその指標に関する分科会に参加した。人権センターはまた、人道問題局が主導する「人道的早期

警報システム」のための一連の指標の開発、および、複雑な実地活動の計画および実施に関する調整プロジェクトのための枠組みづくりにも貢献している。さらに、人権センターは、人道問題局が調整を行う救援網プロジェクトに積極的に参加したほか、１９９５年５月の、ＣＩＳ地域に関する早期警報活動に関する会合にも貢献を行っている。

579. この１年間において、国連は、各国政府および国連機関からのますます多様化する活動要請に対応するうえで、重大な課題に直面した。複雑な人権擁護活動の事項における当初の諸困難は現在では克服されているが、人権高等弁務官は、以下の領域における今後の活動のための強固な基盤を作るうえで、各国の協力を求めている。

（ａ）緊急時あるいは予防のための実地活動に貢献するために必要とされる物資、通信およびその他の支援をいつでも提供できる側面支援能力

（ｂ）短期間のうちに実地の人権擁護活動に利用できる専門職員（調査チーム、現地人権担当職員、法律専門家等）の国際的登録簿の作成および維持

（ｃ）実地の助言サービス活動および援助の金銭的ニーズをカバーするための、技術協力に関する自発的基金に対する拠出の増大

580. 人権計画が、ウィーン条約、人権高等弁務官の権限および政策策定機関のその他の決定から生じる新たな要請に対応できるようにするためには、その他の活動を予定しなければならない。作業計画を合理化し、計画によって必要とされる実質的・技術的支援を提供するために、計画および支援事務局の機構が慎重に検討されているところである。

IV. 拡大する予防外交および紛争解決

A. 「平和への課題」の実行

581. 「平和への課題」と題する私の報告を受けて、総会は、１９９２年１２月１８日および１９９３年９月２０日に、それぞれ決議４７／１２０ＡおよびＢを採択した。前者の決議において、総会は、私に対し、予防外交を追求するとともに、国際的な平和と安全を危険に晒す可能性の高い状況に関する早期警報メカニズム、特に、情報の収集および分析における事務局の能力を強化するという、明確な権限を与えた。安全保障理事会もまた、「平和への課題」において行われた特定的な提案を検討するための会合を数多く開いたほか、安保理議長は、その検討プロセスの一環として、１０件の声明あるいは書簡を発している。

582. １９９５年１月３日、私は、「『平和への課題』増補」（Ａ／５０／６０－Ｓ／１９９５／１）と題するポジション・ペーパーを出したが、その中で、私は、完全あるいは部分的に予見されない困難が発生し、かつ、加盟国が、私の１９９２年度報告（Ａ／４７／２７７－Ｓ／２４１１１）において指摘した「難しい決定」を下す必要がある領域を取りまとめた、追加的な勧告を行っている。私はまた、平和維持活動と平和執行活動との間の重大な区別、並びに、軍事力が有用な外交手段となる場合、および、これが望ましくない結果を生む場合に関しても、結論を出している。

583. 「増補」を受けて、１９９５年１月１８日および１９日の集中的な討議の後、安全保障理事会は、同ポジション・ペーパーを支持する議長声明（Ｓ／ＰＲＳＴ／１９９５／９）を発した。安保理は、私が紛争防止活動に与えた優先度を歓迎し、これを共有した。さらに、安保理は、全加盟国に対し、事務総長の仲介、特使の派遣、並びに、場合に応じて受入国の同意を得た小規模な予防外交および平和維持団の展開を含む、予防的活動手段を、できるかぎり完全に活用するよう奨励した。就中、安全保障理事会は、総会、並びに、その他の機関および主体が、「増補」に高い優先順位を与えることを希望した。現代の平和維持の教訓が、国連の文書だけではなく、多くの加盟国の訓練マニュアルにも掲載され始めたことは、非常に心強いことである。

584. 総会においては、「平和への課題」に関する開放型非公式作業部会が、１９９５年も、「平和への課題」および「増補」に含まれた問題に関する作業を継続した。

585. このような関心の高まりに鼓舞され、また、早期警報、静かなる外交、および、場合によっては予防的展開によって紛争を予防することが、勃発後の紛争を解決するために

重大な政治的・軍事的努力を行うことに優るという信念の下に、私は、憲章によって私に委任された任務を遂行すべく、さらに努力を倍増する所存である。国連が、複雑な危機の破壊的な影響を回避あるいは緩和するうえで、時宜にかなった建設的な役割を果たすためには、国連の多様な要素が、問題の性質および予防活動のための選択肢について、早期に共通の見方を打ち出すことが不可欠である。「増補」において、私は、平和維持および平和建設双方の多機能的性質の故に、事務局内部での調整を改善することによって、関連部局を私の権限および管理の下で統合体として機能させることが必要である旨指摘している。

586. まさにこのこととの関連において、人道問題局のイニシアチブにより、事務局の3つの実質的部局である人道問題局、政治問題局および平和維持局は、複雑な実地活動の計画および実施において、その各々の活動を調整するために、諸活動（情報共有、協議および共同行為）の流れ図を作成した。このメカニズムは、「調整のための枠組み」と呼ばれ、日常の監視および早期警報分析、可能な場合における予防活動のための選択肢の評価、真相究明、実地活動の計画および実施、並びに、評価および教訓の活用の際の各局の活動をカバーしている。

587. 「調整のための枠組み」における一つの重要な要素は、多様な情報源からの早期警戒情報の合同分析を行い、可能な予防措置に関する共同勧告を作成することを目的とした、3局、並びに、国連開発計画、人権委員会、広報局および国連のその他の部分によるスタッフ・レベルの協議が規定されていることである。個々の部局（特に政治問題局）は、私の指導の下に予防活動を実施する権限を保持することになる。

588. 事務局と安全保障理事会との間の継続的な協議を確保し、特に平和維持活動の分野において、安保理が常に最新の動向に関する情報を得るための援助を行うために、私は、私の特別アドバイザーの一人、チンマヤ・ガレカン氏を、安保理における私の個人代表として指名した。兵員を提供する各国の政府もまた、十分な情報の入手に関心を有するのは当然である。従って、私は、各国政府に定期的なブリーフィングを行うこと、および、問題となる活動の実施に関する対話にこれらの国々を関与させることによって、その懸念に応えようとしている。安全保障理事会のメンバーは、かかる会合に参加しており、安保理は、最近この会合を公式化することを決定している。しかしながら、重要なことは、この改革によって、3つの明確な権限区分、即ち、安全保障理事会に属する全体的な政治権限、事務総長が担当する執行の権限および指揮権、並びに、各派遣団の長に委託された実地活動における指揮権が、不明瞭となるべきではないということである。

589. 安全保障理事会、総会および事務局による、紛争の統制・解決のためのあらゆる

努力は、国際舞台におけるその他のプレイヤーの協力および支援を必要とする。国連憲章第VIII章は、平和と安全の維持において、地域機関が演じることのできる役割を定めている。国連と地域機関との間の協力形態としては、協議、外交上の支援、活動上の支援、合同軍の展開および合同作戦があげられる。平和創造および平和維持のための地域機関の能力には、大きな差異があるものの、国連がこれらの分野で持っているような能力および経験を備えた機関は未だ存在しない。国連には、要請に応じて、かつ、資源が十分である場合、これらの地域機関を援助する用意がある。これらの努力を進展させるために、私は、１９９４年８月１日に私が召集した会議のフォローアップとして、地域機関との高級レベル会合をもう一度開催する所存である。

B．予防外交および平和創造

590. 予防外交は、論争が武力紛争に発生するのを防ぐための一群の行動のうちの一つにすぎないことが、明らかになってきている。このような一群の活動としては、他にも、軍隊や警察官の予防的展開、微妙な国境地帯における難民問題の管理および解決などを目的とする予防的人道援助活動、並びに、それ自体が政治的、社会的、経済的分野において可能な多数の活動から構成され、特に国内紛争が起きた場合に適用できる、予防的平和建設があげられる。

591. これらの予防活動はすべて、次の性質を持っている。それは即ち、まず、紛争のリスクが存在するという早期警報に依存していること、次に、適切な予防行動が判別できるためには、潜在的な紛争の原因およびありうる性質に関する情報が必要であること、そしてさらに、予防活動が予定されている法域内の当事者の同意が必要であることである。

592. 時期の要素は重大である。潜在的な紛争について、予防的活動のための機が熟していることが必要である。また、平和創造および平和維持においても、時期は重要な考慮事項である。紛争の予防、統制および解決は、病気の予防、統制および治療のようなものである。処置を処方するに当たって病気の進行時期を間違えれば、患者は回復せず、処置と、それを処方した医師の両方の信頼性が損なわれることになるのである。

593. 「平和創造」という言葉は、国連がこれを用いる場合、紛争当事者に対し、敵対を停止し、紛争の平和的解決について話し合うことを説得するという意味を持つ。外交的平和維持、人道援助および平和建設等、予防目的に用いることのできるあらゆるタイプの活動は、平和創造の成功のための条件を創出し、平和のための話し合いによる解決を実施・強化するうえで、独自の役割を持つものである。

594. 予防的活動および平和創造に関する主たる責任は、マラック・グールディング事務次長が長を務める政治問題局に属する。政治問題局は、事務局の政治的活動を単一の部局に集中させることを目的に、１９９２年に創設された。しかしながら、２つの分野における政治問題局の活動を区分する必要がある。予防分野におけるその役割は、必要とされる活動を判別することにあり、その実際の遂行は、専門的部局あるいはその他の関連機関に委任される。平和創造の分野におけるその役割は、一般的に、執行をも含むものとなっている。

595. 政治問題局は、予防活動および平和創造を支援するうえで、５つの主要な責任を持っている。まず、同局は、世界中の政治的動向を監視し、分析し、評価しなければならない。次に、政治問題局は、その抑制あるいは解決において国連が有用な役割を果たすことができる潜在的あるいは現実的紛争を判別する。同局はさらに、かかるケースにおける適切な活動について、事務総長に対する勧告を作成する。第四に、政治問題局は、外交的な性質を有する政策が承認された場合、これを執行する。最後に、同局は、軍備管理および軍縮を含む、予防外交、平和創造、平和維持および平和建設の領域において、事務総長自身が決定したり、総会および安全保障理事会によって権限を与えられた政治活動を遂行するうえで、事務総長を援助することになっている。

596. 政治問題局と不可分の一体を成す軍縮問題センターは、すべての軍縮問題に関する助言、分析および評価を提供するとともに、かかる分野において事務局に委任された責任事項を遂行する。これも政治問題局と不可分の一体を成す選挙支援課は、加盟国によって要請された選挙分野の役務を提供する。同局はまた、総会、安全保障理事会およびそれらの様々な下部機関に対して、事務局としての役務を提供している。

C．変わる文脈の中での平和維持

597. 国連の平和維持活動は、コフィー・アナン氏を長とする平和維持活動局が担当している。平和維持は引き続きダイナミックで需要の多い活動となっており、国家間関係の継続的混乱はもちろん、国内における武力紛争にも対応している。平和維持活動の中には、成功を収めて完了したものや、安全保障理事会によって新たに創設されたものもある一方で、既存の活動の状況は、比較的安定したものから極度に危険なものまで様々である。これらの課題に対応するうえで、国連は、専門的かつ適切な装備を備えた軍事ユニットという点においても、十分な資金という点でも、加盟国から十分な資源を得るうえで、由々しき困難に直面している。１９９５年７月末時点で、約６万５，０００人の軍事要員、１，７００人の文民警察および６，０００名の文民要員が、１６件の国連平和維持活動において展開

されており、その年間予算総額は、およそ３６億ドルとなっている（表２参照）。

表２　１９９５年７月３１日現在の展開中の平和維持活動に従事する平和維持軍、軍事監視員および文民警察

	平和維持軍	軍事監視員	文民警察	合計
国連休戦監視機構（ＵＮＴＳＯ）	—	220	—	220
国連インド・パキスタン仲介ミッション（ＵＮＭＯＧＩＰ）	—	40	—	40
国連キプロス平和維持軍（ＵＮＦＩＣＹＰ）	1 165	—	35	1 200
国連兵力引き離し監視軍（ＵＮＤＯＦ）	1 036	—	—	1 036
国連レバノン暫定軍（ＵＮＩＦＩＬ）	4 963	—	—	4 963
国連イラク・クウェート監視団（ＵＮＩＫＯＭ）	859	243	—	1 102
国連アンゴラ検証団（ＵＮＡＶＥＭ）	3 014	333	207	3 554
国連西サハラ住民投票ミッション（ＭＩＮＵＲＳＯ）	48	236	113	397
国連信頼回復活動（ＵＮＣＲＯ）	13 683	347	435	14 465
国連保護軍（ＵＮＰＲＯＦＯＲ）	27 738	288	18	28 044
国連予防展開軍（ＵＮＰＲＥＤＥＰ）	1 107	25	26	1 158
国連グルジア監視団（ＵＮＯＭＩＧ）	—	134	—	134
国連ハイチ・ミッション（ＵＮＭＩＨ）	5 850	—	841	6 691
国連リベリア監視団（ＵＮＯＭＩＬ）	7	62	—	69
国連ルワンダ支援団（ＵＮＡＭＩＲ）	3 792	306	59	4 157
国連タジキスタン監視団（ＵＮＭＯＴ）	—	39	—	39
合計	63 262	2 273	1 734	67 269

598.　ハイチにおいては、中断された国連ミッションが、多国籍軍による安定的で安全な状況の構築により、再び展開されている。同様に、アンゴラにおいても、国連の仲介による長期にわたる交渉の後、アンゴラ側の当事者が中断された和平プロセスを再開する旨の合意に達したのを受けて、事実上中断状態となっていた国連活動「国連アンゴラ検証団」が新たに展開されている。タジキスタンにおいては、国民の和解および民主主義の促進を目的として、国連の後援による交渉プロセスを支援する、小規模な国連監視団が展開している。モザンビークおよびエルサルバドルにおける２つの大規模なミッションは、称賛に値する成果を収めている。その結果、両方の国において、国連の監視の下での選挙によって選ばれた政府が成立し、国内の安定が定着する見通しが立っている。これとは対照的に、第２次国連ソマリア活動は、時折国連ミッション自体に攻撃を加える派閥指導者の間の敵対関係により、長期にわたって苦境に陥ったため、政治的妥協の模索を援助するために維持される仲介ミッションを残した形で終了した。安定したソマリア人の国家を再建するという

野心的な目標は達成されなかったものの、深刻な飢餓状態に終止符を打ち、国内の大半に一定の安定を取り戻すという、派遣団の第一義的目標は確保された。

599. 冷戦の時代に開発された、当事者の同意および協力と国連軍の中立性とに基づき、自衛の場合にのみ武力を行使するという平和維持の慣行は、近年において、当事者が交渉による合意を結び、かつ、設定された目標を達成する政治的な意志を示した場合における多次元的活動において、最も効果の高いものとなっている。しかしながら、協力と政治的意志ではなく、敵対と妨害が支配する状況において、平和維持活動は大きな制約と圧力に直面した。ボスニア・ヘルツェゴビナにおける経験はまさにその例であり、この場合、国連軍自体が武力攻撃を受けている。当事者間で政治的な合意を達成するための努力が滞る中で、軍事的な優位を確立するために突き進もうとする決意は、入念な話し合いによる停戦を踏みにじったばかりでなく、戦況により、国連は、執行行為を制限された形での平和維持活動の任務が、矛盾の多い無益なものであるという状況に立たされた。ボスニアのセルビア人勢力が、その目的達成のために武力を用いたことは、国際社会が維持すべき、特定の状況に応じて定められた任務の限界と、国連憲章の目的を実現するというより大きな目標との間の、危険なバランスを物語っている。このことは、国際的な平和と安全を維持するための努力において国際社会が用いることのできる手段に関する、新たな考察を強いるものとなった。

600. 旧ユーゴスラビアにおける悲惨な事態の成り行きによって鋭く浮かび上がった、戦闘継続中における平和維持活動の限界が、ますます明らかになってゆく中で、国連は、平和維持と平和執行を交えて行うことが、紛争当事者による合意と協力の欠如に対する答えとはならないことを認識するようになった。国連は、加盟国がそれを許すかぎりにおいて、有効な作業を行うことができるのである。撤退という選択肢を取ることは、国際社会が果たして被災民をそのままの状態に放っておけるのかという問題を提起することになる。国連は、ボスニア・ヘルツェゴビナだけでなく、ソマリア、ルワンダ、リベリア、アンゴラおよびその他の場所においても、ますます頻繁にこの問題と直面することになっている。

601. こうした状況に対する国際社会の対応は、様々なものであった。場合によっては、取られた措置の再考および再調整が必要となった。このようなしばしば困難な再調整は、国連に与えられた任務が、明確に定められた、達成可能な目標を設定し、かつ、必要な加盟国の政治的・物的支援を得られれば、最小化できるものである。特に、安全保障理事会が、限られた程度であっても、憲章第VII章に従って武力の行使を承認する場合、かかる活動の構成、装備および兵站支援は、任務に見合ったものでなければならない。

602. 平和維持活動は、近年において、その数においても、複雑性においても、増大している（図１６参照）。現在では、はるかに多くの数の国連職員が、従来型の停戦監視から人道援助物資の護送に至るまで、また、緩衝地帯の管理から和平取極の実施援助に至るまで、より広い範囲の活動に関与している。期待が高まり、より多くの派遣軍が展開するにつれて、国連は、急速な状況の展開への対応にますます困難を覚えるようになっている。手続き、準備等の要素に時間を要することから、国連が軍の展開を準備している間に、現地の状況が悪化する可能性が考えられる。

図１６　平和維持活動に従事する文民要員、１９９４年および１９９５年

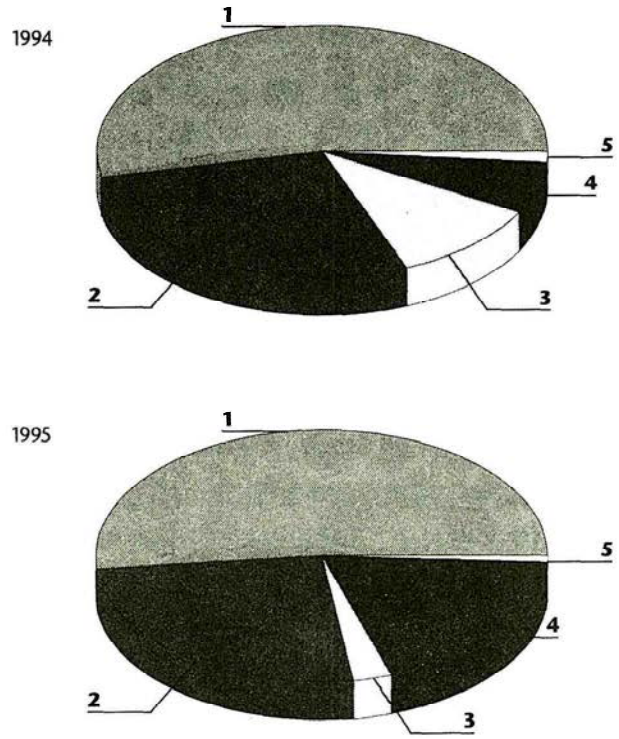

１．現地職員（１９９４年－４７１５人、１９９５年－４２８８人）
２．国際職員（１９９４年－２４５９人、１９９５年－２１２４人）
３．臨時職員（１９９４年－９４１人、１９９５年－２２８人）
４．契約職員（１９９４年－６０１人、１９９５年－１５７２人）
５．国連ボランティア（１９９４年－１２０人、１９９５年－７９人）

603. 事務総長によって設置された「待機軍計画チーム」は、１９９３年、待機取極システムを開発しており、これを事務局において制度化するためのプロセスは、１９９４年５月に開始されている。待機取極に係る事務局の任務は、事務総長の要請により、合意された対応時間内に、安全保障理事会の委任する国連任務に全体的あるいは部分的に展開できる待機資源システムを維持することである。同システムは、加盟国に対し、平和維持活動に対する可能な貢献（軍、文民警察および文民専門家）に関する詳細な情報を、国連事務局に提供することを求めている。参加加盟国によって提供される情報としては、対応時間、能力、空輸および海上輸送容量などのデータ、並びに、装備要件に関する指示があげられる。

604. このイニシアチブのねらいは、平和維持活動の発足あるいは拡張に係る準備時間を短縮し、事務局および派遣軍レベルでの効率および調整を改善することにある。待機取極システムは、合意された対応時間内に国連の平和維持活動に利用できる資源の、加盟国による条件付きの提供に基づくものである。これらの資源としては、軍事要員あるいは部隊、文民警察、専門の職員（文民および軍人）および役務、並びに、物資および装備が考えられる。

605. かかる資源は、各国において「待機」状態に置かれ、訓練によって、国連の指針に従った特定の任務或いは機能の遂行のための準備が行われる。待機資源は、安全保障理事会によって委託された平和維持活動に用いられるものであり、「平和への課題」（A／４７／２７７－S／２４１１１）の中で「差し迫った、あるいは、現実のあからさまな侵略」に対応するための軍隊として示された、平和執行部隊と混同されるべきではない。これらの取極において、加盟国は、待機資源が自国内に留まっているかぎりにおいて、かかる資源についての完全な責任を保持する。待機資源が平和維持活動に展開されている間、参加加盟国から提供された要員は、自国の職員としての地位を維持しながら、国連の指揮に服することとなる。

606. その有効性を確保するために、待機取極システムは、各々の待機取極で特定された資源に関する詳細な量的情報に依存する。量的情報に関する総合的なデータベースを維持することにより、事務局は、必要性をよりよく詳細に評価できることになろう。事務局の計画担当者は、どのような活動物資が必要か、および、不足が生じた場合にどのアイテムを調達すべきかを、十分に前もって知ることができるであろう。これに加えて、調達活動を事前に計画できることにより、コストの削減を図ることもできる。

607. 現在までのところ、４６の加盟国が、待機取極への参加を確認しており、１３カ国は自国資源の提供について最終的段階に入っている。しかしながら、これまでに行われ

たコミットメントは、今後の平和維持活動を十分に準備・遂行するために必要な資源のすべてを網羅するものとはなっていない。不足が生じている重要な領域としては、通信、多機能兵站支援、補給、土木および輸送があげられる。

608. 待機取極管理チームは、現在のところ、国連と契約を結んだ軍将校１名および各国政府から貸与されたその他３名の将校から成っている。これに加えて、同チームは、平和維持活動局の派遣団計画課内のその他のチームからの４名の将校によって、一時的な援助を受けている。

609. 潜在的に、待機取極システムは、新規あるいは続行中の平和維持活動に必要な資源を迅速に展開するための、効果的な手段を提供できる。これらの取極が完全に機能すれば、事務局は、現在の課題により良く対応できるであろう。システムの成功は、ひとえに、加盟国の支援と参加にかかっている。というのも、待機取極の下でさえ、加盟国は、特定の活動において合意されたユニットを展開する権利を保持しているからである。

610. 冷戦の終焉に続く混乱状態における国連平和維持活動の厳しい経験はまた、国連に対して、より実践的なレベルでの問題を投げかけることにもなった。資源を確保するうえでの諸困難により、手遅れを許されない緊急事態における平和維持軍の展開に、受け入れ難い遅れが生じた。「平和への課題」増補において、私は、安全保障理事会に対して、平和維持軍の即座の配備を必要とする緊急事態において展開できる戦略的予備軍を提供するために、緊急対応軍のアイデアの真剣な検討を促した。待機取極のシステムは、今までのところ、かかる緊急事態に必要とされる対応の信頼性および迅速性を確保していない。必要な能力が、必要とされる場合に信頼できる形で利用可能であり、かつ、状況に応じたスピードで展開できることが不可欠である。加盟国がかかる能力を持っていることは明白であり、必要とされるのは、安全保障理事会の任務遂行にその能力を利用できるようにする意志である。

611. これまでにおいても、平和のための活動には危険がつきものであったが、今日の国連職員は、敵対的な環境において予見不能で危険な活動を続ける中で、その生命および健康に対する危険と直面することを、日常的に要求されている。このことは、１９４８年から１９９０年までの平和維持活動における死者が３９８人であったのに対し、１９９１年から１９９５年までの期間だけで、この数が実に４５６人に上っているという不運な事実によって示されている。特に憂慮すべきは、一部の者が国連職員の国際的な地位を無視し、安全保障理事会によって委託された任務を遂行している平和維持活動員を攻撃する傾向にあるということである（図１７および１８参照）。第４９回総会によって採択された「国連

および協力職員の安全に関する条約」は、非常に重要な意味を持っているところ、私は、各国政府に対し、同条約が可及的速やかに発効するよう、必要な行動を取ることを促すものである。

図１７　勤務中に死亡した平和維持活動要員、１９８８－１９９５年

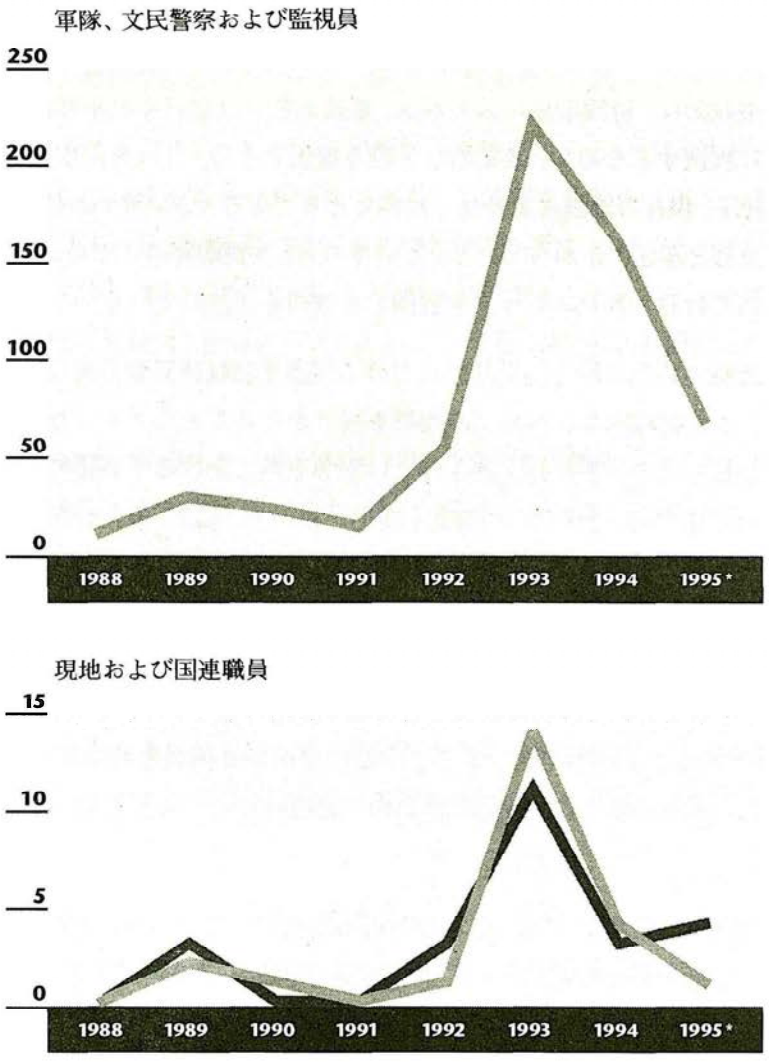

＊１９９５年８月１７日現在

612. 加盟国の間では、国際的にも派遣団活動地域においても、広報が平和維持活動の成功に重大な鍵を握るという認識が増してきている。従って、最近の主要な活動の計画策定においては、情報能力の必要性が早期に検討されており、必要な資金が予算案に計上されるようになっている。

D. 展開中の予防外交、平和創造および平和維持活動

1. アフガニスタン

613. この1年間において、総会決議48／208によって設置された特別ミッションは、マフムード・メスチリ氏の指導のもと、その活動を続けた。また、1995年1月には、国連事務総長アフガニスタン事務所（OSGA）がジャララバードに設置され、状況が改善してカブールでの活動が再開できるまで、同地で活動を行うことになった。

614. 私は、1994年9月6日から8日まで、パキスタンを訪問し、メスチリ氏から、停戦および「ロヤ・ジルガ（大国民議会）」開催をもたらすことになる暫定的取極に関し、同氏がそれまでの数週間に行った、集中的な協議についてのブリーフィングを受けた。私はまた、各党の党首の代表および無党派のアフガニスタン人とも、個別に会談を行った。アフガニスタン国民の平和に対する強い希望を考慮し、私は、メスチリ氏に対し、その努力を継続するよう指示した。

図18 勤務中に死亡した文民の平和維持活動要員、1992－1994年

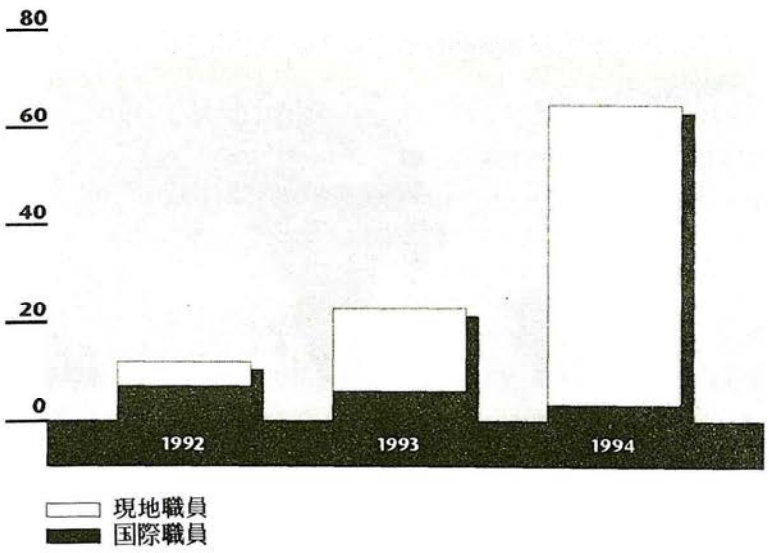

615. メスチリ氏のイニシアチブにより、アフガニスタン国内および国外の著名かつ尊敬された無党派のアフガン人から成る諮問グループが、１９９４年９月２９日から１９日間、ケタにおいて会合を開き、事態の進展をもたらそうとする国連の努力に対する助言を行った。国民を完全に代表する「権力者協議会」に対する早期の政権委譲、国内全土における停戦、カブールへの治安部隊の配備、並びに、その後の暫定政府の設置或いは「ロヤ・ジルガ」の開催を求める諮問グループの勧告は、１１月に安全保障理事会によって、さらに１２月には総会によって、それぞれ支持されている。これに先立つ１０月、ブルハヌディン・ラバニ大統領は、政権委譲の条件付きオファーを行い、アフガニスタンは、外務省を通じた声明（Ｓ／１９９４／１２２７、annex）によって、国連の和平提案に対する支持を表明した。

616. メスチリ氏は、１９９４年１２月２９日に任地に戻り、「権力者協議会」に対する政権の早期委譲に、その努力を集中させた。１９９５年１月には、協議会の構成に関する話合いが、全ての主要な指導者の参加の下に開催された。この交渉に参加したラバニ大統領は、協議会の設置が予定されている２月２０日に大統領を辞任する用意があることを改めて確認した。

１９９５年７月３１日現在展開中の平和維持活動

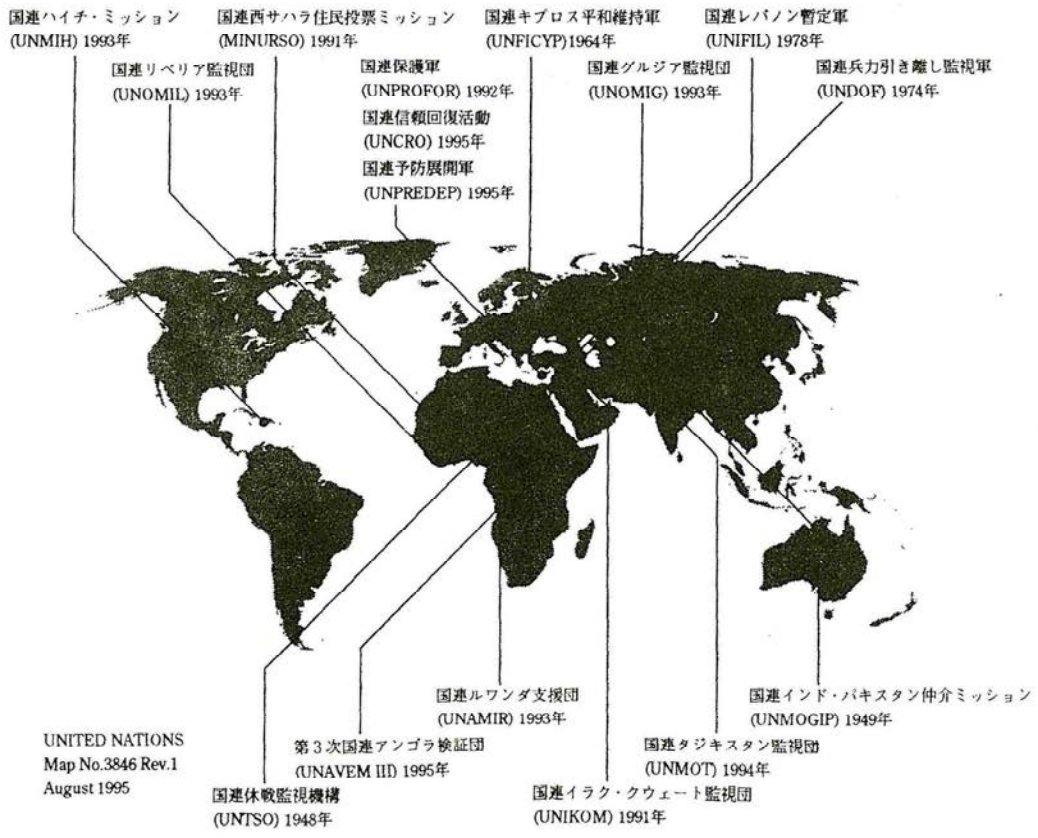

617. 新たに創設された軍隊「タリバン」の軍事的成功は、カブールにおける権力者協議会の設置を遅らせた。このグループを協議会に加えようとする努力も行われたが、タリバン側は、このプロセスへの直接参加を拒否した。権力者協議会の開催は3月21日まで延期される一方で、4名から成る委員会が、意見の相違のある分野で妥協を成立させるための作業を行った。必要な民族的・政治的バランスを達成するために、アフガニスタンの32の州からの各2名の代表および国連の任命する15名あるいは20名の代表によって協議会を構成すべしとする委員会の提案は、一部によって承認されたものの、当事者全部の合意を得るには到らなかった。

618. 政権委譲の期日が近づくにつれて、政治的・軍事的状況の変化は加速し始めた。3月6日、カブールおよび周辺地域において、マスード将軍の軍隊とマザリ氏の軍隊（「ヘズビ・ワフダット」）との間で激しい戦闘が発生し、さらに、マスード将軍の軍隊とタリバンとの間にも衝突が起こった。この戦闘の再開により、和平プロセスは事実上行き詰まりの状態に陥った。メスチリ氏が任地を離れた4月中旬までに、権力者協議会のメンバーは誰一人として任命されていなかった。

619. 6月、私はメスチリ氏をニューヨークに召喚して、新たな状況について協議を行った末、国連はアフガニスタンにおける和平に向けての努力を即時に再開すべきであると決定した。私の支持を受け、メスチリ氏は、6月18日から8月1日まで、アフガニスタンを訪れ、全般的な状況の再評価を行った。アフガニスタンを訪問中、同氏は、主要なアフガン指導者および周辺国の政府高官との間で、国連が和平プロセスを援助できるやり方について、意見の交換を行った。意見交換の相手には、ラバニ大統領、ドスタム将軍、イスマエル・カーン氏およびタリバンの指導者が含まれていた。

620. 8月初旬、最近の一連の活動に関するメスチリ氏の報告を受け取った私は、同氏がアフガニスタン国内に駐在して、広範な基盤と承認を得た政府への政権委譲のやり方について、すべての関係者の合意を取りつける努力を続行すべきであることで、メスチリ氏と合意した。私はまた、同国に政治問題担当職員の追加配置を行うことにより、特別ミッションおよびＯＳＧＡを強化することを決定した。

621. 国連アフガニスタン人道援助調整事務所（ＵＮＯＣＨＡ）は、同国全土における人道援助計画の調整を続けた。１９９４年１０月には、１２カ月間の人道援助のニーズを満たすために1億６００万ドルを求める合同アピールが出された。アピールの主要な対象は、カブールにおける緊急援助、国内避難民のニーズおよび周辺国からの難民の自発的帰還に対する支援であった。１９９４年中に国連機関および非政府機関がこのアプローチに

示された活動のために受け取った現金および現物総額は、８，５００万ドルと推定される。１９９５年前半に行われた中期的検討の結果、すべての人道援助パートナーの間で、１９９５年１０月から１９９６年９月までの期間を対象とする新たな合同アピールの必要性に関し、一般的なコンセンサスが生まれた。このアピールには、国内避難民および帰還民を含む、都市および農村部における弱者集団に対する緊急援助提供のための計画が含まれる予定である。生計、基礎的サービスあるいは住まいの損失によって脆弱となったコミュニティーを対象とする緊急復興プロジェクトも、ここに組み込まれることになっている。

622. １９９４年９月、私がイスラマバードで全ての主要アフガン勢力の指導者と会談を行った際、私は、彼らに対し、同年６月下旬以降カブールに対する人道援助の供給を阻んでいる、同市の包囲を解くよう促した。その結果、１，５００トンを超す緊急に必要とされる物資を積んだ護送トラックが、１２月にカブールに到着した。カブールにおける戦闘の終了後、援助物資を積んだ定期的国連輸送トラックが、３月中旬に同市に到着している。難民および避難民の帰還も始まった。しかしながら、カブールの南側の地区は、完全に破壊されている。地雷と不発弾によって、常に危険な状態が続いており、清浄な水はほとんど入手できない。国連の諸機関および非政府機関は、これら最も緊急な人道上のニーズに取り組むため、食糧、避難所、衛生設備および医療の提供において協力を行っている。

623. １９９４年を通じ、国内避難民がカブールからジャララバードへと流入し続けた。１９９５年１月までに、３０万人近くの人々が、国連、赤十字国際委員会（ＩＣＲＣ）および非政府機関の援助するキャンプで生活している。調整のとれた努力の結果、キャンプ生活者の健康および栄養状態は、大幅に改善している。

624. 人道分野における国連の共同介入としては、アフガニスタン厚生省および非政府機関との協力の下に、世界保健機関および国連児童基金が組織した、大規模な予防接種キャンペーンがあげられる。第１次キャンペーンは、１９９４年１１月に行われた。国連によるアピールを受けて、１週間のキャンペーン期間には、完全な停戦状態が保たれた。第２次および第３次キャンペーンは、それぞれ１９９５年の４月および５月に行われている。

2. アルメニアおよびアゼルバイジャン

625. アルメニアとアゼルバイジャンの間のナゴルノ・カラバフ地域をめぐる紛争は、以前として未解決であるが、ナゴルノ・カラバフおよびその周辺の状況は、ここ１２カ月間悪化していない。ロシア連邦の仲介によって１９９４年５月１２日に成立した停戦は、おおむね遵守されており、追加的な領土の占領は発生していない。

626. 安全保障理事会のメンバーは、ＯＳＣＥによる平和創造努力の支援を続けた。同機関は、１９９４年１２月６日にブダペストで開催された首脳会議において、ＯＳＣＥミンスク会議について共同議長のポストを設置すること、並びに、就中、ミンスク会議の開催、および、同地域におけるＯＳＣＥ多国籍平和維持軍の展開を可能とするような、武力紛争終結に関する政治的協定の締結のために、迅速な交渉を行うことを決定した。

627. １９９５年４月２６日の議長声明（Ｓ／ＰＲＳＴ／１９９５／２１）において、安全保障理事会は、ＯＳＣＥミンスク会議副議長の努力に対する支援を再確認するとともに、就中、当事国に対して、前提条件あるいは手続き上の妨害なしに建設的な話し合いを行うこと、および、和平プロセスを損ねるようないかなる行為をも慎むことを強く促した。さらに、安保理は、紛争当事国自身が、平和的解決を達成するうえで主たる責任を有することを強調した。

628. 私には、引き続き、ＯＳＣＥの努力を完全に支援する用意がある。この目的で、国連事務局は、ＯＳＣＥの高級レベル計画策定グループとの間で多くの協議を行い、平和維持の分野における技術的な助言および専門知識を提供した。私にはまた、要請されれば、紛争の包括的解決に向けたＯＳＣＥ主導の政治的プロセスに対し、私の仲介を提供する用意もある。

629. 昨年の１０／１１月における私のバクーおよびエレバン訪問は、カフカス地域の新興独立国に対する国連事務総長の訪問としては最初のものとなったが、その際、私は、この紛争のアルメニアおよびアゼルバイジャン両国に対する非常に深刻な影響、特に、人道面における悪影響を、実地に見て取ることができた。

630. 人道問題局の調整による活発な人道援助計画が、両国において実施されているところである。「カフカス地域に関する国連機関間合同アピール」（１９９５年４月１日～１９９６年３月３１日）において提示された、１９９５－１９９６年度人道援助計画の活動には、食糧、非食糧、避難所、教育および保健セクターにおける救援プロジェクトのほかに、能力建設、および、緊急援助から開発への移行に取り組むプロジェクトが含まれている。１９９５年７月３１日現在、アピールのアルメニアに関する部分について、資金の３７．４％（１，０５０万ドル）、アゼルバイジャンにおける人道援助活動について、必要資金の３７％（１，２８０万ドル）が調達されているにすぎない。アゼルバイジャンおよびアルメニア両国における難民および国内避難民の大半は、国民の中でも最も被害を受けやすい人々であるところ、これらの人々は、予見可能な将来において、人道援助を必要とし続けるものと見られる。私は、アルド・アジェロ事務次長に対し、アルメニアおよびアゼルバイジャンに対する善意の任務を遂行するよう要請した。

3. バルト三国

631. 関係当事国間の合意に従い、ロシア連邦は、１９９４年８月３１日までに、エストニアおよびラトビアの領土から、その軍隊を撤退した。１９９４年８月２６日付の私宛の書簡（A／４９／３４４－S／１９９４／１００８）において、ロシア連邦の常駐代表は、ロシア連邦が、ラトビア側に対して、一時的稼働および解体期間中におけるスクルンダ・レーダー基地の法的地位に関する協定を、ラトビアの主権および安全保障上の利害に反する行為を行うために利用しない旨保証したことを確認した。

632. 第４９回国連総会は、バルト三国の領土からの外国軍の撤退の完了が、欧州における安定の強化、および、バルト三国とロシア連邦との関係の改善に資するであろうことを、一般的に認めた。総会は、これを以て、同問題に関する検討を終了した。

4. ブーゲンビル

633. 私は、本年４月のブーゲンビル暫定政府の設立を歓迎した。昨年１０月のアラワにおけるブーゲンビル和平会議での協定調印に続き、また、１９９４年８月および１９９５年１月に、私の特使が、１９９４年３月９日の人権委員会決議１９９４／８１に従い、パプア・ニューギニアおよびソロモン諸島の指導者、並びに、すべてのブーゲンビル島民グループの代表との間で行った会談を受けて、同島における政治および人権状況が顕著に改善されたことを、私は喜びを以て指摘したい。

634. 再建と復興が和平プロセスの強化に不可欠であることを確信し、私は、１９９５年４月～５月、パプア・ニューギニアに国連機関間ミッションを派遣した。同ミッションは、ブーゲンビルの再建と復興のための開発計画を作成した。

635. 人権委員会決議１９９５／６５によって私に委任された権限に従い、私は、ブーゲンビルにおいて現在継続中の和平プロセスに対して、仲介の提供を続ける所存である。

5. ブルンジ

636. ブルンジにおける緊迫した状況は、この１年間における大きな不安の種であった。私は、１９９５年７月１６日および１７日に、同国を訪問した。ブルンジに関する私の特別代表であるアハメドゥ・ウールド・アブダラー氏は、１９９３年１１月の任命以来、関係するすべての当事者との接触を通じ、同国における国民的和解を積極的に推進している。

637. 全当事者は、１９９４年９月１０日に権力分担のシステムに関して合意に達した後、ジャン・バチスト・バガザ前大統領の率いる国家復興党（ＰＡＲＥＮＡ）だけを除き、「政府協約」に調印した。１９９４年９月３０日、国民議会は、ブルンジ共和国の新しい大統領として、フツ族のシルベストル・ンティバントゥンガニヤ氏を選出した。１９９４年１０月３日には、ツチ族のアナトール・カニエンキコ氏が首相として再信任を受け、５日後に、１３の政党のうちの７つを代表する新たな連立政府が発足した。

638. １９９４年１０月１１日の私の安全保障理事会に対する報告（Ｓ／１９９４／１１５２）において、私は、新大統領の選出による幾分かの沈静化は見られるものの、事態は依然として流動的である旨指摘した。従って、国際社会は、ブルンジの穏健勢力を支持し続けるべきである。

639. この１年間を通じ、安全保障理事会は、繰り返し、過激派分子による事態の不安定化工作に遺憾の意を表明するとともに、全当事者に対し、「政府協約」の規定を遵守し、これを完全に履行するよう求めた。１９９５年２月１０日および１１日、安保理は、半年間で２度目に当たる真相究明委員会をブジュンブラに派遣した。調査団は、就中、１９９３年１０月のクーデター事件およびそれに続く虐殺に関する国際調査団の設置、アフリカ統一機構の軍事監視員の大幅な増強、私の特別代表の事務所の強化、並びに、国内全土における国連人権監視員の展開を勧告した（Ｓ／１９９５／１６３）。

640 １９９５年３月２９日の議長声明（Ｓ／ＰＲＳＴ／１９９５／１３）において、安全保障理事会は、私に対し、前月にブルンジを訪問した調査団によって勧告された国際委員会の設置のために踏まれるべきステップについて、報告を行うよう求めた。様々なオプションを検討した後、私は、ブルンジについて、エルサルバドルで活動を行ったものと同様の真相究明委員会の設置の可能性を模索する必要があると結論づけた。私は、ペドロ・ニッケン氏を特使に任命し、１９９５年６月２６日から２週間、ブルンジを訪問させた。同氏の任務は、ブルンジ国内の関係主体に真相究明委員会設置の用意があるか否かを、判定することにあった。安保理はまた、平和、安定および安全保障に関する地域会議に対する支援を再確認するとともに、同地域の諸国に対し、かかる会議を早急に開催するよう求めた。私の特使は、１９９５年６月２８日から７月９日まで、ブジュンブラを訪れた。報告の中で、同氏は、真相究明委員会も、国際的司法調査委員会も、ブルンジにおける犯罪の未処罰を解消するニーズに対する十分な対応とはならないだろうと結論したが、国際調査委員会を設置すること自体は、可能かつ有意義であろうと述べた。私は、７月２８日の安保理に対する報告（Ｓ／１９９５／６３１）において、かかる委員会の設置を勧告した。

641. アフリカ統一機構およびＵＮＨＣＲが主催する「大湖沼地域における難民、帰還民および避難民に対する援助に関する会議」は、１９９４年１０月２５日の総会決議４９／７に従い、予定どおり、１９９５年2月１２日から１７日まで、ブジュンブラで開催された。会議は、行動計画を採択するとともに、ルワンダおよびブルンジ難民によって影響を受けている国々を援助するための円卓会議の開催をＵＮＤＰに要請することを決定した。円卓会議開催のための準備会合は、１９９５年9月から１２月にかけて開かれる予定である。

642. 2月１５日、野党第一党である国民進歩連合（ＵＰＲＯＮＡ）は、カニエンキコ首相を辞任に追いやった。5日後、アントワンヌ・ンドゥワヨ氏が首相に任命された。3月１０日には、２５名の閣僚から成る新連立政権が発足した。それでも、治安状態は依然として脆弱であった。１９９５年４月に政府が着手した和解・沈静化キャンペーンにもかかわらず、暴力は収まらず、国内各地に影響を及ぼし続けた。中でも特に大きな問題の火種となっているのは、ルワンダのキベホ避難民キャンプを離れ、ブルンジ北部国境を越えたフツ族難民の突然の流入（１９９５年5月１２日時点で2万７，０００人）、並びに、ブルンジの発注により１９９２年に中国から出荷されたが、タンザニア政府当局によってダル・エス・サラームに留置されている小型銃火器および弾薬の問題である。

643. １９９５年6月のブジュンブラにおける暴動再発により、ンティバントゥンガニヤ大統領は、新たな治安措置を発表したが、ブルンジ民主戦線（ＦＲＯＤＥＢＵ）の大半が反対票を投じたため、これは議会で否決された。同月、ザイールに亡命していたレオナール・ニヤゴマ元内務大臣とその首席補佐官クリスチャン・センデゲヤ氏の２人のフツ族過激派指導者に対して逮捕令状が出された。また、ツチ族の外務大臣が突然辞任したことにより、状況は更に悪化した。１９９５年7月6日、フツ族（ＦＲＯＤＥＢＵ）のポール・ムニヤンバリ氏が新たな外務大臣に任命された。暫定的に１９９５年１１月あるいは１２月に予定されている国民的討議の準備は、現在進められているところである。

644. １９９５年3月２９日から３１日までのブルンジ訪問中、国連人権高等弁務官は、ブルンジ大統領から、１９９４年6月１５日に開設されているブジュンブラ高等弁務官事務所の拡張に対する支持を取りつけた。5月４日、経済社会理事会は、ブルンジにおける人権状況に関する特別報告官として、パウロ・ピニェイロ氏（ブラジル）を任命した。ピニェイロ氏は、6月２１日から7月２日まで、同国の第１回目の訪問を行っている。

645. 人道面において、ブルンジにおける暴動は、北部諸州に深刻な影響を与えた。人々はタンザニアおよびザイールに避難を続けた。地域のニーズを充足するために利用で

きる食糧資源が減少したことにより、世界食糧計画は、難民へのサービスを継続する一方で、国内避難民に対する食糧配給を中断せざるを得なくなった。このことにより、北部諸州における民族間の緊張状態はさらに悪化している。

646. １９９３年１０月の事件の後にブルンジにおいて表面化した人道援助のニーズが、１９９４年９月／１０月までに大方充足されたことにより、ブルンジの援助コミュニティーの中には、人道的危機は去ったとの一般的なコンセンサスが生まれているように思われる。ところが、現在のところ緊急事態は存在していないとはいえ、今後に関する心配の種は依然として残っている。保健および教育サービスは、民族紛争によって継続的に混乱に陥っており、国際社会は、並行的な行政機構の設置を余儀無くされている。国際緊急援助資源の枯渇、および、フォローアップとなる開発援助の欠如は、基本的サービス提供を引き受ける政府の能力に関し、疑問を生じさせている。

647. 国連開発計画は、緊急援助の対象国から復興努力の可能な国への移行のためのブルンジ政府に対する援助において、積極的な関与を行っている。部門別戦略策定を援助するために、３４０万ドル近くをかけて、１５カ月間の継続計画が発足している。これに加えて、数多くの会議により、援助国の支援が得られている。

648. 世界保健機関は、４つの部分から成る、合計３９０万ドル程度の援助努力を実施している。この努力の重点は、「全国疫病監視ネットワーク」の強化、伝染病および疫病の予防および統制の援助、最も病気の蔓延している諸州に対する保健サービスの提供、並びに、性病の予防および統制の援助に置かれている。

649. ＵＮＩＣＥＦの努力は、既存の保健ネットワークの補強はもとより、保健および栄養の予防・治療サービスの統合、水道および環境的衛生設備の提供、基礎教育および平和教育の支援、並びに、８，０００人の孤児に対する援助にも向けられている。かかる努力については、１，０００万ドルを超える金額が拠出されている。

650. 国連食糧農業機関は、国内避難民、帰還民および難民に対し、農機具および種子を提供することに、その努力を集中させた。これに加えて、同機関は、植林および牧畜にも関与を行っている。これらの作業には、合計１，２００万ドルが割り当てられている。

651. 約２０万人の難民に対する援助の提供に加え、ＵＮＨＣＲは、２２万人の帰還民および国内避難民、並びに、５，０００人の都市部貧困層に対しても、援助を行っている。ＵＮＨＣＲはまた、中等・高等教育を提供し、ルワンダ出身の元難民、および、ルワンダへ流入した元難民の帰還活動を実施している。これらの作業の遂行については、

約３，０００万ドルの資金が調達されている。

652. ＷＦＰは、国内避難民および難民、並びに、ブルンジにいる２０万人のルワンダ難民、および、ザイールにいる１５万人のルワンダ・ブルンジ難民に対し、援助を継続している。地域の食糧の利用可能量が減少したことにより、ＷＦＰは、国内避難民に関する再統合計画を前倒しで実施している。

6. カンボジア

653. １９９５年４月、カンボジア政府は、１９９４年５月の国連軍事連絡チームの活動期間終了後に任命した私のカンボジアにおける代表の任期を、６カ月間延長し、かつ、この期間において、同人が１名の軍事補佐官による援助を受けるべしとする私の決定に同意した。私の代表は、その受託権限に従い、受入国、並びに、同国で活動する国連の計画および機関との緊密な連絡を保った。

654. カンボジア政府、国連および国際社会の間の広範な協力は、この１年間において、同国にさらなる進歩をもたらした。カンボジア復興国際会議（ＩＣＯＲＣ）の第３回会合において寛大な資金拠出の確約が得られたことは、平和で、民主的で、繁栄する国家を建設しようとするカンボジア政府の努力を支援する、国際社会の継続的コミットメントの明らかな証明である。

655. １９９５年５月、私の特使として派遣されたマラック・グールディング事務次長と、カンボジア政府との間の話し合いにより、プノンペンの国連人権センターとカンボジア政府とのコミュニケーションを改善し、同センターが既存の任務を以て機能を続けられるようにするための措置の導入について、合意が達成された。この時、私は、国連加盟国に対して個人的なアピールを発し、「カンボジア人権教育計画信託基金」に対する拠出を求めた。私はこのアピールをここで再度行うものである。

7. キプロス

656. この１年間において、私の仲介任務は、安全保障理事会決議９３９（１９９４）に規定された全般的枠組みの中で進められた。その任務とはすなわち、キプロス問題の本質、および、前年度中の努力の焦点であった信頼醸成措置パッケージの実施の両方の面において、進展を求めた作業を継続するというものである。

657. 私の特別代表であるジョー・クラーク氏は、１９９４年９月に同地域を訪問し、

キプロスの各当事者、並びに、ギリシアおよびトルコの政府との会合を行った後、私に対して、事態はほとんど行き詰まっていると報告した。ギリシア系キプロス人の指導者は、全般的な解決における進展に固執を続けたのに対し、トルコ系キプロス人の指導者は、信頼醸成措置の早期実施を優先事項とした。これを受けて、私は、１９９４年１０月１０日、各々のコミュニティー指導者に対して書簡を送り、私が、これら指導者を招請し、数多くの非公式会合を開くよう、私の特別代表補佐に対して要請してある旨通知した。これらの協議は、具体的なやり方で、信頼醸成措置の実施、および、長く検討されてきたキプロス問題の全般的解決が進展しうる方法を模索するためのものであった。

658. 双方の指導者とも、この招請を承諾し、１９９４年１０月１８日から３１日まで、5回の会合に参加した。会合においては、キプロスにおける連邦制度樹立のための本質的な要素、並びに、信頼醸成措置の実施についての話し合いが行われ、政治的平等、主権、欧州連合への加入、連邦憲法制定の諸側面、安全保障および非軍事化、国内避難民、財産請求および領土調整、並びに、連邦制の早期設立および信頼醸成措置の実施に関し、広い範囲の考え方を模索した。これらの項目について出されたアイデアは、これまで常に各コミュニティーの最大の関心および利害であったものを衡平な形で充足する方策を提供した。

659. １９９４年１１月および１２月、私は、各々のキプロス指導者と個別に会談し、非公式会合に関するその見方を聴取した。私は、各指導者に対し、必要となる政治的意志があれば、非公式会合中に討議された諸要素は、キプロス問題の本質についても、信頼醸成措置についても、重要な前進をもたらす可能性を秘めていると告げた。私はまた、トルコ系キプロス人指導者に対し、出されたアイデアに対して相応の対応を行うよう、強く促した。私は、私の代表に対し、これらの問題をさらに話し合うための基礎を作るために、当事者との接触を続けるよう支持した。この目的で、クラーク氏は、１９９５年3月および5月、キプロスに赴いた。

660. 私の仲介努力に対する安全保障理事会メンバーの継続的な支援は、特に心強いものであった。しかし、公正かつ恒久的解決に必要なほとんどすべての要素が交渉の場に持ち出されているにもかかわらず、交渉プロセスがまたも行き詰まっていると見られることについては、私は遺憾の意を表するものである。

661. 国連キプロス平和維持軍（ＵＮＦＩＣＹＰ）は、ここ2年間において要員がほとんど半減しているにもかかわらず、その任務を実効的に遂行し続けた。両当事者とも、この1年間においては、概して自制的な行動を取った。しかしながら、静けさが続いていることは、同島には単に停戦が存在しているだけで、和平が達成されたわけではないという事実

を覆い隠すべきでない。私は、キプロスにおける過度の外国軍の駐留および軍備、並びに、これらの増強のペースについて、引き続き憂慮の念を持っている。両者は未だ、信頼醸成措置パッケージ案に従い、両軍兵力が接近して駐屯している緩衝地帯の全域に、１９８９年の不駐屯合意を遅滞なく拡大することに合意していない。安全保障理事会は、外国軍の兵員数および防衛支出の大幅な削減を繰り返し呼びかけているが、すべての当事者はこれに留意すべきである。私は再度、両当事者に対し、停戦ライン沿いに、手に所持できるものを除く弾薬あるいは武器を配備しないこと、および、緩衝地帯から見聞きできる範囲での銃火器の発射を禁ずることを、ＵＮＦＩＣＩＰを通じて相互に誓約することを含む、緊張緩和のための相互的措置を取るよう促すものである。

8. 東チモール

662. 私は、東チモール問題に関する公正、包括的かつ国際的に受容可能な解決策を探るうえで、私の仲介の提供を継続した。この１年間において、私は、１９９５年１月９日および７月８日に、ジュネーブにおいて、インドネシアおよびポルトガルの外相と、さらに２回の会談を開いた。これらの会談は、今後の話し合いのための数多くの実質的議題を判別したほか、可能な解決への道を模索した。

663. ４月のインドネシア訪問中、私は、スハルト大統領と、大変有意義な話し合いを行った。私は、８月末にポルトガルを訪問した際にも、マリオ・ソアレス大統領と、同様に価値のある会談を行った。私はまた、１９９４年１２月に、ポルトガル、インドネシアおよび東チモールに調査団を派遣し、和平プロセスの前進を助ける一連のアイデアについて、両国政府および広い範囲の東チモール要人との協議を行わせた。

664. 両国外相の支援を得て、私は、東チモール人全体の間での対話集会の開催に必要な措置を促進し、提供するイニシアチブを取った。この対話は、東チモールの政治的地位に取り組むものでもなければ、第二の交渉経路となるものでもなく、問題解決へ繋がる雰囲気をつくり出すことを目的とした実際的なアイデアに関する、東チモール人の間での自由で非公式な討議の場となるべきものである。第１回目の対話集会は、１９９５年６月２日から５日まで、オーストリアのブルク・シュライニングで開催され、すべての政治的勢力を代表する３０名の東チモール人が参加した。前向きな雰囲気の中、代表者たちは、コンセンサスによって宣言を採択するとともに、数多くの有益なアイデアを出したが、私は、７月、インドネシアおよびポルトガルの外相とともに、これらのアイデアを検討した。集会参加者は、今後もこの種の会合を持ちたいとする希望を表明した。私も同じ意見であり、両当事国との間でこの問題を詰めていく所存である。

665. 東チモールの地位という中核的な問題については、両者の間で大きな意見の相違が見られるものの、私は、忍耐強い対話を通じて、解決策を見つけることができると確信している。両者が対話を継続し、恒久的解決を模索する意志を示したことは、私のこの考えをより強くするものである。私はまた、最近、第1回対話集会で、東チモール人が、和平プロセスへの貢献の意欲を示したことによっても、勇気づけられている。次回の外相会談は、１９９６年1月、ロンドンで行われる予定である。

9. エルサルバドル

666. 国連の援助を受けて、エルサルバドルは、暴力的で閉鎖的な社会から、民主的秩序、法の支配および人権の尊重が確立されるつつある社会への前進を継続した。しかしながら、過去と同様、和平合意の未実現要素の実行における大きな進展は、問題あるいは遅れを伴ったものとなった。かかる要素としては、国家市民警察の完全な配置および国家警察解隊の完了、司法・選挙制度の改革、元戦闘員に対する土地の移転、並びに、元戦闘員のための再統合計画の完了があげられる。１９９４年１０月３１日、私は、安全保障理事会に対して、国連エルサルバドル監視団（ＯＮＵＳＡＬ）の活動期間を、１９９５年4月３０日まで延長する勧告を行うことが必要と考える旨の報告を行った。

667. アルマンド・カルデロン・ソル大統領の政府と、ファラブンド・マルチ民族解放戦線（ＦＭＬＮ）は、１９９４年１０月４日に調印された共同声明等において、全てのエルサルバドル国民の利益となるように、和平合意を速やかに実施するという決意を表明し続けた。特に、この1年間の後半においては、未実現要素の実施が、より速いスピードで進んだ。例えば、長く延期されていた国家警察の解散は、１９９４年１２月３１日に正式に実行された。しかし、１９９５年前半においては、土地計画の実施が停滞し、いくつかの気になる兆候が現れた。

668. かかる動向に鑑み、私は、１９９５年２月６日、安全保障理事会議長に対し、ＯＮＵＳＡＬの活動期間満了後に、仲介の提供と和平合意の未実現規定の実施を検証する小規模な国連職員チームを設置する意図を伝えた。当初は６カ月の任期を以て設置されるこのチームはまた、私に継続的に情報を流すことになっており、このことによって、私は、今後の動向について安保理に常に情報を提供できるようになろう。２月１７日、安保理は私の提案を歓迎し、チームの派遣への準備が開始された。

669. １９９５年４月初旬、私は、事務総長として3回目のエルサルバドル訪問を行った。私は、和平プロセスの第一義的責任がエルサルバドル側にあることを強調しながらも、

エルサルバドルの政府および国民に対して、ＯＮＵＳＡＬ撤退以降も、国連のコミットメントに変わりがないことを保証した。

670. １９９５年４月２７日、「チャプルテペック和平協定」の当事者は、和平合意の未実現事項の完了に関する作業計画に調印した。翌日、安全保障理事会は、決議９９１（１９９５）を採択し、ＯＮＵＳＡＬの活動を正式に終了させた。私の特別代表であるエンリケ・テル・ホルスト氏が率いる新しい国連エルサルバドル・ミッション（ＭＩＮＵＳＡＬ）は、１９９５年５月１日、予定どおりその活動を開始した。職員の人件費は部分的に自発的拠出金に依存しており、ＭＩＮＵＳＡＬによる国連のプレゼンスは大きく縮小されてはいるが、エルサルバドルにおける平和建設に対する国連の継続的支援を確認するものとなっている。

671. 作業計画は、和平合意未実現部分を６つの領域（治安、土地移転、人間居住地、社会復帰計画、「負傷者・障害者保護基金」および立法改革）に分け、各領域における特定事項が完了されなければならない期日を設定した。私が安全保障理事会メンバーにも非公式に回覧している、実施進捗状況に関する月例報告は、和平合意当事者による作業完了への決意の継続を示している。すべての領域において進展が見られているが、就中、政府による、国連事務局および米州機構事務局に対する国際人権諸条約批准文書の預託、並びに、米州人権裁判所の司法管轄権の承認は、特に歓迎されるべきことである。

672. しかしながら、１９９５年８月初旬までに、土地移転改革（１９９５年４月３０日までに６０％を実施するという目標が７月第１週にようやく達成された）、農村部人間居住地のための「特別制度」の策定、国家市民警察の増強、並びに、真相究明委員会によって勧告された司法改革の実施については、大きな遅れが出ていることが明らかになった。活動期間満了までに３カ月足らずとなったＭＩＮＵＳＡＬは、その仲介および検証任務の遂行を継続し、これらの和平合意の未実現要素の遂行を完了させるために、最後の懸命な努力を行っているところである。

10. グルジア／アブハジア

673. グルジアに関する私の特使、エドゥアール・ブリュネール氏は、促進者であるロシア連邦および参加者である欧州安全保障・協力機構の支援を得て、紛争の包括的な解決の達成、特に、グルジア側およびアフハジア側の双方が容認できるアブハジアの政治的地位の判別のための努力を続行した。特使は、同地域を訪れ、数回の交渉および専門家会合の議長を務めた。私は、国家元首のエドゥアルド・シュワルナゼ氏およびその他のグルジア政

府高官と、政治的プロセスを前進させうる方策を模索するために、１９９４年１０月３１日から１１月２日まで、グルジア共和国を訪問した。私はまた、個別に、あるいは、合同で、両当事者の指導者と会談することにより、援助を行うことを申し出た。ロシア連邦は、１９９５年に、促進者としての役割において、グルジア／アブハジア紛争解決のための基盤を提供しうる議定書案に関する合意を得るべく、集中的な努力を行った。残念なことに、このような努力を以てしても、現在に至るまで、政治的な進展はほとんど見られていない。

674. グルジアの領土的一体性の枠内におけるアブハジアの政治的地位に関しては、両者の間に依然として大きな立場の開きがある。１９９４年１１月２６日にアブハジア最高会議によって制定されたアブハジア憲法は、アブハジアが「主権を持つ民主国家」であることを宣言している。かかる憲法規定は、その領土的一体性の保全に固執するグルジア側にとって、受け入れることのできないものである。グルジア政府は、グルジアを連邦制とすることを提案しているが、これによれば、アブハジアは、広い範囲の自治を認められることになっている。

675. 現在討議中の議定書案について合意を得ることが可能であると仮定すれば、その後、解決策を実施する方法に関して合意するために、長期にわたるさらに詳細な交渉が必要となるであろう。かかる交渉には、現地における継続した注意が必要となる。従って、私は、同地域に駐在することになる私の特使の補佐を任命し、上級政治レベルにおける継続したプレゼンスを確保できるようにした。キプロスやタジキスタンなど、その他の活動の前例に倣い、特使補佐はまた、国連グルジア監視団（ＵＮＯＭＩＧ）の長も務めることになる。政治的接触と交渉という任務を遂行するうえで、特使補佐は、トビリシとスフミを往来して活動を行うとともに、必要に応じて、モスクワに赴き、ロシア当局と直接の協議を行うことになっている。

676. ＵＮＯＭＩＧは、１９９４年７月２１日の安全保障理事会決議９３７（１９９４）によって委任された任務を遂行している。ＵＮＯＭＩＧは、その本部をスフミに置いているものの、同市には適切な受入施設がないため、監視団本部職員の一部は、現在ピツンダに駐留している。ＵＮＯＭＩＧはまた、トビリシに連絡事務所と、スフミ、ガリ、およびズグディディの３カ所に支部を置いている。これに加えて、ＵＮＯＭＩＧは、６カ所にチーム基地を置いており、その内訳は、ガリ地域に３カ所、ズグディディ地域に２カ所、および、コドリ峡谷に１カ所となっている。

677. グルジア政府およびアブハジア当局は、停戦と兵力引き離しに関する１９９４年５月１４日の協定を大方遵守している。すべての兵力は、安全保障区域から撤退している

が、兵器配備禁止地帯には、使用できない大型装備がいくつか残されている。

678. 特にガリ地域における、安全保障区域および兵器配備禁止地帯においては、緊張状態が続いている。安全保障区域における最も大きな問題の一つは、その両側において、市民、アブハジア民兵の一部およびグルジア警察の手中に、非認可の武器が残っていることである。これに加えて、グルジア政府もアブハジア当局も統制できない武装集団が、ガリ地域で犯罪行為をはたらいている。コドリ峡谷における状況は、１９９４年末にかけ緊張していたが、現在では沈静化している。アブハジア人とスバン人の現地における関係は満足できるものとなっており、ゆっくりではあるが着実に相互の信頼が醸成されている。

679. ＵＮＯＭＩＧは、独立国家共同体（ＣＩＳ）平和維持軍が、１９９４年５月の協定の枠組みにおいてその活動を継続しており、協定に定められた任務からの変更がある場合には、両当事者との協議の後にこれが行われている旨報告した。ＵＮＯＭＩＧとＣＩＳ平和維持軍との間の協力関係は、非常に有効なものとなっている。ＵＮＯＭＩＧと、グルジア政府およびアブハジア当局との間の協力も、満足できるものであった。トビリシの連絡事務所を通じ、ＵＮＯＭＩＧは、ＯＳＣＥとも協力している。

680. 安全保障理事会決議９３７（１９９４）１０項に基づき、私は、援助国の特定するところの、ＵＮＯＭＩＧの任務遂行を容易にする、地雷除去を含む人道的側面につき、１９９４年５月１４日の協定実施を支援するための自発的拠出基金を創設した。現在までに１件の拠出誓約が行われている。

681. 独立時、グルジア国民の生活水準は、旧ソ連共和国の中でも最高の部類に属していた。今日、同国は、政治的不安定、二正面での内乱、および、およそ２７万人の国内避難民を抱えている。燃料等の不可欠な投入財を購入するための外貨の不足とハイパーインフレーションは、同国の経済を直撃している。１９９４年には、４年連続で農業生産が縮小した。分離闘争を続けるアブハジア地域においては、当初の住民のおよそ７５％が、内乱を避けて、グルジアのその他の地方に逃れていると伝えられており、同地域は、相変わらず大規模な破壊の場となっている。場所によっては、多数の地雷が埋められており、道路は通行不能となっている。

682. グルジアが直面するあらゆる困難の中で、最も解決に急を要するのは、基礎的食糧の不足と危機的なエネルギー供給状況である。数年間にわたって多額の財政赤字を抱えている政府は、基礎的な社会サービス提供の継続を確保するための資金を欠いている。多くの簡易医療施設および病院は、医薬品および設備の不足のために、機能できなくなっている。現在では、医療は殆ど国際人道援助に頼りきりの状態である。

683. これに加えて、現在、多数の孤児、遺児および特殊教育を必要とする人々が、政府支出の削減によって、極度に貧窮した状態で暮らしている。これらのほとんどの人々が、十分な食糧、寝床、暖かい衣服および教材を欠いている。周辺のカフカス諸国と同様、教科書と教材の供給は不足しており、多くの校舎は、緊急に改修を必要としている。

684. 難民および避難民のアブハジアへの帰還も、遅々として進んでいない。ＵＮＨＣＲによる自発的な帰還は、１９９４年１０月中旬から始まっているが、１９９４年１２月時点で、合計２５万人と推定される難民および避難民のうち、帰還した人々は３１１人という、極めて遺憾な状況にある。１９９４年１１月末以降、正式な帰還は事実上ストップしており、四者間委員会は、１９９５年2月１６日以来会合を開いていない。約2万人の人々が、自発的にガリ地方に帰還している。

685. アブハジア側は、依然として、難民の大規模かつ迅速な帰還に難色を示している。1週間当たり２００人を帰還させ、自発的に帰還する難民および避難民についてはより柔軟に対応するという、１９９５年4月１７日のアブハジア側からの申し出は、意味のある帰還を行うためのＵＮＨＣＲの要件に見合うものではない。国内避難民のアブハジアへの再定住が引き続き遅れていることにより、グルジア経済は大きな負担を強いられており、その復興のための力は衰え、社会的・政治的緊張が悪化している。アブハジア側は、難民問題の進展と、政治的問題との進展とを、依然としてリンクさせている。アブハジア当局は、双方における和平交渉の行き詰まりを理由に、その他にも数千件の帰還申請を保留し、それ以上の申請の処理を拒否している。

686. 中央計画経済から市場経済への移行努力の一環として、グルジア政府は、経済改革に向けた段階的措置を取っている。国家の運営する経済を民間の手に移すという作業は、極めて困難なものであり、それ事態、深刻な社会的・経済的苦境をもたらしている。１９９４年、主要食物に対する補助金は段階的に廃止され、物価は上昇した。ほとんどの一次産品についてのさらなる価格自由化は、１９９５年に段階的に進められることになっている。最低賃金および年金も増額されてはいるが、これらの改革は物価の上昇を相殺できるものではない。

687. こうした問題に鑑み、人道問題局は、１９９５年２月、昨年に引き続き、グルジアへ機関間調査団を派遣し、同国におけるニーズの評価を行うとともに、１９９５年４月１日から１９９６年３月３１日を対象期間とする、グルジアを含むカフカス地域に関する機関間合同アピールを作成した。このアピールは、１９９５年３月２５日、ジュネーブで発表されている。アピールの対象となる活動としては、食糧、非食糧、避難所および保健部門

において国連機関／計画および非政府機関が行う救援プロジェクト、並びに、緊急事態解消後の同国の自給体制を強化するためのプロジェクトがあげられる。

688. １９９５年５月１９日、四者間委員会は、モスクワで会合を開き、国連難民高等弁務官事務所による自発的帰還計画の再開の可能性を再度模索した。ＵＮＨＣＲ代表は、かかる帰還のための具体的な日程を提示したが、これによれば、ガリ地区からの避難民は、１９９５年末までに全員帰還することになる。より柔軟な対応を引き出そうとする懸命な努力にもかかわらず、アブハジア側は、１週間当たり２００人だけの帰還を認めるという、１９９５年４月の申し出に固執した。これは、その他の当事者にとって、依然として認めがたい対応である。

689. ガリ地区の治安情勢がやや改善した結果、農作業、商業あるいは家屋の修復を目的とした、避難民のイングリ川を越えた毎日の双方向の移動、特に安全保障地区の低地側への移動が増加してきている。これらの人々の一部は、治安が再び悪化しないかぎり、ガリ地区に滞在することを決定している。準居住者人口は、２万５，０００～３万５，０００人と見られている。しかしながら、多くの人々は依然として困難な状況の中で生活しており、グルジア経済、人間関係および地域サービスに、大きな重圧をもたらしている。かかる状況においては、フラストレーションと精神的苦痛が非常に大きくなるところ、大規模な自発的帰還への要求が生まれている。

690. アピールを行った諸機関が人道問題局に報告したところによれば、１９９５年７月現在、グルジアについて必要な資金の２５．７％に当たる９４０万ドルが、アピールに対して拠出されている。１９９５年８月下旬には、アピールにおいて提示されたプロジェクトの実施状況および資金調達状況の双方を再検討し、アピール期間終了までの活動の継続に関する計画を提示するために、アピールの中期的再検討が行われる予定である。

11. グアテマラ

691. この１年間において、グアテマラ政府とグアテマラ民族革命同盟（ＵＲＮＧ）との間の交渉は、国連の傘下で継続された。プロセスにおける進展は一様ではなかったものの、「人権およびグアテマラ包括的人権協定遵守の検証のための国連ミッション（ＭＩＮＵＧＵＡ）」の設置、および、「先住民のアイデンティティーおよび権利に関する協定」の調印は、勇気づけられる出来事であった。

692. １９９４年上半期における状況の進展および人権委員会決議１９９４／５８を踏まえ、私は、１９９４年８月１８日の私の報告（Ａ／４８／９８５）において、総会に対

し、グアテマラにおける人権検証団の可及的速やかな設置を勧告した。１９９４年９月１９日、決議４８／２６７により、総会は、当初６カ月の期限でＭＩＮＵＧＵＡを設置し、私は、同検証団の団長として、レオナルド・フランコ氏を任命した。ＭＩＮＵＧＵＡは、１９９４年１１月、正式に発足した。８カ所の地域事務所、２５５カ所の地域支所および２４５名の国際職員を擁するＭＩＮＵＧＵＡは、人権の検証および制度建設における国連の顕著な努力を示すものとなっている。ＭＩＮＵＧＵＡはまた、グアテマラ政府とＵＲＮＧとの間の話し合いの最も具体的な成果ともなっている。

693. １９９４年１月から６月までの期間における５件の協定の調印後、最近の６カ月においては、交渉の進展が鈍っている。１９９４年１２月２８日、私は、総会および安全保障理事会に対して、私の懸念を表明し、和平協定の締結のために当初予定されていた時間的枠組みの見直しが必要になろうと述べた。これに加えて、私は、当事者に書簡を送り、和平プロセスに対するコミットメントを新たにするとともに、交渉のはずみを取り戻すためにどのようなステップを踏む用意があるのかを示すよう要求した。

694. 国連事務局によるイニシアチブの結果、１９９５年２月、双方の当事者は、新たな時間的枠組みを含む、交渉継続促進のためのいくつかの提案に同意した。これを基に、私は、総会および安全保障理事会に対して、和平プロセスへの国連のさらなる関与への条件は整った旨通知した。その後間もなく交渉は再開され、１９９５年３月３１日、メキシコ・シティにおいて、画期的な「先住民のアイデンティティーおよび権利に関する協定」に調印が行われた。その直後、次なる議題、即ち、社会経済的諸側面および農地状況に関する交渉の準備作業が開始された。

695. １９９５年３月１日、私は、総会に対して、ＭＩＮＵＧＵＡ団長の第１回報告（Ａ／４９／８５６およびCorr.1, annex）を送付したが、その中で、同団長は、当事者、国際社会および国連システムの諸機関から受けた協力に感謝の意を表した。ＭＩＮＵＧＵＡの検証任務に関し、団長は、グアテマラにおいて、深刻な人権侵害および広範な犯罪の不処罰の形跡が見られることを確認した。団長はまた、人権擁護の責任を有する国家機関の強化を目的とする、ＭＩＮＵＧＵＡの制度建設活動の概要を報告した。１９９５年３月３１日、総会は、ＭＩＮＵＧＵＡの活動期間をさらに６カ月更新した。

696. ４月、私は、ＭＩＮＵＧＵＡの作業および和平プロセスの進捗状況を視察するために、グアテマラを訪れた。私は、これまでの成果、特に、「先住民のアイデンティティーおよび権利に関する協定」について、当事者に喜びの意を伝えつつも、そのコミットメント、地道な努力および政治的意志の継続が、和平プロセスの成就に不可欠であることを強

調した。私は、国民的和解に向けてのグアテマラ国民の努力が、国連を通じ、国際社会によって支援されるであろうことを強調した。私の訪問のフォローアップとして、私は、グアテマラ和平プロセスに関する私の特使として、ジルベルト・シュリットラー氏を任命した。

697. ６月２９日、私は、総会に対して、ＭＩＮＵＧＵＡ団長の人権に関する第２回報告（Ａ／４９／９２９）を送付した。団長は、ＭＩＮＵＧＵＡの設置以来達成された進展は、不十分なものではあるが、当事者の政治的意志および社会全体のコミットメントがあれば、グアテマラにおける人権状況の改善が可能であることを示したと結論づけた。

698. 現在のところ、当事者は、社会経済的諸側面および農地状況を含む、いくつかの議題について交渉を行っている。さらにいくつかの議題、即ち、文民の権力の強化と民主的社会における軍隊の役割、ＵＲＮＧの政治舞台への再統合、最終的な停戦、憲法改革と選挙制度、並びに、実施、強制および検証のスケジュールについては、未だ検討が行われていない。

699. グアテマラは現在、１９９５年１１月に予定されている大統領選挙に至る選挙キャンペーンの初期段階にある。私が１９９５年２月に提案した日程表は、選挙戦略が交渉に影響しないことを保証するという意図も持っていた。しかしながら、現在では、交渉と選挙運動が時間的に重なり合うものと見られる。このような複雑な状況にもかかわらず、私は、双方の当事者が、１９９６年のできるだけ早い時期における最終的な和平協定の調印に向けて、着実に進歩することができると思っている。

12. インドおよびパキスタン

700. １９４９年以来、国連インド・パキスタン軍事監視団（ＵＮＭＯＧＩＰ）は、ジャム・カシミールの停戦を監視している。インドおよびパキスタンは、１９７２年のシムラ合意に従い、停戦ラインを尊重し、平和的に問題を解決するとの約束を確認している。ジャム・カシミールにおける暴動事件報告件数の増大は、両国間の関係をさらに悪化させた。このような動向は、有意義な対話を通じて緊急に政治的な解決を図る必要性を示すものである。これとの関連において、私は、両国政府との接触を保つとともに、１９９４年９月、両国を訪問した。私は、両国が望むのであれば、恒久的な解決策の模索を促進するのに必要ないかなる援助をも惜しまないことを、両国に再確認した。

13. イラクおよびクウェート

701. この１年間において、私は、イラク代表に対し、安全保障理事会決議に示されたすべての義務を実施するというイラクの協力の重要性を強調し続けた。

702. ロルフ・エキュース氏を長とする国連特別委員会（ＵＮＳＣＯＭ）、および、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）行動チームは、イラクの大量破壊兵器および長距離ミサイル能力の廃棄に関する安全保障理事会決議６８７Ｃの実施において、大幅な進歩を遂げた。これら２つのチームは、かかる禁止された能力を再び獲得しないという義務のイラクによる遵守を監視することを目的とした、イラクの二重目的産業（即ち、禁止された利用目的は持たないが、禁止された兵器能力の獲得に利用しうるもの）監視システムの設置プロセスを完了した。同システムは、１９９５年４月から稼働している。

703. ＵＮＳＣＯＭおよびＩＡＥＡが運営経験を積むにつれて、システムはさらに高度化されていくことにはなるが、システムの全要素は既に配置されている。１２０機程度のリモコンの監視カメラが、２８カ所以上に設置され、バグダッドの監視・検証センターとリアルタイムでつながっている。およそ２０カ所に自動式化学空気サンプル抽出器が設置されているほか、高感度の化学試験場がセンターに設置され、これらのサンプルの分析を行っている。同センターはまた、外国の試験所に送付する生物学的サンプルの準備および包装を行うための、生物学的準備室も備えている。継続的な監視および検証に関連する新たな任務の遂行のために、通信設備も向上されている。

704. 各々の兵器の専門家からなる駐在検査官チームは、センターからフルタイムで活動を行っている。検査官チームの活動は、米国から提供された高空偵察機を用いた、空からの視察および調査によって補完されている。これらの航空機は、視察が必要とされうる場所を判別するための当初の調査能力を提供し、必要に応じてショートノーティスの視察を行う能力を保証するものであり、ＵＮＳＣＯＭおよびＩＡＥＡがその任務を全うするうえで、鍵を握る資産となっている。

705. 過去におけるイラクの禁止兵器能力を明確にし、それによってその全ての要素を報告するための努力が続けられている。この点においては大きな進展が見られたものの、生物兵器の領域においては、大きな問題が残っている。

706. ＵＮＳＣＯＭおよびＩＡＥＡはまた、決議７１５（１９９１）７項に従い、１９９４年５月、イラクおよび輸出国政府の双方に対して、ＵＮＳＣＯＭおよびＩＡＥＡ行動チームによってニューヨークに設置される予定の合同ユニットへのすべての輸出の通

告を義務づけることになる、輸出入監視メカニズム設置のための提案を提出した。

707. 私は、ＵＮＳＣＯＭの活動に貢献した各国政府、特に、Ｃ－１６０型輸送機およびＣＨ－５３Ｇ型ヘリコプターの形で、ＵＮＳＣＯＭに寛大な航空活動の支援を提供したドイツ政府に対し、感謝の意を示したい。

708. １９９４年１１月、イラク政府は、クウェートの主権、領土不可侵および政治的独立の承認を確認することによって、重要な一歩を踏み出した。国連イラク・クウェート監視団（ＵＮＩＫＯＭ）は、イラク・クウェート国境の両側に設置された非武装地帯の中で、活動を継続した。１９９４年１２月、イラクは、１９９３年に国連が画定した両国間の国境を、正式に承認した。監視団の活動地域における情勢は、平静を保っている。

709. イラクからクウェートへの財産の返還に関する国連調整官は、財産の引渡の促進を続けた。１９９４年９月、イラクは、私に対し、損傷を受けたＣ－１３０型機が解体・返還されれば、「もはや何も返還すべきものはない」と通報した。これに対し、クウェートは、まだ返還されていないクウェート財産の「全体ではなく例示的」リストを私に送付した。クウェートはまた、取り替え不能な公文書の返還を重視していることも強調した。

710. １９９５年１月、クウェートは、未だイラクが占有しているとする同国国防省の軍用機材のリストを提出した。引渡の手配が行われた結果、これらの機材の引渡は、１９９５年４月２２日に開始され、１９９５年７月まで続いた。双方の当事国が署名した引渡関連の文書の多くにおいて、クウェートは、返還物資の破損状態に不満を述べたのに対し、イラク側は、当該車両が「クウェートから現状のまま運ばれた」旨指摘した。クウェートはまた、引き渡された１２０台の装甲兵員輸送車両のうち、クウェートが所有するものは３３台にすぎなかったことを指摘した。

711. イラク・クウェート間の状況によって引き起こされた多くの急を要する人道上の問題の中に、依然としてイラクで行方不明になっている、６００名を超えるクウェート人および第三国人の問題がある。私は、イラクに対し、これらの人々全員の行方を確認すべく、国際赤十字委員会と協力するよう促した。

712. 一般のイラク国民の窮状も、私にとって大きな心配の種である。私は、事あるごとに、イラク政府高官に対し、決議７０６（１９９１）および７１２（１９９１）で示された安全保障理事会の「食糧のための石油売却」方式を受け入れるよう促してきた。私は、決議９８６（１９９５）における安保理の最新の申し出が、イラク国民の人道上のニーズに取り組むとともに、決議７０６（１９９１）および７１２（１９９１）に関してイラクがこれ

まで表明してきた数多くの懸念を考慮したものであると考えている。イラクと国際社会の間に存在する危機の打開に向けてまさに重要な一歩となるべきこの暫定的人道措置をイラクが未だ受け入れていないことは、私としては誠に遺憾と言わざるを得ない。

713. 私は、１９９２年１０月２日の安全保障理事会決議７７８（１９９２）を遵守すべく、あらゆる努力を行った。同決議は、安保理が、私に対し、第三者寄託勘定に預託しうるイラクの石油および石油製品に関する資産の行方および金額、並びに、売却しうるイラクの石油および石油製品があれば、その存在を確認することを要求したものである。残念ながら、関連石油会社およびその子会社に対する司法管轄権を有する各国政府から直接にかかる資産に関する情報を求めるべく努力を行った結果、私は、同勘定にさらに預託される資金がなかったことを報告しなければならない。１９９５年８月１日現在、自発的拠出金およびイラクの石油資産３億６，５５０万ドルが、決議７７８（１９９２）の採択以降、第三者寄託勘定に預託されている。

714. 国連は、その侵略の犠牲者に対するイラクの賠償金支払義務を認識している。安全保障理事会決議６８７（１９９１）１８項に規定されている「国連賠償基金」を運営するための設置された委員会は、１９９４年８月以降、４回の定期会合を開催している。この期間において、その管理理事会は、委員パネルによる報告および勧告を承認するとともに、カテゴリー「A」（逸脱）請求に関する３件の分割支払、カテゴリー「B」（重大な個人的傷害および死亡）請求に関する分割支払２件、および、カテゴリー「C」（１０万ドル以下の個人的損失）に関する分割支払１件についての決定を出した。その決定を発する際、管理理事会は、請求を認められた３５万４，９２０名に対する賠償金として、１３億ドルを超える支払を認めた。

715. 残念ながら、１９９４年５月のカテゴリー「B」の請求を認められた最初の６７０名に対する約２７０万ドルの支払、および、資金の利用可能性に応じて、カテゴリー「B」の請求を認められた２，５６２名に１９９５年において支払われる予定の約８１０万ドルを除く、賠償委員会による賠償金の支払は、賠償基金に十分な資金がないために、未払いとなっている。

716. １９９４年中、資金の不足は、国連機関間人道援助計画の対象となるすべての領域に影響を与えた。食糧援助については、寄附金の大半がクルド人「自治区」（エルビル、ドフークおよびスレイマニヤ州）に使用を限定されている。世界食糧計画の報告によれば、イラク北部では食糧必要量の７０％が充足されている一方で、中部および南部においては、その４０％しか満たされていない。資金の不足により、中部および南部向けの食糧調達

の大半が、国連第三者勘定の見返り対応資金によって賄われている。

717. 不可欠な医薬品および医療物資の不足のため、イラク国内全土において、保健状態が悪化している。上下水道および電力供給システムの復旧のために必要な機材およびスペアパーツが不足している中で、飲料水の供給不足と劣悪な衛生設備により、状況はさらに悪くなっている。

718. 治安については、１９９４年１２月初旬、北部のエルビルおよびスレイマニア州において、２つの主要政党員の間での武力衝突が報告されている。さらに、トルコ／イラク国境、特にザホ（ドフーク州）における最近のトルコ軍の軍事作戦により、人道援助活動員および援助物資の移動が制約を受けている。

719. １９９５年４月までに、イラクの国連警備隊の兵力は、最大であった１９９１年の５００名超から５０名に削減されているが、その大半は、「自治区」に展開し、人道援助要員の保護を行っている。警備隊の支援のために援助国から最近受け取られた拠出金により、１９９５年夏中に１００名の警備兵を増員すべく、手配が行われているところである。イラク北部において緊張と不安定な状態が続く中、警備隊の駐留の継続は、国連および非政府機関の職員、並びに、国連機関間人道援助計画に関連する資産および活動を保護するために必要となっている。

720. （１９９４年４月１日から１９９５年３月３１日までの期間を対象とする）前回のアピールの下で、国連機関間人道援助計画は、国内全土の弱者グループに対して、人道援助の提供を続けた。国連の機関および計画、並びに、非政府機関によって実施されたプロジェクトは、アピールに含まれたすべての優先的部門を網羅しているが、その中でも、食糧、保健、上下水道、農業、避難所および農村部統合、並びに、教育に対しては、特に重点が置かれている。前回のアピールに対する対応は不十分であり、計画に必要な資金全体（２億８，８５０万ドル）の約５１％（１億４，６００万ドル）が、自発的拠出金、国連第三者勘定からの「対応」資金、および、前期からの繰越金の割当によってカバーされているのみである。この金額のうち、国連の主導する人道援助活動のための資金は９，２５０万ドル、非政府人道援助機関およびその他の直接／二国間計画に提供された資金は５，３５０万ドルとなっている。

721. １９９５年３月２１日、ジュネーブにおけるイラクに関する援助国協議において、国連は、１９９５年４月から１９９６年３月までの期間を対象とする、機関間人道援助合同アピールを行った。合計１億８，３３０万ドルの資金を要するこの計画は、救援および復興活動を維持し、国内全土における最も被害を受けやすい人々に影響する状況のいっそ

うの悪化を防止するという、最も本質的なニーズのみに対応することを目的とするものである。１９９５年４月以降、約２，７００万ドル（自発的拠出金および国連第三者勘定からの「対応」資金からなる）が、イラクにおける国連主導の活動を支援するために誓約／拠出されている。これに加えて、非政府人道援助機関およびイラク北部における二国間計画の支援のために、多くの直接的な拠出が行われている。

722. 今回のアピールにおいても、計画が対象とする事実上すべての部門、特に、栄養および保健部門において、人道援助のニーズが増大し続けている。どの報告を見ても、栄養不良および十分な医療の欠如に関連する病気で死亡する子どもの数は増大している。世界保健機関は、結核患者の増大と、病院における不可欠な医薬品および医療器具の深刻な不足を報告している。少なくとも４００万人の人々が食糧援助を必要としており、そのうち１００万人は、飢餓による生命の危機にさらされている。１９９５年６月時点で、「自治区」における食糧備蓄の急速な枯渇のため、世界食糧計画は、食糧配給の対象人口を３５万人から３０万人に削減することを決定した。中部および南部においては、稗益者５５万人の目標に比して、ＷＦＰが食糧提供を継続できたのは、社会施設に収容された６万人の弱者のみであった。冬が始まる前に食糧、医薬品および生活物資の調達および備蓄ニーズの未充足分をカバーするために、国際社会の支援が緊急に必要とされている。

14. 朝鮮半島

723. 私は、朝鮮半島における動向を詳細にフォローし続けた。１９９４年１０月の北朝鮮と米国の間の枠組み協定の実施において、６月、両国が北朝鮮に対する２基の軽水炉の提供に関して合意に達したこと、並びに、同国の原子炉から取り出された使用済み燃料の安全な保管の問題についての話し合いが進められていることを、私は喜びを以て指摘するものである。さらに、両国間の貿易およびコミュニケーションの障壁は低められており、近い将来、両国の首都には、相互に連絡事務所が開設されることになっている。

724. 希望としては、これらの領域における事態の進展が、特に南北朝鮮の対話を通じた、朝鮮半島情勢の着実な改善につながることが期待される。私には、引き続き、当事国が有用と考えるいかなる仲介をも提供していく用意がある。私は、１９９５年９月に韓国訪問を予定しており、１９９６年の上半期には、友好的任務をもって、北朝鮮を訪れる所存である。

15. リベリア

725. 国連リベリア監視団（ＵＮＯＭＩＬ）は、１９９３年８月１０日の安全保障理事会決議８５６（１９９３）によって、西アフリカ諸国経済共同体（ＥＣＯＷＡＳ）監視団（ＥＣＯＭＯＧ）と協力し、１９９３年７月２５日にリベリアの当事者の間で調印された「コトヌー和平協定」を実施するために設立されたものである。しかしながら、和平協定に関して、リベリア各派が遅延および妨害を行っているため、各派間でさらなる幅広い合意を行う必要が生じており、ＵＮＯＭＩＬの活動は、安全保障理事会の設定した当初の時間的枠組みをはるかに越えて継続されなければならなかった。

726. 当初、コトヌー和平協定の下で進展が見られたことから、安全保障理事会は、１９９４年４月２１日の決議９１１（１９９４）によって、ＵＮＯＭＩＬの活動期間を１９９４年１０月２２日まで延長するとともに、同監視団は１９９４年１２月には解散できると踏んでいた。その後、各派間の戦闘が激化し、和平プロセス全体が行き詰まる中で、リベリアにおける状況は一転して悪化した。

727. 私の特使であるラフダール・ブラヒミ氏は、和平プロセス促進のために国連が取れるオプションを決定するうえで、私を援助するために、１９９４年８月１６日から２６日まで、リベリアを訪問した。その後間もなく、ＥＣＯＷＡＳ議長を務めるガーナのジェリー・ローリングス大統領は、９月７日、ガーナのアコソンボにおいて、各派間の会合を招集し、和平プロセス実施の遅れについて検討した。この会合の結果、９月１２日、アコソンボにおいて、コトヌー和平協定を補完する協定に調印が行われた。

728. アコソンボ協定の締結と時を同じくして、リベリアにおける戦闘が激化し、９月９日には、４３名の非武装の国連軍事監視員および６名の非政府機関職員が拘禁された。９月１８日までに、これら全員が、解放されるか、あるいは、その他の方法で、安全な場所に逃れている。１９９４年９月、停戦の崩壊、および、非武装の軍事監視員の安全が保証できなかったという事実に鑑み、私は、ＵＮＯＭＩＬの軍事活動の区域を、大モンロビア地区に限定するとともに、同監視団の軍事要員を、承認された３６８名の規模から、およそ９０名へと縮小させた。

729. １１月中旬、私は、政治問題担当事務総長補佐の率いる高級レベルミッションを同地域に派遣し、和平プロセスを再興するための最善の方法につき、ＥＣＯＷＡＳ議長およびＥＣＯＷＡＳ加盟国首脳と協議を行わせた。その後間もなく、ＥＣＯＷＡＳ議長がリベリアの各派および利益集団とさらに協議を行った結果、１９９４年１２月２１日、アクラにおいて、もう一つの協定に調印が行われた。

730. アコソンボ協定とは異なり、アクラ協定は、リベリア各派の全てによって調印されており、アコソンボ協定の明確化を図るものであった。１９９４年１２月２８日に新たな停戦が発効したものの、リベリア各派は、新たな国家評議会の設立決定を含む、アクラ協定のその他すべての重要要素の実施を怠った。１２月２８日に再び実現した停戦も、１９９５年2月上旬にはまたも崩壊した。

731. １２月２８日、リベリアに関する私の新たな特別代表であるアンソニー・ニヤキー氏（タンザニア）は、モンロビアに赴任した。それ以来、ニヤキー氏は、継続する対立の平和的解決の模索を促進するために、リベリア各派、ＥＣＯＷＡＳ議長、および、ＥＣＯＷＡＳ加盟国首脳との協議を行っている。

732. １９９５年1月１３日の決議９７２（１９９５）において、安全保障理事会は、リベリアの状況に関して深い憂慮の念を表した。安保理はまた、ＥＣＯＷＡＳ加盟国による首脳会議を開催し、リベリアに関するその政策、特に、安全保障理事会決議７８８（１９９２）によって課された武器禁輸の実施を調和すべきであるという希望を表明した。１９９５年3月１１日、ガーナのローリングス大統領と私は、コペンハーゲンで会談し、ナイジェリア国家元首の同意を条件に、アブジャにおいて、ＥＣＯＷＡＳ９カ国委員会の首脳会議を開催することで合意した。

733. １９９５年２月２４日の私の安全保障理事会に対する第９回進捗状況報告（Ｓ／１９９５／１５８）において、私は、リベリア各派がアクラ協定を実行する用意を示した場合におけるＥＣＯＭＯＧに対する必要な資源の提供を含め、安保理に対して特定のオプションを伝えた。私は、ＥＣＯＭＯＧに兵員を供出している諸国に対して、感謝の意を表する。これらの国々は、１９９０年の活動発足以来、膨大な犠牲を払っているからである。

734. １９９５年4月１３日、安全保障理事会は、決議９８５（１９９５）を採択し、ＵＮＯＭＩＬの活動承認期間を、１９９５年6月３０日まで延長した。ＥＣＯＷＡＳ議長および西アフリカ諸国首脳との広範な協議、並びに、同議長と私自身との数度の接触を経て、リベリアに関する第３回ＥＣＯＷＡＳ９カ国委員会首脳会議が、１９９５年５月１７日から２０日まで、アブジャで開催された。会議には、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、リベリア、マリ、ナイジェリア、シエラレオネおよびトーゴの国家元首のほか、ブルキナ・ファソおよびギニアの外相が参加した。また、ベニンの政府問題・国防担当大統領府上級大臣およびセネガルのアフリカ経済統合大臣も、会議に参加している。また、私の特使であるヴラジミール・ペトロフスキー氏と、私のリベリア担当特別代表であるアンソ

ニー・ニヤキー氏も、アフリカ統一機構のリベリア名誉担当官であるカナーン・バナナ師および米国のリベリア担当特使であるデーン・スミス氏とともに、会議に出席している。

735. 会議に代表を送ったリベリアの当事者は、リベリア軍（ＡＦＬ）、ロファ防衛軍（ＬＤＦ）、リベリア国民会議（ＬＮＣ）、リベリア和平評議会（ＬＰＣ）、リベリア国民愛国戦線（ＮＰＦＬ）、リベリア国民愛国戦線中央革命評議会（ＣＲＣ－ＮＰＦＬ）、リベリア民主統一解放運動のアルハジ・クロマー派（ＵＬＩＭＯ－Ｋ）、および、ＵＬＩＭＯのローズベルト・ジョンソン将軍派（ＵＬＩＭＯ－Ｊ）であった。デービッド・ポマポル現国家評議会議長も、会議に参加した。ＮＰＦＬを除くリベリア各派全てについては、その指導者が参加している。ナイジェリア政府の招請を受けて、ＥＣＯＷＡＳ首脳会議に唯一欠席した派閥指導者であるＮＰＦＬのチャールズ・テイラー氏は、ナイジェリア政府高官との協議のため、６月２日にアブジャを訪れた。１９９５年６月１０日、私は、安全保障理事会に対し、ＵＮＯＭＩＬに関する私の１１回目の進捗状況報告（Ｓ／１９９５／４７３）を提出した。１９９５年６月３０日、安保理は、全会一致で決議１００１（１９９５）を採択し、ＵＮＯＭＩＬの活動期間を１９９５年９月１５日まで延長するとともに、平和的解決に向けての真摯かつ本質的な進展が見られない場合、これ以降の監視団の活動期間更新は行わない旨宣言した。安保理は、リベリア各派に対し、監視団の活動期間延長を利用して、１９９４年のアコソンボ協定およびアクラ協定に定められた和平プロセス、特に、国家評議会の設置、包括的で実効的な停戦の再成立、全ての軍隊の戦闘停止、および、武装解除合意実施の日程に関する規定を実行するよう促した。

736. 私の特別代表は、リベリア各派に対し、安全保障理事会決議１００１（１９９５）の内容を伝えるとともに、利己的で偏狭な利害を捨て、自国に平和をもたらすべく、早急に前向きな措置に合意するよう促した。ＮＰＦＬを除くリベリア各派も、７月１９日に協議を開催したが、この会合には、私の特別代表、並びに、ＯＡＵおよびＥＣＯＷＡＳの代表も出席している。

737. 第１８回ＥＣＯＷＡＳ首脳会議は、１９９５年７月２８日および２９日、アクラにおいて開催され、ベナン、コートジボワール、ガーナ、ギニア、リベリアおよびニジェールの国家元首が出席した。９カ国委員会に対する報告において、ＥＣＯＷＡＳ議長（ガーナ大統領）は、前回のアブジャ・サミット以降、前向きの動き（同議長はこれを信頼醸成措置と特徴付けている）が見られることを指摘した。議長はまた、最近のモンロビアにおける協議に触れ、あらゆる努力が行われたにもかかわらず、取り残された問題のいくつかが依然として未解決であることに遺憾の意を表明した。議長は、安全保障理事会決議１００１（１９９５）に触れ、安保理の設定した最終期限を説明した。議長は、国連に対して、和平

プロセスへの援助の継続を求めた。

738. リベリア各派の指導者は、１９９５年８月１９日、敵対行為を停止し、１年以内に選挙を行うことで合意した。リベリアにおける停戦は、１９９５年８月２６日に発効している。

739. 安全保障理事会決議１００１（１９９５）との関連においては、９月１５日までに真摯かつ実質的な前進が見られれば、安保理はＵＮＯＭＩＬの規模を当初の承認規模に戻すとともに、紛争後のリベリアにおける平和建設の問題を含め、その任務およびＥＣＯＭＯＧとの関係に適切な調整を加えることで合意がなされた。この意味で、１９９５年９月１日のリベリア国家評議会の発足は、平和への新たなはずみへの希望をもたらすものである。この点において、国際社会の援助は不可欠なものとなろう。

740. １９９５年１月１５日、私は、リベリアに関する国連機関間合同アピールを出した。同アピールは、戦争の被害を受けている１８０万人のリベリア人の生命を救うために、国連の機関および計画によって必要とされる６，５００万ドルの資金を求めるものであった。８月１０日時点で、国際援助コミュニティーは、要求額の７１％を拠出している。

741. 国連の人道援助機関および計画は、非政府機関との協力の下に、リベリアにおいて救援活動を行うための合意議定書を作成した。これらの原則を指針として、人道援助コミュニティーは、私の特別代表と協力して、できるだけ多くの戦災者へのアクセスを得ることになっている。

16. 中東

742. この１年間においては、中東和平プロセスで顕著な成果が達成され、平和への道を進むという当事者のコミットメントが示された。中でも特筆すべき成果は、１９９４年１０月２６日の、イスラエル・ヨルダン間の歴史的な和平条約の締結であった。私は、数十年間にわたる戦争状態に終止符を打ったこの画期的な合意を、暖かく歓迎するものである。

743. イスラエルとパレスチナ解放機構（ＰＬＯ）は、１９９３年９月１３日に調印された、両者間の「暫定自治取極に関する原則宣言」の実施を継続した。１９９４年１２月までに、ガザ地区およびエリコ地区の大半において５月に設置されたパレスチナ当局は、その他のヨルダン川西岸地区における保健、教育、社会福祉、観光および直接課税の責任を与えられた。現在、イスラエルとＰＬＯは、西岸地区におけるイスラエル軍の再展開およびパレスチナ評議会選挙の実施について、話し合いを行っているが、双方の指導者は、合意に関

する暫定的な了解に達している。

744. その間、中東地域問題に関する多国間交渉が進展を見せ、同地域の諸国の間に共同プロジェクトのネットワークが創出されている。国連は、完全な域外参加者の地位を与えられて、多国間交渉に積極的に関与している。

745. これらの明るい兆候によって、イスラエル・レバノン間およびイスラエル・シリア間の交渉の進展が加速され、安全保障理事会決議２４２（１９６７）、３３８（１９７３）および４２５（１９７８）に基づき、中東において、包括的で、公正で、恒久的な和平がもたらされるのではないかという希望が生まれている。

746. イスラエル・パレスチナ間の和平交渉は、市民の間に数十人の死傷者を出した、和平反対派からのテロ攻撃によって、数度にわたって難航・後退した。私は、これらの事件を非難する一方で、イスラエルおよびパレスチナの指導者の和平プロセス継続の決意によって、勇気づけられている。

747. これに加えて、被占領地区の土地収用および入植地の拡大を行うとするイスラエル政府の決定により、国際社会に懸念が生じている。この問題は、１９９５年2月２８日および１９９５年5月１２日の安全保障理事会公式会合において取り上げられている。

748. 和平プロセスには幅広い世論の支持が必要であるが、パレスチナ人の生活条件が目に見える形で改善されなければ、かかる支援は脆弱なものとなろう。この関連で、私は、イスラエルによる被占領地区の封鎖が萌芽期にあるパレスチナ経済に与えた悪影響に対し、注意を喚起した。

749. アラブ・イスラエル和平プロセスに対する支援努力において、国連は、被占領地区における持続可能な経済社会開発に、特に重点を置いている。テリエ・ロッド・ラーセン国連特別調整官は、国連システムの各機関および計画、ブレトン・ウッズ機関および援助コミュニティーの間の現地での調整を強化するうえで、積極的な活動を行っている。同特別調整官は、パレスチナ当局およびパレスチナ経済開発復興評議会と密接な協力を行っている。国際援助努力の最初の成果は、特に制度建設およびインフラの分野において、既に目に見えるものとなっている。

750. レバノン南部においては、イスラエル軍と、イスラエルの占領に抵抗を宣言した武装分子との間の激しい敵対関係が継続した。双方の一般市民が攻撃の目標とされたこともあった。私は、両当事者に対し、自制を求めるとともに、一般市民への攻撃を控えるよう促した。

751. 国連レバノン暫定軍（ＵＮＩＦＩＬ）は、紛争を抑制し、住民を暴力から守ることに努めた。１９９５年７月２８日の決議１００６（１９９５）において、安全保障理事会は、その決議４２５（１９７８）およびその後の決議において定められた、イスラエル軍の撤退を確認し、国際的な平和と安全を取り戻し、同地域における実効的な支配を回復するうえでレバノン政府を援助するという任務を、再確認した。ＵＮＩＦＩＬは、これらの目標に向けて目に見える進歩を達成することはできていないものの、同地域における安定に貢献し、レバノン南部の人々に対してある程度の保護を与えている。イスラエル国防軍によって支配されている南レバノン地域のヒアム刑務所に拘留されている囚人に関する、私に対する仲介要請に基づき、私は、このための適切な接触を認可した。

752. １９９４年７月、私は、分担金の収入不足という長期的な問題に鑑み、ＵＮＩＦＩＬが削減された兵力を以てどのようにその本質的機能を果たせるかを判定するための調査を開始した。安全保障理事会は、決議１００６（１９９５）により、私の合理化案を承認したところ、ＵＮＩＦＩＬの人員は１０％削減され、年間１，０００万ドルの直接的な節約が行われることになった。これによるＵＮＩＦＩＬの活動能力に対する影響はない見込みである。

753. 国連兵力引き離し監視軍（ＵＮＤＯＦ）は、イスラエル軍とシリア軍の分離地域、および、１９７４年の兵力引き離し合意に規定された装備・兵力の制限地域の監視を継続した。双方の協力により、ＵＮＤＯＦは効率的に任務を遂行し、活動地域においては平穏が保たれた。

754. 現存する平和維持活動としては最も古い国連休戦監視機構（ＵＮＴＳＯ）は、引き続き、ＵＮＤＯＦおよびＵＮＩＦＩＬの任務遂行を助けるとともに、エジプトにおけるプレゼンスを維持している。目下、ＵＮＴＳＯの合理化が行われているところであり、この結果、人員の２０％削減と、対応する支出の節約が行われる予定である。

17. モザンビーク

755. １９９４年１０月２７日から２９日までの３日間、モザンビークは、国連の援助および支援を受けて、同国の歴史上初めて、自由で公正な複数政党選挙を実施した。この選挙では、モザンビークの二大政党であり、かつての敵同志であった、モザンビーク解放戦線（ＦＲＥＬＩＭＯ）とモザンビーク民族抵抗運動（ＲＥＮＡＭＯ）が、公然と民主的に政権を争った。選挙結果発表の直後、私の特別代表は、国連監視員からの報告に基づき、選挙は自由かつ公正なものであったと宣言した。このことは、安全保障理事会によって完全に支

持された。数万人の人々の命を奪い、数百万人の家を奪い、モザンビークの経済および社会基盤のほとんどを破壊した長年の紛争を考えれば、これは誠に好ましい変化であった。モザンビークにおける選挙は、国連の平和創造、平和維持、並びに、人道援助および選挙支援が大きな成功を収めたことの証左であった。

756. １９９２年１２月１６日の安全保障理事会決議７９７（１９９２）によって国連モザンビーク活動（ＯＮＵＭＯＺ）に委託された任務は、１９９２年１０月４日にローマにおいてモザンビーク政府とＲＥＮＡＭＯが調印した「一般的和平協定」の実施を検証・監視することであった。この和平合意は、国連に対して、両者の間の停戦を監視し、重要な輸送回廊の安全を提供し、包括的な軍縮・動員解除計画を監視し、同国全土における人道援助活動を調整・監視するとともに、国政選挙の援助および検証を行うことを要求していた。その後、ＯＮＵＭＯＺは、両当事者の要請を受けて、数多くの追加的任務を受け持った。

757. ＯＮＵＭＯＺの活動の最も重要な側面の一つは、平和建設の強調であった。この点におけるＯＮＵＭＯＺの前例を見ない試みは、選挙プロセスの監視だけでなく、選挙を戦う政党の組織力強化のための特別信託基金の配分にも重きを置くものであった。このことは、ＲＥＮＡＭＯにとって、特に大きな重要性を持っていた。そのゲリラ部隊から民主的プロセスに関わる政党への転換は、国連活動の最も顕著な遺産の一つと言える。

758. ローマ協定によって設置された監視委員会の最終会合は、１９９４年１２月６日に開催された。この会合において、停戦委員会、モザンビーク防衛軍結成委員会、再統合委員会、国家警察問題委員会および国家情報委員会の議長が、最終報告書を提出した。私の特別代表であるアルド・アジェロ氏は、大統領に選出されたジョアキン・シサノ氏に、これらの報告書を手交した。その後、１２月８日には新共和国議会が発足し、新たに選ばれたモザンビーク大統領は、その翌日に就任した。大統領は、１２月１２日に閣僚の任命を行っている。安全保障理事会決議７９７（１９９２）４項に従い、これらの事象は、ＯＮＵＭＯＺの政治的任務を終了させたところ、私の特別代表は、１９９４年１２月１３日、モザンビークを離任した。

759. ＯＮＵＭＯＺの軍事、警察および文民要員の撤退は、予定どおり、１９９４年１１月１５日に始まった。４つの歩兵中隊および医療職員、最小限の本部職員、地雷除去要員および少数の軍事監視員からなる縮小部隊が、残りの作業およびＯＮＵＭＯＺ解散作業を援助するために残留した。１９９５年１月末の正式なＯＮＵＭＯＺ閉鎖以降は、少数の国連文民兵站要員がモザンビークに残留し、未処理の財政、法律および兵站上の問題の処理に当たっている。

760. １９９５年１月、ＯＮＵＭＯＺ最後の部隊がモザンビークを離れたとき、彼らが後にしたものは、内戦の惨禍から、民主的政府の成立、および、経済活動が再び栄えることのできる平和的環境の創設に至る、同国の目を見張るべき変容であった。主要な参加者の和平への強力なコミットメントは、国際社会からの堅い支援とともに、国連をしてこの変革の実現を可能ならしめた、重要な必要前提条件であった。この点において、近隣諸国は、まず主要な参加者を交渉の場に引き出すことによって、そして、ＯＮＵＭＯＺの下での和平プロセスの持続を助けることによって、死活的な役割を演じた。

761. 一般的和平協定とＯＮＵＭＯＺの任務は、どちらもうまく実行されたものの、ＯＮＵＭＯＺ撤退時点において、さらなる行動を必要とする多くの懸案事項が残っていた。かかる懸案事項としては、治安の面に関し、新たな統合軍に訓練および装備を施し、１９９４年２月２３日の安全保障理事会決議８９８（１９９４）に従って警察を向上させる一方で、残存する隠匿武器の回収および処分を図る必要性の継続があげられる。モザンビークにはまた、その民主的制度を強化し、経済と社会の再建を促進することにより、平和、民主主義および開発の持続を可能にする必要もあった。国連の最後の平和維持部隊は、１９９５年１月にモザンビークを離れたものの、国連の開発機関の職員は残留し、平和で安定した未来への地歩を固めるうえで、モザンビークを援助することになっている。

762. 私は、国際社会に対して、また、財政的・技術的援助により、モザンビーク当局が模範的な様態で選挙を行うことを可能にした各計画および機関に対して、謝意を表したい。国際社会の中には、ＯＮＵＭＯＺが成功であったという合意が見られる。この成果に貢献した重大な要因としては、モザンビークの国民および指導者が、和平および国民的和解への強力なコミットメントにより、政治的意志を示したこと、ＯＮＵＭＯＺの任務が明確であり、安全保障理事会が一貫した支援を提供したこと、並びに、国際社会が、和平プロセスに強力な政治的、財政的および技術的援助を行ったことがあげられる。

763. 国連人道援助調整事務所（ＵＮＯＨＡＣ）は、安全保障理事会決議７９７（１９９２）により、ＯＮＵＭＯＺにおいて人道援助を担当するものとされた。戦争から和解、さらには和平への移行において、ＵＮＯＨＡＣおよびその人道援助パートナーは、４００～５００万人の国内避難民、１５０万人の帰還難民、および、およそ９万人の復員軍人の緊急ニーズに取り組んだ。効果的で調整の取れた人道援助活動は、戦争の被害を受けた一般市民の生活再建の開始を可能とする状況をつくり出すのに一役買った。ＵＮＯＨＡＣおよびそのパートナーによって策定された「合同人道援助計画」の成功は、同計画遂行に必要な約７億７，５００万ドルの８２％以上を拠出した国際社会から、大きな支持を集めた。

764. １９９４年後半、ＯＮＵＭＯＺの活動期間満了を間近に控え、ＵＮＯＨＡＣは、可能な場合にはプロジェクトの完了を確保するとともに、平和維持活動終了後も継続することになる多くの責務の引き継ぎに関する同国国内の人道援助パートナーとの間の取極を最終的に確定することに、その活動を集中させた。

765. かかる引き継ぎ業務の中には、１９９４年１１月１５日のＯＮＵＭＯＺ活動期間満了後になって完全に実施されることになっていた２６件のプロジェクトの実施に金銭的支援を行う目的で、人道問題局が設立した「モザンビーク人道援助活動信託基金」が含まれていた。この信託基金は、動員解除および復員軍人の再統合、非食糧緊急援助物資の供給、家族農場への種子の提供、地域ベースの多部門活動、並びに、地雷の除去等、人道援助計画の中の様々な重要な活動に資金を提供した。これらのプロジェクトの実効的な継続を図るために、人道問題局は、信託基金のプロジェクト監視および調整業務の責任を、国連開発基金マプト事務所に移転した。

766. 地雷の除去についても、慎重に計画された移行措置が必要となった。モザンビークに自ら地雷を除去できる能力を提供するために、人道問題局およびＵＮＯＨＡＣは、地雷除去促進計画を策定した。人道問題局およびＵＮＤＰは、ＯＮＵＭＯＺの活動期間満了時に、同計画が利用できる、あるいは、利用できることになる資金の管理責任をＵＮＤＰが担う一方で、同計画に関する政策指導および技術支援については、引き続き人道問題局が提供することで合意した。

767. 地雷除去促進計画は、モザンビーク人の地雷除去組織を創設したが、この組織は、１０個小隊（４５０名の地雷除去員）、１５名の監督者、４つの調査チーム、爆弾処理チーム、地雷除去訓練官、並びに、訓練官および組織の管理を行う本部および補助職員から成っている。計５００人のモザンビーク人が、同計画によって雇用されている。１９９４年９月の地雷除去活動開始以来、５，０００個の対人地雷が処理され、およそ４０万平方メートルの土地から地雷が除去されている。計画の重点は、現地での地雷除去能力を完全に開発する訓練を行うことにより、モザンビークの長期にわたる地雷除去問題に取り組むことのできる、持続可能なモザンビーク人の主体を作り上げることにある。

18. ミャンマー

768. 総会および人権委員会から受けた仲介作業の委託に従い、私は、国際社会が懸念する様々な問題、特に、同国における民主化および国民的和解のプロセスに関する諸問題に取り組むため、ミャンマー政府との対話を確立した。この１年間において、私の代表は、

ニューヨークおよびヤンゴンにおいて、国家法秩序回復評議会第一書記、外務省およびその他の政府当局との間で、数回にわたる会談を行った。会談においては、一連のアイデアについての話し合いが行われたが、これらのアイデアは、実施されるとすれば、プロセスの前進を助けるものとなろう。

769. 私は、アウン・サン・スー・チー氏に課された拘束を解除し、全国民主連盟の数名の有力者を含むその他数多くの政治犯を釈放するという政府の決定を歓迎する。私は、ミャンマーにおける複数政党制民主主義の復活を加速するためのさらなる措置を期待している。政治問題担当事務総長補佐は、8月、私に代わって、ヤンゴンにおいて話合いを継続しているが、私は、第50回国連総会に対し、これらの話合いの進捗状況を報告することになっている。

19. モルドバ共和国

770. 私は、1994年11月4日、モルドバ共和国を訪問し、1994年半ばに同国を襲った干ばつ、ハリケーンおよび洪水による被害からの復興努力について話し合った。第48回総会は、ミルセア・イオン・スネグル大統領によるアピールに応じ、9月14日、事務総長に対し、国連システムの関連機関と協力して、モルドバ政府の復興努力を援助するよう要請する決議を採択した。

771. 1994年10月21日、モルドバ共和国とロシア連邦は、トランスドニエステル地域からの第14ロシア陸軍の撤退に関する協定に調印した。両国は、同軍の撤退が、ドニエステル紛争の政治的解決と同時に行われるべきことで合意した。撤退は3年以内に行われる予定である。

772. 先の議会決定を受けて、1995年3月5日に行われた住民投票に参加した多民族地区の大半が、モルドバ共和国内のガガウス自治区に加わることを決定した。

773. 欧州安全保障・協力機構（OSCE）は、1993年4月27日にモルドバ共和国におけるOSCE代表部が設立されて以来、同国に関する諸問題について主導的な役割を演じている。

20. シエラレオネ

774. 1994年12月、シエラレオネ共和国の国家元首であるバレンタイン・ストラッサー大尉からの正式要請を受けて、私は、同国政府と「革命統一戦線」として知られる

勢力の間の交渉を促進するために、同国に調査団を派遣した。調査団は、私に対し、3年にわたるシエラレオネの紛争の深刻な帰結に関する報告を行った。国民のうちのかなりの部分が、隣国に逃れているか、あるいは、国内避難民となっており、同国のインフラはほとんど破壊されている。もし紛争が続けば、リベリア和平の問題がさらに複雑となり、同地域をより全体的に不安定化しかねない。調査団の調査結果に基づき、私は、ベルハヌ・ディンカ氏をシエラレオネ担当特使に任命し、当事者の交渉による解決への努力を助けることを決定した。

775. １９９５年４月および５月、ストラッサー大尉は、民主主義を回復するために、国民和解会議を設置し、１９９６年の民政復帰の準備を行わせるとともに、3年間続いた政党禁止令を撤回することを発表した。同大尉は、革命統一戦線に対して、武力闘争を放棄し、選挙プロセスに参加することを求めるとともに、前提条件なしで和平交渉を行うために、政府には停戦の用意があることを宣言した。しかしながら、革命統一戦線は、武力闘争終結の申し出を一蹴し、シエラレオネ正規軍に与して戦っている外国軍の撤退が、対話への前提条件であることを強調した。これらの困難にもかかわらず、私の特使は、紛争の解決に向けての努力を継続しているところである。

776. ５月２６日、私は、４月２７日に発表された民主的イニシアチブ、特に、政党禁止令の解除について、シエラレオネ国家元首に祝辞を述べた。６月２２日、国家暫定統治評議会は、命令を発し、今後１０年間について、大統領、副大統領、大臣、国務大臣および副大臣を含む５７名に対し、公職に就くか、あるいは、国家が財政的利権を有するいずれかの企業の職に就くこと、共和国大統領あるいは国会議員に選出されること、または、いずれかの地方機関に選任されるか、あるいは、その職に就くことを禁止した。政府によれば、この禁止措置は、２つの調査委員会の調査結果に基づくものであった。

777. ７月２０日、結成を予定する７つの政党が合同で、国家元首に対し、政党禁止令を廃止する命令の制限的要素を撤回するよう請願した。さらに事態を複雑にしたのは、７月２５日の、シエラレオネ法曹協会による「選挙に関する国民協議会」（８月１５－１７日）への出席拒否であった。法曹協会は、５７名の政治的職務からの追放、および、政府によって政党に課された制約を、その参加拒否の理由としてあげた。

778. シエラレオネにおける紛争が、軍事的手段で解決できないことは、広く認められているところである。従って、革命統一戦線が、政府の話合いによる紛争決の申し出に対し、前向きな対応を取ることは、重要である。ＯＡＵ閣僚理事会第６２通常会期は、紛争の悪化に懸念を表明する決議を採択した。私は、国際社会に対し、シエラレオネに平和と民主

主義をもたらす国連の努力を支援するよう、要請するものである。

779. １９９４年後半に始まった反乱軍による一連の攻撃により、数千人のシエラレオネ人が故郷を離れることを余儀無くされたほか、さらに数千人が周辺国に逃げ込んでいる。その結果、シエラレオネにおける国内避難民の総数は、５０万人を超えるものと推定されている。国内避難民は、フリータウン周辺、並びに、ボー、ケネマ、マケニ、セブウェマおよびダルを含む、シエラレオネ東部および中部の数多くの都市に集中している。フリータウンにおいては、避難民の流入により、人口が3倍の１５０万人に達したと推定されている。これらの動向の全体的な結果は、就中、少数の地区における人口過密、生存に必要な基礎物資の深刻な不足、および、過重負担を強いられたインフラの崩壊となって現れている。

780. かかる動きを受けて、機関間常設委員会（ＩＡＳＣ）は、2月の会合において、シエラレオネの問題を取り上げた。この常設委員会は、国連の各人道援助機関をはじめ、ＩＣＲＣ、国際赤十字連盟および赤三日月社、国際移住機構、並びに、非政府コンソーシアムである国際ボランティア機関評議会、インターアクションおよび人道対応運営委員会によって構成されている。行われた討議の結果、機関間常設委員会の作業部会が、緊急のニーズ充足のために国連機関によって必要とされる資金を求める機関間アピールに関する付託条件の策定を担当することになった。その結果は、シエラレオネにおける新たな難民の流れ、および、人道的状況によって被害を受けた人々に関する国連機関間アピールとなった。１９９５年3月から１２月まで、アピールは、シエラレオネ国内の国内避難民、および、最近になってギニアのフォルカリアー地方に逃れた新たなシエラレオネ難民の未充足のニーズに対応するため、１，４６０万ドルの資金を求めた。このアピールについては、未だに何の反応も寄せられていない。

781. 資源動員上の困難によって制約を受けているばかりでなく、人道援助努力は、現地の治安の悪さによっても妨げられ、その結果、国連の国際職員は、１９９５年1月下旬、フリータウンへと撤収した。しかしながら、人道援助活動は、現地職員の関与および革新的実施方法の活用により、規模を縮小しながらも継続されている。

782. 国連駐在調整官事務所は、シエラレオネにおける人道上の危機に対する国連機関の協調的かつ補完的な対応を確保するために、緊急情報管理システムを開発した。このシステムは、被災者のための計画を開発し、その目標を絞るために援助コミュニティーが必要とするデータの収集・分析を行うことになっている。

783. ６月２日の会合において、機関間常設委員会は、さらに、シエラレオネにおける人道援助活動の調整を評価するための機関間調査団を派遣することにより、これらの努力を追求することを決定した。人道問題局の代表が率いるこの調査団は、シエラレオネにおける政府の緊急援助対応の調整努力を支援するための国連の能力を強化することを勧告した。駐在調整官事務所に経験豊富な職員を配置することを通じ、この勧告の実施のための行動が取られている。

21. ソマリア

784. 私の前回の報告から１２カ月の間に、国連ソマリア活動（ＵＮＯＳＯMII）の支援する国際的人道援助により、ソマリアにおける人道上の悲劇は克服されたことが明らかになった。この成果は、国内の政治的和解における具体的な進展が何ら見られないことと際立った対照を示している。但し、これに関する責任は、ソマリアの指導者および国民が負わなければならない。ＵＮＯＳＯMIIおよびその他の国際職員を目標とする攻撃および嫌がらせを含む、同国における治安の悪化、並びに、関係するソマリア指導者からの協力の欠如により、ＵＮＯＳＯMIIの活動継続は、ますます疑問視されるようになった。

785. １９９４年１０月１４日、私は、安全保障理事会に対し、ソマリアの各指導者が、アジスアベバ協定およびナイロビ宣言における誓約を未だ実行していないことを報告した（Ｓ／１９９４／１１６６）。政治的和解のプロセスを援助するというＵＮＯＳＯMの目標はますます遠のく一方で、多数の軍隊を維持するための負担およびコストは、加盟国にとってますます正当化しがたいものとなっていった。ＵＮＯＳＯMIIの軍隊の駐留は、氏族間の戦闘および強盗行為の継続の前に、和平プロセスおよび治安に対してほとんど影響力を持たなくなっていた。

786. 従って、私は、安全保障理事会が、１９９５年に国連軍の任務を終了させ、ＵＮＯＳＯMIIの全ての兵員および資産を撤退させるという、以前の決定を維持しているのであれば、安全かつ秩序ある撤退を確保するために必要な時間を認めるために、ＵＮＯＳＯMIIの活動期間を１９９５年３月３１日まで延長すべきであると勧告した。私は同時に、ＵＮＯＳＯMIIが撤退しても、国連がソマリアを見捨てたことにはならないことを強調した。しかしながら、人道援助機関がソマリアにおける活動の継続を誓約しているとは言っても、ソマリアの各指導者が究極的な責任を負うことになる安全な環境があってこそ、これは可能であると言える。国連はまた、国民的和解のプロセスにおいても、引き続きソマリア側当事者を援助する用意がある。

787. １９９４年１０月２６日および２７日、ＵＮＯＳＯＭIIの撤退に関する決定を行う前に、安保理はソマリアに代表団を派遣し、その考えを直接ソマリア側の指導者に伝えた。派遣団は、ＵＮＯＳＯＭIIの活動終了期日を３月３１日とするのが適切であると結論した。ソマリア各派、人道援助機関および非政府機関は、いずれもこれ以降の延長を要請していなかった。

788. １１月１日、モハメッド・ファラー・アイディド将軍率いる統一ソマリア会議／ソマリア国民同盟（ＵＳＣ／ＳＮＡ）およびその他の派閥は、モガジシオ南部において、一方的な国民和解会議を招集した。これは、安全保障理事会派遣団の助言および警告に反するものであり、私の特別代表であるビクター・ベホ氏も、参加問題が解決する以前にかかる会議を開催することは、紛争の継続を意味するものであると、かねてから警告していたところであった。

789. １１月４日、安保理決議９５４（１９９４）は、ＵＮＯＳＯＭIIの活動期間を最終的に１９９５年３月３１日までと決定した。１１月１０日、私は、安保理に対し、ＵＮＯＳＯＭ撤退後も緊急援助および復興活動を継続するという人道援助機関のコミットメントを再確認する、機関間常設委員会の声明を送付した。安全保障理事会議長は、全理事国に代わり、１２月７日、私に対し、人道援助機関のコミットメントを歓迎する旨の書簡を送付越した。安保理はまた、私に対し、ソマリア側の当事者に協力の意志があるならば、１９９５年３月以降、ソマリアにおいて促進あるいは仲介の役割を担うよう促した。

790. ＵＮＯＳＯＭIIの撤退に先立ち、アイディド将軍とアリ・マハディ氏は、それぞれＳＮＡおよびソマリア救国同盟（ＳＳＡ）を代表して、和平協定に調印した。２月にも、両者は、合同委員会によってモガジシオの空港および海港の業務を管理するための３件の協定に署名した。モガジシオ港は、３月９日、民間海運業務を再開した。私は、航空港湾施設に係る戦闘の回避に役立った、これらの協定の署名に心を強くした。

791. １万５，０００人の国連軍、並びに、民間要員、施設および財産のソマリアからの撤退は、１９９４年１１月に始まった。私の要請を受けて、７カ国の国連加盟国が協力して、撤退のための支援および安全を提供した。この目的で、これら７カ国は、米国の指揮の下に、フランス、インド、イタリア、マレーシア、パキスタン、英国および米国から構成される合同タスクフォース「連合の楯」を結成した。３月２日、私は、予定より早く、かつ、事実上何の問題もなしに、撤退が安全かつ秩序ある形で完了したことを発表した。私は再び、国連の努力が継続しうること、および、国連がソマリアを見捨てるようなことはないことを強調した。

792. ３月２８日、私は、安全保障理事会に対し、政治、人道、軍事および治安上の問題、並びに、警察および司法計画における国連の成果に関する一般的な評価を提出した。私は、１９９２年後半において、１日におよそ３，０００人のソマリア人が飢餓で死亡していたこと、および、国際的な救援努力によって悲劇が終焉したことを想起した。しかしながら、政治的な和解を達成する試みは、ソマリア側の各指導者の間の政治的意志の欠如により、成功しなかった。国際社会は、和平プロセスの促進および援助ができただけで、平和を押しつけることも、その意志のない当事者にこれを押しつけることもできなかったのである。

793. ４月６日の議長声明（Ｓ／ＰＲＳＴ／１９９５／１５）において、安保理は、国連がソマリアを見捨てるべきではないとする私の考えを支持するとともに、小規模の政治的ミッションを維持し、ソマリア側の当事者が希望する場合に、国民的和解の達成を援助させるという私の意図を歓迎した。しかしながら、当時アイディド将軍に率いられていたＳＮＡは、ソマリアにおける国連の政治的なプレゼンスおよび役割を拒否することを表明した。但し、ＵＳＣ／ＳＮＡの一派を含む多くの派閥を代表する広範なソマリア指導者は、かかるプレゼンスを求めていたのである。ソマリア側当事者の間にかかる意見の食い違いがあることに鑑み、私は、目下のところ、アブドゥル・ハミド・カビア氏を長とする国連政治事務所が、ナイロビから状況を監視すべきであると結論した。私としては、十分な治安など、必要な条件が存在すれば、政治事務所をモガジシオに移転する所存である。安全保障理事会議長は、６月２日付の私宛書簡（Ｓ／１９９５／４５２）において、安保理理事国が私の決定に同意する旨伝達越した。

794. ６月１５日、アイディド将軍は、その支持者によって「暫定的大統領」に指名された。一方的な「政府」の発表に次いで、アイディド将軍は、ＯＡＵ首脳会議でソマリア代表の席に着くことを試みたが、ＯＡＵは、その「政府」の承認を拒否し、一般的に認められた政府が形成されるまで、ソマリアの席を空けておくことを決定した。ＯＡＵは、ソマリア各派指導者に対し、広い基盤を持つ国民的権威の形成を確保するために、緊急に対話を推進するよう促した。

795. 私は、国民的な和解を通じた持続的な政治解決こそが、ソマリアにおける政府の再興、法と秩序の回復、および、復興と再建のために不可欠な前提条件であること、並びに、公共の利益のための国民的和解の達成が、ソマリア各派の指導者の手の届く範囲にあることを、引き続き確信している。私は、各指導者が、来る数週間において、より生産的な和平プロセスを追求する力と勇気を見出すことを期待して止まない。

796. 国連人道援助計画の調整は、１９９４年１２月まで、人道援助調整官を長とするＵＮＯＳＯＭ人道問題調整部が一括して担当していた。調整部の任務には、国内全土への人道問題担当官の派遣、機関間評価ミッションの調整、小規模プロジェクトへの資金調達、緊急事態における援助、学校や診療所などの必須の構造の建設、井戸の掘削、人道援助物資の護送、人道援助パートナーへの兵站支援の提供、国連機関および非政府機関と協力した治安に関するブリーフィングおよび情報交換のための会合の開催、並びに、地区および地域評議会等の地方自治体に対する支援の提供が含まれていた。

797. １９９４年１０月、ＵＮＯＳＯＭの活動期間の延長がないこと、および、人道問題調整部が解散することが明らかになった時点で、関連機関は、ＵＮＤＰ駐在代表（後に国連人道援助調整官に任命）を議長とし、国連機関およびＩＯＭの代表から構成される、国連調整チームを設立し、ＵＮＯＳＯＭ撤退後への移行を管理するとともに、国連人道援助計画の継続的調整を確保することにした。調整チームは、国際的非政府機関およびソマリア国内の非政府機関のコンソーシアムと、密接な協力を行っているほか、援助国政府、国連機関および国際非政府機関のコンソーシアムである「ソマリア援助調整機構」による調整努力の支援も行っている。

798. １９９４年には、ソマリアに関する機関間合同アピールは出されなかった。その代わりに、国連の諸機関は、１９９３年１１月２９日から１２月１日まで、アジスアベバで開催された、第４回人道援助調整会合のために作成された文書を通じ、同年に係るそれぞれの必要資金および計画を提示した。そのため、機関間合同アピールについて採られる措置において、人道問題局が通常行っているような、各機関の受け取る拠出金の体系的な追跡調査は、ソマリアについては行われていない。それでも、各機関は、同国における治安情勢によって実施が妨げられているとしながらも、その計画に対する資金調達は比較的順調に行われている旨報告した。

799. ソマリアにおける政治的進展がないにも関わらず、この１年間においては、人道面において大きな収穫が得られた。各機関は、コミュニティーを基盤とするイニシアチブにその努力を集中させ、能力建設計画に支援を提供する一方で、地元の非政府機関およびコミュニティー団体に対し、救援および初期の復興の分野における支援を提供している。直接的な支援は、物資、訓練および管理サービスの形で提供された。食糧援助の好ましい配給方法として、無償の食糧配給は、労働の代償としての食糧援助スキームに代えられたほか、農業援助は、それまでの大規模な種子および農具の配給に代わり、目標を絞ったイニシアチブの形を取るようになった。

800. １９９４年には、比較的治安のよい地域において、わずかながらの復興活動を行うことが可能になった。しかしながら、その他の地域においては、人道援助活動員の拉致事件が発生したほか、援助活動は、相変わらず、頻繁な労働争議の影響を受けたり、治安サービスに対する非現実的な支払要求の対照となったりした。人道援助機関は、ここ暫くの間は、不透明な状況の中で活動を続けることになろうと見ている。それでも、国連の諸機関は、ソマリアの国民および指導者からの直接の支援があれば、ソマリアを新たな再建、復興および開発の時代へと進めるために、集団的な援助ができるものと考えている。

801. このことに鑑み、人道問題局は、１９９５年１月から６カ月間を対象とする、ソマリアに関する機関間合同アピールを出した。アピールに参加した機関は、その１９９５年上半期の活動のために、合計７，０３０万ドルの資金を要請した。

802. 現在までに、ソマリアに関する機関間合同アピールが受け取った金額は、要請された資金の２０％に満たない。国連機関、国際機関および国内・国際非政府機関による過去数年間における援助の進展を逆行させないためにも、人道援助および復興計画に対する資金の提供は不可欠である。

22. タジキスタン

803. タジキスタン、特にそのアフガニスタンとの国境付近における状況は、この１年間においても不安定なままであった。私の特使であるラミロ・ピリス・バリョン氏は、国民的和解へ向けた進歩を達成するために、タジキスタン政府と反対勢力との間の政治対話の仲介努力を継続している。

804. １９９４年９月にテヘランで開催された、タジク人勢力間の高級レベル協議の結果、「タジキスタン・アフガニスタン国境およびタジキスタン国内における暫定的停戦およびその他の敵対行為の停止に関する協定」に調印が行われた。両当事者はまた、囚人および捕虜の交換を含む、重要な信頼醸成措置についても合意した。両者はさらに、政府および反対勢力の代表から構成される、合同委員会の設置にも合意した。両者は、安全保障理事会に対して、政治的仲介を提供し、国連軍事監視員を派遣することにより、合同委員会の作業を援助するよう要請した。

805. １９９４年９月２７日付の私の安全保障理事会に対する報告（Ｓ／１９９４／１１０２）において、私は、安保理がタジキスタンにおける新たな国連監視団設置の決定を行うまでの暫定的措置として、タジキスタンに駐在する国連職員のグループを、既存の平和維持活動部隊から抜擢される１５名までの軍事監視員を以て強化することを勧告した。

停戦は、この１５名の軍事監視員の配置後、１０月２０日に発効した。同国には、技術調査団が即座に派遣され、今後の監視団設置の方法を検討した。

806. タジク人勢力間の３回目の会談は、１０月２０日から１１月１日まで、イスラマバードで開催された。当事者は、停戦協定を１９９５年2月6日まで、さらに3カ月延長することに成功したほか、9月１７日の停戦協定実施を監視するための合同委員会に関する議定書に調印した。１１月３０日、私は、安全保障理事会に報告書を提出し、同国における国連平和維持活動の可能性を探ることを勧告した（S／１９９４／１３６３）。１２月１６日、安保理は、決議９６８（１９９４）によって、タジク人当事者による停戦協定の延長を歓迎するとともに、私の報告書にまとめられた計画に従って、国連タジキスタン監視団（UNMOT）の設立を決定した。

807. イスラマバードにおいては、タジク人勢力間の４回目の会談を、１９９４年１２月にモスクワで開催するという合意がなされたものの、交渉プロセスは行き詰まっていた。これを再び活性化するために、私の特使は、１２月、タジキスタン政府、反対勢力の指導者、および、同地域のいくつかの諸国の政府との間で、協議を行った。１９９５年1月、国連チームは、テヘランにおいて、タジキスタンの反対勢力指導者およびイランの政府高官との協議を行った。

808. 反対勢力によって提示された条件の結果、また、政府が２月に議会選挙を予定していることもあり、タジク人勢力間の第４回目の会談の開催見通しは、相変わらず立たなかった。しかしながら、1月末、エモマリ・ラフモノフ大統領と、タジキスタン反対勢力代表団のアフバル・ツゥラジョンゾンダー氏は、私に対し、１９９５年3月6日まで停戦協定を延長する決定を通知した。2月4日付の報告（S／１９９５／１０５）において、私は、安全保障理事会に対し、タジク人当事者が、安全保障理事会決議９６８（１９９４）を部分的にしか遵守していないことを通知した。

809. ２月末、私は、アルド・アジェロ事務次長に対し、タジク人勢力間の４回目の会談の議題、日時および場所に関して合意することを目的として、タジキスタン側当事者および同地域の一部の国々の政府との間で協議を行うよう要請した。事務次長は、当事者から、停戦協定を１９９５年4月２６日まで延長する合意を取りつけるとともに、反対勢力がタジク人間の会談再開に付していた条件について、ある程度の前進を実現した。

810. 私の特使は、タジキスタン側当事者および同地域各国の政府との間で新たな協議を開いたが、その結果、4月１９日から２６日まで、モスクワにおいて、高級レベルのタジク人勢力間の協議が行われた。両者は、アルマアタにおけるタジク人勢力間の４回目の会

談の議題および日時、停戦のさらに１カ月間の延長および停戦協定への重要な追加事項、並びに、合同委員会に関する議定書に関して合意した。

811. 第４回目の会談は、５月２２日から６月１日まで、アルマアタで開催された。この会談は、５月１７日から１９日まで、アフガニスタンの仲介によりカブールで開かれた、タジキスタン共和国大統領と反対勢力「タジキスタン・イスラム復興運動」の指導者であるアブドゥロ・ヌーリ氏との間の高級レベル協議において、停戦協定を８月２６日まで、さらに３カ月延長することが決定されたのを受けて、行われたものである。

812. ６月１０日に私が安全保障理事会に報告したとおり（Ｓ／１９９５／４７２）、アルマアタ会談において、両当事者は初めて、１９９４年４月のモスクワにおける第１回会談で定められたところに従い、根本的な制度問題およびタジキスタンの国家体制の強化に関する突っ込んだ討議を行ったものの、これらの問題について何ら決定を出すことはできなかった。両者は、テヘラン停戦協定を８月２６日まで延長するというカブール首脳会談の決定を歓迎するとともに、７月２０日までに数多くの信頼醸成措置を実行し、私の特使の仲介の継続を要請することを決定した。

813. 決議９９９（１９９５）において、安全保障理事会は、これらの決定を歓迎し、根本的な政治および制度問題に関する実質的な進展の達成を求めるとともに、さらなる会談の開催を要請した。安保理は、タジキスタン大統領とタジキスタン・イスラム復興運動指導者との間の対話を促すとともに、停戦協定の大幅な延長を求めた。安保理はまた、アフガニスタン国内における多数の国連要員展開の可能性について、アフガニスタン当局との話合いを要請した。

814. これに従い、私は、７月３１日、私の特使を同地域に派遣し、ラフモノフ大統領とヌーリ氏との２回目の首脳会談のための条件を整えるべく、タジキスタン側当事者および各国政府との協議を行わせた。可及的速やかに開催されることになっているこの首脳会談においては、次の段階において話し合われることになる包括的な政治解決のための一連の一般原則についての合意の取り付けが期待されている。

815. タジキスタンに駐留する小規模の国連監視団は、紛争を封じ込めるうえで、重要な役割を果たしている。監視団は、停戦を維持するための主要な手段として当事者が設置した合同委員会に対して、不可欠な支援を提供するとともに、局地的紛争の封じ込めにも一役買っている。

816. ＵＮＭＯＴの設立および昨年６月におけるその活動期間の６カ月延長は、１９９４年９月１７日のテヘラン停戦協定が効力を持ち続けること、並びに、双方の当事者が、実効的な停戦、国民的和解および民主主義の推進に尽力し続けることを条件としている。このため、安全保障理事会は、対立を緩和させるうえでの当事者自身の第一義的責任を強調した。この目標に向かって決定的な一歩を踏み出すために、当事者双方が、関係国政府および国際社会全体の善意および支援を活用することが望まれる。

817. １９９４年には、タジキスタンの紛争による被害を受けた地域における全体的な安定の向上が、旧難民および旧国内避難民の９０％以上の帰還、並びに、その再統合における大幅な進展に繋がった一方で、同国は、特に最も被害の大きかった南西部のハトロン地方、東部のゴルノ・バダクスタンおよびガルム峡谷の一部において、膨大な経済的苦境の中で、非常な困難に直面し続けた。緊急食糧援助は、最も被害を受けやすい人々の多くにとって、主要な栄養源となっている。多くの保健センターが破壊されているほか、残っているセンターも基本的な機材を欠いており、医薬品も手に入らないことが多い。学校や病院も上下水道設備を欠いており、多くの学校では授業が行われていないことから、過去数十年間における高い識字率が損なわれる危険性がある。燃料の不足は、同国の生産能力に深刻な影響を及ぼしている。雇用機会の不足は、氏族および地域間の深刻な対立をさらに複雑にしている。

818. １９９４年において、人道援助コミュニティーは、最も切迫したニーズに取り組もうと試みた。タジキスタンに関する人道問題局の１９９４年機関間合同アピールにおける資金要請額（４，２５０万ドル）の６０％以上について、誓約あるいは拠出が行われている。人道援助には、旧難民および旧国内避難民の帰還する地域を対象とした、能力建設および信頼醸成活動も含まれている。

819. 人道問題局の率いる同国への最終調査団は、１９９４年１０月に派遣された。調査団は、国連機関および非政府機関との広範な協議を行い、１９９５年の人道援助活動に関する提案を作成した。その結果、タジキスタンに関する機関間合同アピール（１９９５年１月１日～１２月３１日）は、１９９４年１２月６日に出され、１９９５年３月２３日、ジュネーブにおいて、正式に援助国に提示された。このアピールは、紛争、人口移動、並びに、経済、保健および社会インフラの崩壊によって最も影響を受けた、国内の約６０万人の人々の最も急を要する人道上のニーズ（推定額およそ３，７３０万ドル）への対処を図るものである。アピールを行った諸機関が人道問題局に報告したところによれば、３月３１日までに、資金要請額の５３．４％に当たる９９０万ドルが拠出されている。

820. 今回のアピールは、緊急食糧援助、並びに、保健および教育部門の援助の提供を目的としている。この援助は、人道援助コミュニティー、国家および地方当局との協議に基づいて提供されるもので、囚人、病人および子どものいる未亡人、並びに、帰還民および避難民を含む、最も被害を受けやすい人々に対象を絞っている。１９９５年度の人道援助計画は、情報管理および能力建設にも重点を置いており、ヘルス・ワーカーの訓練、コミュニティー開発、能力建設および信頼醸成、並びに、自給活動を援助するための計画を伴っている。アピールはまた、国連の機関および計画に加え、数多くの非政府機関のイニシアチブをも対象としており、この分野における人道援助パートナーの間の協調および協力を拡大する努力の成果が表れている。大きな人道援助のニーズが残ってはいるものの、タジキスタンに対する支援の重点は、復興および経済開発へと移っていくことになろう。このため、国連の諸機関および計画は、救援活動を徐々に縮小し、開発志向のプロジェクトを推進している。

23. 西サハラ

821. 西サハラの民族自決のための住民投票は、ＯＡＵとの協力で国連が実施することになっているが、本来であれば、この住民投票は、１９９２年１月に行われているはずであった。しかしながら、解決計画の主要条項の解釈に関する大きな意見の隔たりにより、遅れが生じている。にもかかわらず、投票資格の判断基準の解釈については、合意が生まれているため、国連に西サハラ住民投票ミッション（ＭＩＮＵＲＳＯ）は、１９９４年８月２８日、有権者の判別および登録を開始することができた。また、計画に従い、１９９１年９月６日から停戦が発効している。

822. １９９４年１１月下旬の私のミッション地域訪問の間、モロッコと「サギア・エル・ハムラおよびリオ・デ・オロ人民解放戦線（ポリサリオ戦線）」の両当事者は、私に対し、解決計画へのコミットメントを保証した。アルジェリアとモーリタニアの近隣２カ国も、これに対する強い支援を続けた。

823. １２月１４日の私の安全保障理事会に対する報告（Ｓ／１９９４／１４２０）において、私は、数多くの申請が寄せられているところ、合理的な時間的枠組みの中で判別・登録プロセスを完了するための唯一の方法は、職員およびその他の資源の大幅な拡充であろうと指摘した。１月１３日の決議９７３（１９９５）において、安保理は、私のＭＩＮＵＲＳＯ拡大提案を承認するとともに、私に対し、３月３１日までに、移行期間の開始日が１９９５年６月１日であることを確認する報告を行うよう要請した。安保理はまた、ＭＩＮＵＲＳＯの活動期間を１９９５年５月３１日まで延長することを決定した。

824. ３月３０日、私は、安保理に対し、判別および登録のペースは着実に上昇しているものの、それまでの進捗状況に鑑み、移行期間の開始期日として６月１日を勧告することはできない旨通知した。私は、特に部族の首長との時宜に応じた話合いができないことによって、判別作業に中断が生じていることを説明した。その一方で、解決計画のその他の側面の実施においては、一定の進展が見られていた。私は、当事者の協力により１カ月当たり２万５，０００名の有権者の判別が可能になり、かつ、当事者が解決計画の未解決の問題の迅速な解決に協力すれば、移行期間を１９９５年８月に開始し、１９９６年１月に住民投票を行うことが可能となりうると結論した。

825. ４月１２日の議長声明（Ｓ／ＰＲＳＴ／１９９５／１７）において、安全保障理事会は、双方の当事者に対し、解決計画の全側面の迅速かつ完全な実施を確保すべく、国連に完全に協力することを求めた。安保理は、１９９５年５月の私の次回の報告までに、継続的で迅速な進展が見られることを希望した。

826. その報告（Ｓ／１９９５／４０４）において、私は、ＭＩＮＵＲＳＯの活動期間を４カ月延長することを勧告した。私の報告を受けて、安全保障理事会は、５月２６日の決議９９５（１９９５）により、ＭＩＮＵＲＳＯの活動期間を１カ月だけ延長し、解決計画の実施を加速するために、同地域にミッションを派遣することを決定した。ミッションは、ラバト、アルジェおよびヌアクショットにおいて政府高官と、タンドゥフにおいてポリサリオ指導者とそれぞれ会談したほか、ラーユヌのＭＩＮＵＲＳＯ本部を訪問した。

827. ６月２０日に安保理に提出された報告（Ｓ／１９９５／４９８）において、ミッションは、実施されるべき任務の複雑性、両当事者に起因する遅滞の継続、並びに、限られた資源および現地の状況による制約に鑑み、有権者判別プロセスが先に予定した時間より延び、住民投票が１９９６年１月に実施できない可能性も大きいことを指摘した。

828. ６月２３日、ポリサリオ戦線は、ラーユヌのデモに参加した８名のサハラ市民がモロッコ軍事法廷によって懲役１５－２０年の判決を受けたこと、および、モロッコ当局が、モロッコに在住する１０万人の申請者を有権者判別活動に参加させる意図を公表したことを理由として、有権者判別活動への参加を中断する決定を下したことを発表した。ポリサリオの決定を受けて、モロッコの首相兼外相は、安全保障理事会議長に対し、６月２６日付の書簡を送付した。この書簡において、同人は、ポリサリオ戦線は背信行為を行っていると主張し、この決定が極めて深刻な帰結をもたらしうると述べるとともに、安全保障理事会に対し、予定どおり住民投票を行うべく、プロセスの再開を確保するために必要なあらゆる措置を取るよう要請した。

829. ７月１２日、ポリサリオ戦線は、安全保障理事会議長に対し、判別プロセスへの参加継続を決定した旨通知越した。その決定を発表した際、ポリサリオは、サハラ市民に対する判決をモロッコが再検討するよう促した一部の安保理理事国による努力、安全保障理事会決議１００２（１９９５）の採択、および、第３１回ＯＡＵ首脳会議における前向きな討議を、その理由としてあげた。７月２７日、西サハラおよびタンドゥフ地域の有権者判別センターにおいて、判別作業が再開された。１９９５年８月半ば現在、約５万人の人々が、ＭＩＮＵＲＳＯによって有権者として判別されている。

830. ６月３０日、安全保障理事会は、決議１００２（１９９５）を採択し、ＭＩＮＵＲＳＯの活動期間を１９９５年９月３０日まで延長した。安保理はまた、私が９月１０日までに提出することになっている進捗状況報告に基づき、１９９６年前半に住民投票を行えるよう、１１月１５日を移行期間の開始期日として確認することを期待した。

24. イエメン

831. この１年間において、イエメンは、内戦の惨禍から立ち直ろうとする努力を継続した。安全保障理事会は、決議９３１（１９９４）号において、私および私の特使に対し、同国における平和と安定の回復に向けた政治的対話を促進するための適切な方策を検討するよう要請した。私は、引き続き、政治的和解が、イエメンの安定を確保するために不可欠なステップであると考えている。よって、私は、終戦時に国外に逃亡した者の大半に対して政府が大赦を認めたことを、高く評価するものである。

832. 民主的秩序、政治的多元主義、思想・報道の自由および人権の尊重を確保し、周辺諸国との間で密接な強力関係を発展させるという、政府による誓約の実施継続は、安定の回復に大きく寄与するであろう。今年になって、イエメン外相は、私に対し、同国が、国際法の規範および原則に基づき、かつ、国連憲章に従い、サウジアラビアとの領土紛争を話合いで解決する意志を有することを再確認した。この問題における進展は、この誓約の強さを示し、同地域における安全保障および安定を増大させることになろう。

833. １９９４年８月、人道問題局は、１９９５年２月までの最も緊急な人道上の必要性に焦点を当てた、合計額でおよそ２，１７０万ドルに及ぶ機関間合同アピールを発した。同アピールの対象となった優先的部門は、保健、上下水道、緊急食糧援助、農水産業、教育および限定的地雷除去であった。援助コミュニティーからの反応は極めて低調であり、現在までに、主として保健および食糧供給プロジェクトに対し、３３０万ドル（必要額全体の１５％）が拠出されているのみである。

834. 地雷は、南部の市民の生命および生活にとって、引き続き脅威となっており、被害地域における保健復興および農業生産回復の努力を妨げている。にもかかわらず、人道問題局は、アデン地域における地雷除去援助プロジェクトを行う資金として、地雷除去信託基金から限られた金額（１５万ドル）しか受け取っていない。同プロジェクトは、１９９５年２月下旬に開始され、政府当局に対する技術的助言の提供を目的としている。このために、２名の国際的地雷専門家が、人道問題局によって採用されている。

E．主要な包括的努力

1. アンゴラ

835. この１年間においては、アンゴラ和平の模索において大きな進展が見られた。長期にわたった交渉の末、ルサカ議定書に調印が行われ、その規定の実施を促進するために、第３次国連アンゴラ検証団（ＵＮＡＶＥMIII）が設立された。停戦は、一般的に国内全土で守られており、人道援助物資のすべての地域に対するアクセスを可能にしている。

836. ルサカ和平会談における最も大きな対立点は、アンゴラ全面独立民族同盟（ＵＮＩＴＡ）メンバーへの国家、州および地方レベルでのポスト配分を含む、国民的和解の問題であった。１９９４年５月、政府は、国連、および、アンゴラ和平プロセスの監視役を務める３カ国（ポルトガル、ロシア連邦および米国）によるこの問題に関する一連の提案を受け入れた。長きにわたる討議と、南アフリカのネルソン・マンデラ大統領をはじめとするアフリカ指導者による数多くの仲介を経て、ＵＮＩＴＡは、９月、ついにこの提案を受け入れた。

837. このようにして、１９９４年１１月２０日のザンビアの首都におけるルサカ議定書の調印、および、その２日後に発効した停戦への道が開かれたのである。ジョゼ・エドゥアルド・ドス・サントス大統領およびその他数名の国家元首、外相および賓客が、調印式典に参加している。

838. ２月１日の私の安全保障理事会に対する報告（Ｓ／１９９５／９７）において、私は、政府およびＵＮＩＴＡによるルサカ議定書の実施を援助するため、アンゴラにおける新たな国連平和維持活動の設立を勧告した。特に、私は、ＵＮＡＶＥMIIIが、政治、軍事、警察、および、将来的には選挙要員を以て構成されるべきことを勧告した。１９９３年３月から活動している人道援助調整ユニットは、私の特別代表の管轄の下、すべての人道援助活動に関する調整機関として機能し続けることになろう。新たな国連活動の主要任務

としては、当事者間の仲介および仲裁を提供することによってルサカ議定書の実施を援助すること、兵力の引き離しを監督、検証、および、必要に応じて統制し、停戦を監視すること、宿営地の設置を援助し、ＵＮＩＴＡ軍の撤退、宿営および動員解除を検証・監視すること、アンゴラ政府軍の兵舎への移動を検証すること、並びに、新たな正規軍の結成の完了および人とモノの自由な往来を検証・監視することがあげられる。提案された任務のその他の側面としては、アンゴラ国家警察の活動および機動隊の宿営の監視、並びに、和平プロセスに直接関連する人道援助活動の調整および支援がある。

839. 私の報告を検討した末、安全保障理事会は、２月８日、決議９７６（１９９５）を採択し、ＵＮＡＶＥＭIIIを設立した。当初の活動期間は１９９５年８月８日まで、承認規模は、３５０名の軍事監視員および２６０名の警察監視員に加え、７，０００名の軍事要員、並びに、適当数の国際職員および現地職員とされた。安保理は、両当事者がルサカ議定書の規定を遵守した場合にのみ、徐々に歩兵部隊の展開を行うことを決定した。

840. 私のアンゴラ担当特別代表であるアリウン・ブロンダン・ベイ氏を議長とし、両当事者および監視３カ国の代表から構成される合同委員会は、ルサカ議定書調印の直後、ルアンダに設置された。合同委員会は、議定書実施の責任を有する機関であり、ルアンダおよびその他の場所において、数多くの通常会合および特別会合を開いている。

841. 当初においていくつかの諸困難および議定書実施の遅延が存在したことから、私は特別アドバイザーのイスマット・キッタニ氏を派遣し、私の懸念を当事者に伝えるとともに、平和維持軍展開のための条件を評価させた。その後、和平プロセスは４月半ばに勢いを取り戻した。数多くの事件、認められていない兵員の移動およびその他の停戦違反が発生したものの、全般的な傾向として、このような違反は徐々に減少している。１月および２月の２回にわたって開催された政府およびＵＮＩＴＡの参謀本部長会談も、停戦を確固たるものにし、和平プロセスを強化することに貢献した。ＵＮＡＶＥＭIIIの監督の下、兵力の引き離しにおいては進展が見られている。特にプラスとなる動きとして、アンゴラ共和国のジョゼ・エドゥアルド・ドス・サントス大統領と、ＵＮＩＴＡのジョナス・サビンビ議長は、５月６日、私の特別代表の立会いの下に、ルサカにおいて会談を行った。この会談は、和平プロセスに新たな重要な勢いを与え、両当事者は、これまでの進展を確固たるものにすべく、さらに具体的な措置を取った。６月および７月、両者は、いくつかの重要な問題に関する合意に達し、ルサカ議定書の実施に係る前倒し日程を承認した。

842. この心強い動きを受けて、私は、和平プロセスにさらにはずみをつけるために、６月１４日から１６日までアンゴラを訪問した。私は、ドス・サントス大統領と広範な話合

いを行うとともに、アンゴラ中部にあるＵＮＩＴＡ本部で、サビンビ氏とも会談した。政府とＵＮＩＴＡはともに、アンゴラ紛争の解決における国連の不可欠な役割を重視し、ルサカ議定書の実施へのコミットメントを強調した。私はまた、アンゴラのいくつかの地方における国連軍の活動を視察した。私の訪問の後、いくつかの問題が解決されている。国民議会は、２名の副大統領のポストを創設したが、サビンビ氏はこのうちの１人となる予定である。両当事者は、アンゴラ軍の将来の兵力を９万人とすることを決定するとともに、ＵＮＩＴＡ軍の統合の方式についても話合いを進め、そのうちの７万４，０００人を陸軍に編入することにした。これに加えて、アンゴラ軍は、１万１，０００人の空軍と５，０００人の海軍から編成されることになっている。ドス・サントス大統領とサビンビ氏は、８月１０日、ガボンにおいて２回目の会談を行い、未解決の問題に取り組んだ。

843. 国連の軍事および警察監視員は、同国全土の６０カ所近くに配置されており、そのプレゼンスは、国連の検証能力および現場での仲介能力を高めている。

844. ＵＮＡＶＥＭの歩兵および支援部隊の展開は、最大規模の段階に達しており、３，５００名の要員から成る３個の歩兵大隊が、アンゴラ国内に展開している。部隊の展開は、９月／１０月には完了する見込みである。国連は、ＵＮＩＴＡ軍の宿営準備の早期開始、並びに、アンゴラ機動隊および政府軍の兵舎への撤収のために、主要な展開経路および宿営地における地雷の検証および除去が確保されるべく、大いに努力した。

845. ＵＮＡＶＥＭの文民警察部隊は、国連による国家警察の中立性の監視および検証を可能とするために、不可欠な存在であることが判明した。これに加えて、国連人権ユニットは、公民教育キャンペーンおよびアンゴラ国民間の信頼醸成に貢献している。アンゴラ政府と国連は、私の２月１日の報告によって勧告され、安全保障理事会決議９７６（１９９５）によって支持されたところに従い、アンゴラに独立の国連ラジオ局を設置することに合意した。このラジオ局は、アンゴラにおける国連の役割および和平プロセスに関する情報を放送することになっている。国連ラジオ局用の機材は、９月にアンゴラに到着する予定であり、ＵＮＡＶＥＭは、放送周波数の割当に関して、アンゴラ当局と話合いを行っているところである。この間、ＵＮＡＶＥＭは、政府ラジオに対するアクセスを認められ、その番組を放送している。

846. ８月８日、安全保障理事会は、ＵＮＡＶＥＭの活動期間を６カ月延長したものの、ルサカ議定書実施のペースに対する懸念を示し、双方の当事者に対して、和平プロセスを加速するよう促した。この間、総会は、１９９５年度のＵＮＡＶＥＭ予算として、およそ１億５，０００万ドルを承認した。

847. 治安情勢の改善および停戦の定着により、国連、並びに、国際非政府機関および現地の非政府機関は、国内の全地域にその人道援助活動を拡大することができた。ルサカ議定書の調印以降、人道援助機関は、その計画を方向転換し、救援および再定住、元兵士の動員解除および再統合、並びに、地雷に関連する活動の３つの活動領域において、和平プロセスを支援するようになっている。食糧援助およびその他の種類の緊急援助を受け取っているアンゴラ人は、３００万人を超すものと見られている。アンゴラ国内におけるこれらの活動は、国連人道問題局の下部機構である、人道援助調整ユニットによって指揮されている。

848. 和平への長期的な見通しは、アンゴラ軍に編入されない兵士の動員解除および市民生活への再統合の成功に大きくかかっている。国連の監督および統制の下、ＵＮＩＴＡ兵の宿営および武装解除の準備が進んでいる。人道援助機関は、宿営地において兵士に基本的なサービスを提供し、その市民生活への復帰を促進するための計画を組織することになっている。人道問題局は、国際社会に対して、約２年間に及ぶ動員解除・再統合プロセスを支援するために、１億２００万ドルの拠出を求めるアピールを発した。

849. アンゴラにおける集中的な地雷汚染は、財および人の移動はもちろん、経済活動の再開についても深刻な障害となっている。この問題は、地雷の調査および除去、市民向けの地雷認識訓練、並びに、アンゴラ人の技術者および管理者の訓練から成る協調計画を通じて取り組まれている。

850. 人道面ではいくらかの進展が見られたものの、アンゴラにおける経済・社会状況は、相変わらず極めて不安定である。他の平和維持活動と同様、私は、アンゴラにおける状況のこれらの側面を特別に重視している。和平プロセスが進展するにつれて、国連による援助の焦点は、緊急援助活動から、戦争によって破壊された同国の経済・社会基盤の復興および開発へと、次第にシフトしている。ＵＮＤＰおよび国連事務局からの支援を得て、アンゴラ政府は、９月に開催予定の、復興およびコミュニティー開発に関する円卓会議を企画した。

851. 人道援助および開発援助を提供することにより、国際社会は、戦争から持続可能な平和へのアンゴラの移行をスムーズにすることができる。しかしながら、必要な社会的、心理的および経済的変容において第一義的責任を有するのは、依然としてアンゴラの国民および諸機関である。

2. ハイチ

民主主義の回復

852. ハイチに民主主義を取り戻すという目標は、１９９４年１０月、合法的かつ民主的に選ばれたハイチ大統領でありながらも、１９９１年９月の軍事クーデターによって亡命を余儀無くされた、ジャン・ベルトラン・アリスティド師の政権復帰により、大きく前進した。

853. １９９４年７月３１日の安全保障理事会決議９４０（１９９４）に従い、米国の主導する多国籍軍は、１９９４年９月１９日、ハイチにおける活動を開始した。軍事政権指導者がハイチを離れた後、アリスティド大統領は、１０月１５日、ポルトープランスに帰還した。同日、安全保障理事会は、決議９４８（１９９４）を採択し、ハイチに対する制裁を事実上すべて解除した。

854. ９月２３日、私は、残念ながら４日前に辞表を提出したダンテ・カプート氏に代わる私のハイチ担当新特別代表として、ラフダール・ブラヒミ氏を任命した。私はまた、国連ハイチ・ミッション（ＵＮＭＩＨ）の展開の必要性を評価し、その準備を行うとともに、多国籍軍の活動を監視するために、小規模の先遣隊をハイチに派遣した。

855. １０月２５日、アリスティド大統領は、スマルク・ミシェル氏を首相に任命した。新政府は、１１月８日に発足した。その７日後、私はハイチを訪れ、アリスティド大統領に対し、国連が、ＯＡＳと協力して、ハイチ政府の民主主義への恒久的移行の達成を援助し続けることを保証した。

856. １１月２１日に国連本部に戻った際、私は、安全保障理事会に報告を行った。私の勧告を受けて、安保理は、決議９６４（１９９４）により、移行期間の間、先遣隊の規模を５００人に増強することを承認した。

857. 私の安全保障理事会に対する１９９５年１月１７日の報告において、私は、多国籍軍の到着とその後のハイチ軍（ＦＡＤＨ）の崩壊の後、政治的意図を持った暴動および人権の侵害が減少し、ハイチ人が基本的な権利を享受していることを指摘した。しかしながら、これと同時に、ＦＡＤＨの崩壊は、治安維持の空白をつくり出したため、同国における犯罪件数は増大していた。

858. 安全保障理事会は、私の報告、１月１５日の多国籍軍司令官による声明、および、これに伴うハイチにおける安全かつ安定した環境の確立に関する多国籍軍参加国の勧告を

検討した。安保理は、決議９４０（１９９４）によって要求されるとおり、ハイチにおいては、ＵＮＭＩＨの展開にとって適切な、安全かつ安定的な環境が存在すると判断し、私に対して、ＵＮＭＩＨがその機能を完全に引き受けるのに十分な軍事部隊、市民警察およびその他の要員を採用・配置する権限を与えた。多国籍軍からＵＮＭＩＨへの責任の完全な移転は、３月３１日までに行われることになり、ＵＮＭＩＨの活動期間は、１９９５年７月３１日まで、６カ月延長された。安保理はまた、６，０００名の軍隊および９００名の文民警察監督官の展開も承認した。

859. ４月１３日、私は、ＵＮＭＩＨの展開に関する進捗状況報告書を提出し、安保理に対し、多国籍軍からＵＮＭＩＨへの公式の任務引き継ぎ式は、予定どおり、３月３１日に滞りなく行われたことを報告した。その際、私は２度目のハイチ訪問を行ったが、この訪問は、ＵＮＭＩＨの活動の開始を視察し、同国における政治・治安状況に関してハイチ大統領と意見交換を行う良い機会となった。治安の問題は、特に選挙時において、引き続き国連活動全体の中心的関心事項となった。国政および地方選挙は、一般的に安全な条件の下、６月２５日に行われた。しかしながら、この選挙においては、組織的な不備が目立ち、８月１３日には部分的な再投票が行われた。第２弾の選挙は、９月に実施される予定である。

860. ７月３１日、安全保障理事会は、ＵＮＭＩＨの活動期間を２月末まで延長した。同ミッションは、安定的で安全な環境を維持し、人道援助物資を護送するうえで、ハイチ当局に対する援助を続けている。ＵＮＭＩＨはまた、ハイチ暫定選挙評議会に対し、側面的・財政的支援を行っているほか、その文民警察部隊は、暫定治安部隊の作業を指導するとともに、ハイチ国家警察に実務訓練を施している。

人権

861. ハイチ国際文民派遣団（ＭＩＣＩＶＩＨ）の中核グループは、１９９４年１０月２２日、ハイチに帰還した。１９９４年１１月２３日のハイチにおける民主主義および人権の状況に関する私の総会に対する報告（Ａ／４９／６８９）において、私は、ＭＩＣＩＶＩＨもまた、民主的制度の強化に貢献すべきであると提案した。

862. 国連総会は、ハイチにおける民主主義および人権の状況に関する１９９４年１２月５日の決議４９／２７において、ＭＩＣＩＶＩＨのメンバー全員のハイチへの迅速な帰還を要請した。現在のところ、メンバーのうちの国連要員は、１１０名程度となっている。派遣団は、軍事政権においても、昨年１０月の憲法秩序回復以降においても、ハイチにおける人権尊重の改善に、大きな貢献を行っている。７月１２日、私の６月２９日の報告

（A／４９／９２６）、並びに、ハイチ政府およびＯＡＳ事務局長との協議を受けて、総会は、ＭＩＣＩＶＩＨの国連要員の活動期間を、１９９６年２月７日まで延長した。

863. ＭＩＣＩＶＩＨは、ハイチにおける人権尊重の監視および推進を優先し続けた。選挙準備期間中、同派遣団は、表現および結社の自由の尊重を促進および監視するとともに、脅迫および暴力の訴えを調査した。ＵＮＭＩＨおよびＭＩＣＩＶＩＨは、双方とも、１９９５年５月に設立されたＯＡＳ選挙監視団と密接に協力した。ＵＮＭＩＨは、組織上の問題が山積していた６月２５日の国政および地方選挙が、安全な環境で行われることを確保する手助けを行ったのに対し、ＭＩＣＩＶＩＨ職員は、選挙監視団の任務遂行を援助した。７月１３日にＯＡＳ事務局長によって発表された、６月２５日の選挙に関する報告書において、選挙監視団は、この選挙が、不安定ながらも、ハイチにおけるますます平和的な民主主義への継続的な進化に向けた、さらに前向きな進歩のための基盤を打ち立てたと結論づけた。

開発

864. １９９１年９月の事件の後、国連の諸機関および国際社会は、最も切迫した基礎的ニーズに取り組むため、ハイチに対して人道援助を行った。最貧層の国民の状況を緩和するための人道援助計画による介入の主な対象分野は、医療、栄養、上下水道および農業であった。禁輸措置実施中における人道援助計画の継続を可能にするため、人道的燃料供給計画が開始された。合計３６３万２，２７７ガロンの燃料が、人道援助に関与する非政府機関およびその他の機関の間で配給された。

865. １９９４年１０月の合憲政府の復帰、および、長年にわたる政治的不安定および劣悪な社会経済状況の後の民主主義の回復に伴い、ハイチを経済開発の道へと方向転換させることは、困難な任務となるであろう。実施中の人道援助活動の全体的な再検討の結果、厳密な意味で人道的な救済の重視を徐々に軽減する一方で、より長期的な再建イニシアチブの発足を促進するために、新たなアプローチを見出すことが必要であると思われた。

866. １９９４年１２月６日、ポルトープランスとニューヨークにおいて同時に、ハイチ政府、国連およびＯＡＳによって、６カ月の移行期間に関するアピールが出された。アピールに提示された活動は、迅速に実施でき、かつ、即時にプラスの効果が期待できる緊急のニーズを反映するものであった。これらの活動はまた、中・長期的な再建・開発努力へのスムーズな移行を促進するために、持続可能なものとして意図されていた。アピールは、ハイチの重要な移行期において人道・再建援助を継続する必要性を充足するために、

７，８００万ドルの資金を要請した。８月１０日時点で、アピールの目標金額の５４．１％に当たる５，０８０万ドルについて、拠出あるいは誓約が行われている。

867. １９９５年において、ハイチ政府とその開発パートナーとの協力は、緊急でアドホックなイニシアチブから、より戦略的に計画された公共事業および雇用創出プロジェクトへと移行したことにより、１９９５年７月には、特に、ＥＵ、米国国際開発庁（ＵＳＡＩＤ）および世界銀行との大規模な協定が締結された。ＵＮＤＰの活動は、統治、経済成長および貧困の撲滅に重点を置いているが、同計画は、援助国による一定のイニシアチブについて、初期資金の提供も行っている。その任務と一貫した様態で、ＵＮＤＰの開発活動をＵＮＭＩＨによる平和維持活動と調整するために、私の特別代表補佐は、ＵＮＤＰ駐在代表を兼任している。

自然災害

868. １９９４年１１月１３日、ゴードン台風による豪雨と洪水のため、ポルトープランスの一部およびハイチ南部が壊滅的な打撃を受けた。死者の数は１，１２２人と推定され、およそ１５０万人の人々が被害を受けた。総計で、８，６００世帯が家を失い、６万１，５００世帯が緊急援助を必要としていた。インフラ、農地および財産の破壊は広い範囲におよび、半壊家屋は１万１，４０２戸、全壊家屋は３，９０５戸を数えた。

869. ハイチ政府による国際援助の要請を受けて、国連人道調整官は、国連災害管理チームに対し、被災者を支援するための救援努力への参加を求めた。人道問題局は、首相によって設置された特別タスクフォースの能力を向上するための人道援助調整官の努力を強化するため、国連災害評価・調整班から３名のチームを派遣した。

870. この緊急事態に対応して、国際社会は８６０万ドルにのぼる義援金を拠出したが、このうち国連は約５０万ドルの拠出を行っている。援助物資は、イタリアのピサにある人道問題局の倉庫、並びに、フランス、日本およびメキシコ政府から送られている。

3. ルワンダ

871. 私の前回の国連事業年次報告以降、ルワンダにおける状況は、徐々に正常化の兆候を示し、集団殺害および内戦の終結、並びに、１９９４年７月１９日の現政権の樹立を以て始まったプロセスが継続された。１９９４年８月２１日のフランス主導の「トルコ石作戦」のルワンダ南西部からの撤退にともない、国連ルワンダ支援団（ＵＮＡＭＩＲ）は、旧人道保護地区に関する統治を完全に引き継ぎ、新しいルワンダ文民政権への段階的な引渡

に備えた。

872. ＵＮＡＭＩＲに関する私の安全保障理事会に対する報告において、私は、ルワンダにおける状況はいくぶん安定化してはいるものの、克服すべき多くの深刻な障害が残っていることを強調した。帰還、和解および再建努力における諸問題の継続は、ルワンダにおいてフラストレーションを誘発しており、このことがまた、治安を悪化させ、ＵＮＡＭＩＲとルワンダ当局との関係に影響を与える一因となっている。ルワンダ政府は、適切な時期に、ＵＮＡＭＩＲの活動期間およびそのルワンダからの段階的撤退が話し合われるべきだとする希望を表明した。 しかしながら、私は、政府に対し、ＵＮＡＭＩＲの任務遂行に欠かせない協力を継続することを促す一方で、私の特別代表であるシャリヤ・カーン氏に対して、政府と協議を行い、ＵＮＡＭＩＲの活動期間の修正を検討するよう要請した。

873. こうした協議を経て、私は、１９９５年６月９日に満了する予定であったＵＮＡＭＩＲの活動期間を、さらに６カ月延長するとともに、その任務の焦点を、平和維持から信頼醸成の役割にシフトさせることを勧告した。安全保障理事会は、決議９９７（１９９５）において、ＵＮＡＭＩＲの活動期間を延長するとともに、その兵力を３カ月以内に２，３３０名に、４カ月以内に１，８００名にそれぞれ削減することを承認した。ＵＮＡＭＩＲの活動期間は１９９５年１２月に終了し、すべての国連軍は撤退することになっている。ＵＮＡＭＩＲの新たな任務が採択されて以来、ＵＮＡＭＩＲとルワンダ当局の間の関係は改善している。ＵＮＡＭＩＲは、ルワンダ当局が国民的和解、難民の帰還および国家警察の設置を推進するための援助を行っている。ＵＮＡＭＩＲはまた、人道援助機関、人権監視員およびルワンダ国際犯罪法廷のメンバーを保護する責任を持っている。６月４日の報告において、私は、ルワンダの状況は比較的安定し、一般的に平和的であり、一部の公益サービスは再び活動を始め、学校は再開され、経済および農業は回復の兆しを見せていると述べた。

874. それでも、３つの重大な要因が、ルワンダにおいて正常な状態を取り戻すために政府を援助する国際的な努力を複雑にしている。第一に、１９９４年の集団殺害の容疑者についての裁判が遅れている。１９９４年１０月、独立専門家委員会は、ツチ族グループに対する集団的抹殺行為は、一定のフツ族分子によって計画的かつ体系的に実行されているところ、これが「集団殺害に関する国連条約」に言うところの集団殺害に当たると結論づけた。

875. １１月８日、安全保障理事会は、決議９５５（１９９４）において、１９９４年１月１日から１２月３１日までの間に犯された集団殺害およびその他同様の犯罪の責任者

を起訴するための法廷の設置を決定した。検事にはリチャード・J．ゴールドストーン氏が任命され、オノレ・ラコトマナ副検事を長とする検事事務所が、キガリに設置されることになった。同人の監督の下、前政権の指導者および集団殺害の主要計画者で、周辺国に逃れている者を含む、およそ４００名の容疑者の調査が、ルワンダ内外で行われているところである。

876. 安全保障理事会は、決議９７７（１９９５）において、法廷の本部がタンザニアのアルーシャに設置されるべきことを決定した。ルワンダに関する法廷は、旧ユーゴスラビアに関する国際犯罪法廷と共通の控訴判事室を有しており、総会は同法廷についてレナート・アスペグレン氏（スウェーデン）、ライティー・カマ氏（セネガル）、T．H．カーン氏（バングラデシュ）、ヤコフ・A．オストロフスキー氏（ロシア連邦）、ナバネテム・ピレー氏（南アフリカ）およびウィリアム・H．セクレ氏（タンザニア）の６名の判事のみを任命した。判事の第１回目の全体会議は、１９９５年６月２６日から３０日まで、ハーグで開催された。会議において、判事は、裁判所の手続および証言規則を採択するとともに、議長（カマ氏）および副議長（オストロフスキー氏）を選出した。これらの判事は、裁判の開始を以て、その任務を開始することになっている。国際法廷は、今年の下半期に、最初の起訴状を処理することになっているが、裁判制度は全体として未だ機能できる状態になく、緊急な支援を必要としている。１９９４年夏の恐ろしい事件が裁かれることがなければ、国民的和解と有意義な政治対話の達成は困難となるであろう。

877. １９９４年７月、ルワンダにおける４月～７月の内戦の結果、１２０万人のルワンダ難民が、ザイールのキブ州に流入したと推定されている。ザイールにおけるこのように多数の難民の存在、および、同国の治安および経済に対するその影響は、ケンゴ・ワ・ドンド首相が１２月１５日に国連本部を訪れた際の私との話合いにおける主要議題の一つとなった。この時、同首相は、私に対し、「ザイール駐在のルワンダ担当特別代表」の任命を要請した。この結果、文民から成るＵＮＡＭＩＲ連絡事務所をキンシャサに設置し、私のルワンダ担当特別代表とザイール政府とのコミュニケーションを促進することで合意が成立した。首相は、難民キャンプにおける治安を確保するために、提案中の国連軍に１，５００名の兵力を提供することを申し出た。ザイール政府は、最初の複数政党による議会および大統領選挙が延期され、ザイールにおける移行期間が１９９７年７月１０日まで、さらに２年間延長されたことの理由の一つとして、ルワンダ難民の存在をあげた。

878. １９９５年１月２７日、ザイール政府と国連難民高等弁務官は、難民キャンプにおける治安を改善するための特定的措置をまとめた覚書に調印した。この覚書において、ザイール政府は、１，５００名の軍事および警察要員（「ザイール難民キャンプ治安部

隊」）を展開し、難民キャンプにおける治安を維持することに合意した。具体的な措置としては、暴動の予防、帰還民の護送、および、特に食糧配給センターにおける法と秩序の維持があげられる。

879. 現在では、１，５１３名のザイール難民キャンプ治安部隊および３８名を超えるＵＮＨＣＲ文民治安連絡グループが、難民キャンプに配置されている。その展開は、治安情勢を大きく改善した。しかしながら、旧政府軍分子の軍事訓練に関する噂は、一部のキャンプにおいて根強く残った。このため、安全保障理事会決議９９７（１９９５）を推進する意味で、私は、アルド・アジェロ特使を同地域に派遣し、この問題に関してすべての関係国との話合いを行わせるとともに、特にザイール東部の飛行場において、噂されている武器の流れを監視するための軍事監視員を配置する可能性を探らせた。６月２０日から２８日まで、特使は、ルワンダ、ブルンジ、ザイール、ウガンダおよびタンザニアを訪問した。７月９日、私は、安全保障理事会に対し、同地域の一部の国々が、自国における国連軍事監視員の展開に反対していることを報告した。しかしながら、ザイールは、旧ルワンダ政府軍に対する武器供与の噂を調査するための、国連による国際調査団の派遣を歓迎することを再確認した。ルワンダ政府側は、可及的速やかな難民の帰還を促進する決意を再確認するとともに、集団殺害の嫌疑がかけられている者と対話を行う用意がある旨述べた。

880. 問題の複雑化の第二の要因は、集団殺害の嫌疑がかけられていない難民および国内避難民の安全な帰還なしには、国民的和解がほとんど現実味を帯びてこないということである。この関連において、難民および国内避難民の再定住、並びに、その社会への復帰のための機構を作り上げるために、国際社会の援助が必要となろう。しかしながら、この方向での努力は、周辺国の難民キャンプにおける旧ルワンダ政府軍メンバーによる、組織的なルワンダへの侵入攻撃を含む軍事活動の継続によって、危険に陥れられている。政府は、外国の旧ルワンダ政府軍分子が、訓練および武器供与を受けている一方で、ルワンダ自体は依然として武器禁輸の対象となっていることについて、懸念を抱いている。

881. ルワンダ国外の難民キャンプにおける深刻な治安の欠如に鑑み、私は、状況の改善のために、国連がザイール当局との合同作業部会に参加することを認めた。国連事務局およびＵＮＨＣＲとの協議を経て、私は、安全保障理事会に対する報告（Ｓ／１９９４／１３０８）において、難民の帰還を達成するためのいかなる活動も、また、難民キャンプにおける治安の改善も、国民的和解および再建を促進するための努力が伴わなければ、無意味なものになることを強調した。１９９５年２月１日、私は、安全保障理事会に対し、ＵＮＨＣＲが、法と秩序の維持、難民の帰還に反対する分子による難民に対する威嚇の防止、並びに、帰還民および救援活動員の保護のために、１月２８日、ザイール政府との間

で、１，５００名の治安維持要員およびＵＮＨＣＲ連絡支援グループのザイール東部の難民キャンプへの展開に関する協定を締結したことを伝えた。しかしながら、状況の改善にもかかわらず、問題は解決されたと言えるには程遠い状態にある。

882. ルワンダ政府は、治安上の理由により、特にキベホ、ンダゴ、カマナおよびムニニの国内避難民キャンプの閉鎖を希望していることを明らかにした。ＵＮＡＭＩＲは、キャンプの力による閉鎖に執拗に反対したところ、政府は、かかる行為を延期することに合意した。しかしながら、４月１８日、政府はキベホ・キャンプの閉鎖を決定したため、キャンプでは、パニック、騒乱および避難民に対する無差別射撃が発生し、多数の死者が出た。私は、この悲しむべき事件に対して憤りの念を示すとともに、キガリに特使を派遣した。その後、ほとんどの避難民は、ＵＮＡＭＩＲおよびＵＮＨＣＲの援助により、故郷へ帰還している。キベホ事件の状況および原因を調査するために創設された独立の国際調査委員会は、その報告（Ｓ／１９９５／４１１）において、事件はあらかじめ計画されたものでも、予防が不可能であったものでもないと結論した。同委員会の迅速な設置、および、関与した軍人の処罰のために委員会の取った措置により、この悲劇の悪影響はいくぶん和らげられている。

883. 第三に、１９９５年１月のＵＮＤＰ円卓会議において誓約された援助を含め、ルワンダに対する国際的な経済・復興援助の実施ペースが遅いことに対するフラストレーションが見られる。７億１，４００万ドルの拠出誓約額のうち、実際に支払われているのは６，９００万ドルのみであり、しかもこのうちの２，６００万ドルは、債務返済コストによって吸収されている。今年２月に出された、ルワンダ危機に関する国連機関間合同アピールのルワンダ部分については、要請額２億１，９４９万１６２ドルのうち、５０％の資金が調達されているのみである。中部アフリカ地域については、周辺国における計画についての要請額合計５億８，６７７万８，００７ドルのうち、受け取られている金額は６０％に満たない。

884. 国際援助コミュニティーは、ルワンダの復興再建計画に対して寛大な資金拠出の誓約を行ったが、これがなかなか実際の支援に結びついていないため、政府は不満を募らせている。私は、加盟国およびその他の潜在的な援助主体に対して、ルワンダの政府および国民の差し迫ったニーズを充足する資金の有用な経路となりうる、ルワンダ信託基金への拠出を行うよう、繰り返し要請している。現在までの拠出金額は、６５３万６，９１１ドルとなっている。私はまた、２月１５日から１７日までブジュンブラで開催された「大湖沼地域における難民、帰還民および避難民に対する援助に関するＯＡＵ／ＵＮＨＣＲ地域会議」の主要な勧告のうちのいくつかを早期に実施すれば、同地域における巨大な人道上の

危機は緩和されるであろうと信じ続けている。私は、すべての国連加盟国に対し、同会議の勧告に従った行動を取るよう要請した。

885. この意味で、ルワンダの経験は、このような困難な状況下で活動を行う際、平和維持活動が決まって直面する諸問題のいくつかを明確に浮き彫りにしている。国連システムの全ての資源を動員・結合する、新たな総合的なアプローチが緊急に必要とされている。

886. 様々な時点で国内から逃げ出したルワンダ人で、今年中に帰還した者の割合はわずかであり、その中では、１９６０年代前半以来ウガンダに居住している者が殆どであった。１９９４年に逃亡した難民の間では、特にゴマ地域およびブルンジ北部において、３月以来、帰還への熱意が弱まっている。これは、難民キャンプにおける威嚇と、ブタレ県知事およびギセニー地域の医療サービス部長の暗殺を含む、ルワンダ国内における数多くの治安関連の事件の発生の双方による結果である。集団殺害に参加した疑いのある容疑者の逮捕のペース、および、ルワンダ当局の一部による強硬な姿勢の表明は、帰還に対してマイナスのインパクトを及ぼしている。こうした妨げにもかかわらず、ＵＮＨＣＲは、来る数カ月間におけるさらに規模の大きな帰還のための準備を継続している。帰還民の監視に加えて、ＵＮＨＣＲは、ルワンダ政府と協力して、ブルンジのキャンプの難民グループにより、故郷への信頼醸成のための訪問を組織しようとしている。

887. ルワンダ政府はまた、多数の人々の故郷への帰還による社会的インパクトにも取り組まなければならない。この点で忘れてならないのは、ルワンダ国民の多くが、１９９４年の事件による精神的打撃を今も引きずっているということである。よって、集団殺害の生存者と、避難民および難民キャンプから帰還していく人々との間に深刻な問題が生じていることは、何ら驚くべきことではない。いさかいの原因としては、集団殺害、土地および財産の不法占拠、並びに、過去の恨みつらみの仕返しがあげられる。治安および逮捕手続などの問題に取り組むために、２月以来、地方自治体の代表および人権実地活動官から成る市町村委員会が結成されている。

888. ブルンジおよびルワンダにおける民族間紛争の激化、大量の武器の流通、自由往来可能な国境および国境を越えた難民の移動が相まって、控えめに言っても、中部アフリカ地域を不断に不安定化したり、また、最悪の場合には、大規模な地域紛争に火を付けたりする危険性がある。故に、私は、特に、治安、安定および開発に関する地域会議の早期開催により、大湖沼地域における諸問題の長期的解決のためのより幅広いイニシアチブに向けて、私の努力を強化する所存である。

889. 同地域においては、食糧不足も発生しており、ＷＦＰとＵＮＨＣＲは、３００万

人以上のルワンダおよびブルンジ難民並びに国内避難民に脅威を与えている食糧不足に対応する必要性に対して、国際社会の警戒を喚起している。一部の難民キャンプにおいては、食糧の配給量を半分にまで削減しなければならなかった。ルワンダ国内においては、国連および非政府機関が、種子、農具および種苗保護計画により、今期の収穫に多大な貢献を行っている。世界銀行の資金援助による種子多様化計画が開始されているほか、ＦＡＯは、農業部門に関する援助国コンソーシアムの設立において、重要な役割を果たしている。

890. ＵＮＩＣＥＦは、数多くの栄養センターを再開し、非政府機関に機材を配給するとともに、孤児センターに対して補完的な食糧および物資を供給している。ＵＮＩＣＥＦ、ＩＣＲＣ、ＵＮＨＣＲおよび「セーブ・ザ・チルドレン基金ーイギリス」の援助により、親からはぐれた推計９万５，０００人のルワンダの子どもたちのうち４万１，８００人が、ルワンダ、ゴマ、ブカブおよびンガラにおいて登録されている。こうした努力のおかげで、少なくとも３，０００人の子どもたちが、家族との再会を果たしている。親元から離れた全ての未成年者のうちの５分の１までが、その家族と再会できる可能性を持っていることが明らかになっている。

891. ＵＮＩＣＥＦおよびルワンダ法務省は、集団殺害で告訴されている４００人に上ると見られる子どもたちを、刑務所から別の場所に移動させることで合意に達した。これに加えて、法務省内に、投獄された子どもおよび女性のための特別の課が設けられている。５名の経験豊富な法律家が、子どもの弁護を行うべく採用されている。子どもの兵士の動員解除に関し、ＵＮＩＣＥＦとルワンダ国防省は、４，０００名の子どもの兵士の教育および技能訓練をすぐに開始できる場所を判別している。

892. ルワンダ国民の健康状態については、大きな進歩が見られている。ＷＨＯは、下痢性疾患および重症の呼吸器疾患の統制に関する国家計画を再開できるようにするための訓練プログラムを以て、ルワンダ保健省を援助するとともに、国民保健政策文書の作成においても、同省を支援している。また、国民健康情報システムについても、疫学的監視に重点を置いた訓練プログラムが開始されている。ＵＮＩＣＥＦその他の援助により、ルワンダ国内における内戦前の２８０カ所の予防接種センターのうち、１００カ所以上が再開され、その他のセンターについても、物資および機材の発注が行われている。はしかの予防接種キャンペーンがキガリで行われている。同国の水道インフラおよび電線網の復興についても、一定の進展が見られている。

893. ＵＮＥＳＣＯとＵＮＩＣＥＦの合同の努力により、教育へのアクセスは引き続き改善されている。１４万人を超える小学生に対して基礎的な教室設備および緊急カリキュ

ラムを提供する、約１，８００の教員緊急パッケージは、２月にルワンダ国内で配給されている。これによって、これまでに配給されたパッケージの数は７，０００を超え、少なくとも５６万人の子どもたちに稗益している。

894. 国家母子保健／家族計画プログラムに対する緊急援助のためのプロジェクトを継続する一方で、ＵＮＦＰＡは、ルワンダ政府に対し、母子保健／家族計画、ＨＩＶ／ＡＩＤＳ予防および母性の安全を組み込んだ、総合的な母子保健／家族計画プログラムの策定における援助を行っている。また、ＷＨＯは、中央および地域レベルでの管理能力の強化を通じ、国家ＡＩＤＳ計画に対する支援を行っている。

895. ７月、私は、これまでの進展および今後の課題を直に観察するため、ルワンダを訪問した。８月８日付の私のＵＮＡＭＩＲに関する最新報告書において、私は、本当の国民的和解の達成が、ルワンダにおける恒久的和平の確立に不可欠な要素であることを強調した。ルワンダ政府は、このために断固とした措置を取らなければならず、また、ルワンダ社会の全てのセクターは、継続的な安定を達成するために必要な憲法および政治機構に関する合意を達成すべく、話合いを開始すべきである。国際社会もまた、ルワンダの再建および和解の進展において演じるべき、重要な役割を持っている。経済状況はほとんど改善されていないうえ、政府は、難民の帰還によって増大する圧力、全てのセクターの復興、および、周辺国との緊張状態に対処する能力を備えていない。現在の状況の深刻さ、および、これがさらに悪化していく可能性の高まりにより、国際社会による緊急かつ力を合わせた努力が必要となっている。私の中部アフリカ訪問中、政府の指導者の間には、同地域のいずれかの国家が不安定な状態に陥れば、その周辺国全てに劇的な効果をもたらしうるという、明確なコンセンサスが存在していた。８月１６日、安全保障理事会は、決議１０１１（１９９５）を全会一致で採択した。この決議において、安保理は、就中、ルワンダ政府に対する武器および関連機材の売却および供給に関する制限を、１９９６年９月１日まで、１年間解除した。しかしながら、ルワンダおよび周辺国の非政府勢力については、かかる制限が継続している。１９９６年９月１日には、安保理決議９１８（１９９４）１３項によって課された制限が終了することになっている。但し、安保理が、この問題に関する事務総長の報告を検討した後、別途決定する場合には、このかぎりでない。

4. 旧ユーゴスラビア

896. 旧ユーゴスラビアにおいて継続している国連の努力は、停戦違反、人権蹂躙、物理的破壊および死という悪循環によって特徴付けられる環境において、引き続き、人道的、軍事的および政治的任務を含む、多様な受託責任を中心に行われた。

897. 紛争の継続、敵対関係の深層化、協定の違反、および、コミットメントと誠意の全くの欠如は、この危機の代名詞的存在になっている。これらの要因は、全体として捉えた場合、平和的解決を探るために十分な努力が行われていないか、あるいは、当事者を隔てる根本的問題が克服不可能なものであるかのような印象を与える。１９９１年の軍事的衝突の開始からこの報告書作成の時点まで、紛争および未解決の問題について、交渉による平和的な解決をもたらそうとする努力は、あまりにも長い間徒労に終わっている。しかしながら、国連、および、旧ユーゴスラビア地域で計画を実施する国連システム内の諸機関は、同地域に平和をもたらすこと、および、紛争による被害を緩和することを、引き続き最優先事項としている。

予防外交と予防展開

898. 国連予防展開軍（ＵＮＰＲＥＤＥＰ）の存在は、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国における安定に、引き続き重要な貢献を行っている。しかしながら、昨年の私の報告で述べたとおり、政治的不安定につながりうる内部対立は、相変わらず不安の種となっている。ギリシアとマケドニア旧ユーゴスラビア共和国との間の紛争について、私の特使であるサイラス・バンス氏は、安全保障理事会決議８４５（１９９３）に従い、その努力を継続した。

899. １９９４年１１月７日、バンス氏と私は、同国における選挙の後、ジュネーブにおいて、キロ・グリゴロフ大統領と会談した。私は、大統領に対し、紛争解決のための数多くの提案を前向きに検討するよう促した。１９９５年２月６日、バンス氏は、直接的交渉を召集するために、当事国との一連の並行的会合を開始した。この会合において、両当事国は、後に直接会談につながりうる、真剣かつ建設的なアプローチを取った。その後、３月１０日のコペンハーゲンにおけるグリゴロフ大統領との会談において、私は、同氏に対し、他方の側との直接会談を容易にするよう促した。３月から６月にかけて、バンス氏は、両国との会談を継続した。７月にギリシアを訪問した際、私は、ギリシアの各指導者に対し、同氏の提案に前向きな対応を行うよう促した。

平和創造と平和維持

900. 旧ユーゴスラビアに関する国際会議は、同地域における諸問題の話合いによる包括的な政治解決のために、恒久的なフォーラムを提供し続けている。その運営委員会においては、国連代表であるトルバルト・シュトルテンベルク氏、および、５月のデービッド・オーウェン卿の辞任に続いて６月９日にＥＵによって任命されたスウェーデンのカール・

ビルト元首相が、共同議長を務めている。私の特別代表である明石康氏、および、コンタクト・グループのメンバー国は、和平プロセスを前進させるための努力を継続した。6月、フランスのカンヌにおけるＥＵ首脳会議において、欧州各国の指導者は、サラエボ包囲の解除、コンタクト・グループの計画に基づいた当事者間の対話の再開、新たな4カ月間の停戦の実施、クロアチア政府とクライナのセルビア人勢力の間の対話の再開、並びに、旧ユーゴスラビア諸共和国間の相互承認を含む、いくつかの主要目標達成のためには、外交を主たる手段とすべきであると決定した。

901. 旧ユーゴスラビアに関する国際会議共同議長、並びに、ロシア連邦および米国のクロアチア駐在大使の仲介の下に、クロアチア政府とクロアチア各地のセルビア人当局は、１９９４年１２月２日、経済協定を締結した。この協定は、クロアチアにおける経済活動の正常化に向けた、重大な信頼醸成措置と考えられた。１９９４年3月２９日の停戦協定が引き続き遵守されていたため、双方の当事者とも、西セクターを通じたザグレブ・ベオグラード道路の開通、アドリア海石油パイプラインの開通、電線網の復興および再接続、並びに、鉄道連絡網の再開の模索といった、具体的で相互に利益をもたらす経済的状況改善による、その関係の正常化に向けて動き出したものと見られた。

902. １９９５年1月１２日、私は、クロアチア共和国のフラニョ・ツジマン大統領から、同国政府が、国連保護軍（ＵＮＰＲＯＦＯＲ）の3月３１日以降の活動期間延長に同意しないことを決定した旨通告する書簡を受け取った。クロアチア政府側のフラストレーションは理解できたものの、クロアチアからのＵＮＰＲＯＦＯＲの撤退に固執するというその決定は、不信を再燃させ、新たな緊張状態をもたらしたため、経済協定のさらに多くの要素に関する協力の可能性は、次第に消滅した。

903. 国際社会、シュトルテンベルク氏および私の特別代表による外交努力により、最終的には、任務の修正および兵力の８，７５０名への縮小はあったものの、クロアチアにおける国連平和維持活動の存在の継続は承認された。3月末、安全保障理事会は、決議９８１（１９９５）により、国連信頼回復活動、通称ＵＮＣＲＯを設置したが、この活動は、シュトルテンベルク氏と当事者との間の協議によって決定された数多くの中核的任務の実施を目的としていた。クロアチアに駐留していたＵＮＰＲＯＦＯＲ要員は、１９９５年6月末までに、ＵＮＣＲＯに転換されることになった。これと同時に、ボスニア・ヘルツェゴビナ（ＵＮＰＲＯＦＯＲの名称を継承）および旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国（ＵＮＰＲＥＤＥＰ）については、別個の部隊が創設された。これらの部隊の全体的な指揮および統制は、私の特別代表およびザグレブの国連平和部隊本部の部隊司令官によって行われることになった。

904. 5月1日、クロアチアの軍および警察は、およそ2，500名の兵員、重砲および航空支援により、ザグレブ・ベオグラード道路の双方向から、西セクターに対する攻撃を仕掛けた。1994年3月に合意された停戦取極の監視を任務としていたUNPROFORは、この規模の攻撃を防止するには無力であった。しかしながら、UNPROFORおよびその他の国際機関は、少なくとも国際社会に部分的な情報を伝え続けるとともに、紛争の初期には疑いなく虐待が行われたものの、セルビア人にたいする暴力を抑制することができた。1万人を超えるセルビア人市民が、ボスニア・ヘルツェゴビナのセルビア人支配地域に流入した。結果的に、UNPROFORとUNHCRは、希望する残留セルビア人に対し、保護と秩序の中で西セクターを離れるための手助けをした。クロアチア政府は、残留するセルビア人の人権を完全に尊重する意志を公表したものの、セルビア人の間に、クロアチアに残ることがその利益になるという信頼感情を創出することができなかった。クロアチアの西セクターに対する軍事作戦によって生まれた不信感は、クロアチアにおける平和的問題解決に向けた交渉再開努力を、さらに損なうことになった。

905. クロアチア軍による西セクターの奪回後、UNCRO活動地域における緊張は依然として高く、安全保障理事会決議981（1995）および982（1995）によって当初予定された形での活動の展開はできなくなった。7月19日、クライナのセルビア軍およびフィカレット・アブデッチ氏に忠誠を誓う部隊は、ビハチのボスニア陸軍第5兵団に対して攻撃を仕掛けた。クロアチアは、ほとんど即時に、ビハチの人々の避難が、自らの安全および安定への深刻な脅威として考えられることになろうと警告した。クロアチアおよびボスニア・ヘルツェゴビナの大統領は、7月22日、クロアチア政府をビハチ地区のボスニア軍への軍事支援にコミットさせる、スプリト宣言に調印した。クロアチア国内においては、クロアチア軍が、北および南セクター周辺での大規模な兵力増強を続け、これらの地区におけるクロアチアの支配を再び確立するための、大規模な軍事攻撃を準備しているものと見られた。

906. 危機を打開し、政治的交渉を再開するための集中的な努力が、国連および加盟国によって始められた。私の特別代表は、軍事衝突の可能性に先手を打つべく、ツジマン大統領と会談した。特別代表はまた、クニンにおいて、地元のセルビア人指導者とも会談した。8月3日、ジュネーブにおいて、シュトルテンベルク氏は、クロアチア政府およびクロアチアのセルビア人勢力の代表者の間の会談を主宰し、両者に対して、7つの係争点をカバーするペーパーを提示した。セルビア人勢力側は、その政治指導者の承認が得られることを条件としながらも、事態進展のための有用な基礎としてこのペーパーを受け取る方針でいたが、クロアチア政府は、クライナのセルビア人がクロアチアの憲法および法律の下に再

統合されるべきであるとするその根本的な関心について、ペーパーが取り組みを行っていないことを指摘した。8月3日夕、私は、ツジマン大統領に電話し、極力自制を求めた。

907. 8月4日、クロアチア陸軍は、大規模な攻撃を仕掛けたが、これは数日後にはほとんど完了した。私はすぐに、クロアチアにおける戦闘の勃発に遺憾の意を表する声明を発表するとともに、当事者に対し、国際人道法および被災民の人権を尊重するよう促した。攻撃の開始時において、多くの国連監視ポストがクロアチア陸軍によって侵攻され、一部は執拗な砲撃を受けた。一部の国連軍の兵士は、クロアチア陸軍部隊が攻撃を行う際に人間の楯として使われた。国連および兵員提供国政府は、これらの事件に対して激しい抗議を行った。クロアチアによる軍事行動の後、国連は、大量の人々の避難によって生じた人道的危機への対応、および、政治的交渉の再開を可能にするような接触の維持に、その活動の重点を置いた。このため、私の特別代表は、8月6日、クロアチア当局との間で、9カ条の協定を締結したが、これによって、国連およびその他の国際機関は、重大な人道上の問題に対処するとともに、人権状況を実地に監視することができるようになった。シュトルテンベルク氏もまた、ザグレブおよびベオグラードの当局と積極的な折衝を行った。クライナのセルビア人勢力の軍隊の崩壊により、東セクターを除き、１９９４年３月２９日の停戦協定により設定された対峙線、引き離し地帯、兵器貯蔵場所および制限地域の監視あるいは統制を行う必要がなくなったという点において、これらの事象は、今後のＵＮＣＲＯの役割に明らかに影響するものとなった。8月２３日、私は、安全保障理事会に対し、１９９５年１１月半ばまでに兵力を２，５００名未満に縮小すべく、東セクターの２個大隊を除き、すべてのＵＮＣＲＯ要員の撤退を即時に開始するよう勧告した。

908. 大体において、この１年間におけるボスニア・ヘルツェゴビナにおける動向は、これと同様に悲劇的なものであった。１９９４年秋、特にビハチ地区およびサラエボ周辺において、軍事行動は容認しがたいほどの規模に達した。１０月のボスニア軍によるビハチ地区からの攻撃に対して反撃を加えるため、ボスニアのセルビア人歩兵部隊がビハチの指定安全区域に侵入したことにより、全般的な状況は危機的なレベルに達した。１９９４年１１月１８日および１９日のクライナのセルビア人勢力によるビハチ地区への空爆、並びに、１１月２１日および２３日のそれぞれＮＡＴＯによるクロアチア南セクターのウドビナ飛行場およびボスニアのセルビア人勢力のミサイル基地に対する空爆を受けて、状況は急激に悪化した。およそ２５０名のＵＮＰＲＯＦＯＲ要員が、サラエボ周辺の武器回収地点に釘付けにされたほか、２６名の国連軍事監視員が、その宿舎に拘留された。１２月下旬の米国のジミー・カーター元大統領の訪問を受け、私の特別代表は、敵対行為停止の合意を取り付けることができ、これが１９９５年１月１日に発効したことから、事態は改善した。

909. ４カ月間の敵対行為の停止が合意されたものの、ビハチ地区における戦闘は全く収まらず、合意の中でも、緩衝地帯の創設および対峙線に沿ったＵＮＰＲＯＦＯＲ要員の介在等、より安定的な停戦を確保しえた要素は、当事者による協力の欠如のために、実施できなかった。１９９５年３月、ボスニア政府は、ビハチ地区以外で初めて大規模な停戦合意違反を行い、トラブニク付近のブラシッチ山およびツズラ付近のマエビッツァ丘陵において攻撃を仕掛けた。敵対行為停止合意を５月１日以降まで延長するための努力が失敗したため、サラエボおよびその周辺における状況は、急速に悪化し始めた。サラエボ空港への人道援助物資の空輸は、４月８日からこの報告書作成時点まで、ボスニアのセルビア人勢力によって阻止されているほか、銃撃および砲撃戦は、１９９４年２月の大型武器禁止区域の設定以来、例を見ない規模にまでエスカレートしている。

910. ５月２５日、ボスニアのセルビア人勢力が大型武器の引渡の期限を遵守しなかったことから、パレ付近の弾薬庫に対する空爆が行われ、翌日にも、この違反が続いたことから、同じ目標への空爆が加えられた。ボスニアのセルビア人勢力は、ゼパを除く全ての安全区域に爆撃を加えたが、ツズラに対するロケット砲攻撃では、７０人の市民が死亡し、１３０人以上が負傷している。ボスニアのセルビア人勢力は、武器回収地点のＵＮＰＲＯＦＯＲ要員を包囲し、１９９名を屈辱的状況の下に拘禁した。

911. 危機が高まる中で、６月２９日、ＮＡＴＯは、６万人までの軍隊をボスニア・ヘルツェゴビナに派遣し、必要が生じた場合、国連平和維持軍の撤退を保護することを承認した。国連指定の安全区域は、ボスニアのセルビア人勢力からの継続的な攻撃を受け、スレブレニッツアは７月１１日に陥落した。安全保障理事会は、７月１２日、スレブレニッツァからのセルビア人部隊の撤退を要求したが、これは無視された。ボスニアのセルビア人勢力軍は、ＵＮＰＲＯＦＯＲのオランダ兵を拘留し、７月１４日までに、数千人のムスリム難民をスレブレニッツァから追放する一方で、男性のムスリム人を拘禁しており、その行方は未だ判明していない。スレブレニッツァおよびゼパの陥落後に犯されたと見られる国際人道法に対する違反は、極めて大きな懸念の対象となっており、これらの告発に関する完全な国際的調査を可能とする道を開くことが必要不可欠である。一般市民の下劣かつ冷酷な取扱は、当然のことながら強く非難されている。その後ゼパが攻撃に晒され、これもボスニアのセルビア人勢力の手に落ちた。ゼパ地区においては、両当事者とも、即ち、セルビア人勢力は自らに対するＮＡＴＯの空爆が行われた場合に、ボスニア・ヘルツェゴビナ政府はＮＡＴＯの空爆が行われない場合に、それぞれＵＮＰＲＯＦＯＲのウクライナ兵を殺害すると脅迫した。この期間において、国連は、２つの飛地地区の陥落による歴史的な人道上の帰結に対処すべく、全てのエネルギーを傾けた。行方不明者の安否確認および抑留者への

アクセス確保のための努力が継続されている。

912. これらの劇的な事態の展開および残存する安全地区への脅威は、私がコンタクト・グループの指導者および兵員供出国の代表者とともに参加した、７月２１日のロンドンにおける会議において討議された。このロンドン会議では、安全区域へのさらなる攻撃を抑止するための、空爆を含む措置が検討された。７月２６日、ＮＡＴＯは、ボスニアのセルビア人勢力が再びゴラジュデに脅威あるいは攻撃を加えた場合の空爆計画を承認した。ＮＡＴＯと国連の間の集中的討議を経て、このための適切な手続が合意されたところ、私は、同地域における空爆を行う権限を、ＵＮＰＦ軍の司令官に委任した。

913. ５月に悪化し始めた危機的状況は、軽装備で散在する平和維持軍としてのUNPROFORの弱点を再び浮き彫りにすることになった。よって、私は、UNPROFORの安全、さらには、安保理事会から与えられた任務を実行するその能力を改善するために、緊急対応能力として１万２，５００名程度の追加的兵員をＵＮＰＲＯＦＯＲに提供するとした、フランス、オランダおよび英国による申し出に感謝した。クロアチアおよびボスニア・ヘルツェゴビナ政府によって持ち出された諸困難は、緊急対応能力の導入を遅らせた。

914. ５カ国からなるコンタクト・グループは、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける紛争を政治的に解決するための努力を継続したが、ユーゴスラビア連邦共和国（セルビアおよびモンテネグロ）の支持にもかかわらず、全般的解決のための領土の線引きをボスニアのセルビア人勢力に受け入れさせるという点では、ほとんど進展が見られなかった。ユーゴスラビア連邦共和国政府は、ボスニアのセルビア人勢力指導者との関係を縮小し続け、１９９４年９月に設置された、旧ユーゴスラビアに関する国際会議の監視団は、ユーゴスラビア連邦共和国とボスニアのセルビア人勢力支配地域との間の３００マイルに及ぶ境界線の閉鎖を監視し続けた。

915. ８月末の本報告書最終化時点で起こっている劇的な出来事は、やっとのことながら、政治的解決に向けての価値ある進展が望める状況をつくり出している。和平を達成するために国際社会が武力に訴えなければならなかったことは遺憾ではあるが、７月２１日のロンドン会議後に出された警告は、明快かつ疑問の余地のないものであった。過去数年間において、ボスニア・ヘルツェゴビナの悲劇には落胆させられることが実に多かったが、この新たな政治的話合いのための機会を無駄にしてはならない。

916. 旧ユーゴスラビアにおける危機を解決するための国連加盟国の忍耐、資源および意志が、大きな試練に直面していることを、私はよく認識している。にもかかわらず、私は、話合いによる包括的な解決のみが、恒久的和平につながるものと引き続き確信してい

る。解決の一環として、バルカン半島における今後のさらなる紛争勃発を予防するような軍備制限取極および信頼醸成措置が含まれなければならない。また、地域全体の再建・復興のための広範な計画も必要である。よって、国際社会は、引き続き、そのコミットメントと関与を維持する必要があろう。

人権

917. １９９２年８月、国連人権委員会は、その歴史上初めて特別会期を開催し、旧ユーゴスラビアにおける人権状況を検討した。委員会は、議長に対し、旧ユーゴスラビア、特にボスニア・ヘルツェゴビナにおける人権状況を調査するために、特別報告官を任命するよう要請した。

918. 特別報告官に任命されたタデウシュ・マゾビエツキ氏（１９９５年７月２７日に辞任）は、この１年間において、人権委員会及び総会に対し、定期的な報告書を提出した。人権委員会は、事務総長に対し、これらの報告書を安全保障理事会および旧ユーゴスラビアに関する国際会議にも活用させることを要請した。１７回にわたる報告において、特別報告官は、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国およびユーゴスラビア連邦共和国における人権状況の評価を行った。各々の報告書において、同氏は、国際社会および当該地域の様々な当事者が取るべき行動について、数多くの勧告を提示した。

919. 事実上ボスニアのセルビア人勢力の統治下にある地区に関し、特別報告官は、民族浄化作業の継続、並びに、セルビア人当局によって忠実でないと判断されたボスニアのセルビア人を含む、これらの地域の住民に対する広範な人権の侵害に対し、注意を喚起した。また、ボスニア・ヘルツェゴビナ全土において、セルビア人勢力による一般市民に対する軍事攻撃および人道援助物資輸送の妨害も発生していた。特別報告官は、かかる全ての人権侵害を激しく非難するとともに、国際法廷による犯人の起訴を求めた。

920. これに加えて、人権委員会は、決議１９９４／７５を採択し、私に対し、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける人権状況に関し、同委員会への報告を行うよう要請した。私は、この報告において、特別報告官の取った行動、避難民の自発的帰還に関する状況、行方不明者の問題、並びに、安全保障理事会決議７８０（１９９２）に従って設置された専門家委員会、国際法廷、旧ユーゴスラビアに関する国際会議、ＵＮＰＲＯＦＯＲおよび国連人権高等弁務官の取った行動についての諸問題を取り扱った。

921. １９９４年１１月、旧ユーゴスラビアに関する国際犯罪法廷は初めて、ボスニア

のセルビア人、ドラガン・ニコリッチ氏を、ジュネーブ条約、戦争法および戦争慣習の重大な侵害、並びに、人間性に対する犯罪のかどで告訴した。その直後、ドイツ政府に対して、集団殺害、民族浄化、強姦、並びに、一般市民および戦争捕虜の殺害に係る「タディッチ事件」の審理移管を求める公式要請が出された。同事件のドイツ裁判所からの移管は、数カ月後に完了し、「タディッチ事件」の第1回の審理は、1995年4月26日に開かれている。

922. 国際法廷は、1995年2月、さらに2件の起訴状を受理し、被告の総数は22名となった。その逮捕および国際法廷への引渡の要請は、ボスニア・ヘルツェゴビナ当局およびパレのセルビア人当局に対して行われている。しかしながら、ドイツ法廷から引き渡されたタディッチ氏を除く、残りの21名の被告は、依然として逮捕されていない。

923. 5月、国際法廷は、ボスニア・ヘルツェゴビナ政府に対し、ボスニアのクロアチア人勢力がボスニア市民の大量虐殺を行ったとされているラシュバ川渓谷における一般市民に対する犯罪に関して、その調査および刑事裁判手続の移管を求める公式要請が出された。国際法廷はまた、同国政府に対し、パレのセルビア人勢力指導者に対する調査手続の移管を求める別件の要請を出している。この後者の調査は、集団殺害、暗殺、強姦、拷問およびボスニア・ヘルツェゴビナの広い地域からの住民の強制移動についての、セルビア人指導者の責任の可能性に焦点を当てるものである。7月21日から25日まで、国際法廷は、24名に対する5件の告訴を行った。

924. ボスニア・ヘルツェゴビナにおけるムスリム人とクロアチア人の連合をもたらした1994年3月のワシントン協定、1994年5月のコンタクト・グループ計画の導入、および、同年末の敵対行為の停止に関する協定は、サラエボに安定期間をもたらすとともに、移動の自由を改善した。これらの動向は、状況を根本的に変えるものではなかったが、国際援助を必要とする人々の数を、ボスニア・ヘルツェゴビナの140万人を含む210万人程度にまで徐々に減らすことを可能にした。国連の人道援助機関は、これによって、避難民および最も被害を受けやすい集団にその努力を集中させることができるようになった。

925. ビハチを除き、少なくとも1994年6月から1995年3月にかけて、人道援助物資のアクセスは全般的に成功し、UNHCRは、サラエボおよびボスニア中部のその他の地域において、その月間目標を超過することができた。サラエボおよび東部の飛地に対しては、防寒のための物資と燃料の供給が可能になった。また、FAOとの間においては、ボスニア・ヘルツェゴビナ全土で大いに必要とされている種子および肥料の配給に関する取極が行われた。

926. １９９５年３月、全般的な治安状況は急速に悪化し、人道援助物資の移動はますます困難になった。サラエボに対する空輸は、４月８日に中断したほか、５月末からの紛争の激化により、陸上輸送は予見不可能かつ不安定なものとなった。ビハチおよび東部の飛地においては、栄養失調と極度の疲労の兆候が初めて目につくようになった。

927. ６月、７月および８月における紛争の劇的な激化は、旧ユーゴスラビア全体で数十万人の人々の移動を引き起こした。６月にはクロアチア当局がスラボニア西部の支配を回復したことにともない、数千人のセルビア人がボスニア北西部へと逃れた。６月半ばのスレブレニッツァ陥落後には、約３万人の人々が避難を余儀無くされた。８月初旬時点で、スレブレニッツァの男性数千人が依然として行方不明になっている。７月下旬には、およそ４，３５０人の人々がゼパを逃れている。グラモックおよびグラホボに対するボスニアのクロアチア人勢力の攻撃により、１万３，０００人程度のセルビア人がバニャ・ルカ地区に逃れている。

928. ８月初旬、クロアチア当局がクライナを奪回したために、約１５万人の人々が、ボスニア北西部およびユーゴスラビア連邦共和国に逃れた。ＵＮＨＣＲは、その他の人道援助パートナーとの協力のもと、この緊急事態によって発生したニーズを充足すべく、大規模な援助努力を行った。避難するクライナのセルビア人は、クロアチアの軍人および市民によって多くが虐待を受け、負傷し、中には死亡する者もいたほか、ＵＮＣＲＯ要員は、数多くの略奪および家屋への放火を報告した。ＵＮＨＣＲは、クライナに残留したセルビア人の状況を監視し、逃れた人々の帰還の権利を確保すべく、努力を行った。ＵＮＨＣＲおよびその他の人道援助機関は、しばしば暴力的行為によってその退去への圧力をかけられたにもかかわらず、クロアチアおよびボスニア西部における援助を継続した。しばしば前線において行われている強制労働は、大きな不安の種であるが、この状況は、緊張状態の再燃、並びに、最近のスラボニア西部およびクライナからのセルビア人難民の流入によってさらに悪化しており、その結果、バニャ・ルカ地区においては、報復措置として、ムスリム人とクロアチア人がさらに虐待を受けたり、追放されたりしている。

929. 一般的に、強制的な人口移動は、民族浄化と結びついているか、これと同じ結果をもたらすものであり、ＵＮＨＣＲにとって、この１年間において懸念すべき重大な問題となった。ＵＮＨＣＲは、難民の強制的動員を防ぐべく、積極的な関与を行っている。１９９５年１月－１２月の期間を対象とする、旧ユーゴスラビアに関する国連機関間合同アピール修正版は、９つの国連機関によって６月２日に出され、人道援助活動のために合計４億７，０００万ドルの拠出が要請された。このうち、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、スロベニアおよびユーゴスラビア連邦共和

国（セルビアおよびモンテネグロ）の合計２１０万９，５００人と見られる受益者に対する人道援助コストをカバーすることを目的に、ＵＮＨＣＲの活動に対して、１億７，２００万ドルが割り当てられることになっている。１９９５年８月１日時点の拠出金額は、１３６万ドルとなっている。

Ｆ．地域機関との協力

930. 国連と地域機関との協力関係は、常に変化する世界情勢に適応するものでなければならない。国連憲章自体、地域的な取極および地域機関を正確には定義せず、多様な機関および機構が、国連とともに、平和と安全の維持に貢献できるようにすることによって、この柔軟性のニーズを予見していた。

931. 国連と地域機関との間の相互作用の拡大は、国連憲章第VIII章に端を発している。この目的に留意し、事務総長は、１９９４年８月、平和創造および平和維持努力において最近国連と協力を行ったいくつかの地域機関の長と会談した。１９９５年１月の「平和への課題」増補（Ａ／５０／６０－Ｓ／１９９５／１）においては、国連と地域機関との間の現行の協力方式の類型が示された。

932. 現在のところ、かかる協力は５つの異なる形態を取っている。第一の形態は、定期ベースで行われ、場合によっては公式な協定に基づく協議である。第二の形態は外交的支援であり、これによって、地域機関は、自らの外交努力を通じ、国連の平和維持活動に参加することができる。例えば、ＯＳＣＥは、アブハジアに関する憲法問題に対して、技術的なインプットを提供している。逆に、ナゴルノ・カラバフにおけるＯＳＣＥの努力のように、国連が地域機関の努力を支援することもできる。第三に、国連と地域機関は、活動上の支援関係を形成することもできる。最近の例としては、旧ユーゴスラビアにおけるＵＮＰＲＯＦＯＲに対するＮＡＴＯの航空支援の提供があげられる。第四の形態は、共同展開である。国連の実地派遣団は、リベリアにおいて西アフリカ諸国経済共同体（ＥＣＯＷＡＳ）と、グルジアにおいてＣＩＳとの共同展開を行っている。最後に、国連およびＯＡＳのハイチにおける目下の人権ミッションのように、合同活動を行うことも可能である。

933. しかしながら、地域機関と国連の間に設定される協力形態の多様性を考えれる際には、国連憲章の基本的原則に留意すべきである。第２４条は、安全保障理事会に対して、平和維持に関する第一義的な責任を付与し、第５２条は、地域機関の活動がいかなる場合にもこの原則に合致していなければならないことを規定している。

934. この協力の方式をさらに洗練し、局地的状況の多様性に適応させなければならない。採用できる手続の範囲は広く多様ではあるが、これらはすべて、安全保障理事会の作業を容易にし、関係国および関係機関に責任を委譲することにより、国際関係の民主化を促進するという、同じ利点を持っている。

935. この点に関し、１９９４年１２月９日の総会決議４９／５７による、「国際的な平和および安全の維持における国連と地域的取極あるいは機関との協力強化に関する宣言」の採択は、地域的取極および機関に対し、特に予防外交、平和創造および紛争後の平和建設、並びに、適切な場合には平和維持の分野における、国連との協力および調整の緊密化のための方策の検討を促すものである。

1. 米州機構との協力

936. １９９４年１０月２１日の決議４９／５の採択以来、国連とＯＡＳとの関係は強化されている。ＯＡＳのセザール・ガビリア事務局長は、１９９４年１０月の就任直後、国連を訪問したほか、決議４９／５によって勧告されるところに従い、１９９５年４月１７日および１８日には、２つの機関の代表者による一般会合がニューヨークで開催された。ガビリアＯＡＳ事務局長と私は、この会合を開会し、両機関の事務局間の協力協定に調印を行った。この協定は、定期的な協議、共通の関心事項が議題とされている場合の双方の会合への参加、および、情報の交換を規定している。協定はまた、両機関の間の効果的な協力および連絡を確保するための適切な措置も予定している。

937. 一般会合は、主に経済・社会問題に関し、一連の結論および勧告を採択した。両機関の間の関係における新たな次元を反映し、同会合は、予防外交、民主主義と人権の推進および人権問題の領域における勧告を採択した。一般会合の頻度が見直されるべきこと、および、両機関間の協力に関する協議のためのより柔軟なフォーマットが検討されるべきことについて、合意が見られた。国連事務局は、１９９５年６月５日から９日までハイチで開催された、ＯＡＳの第２５回定期総会に代表を出席させたが、この総会においては、国連とＯＡＳの協力に関する２件の勧告が採択された。

938. 国連とＯＡＳは、ＭＩＣＩＶＩＨの枠組みにおいて、ハイチにおける密接な協力を継続した。１９９５年７月１２日、国連総会は決議４９／２７Ｂを採択し、ＭＩＣＩＶＩＨの活動期間を１９９６年２月７日まで延長した。国連はまた、ハイチにおけるＯＡＳ選挙監視団への支援も行っている。

2. アフリカ統一機構との協力

939. 国連とＯＡＵは、その協力を強化・拡充する努力を継続した。経済・社会分野において、両者は、人口、社会開発および女性に関するものを含む、国際会議の準備および成果に関するその活動およびイニシアチブの調整を行った。両機関はまた、「１９９０年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」および「アジェンダ２１」に関し、立場を調和させ、合意の達成された計画の実施を促進すべく、協力を行った。

940. 予防外交および平和創造の分野における両機関の間の協力は、進展を遂げている。私は、ＯＡＵ事務局長と緊密な接触を保ち、アフリカにおける紛争の予防と解決にどうすれば最もよく貢献できるかにつき、意見の交換を行った。ブルンジ、リベリア、ルワンダおよびシエラレオネにおいて、２つの機関は、和平と和解を模索すべく、協議と協力を継続している。西サハラにおいて、ＯＡＵは、住民投票に至るプロセスの中で、国連と密接な協力を行っている。私はまた、紛争の予防、管理および解決に関するＯＡＵメカニズムの中核的機関のメンバーとなっている国々の代表とも会談を行い、意見を交換している。１９９５年７月１７日および１８日、私は、アジスアベバにおいて、現職のＯＡＵ議長であるエチオピアのメレス・ゼナウィ大統領、および、サリム・アハメッド・サリムＯＡＵ事務局長と会談し、両機関の間の協力をさらに強化する方策について話し合った。

941. 国連システムおよびＯＡＵの各事務局は、１９９５年１１月６日から１０日まで、アジスアベバで会合を開き、１９９６年およびそれ以降における両機関の間の協力計画の詳細を策定することになっている。この会合の優先議題となっているのは、紛争の予防および管理、並びに、アフリカ諸国の民主主義への移行における協力である。

3. カリブ共同体との協力

942. １９８５年以来、国連は、ＣＡＲＩＣＯＭ政府首脳会議に代表を参加させている。１９９４年７月、ＣＡＲＩＣＯＭサミットに集まった各国政府首脳は、事務局長に対し、国連との協力を強化する努力を追求するよう要請した。１９９４年１１月、私は、ジャマイカにおいて、多くのＣＡＲＩＣＯＭ加盟国政府首脳およびその事務局長と、ハイチの状況および地域協力問題に関して会談を行った。私は、ハイチにおける民主主義の回復においてＣＡＲＩＣＯＭが演じ続けている特別な役割、および、国連ハイチ・ミッションに対する軍事・警察要員の提供、並びに、国連／ＯＡＳ合同国際文民派遣団（ＭＩＣＩＶＩＨ）に対する貢献に対して、謝意を表明した。

943. １９９４年１２月２０日、総会は、国連とＣＡＲＩＣＯＭの協力に関する決議４９／１４１を採択した。１９９５年1月、ＣＡＲＩＣＯＭとＥＣＬＡＣは、協力に関する了解覚書に調印した。これによって、死活的に重要な数多くの分野において、２つの機関の間の協力関係を前進させる機会が生まれることになろう。ＣＡＲＩＣＯＭ事務局長は、１９９５年7月３１日から８月４日まで国連本部で開催された「南南協力に関する政府間専門家会合」に参加している。

4. 欧州地域における協力

944. この１年間において、国連は、欧州の地域機関との協力の強化を続けた。１９９４年１２月、私は、ブダペストのＯＳＣＥ首脳会議に参加した。これに先立ち、国連とＯＳＣＥは、欧州大陸における活動に関する実際的な分業に合意しており、この枠組みにおいて、各々の機関は、他方の努力に対して支援を提供している。ＯＳＣＥは、グルジアのアブハジアにおける状況に関連して国連事務総長特使がアレンジした交渉を援助する一方で、国連は、ナゴルノ・カラバフにおける展開の可能性に備えて組織されているＯＳＣＥ平和維持軍に関し、ＯＳＣＥに技術的な助言および指導を提供している。２つの機関の間の協力は、選挙監視等のその他様々な分野へも拡大されている。その他、この１年間において国連が具体的な協力を行った欧州を本拠とする機関としては、ＥＵ、欧州理事会に加え、旧ユーゴスラビアにおける軍事活動で協力したＮＡＴＯ、および、国連グルジア監視団（ＵＮＯＭＩＧ）がアブハジアで密接な協力を行っているＣＩＳがあげられる。

5. イスラム会議機構との協力

945. 地域機関との協力を強化するための継続的努力との関連で、国連総会は、１９９４年１１月１５日の決議４９／１５において、国連およびＯＩＣの事務局による、政治分野における協力メカニズム開発の決定を歓迎した。この１年間においては、２つの事務局の間で、このための協議が開始されている。両機関はまた、この１年間において、アフガニスタン、タジキスタン、ソマリアおよびボスニア・ヘルツェゴビナ等、数多くの重要な地域的政治問題に関し、より多くの協議を行うようになっている。最近になって、ＯＩＣに対し、国連の後援するタジク人勢力間の交渉におけるオブザーバーの地位が与えられたことは、政治分野における両機関の相互作用の増大を反映するものである。また、６月にジュネーブで開催された、国連システムの中核機関、並びに、ＯＩＣおよびその専門機関の調整会合は、相互に合意された９つの優先的協力領域において、両機関の協力を強化・合理化するために、数多くの重要な決定を採択した。

6. アラブ諸国連盟との協力

946. 国連とＬＡＳとの間の協力分野もまた、１９９４年１１月１５日の総会決議４９／１４に従い、強化が続けられた。２つの機関の事務局の代表による協力に関する一般会合は、７月１９日から２１日まで、国連およびＬＡＳの創立５０周年を記念して、ウィーンにおいて開催され、社会・経済開発、および、予防活動および地雷除去の分野における意見交換を促進するための協力の強化を目的とする多角的提案のフォローアップの機会を提供した。国連は、ソマリアの問題に関して、ＬＡＳとの協力を継続した。ＬＡＳは、ＯＡＵおよびＯＩＣと共同で、１９９５年2月２２日および２３日、カイロにおいて、ソマリアに関する会合を開催したが、この会合には、国連もオブザーバーとして参加している。参加各機関は、ソマリアにおける国民的和解を援助するために、共同の努力を継続することで合意した。

G. 軍縮

947. 私の前回の国連事業報告以降、大量破壊兵器の拡散、および、その基礎的構成要素の入手可能性は、国際的な平和と安定にとって、ますます大きな脅威となっている。防衛すべき領土を持たず、自己犠牲を恐れないテロリストたちが、大量破壊兵器を開発・使用しうるという仮説は、恐ろしい可能性であり、既に世界中の多くの人々の安全保障に対する考えに影響を及ぼしている。それゆえ、これらの脅威、および、通常兵器の無制限の流れに起因する不安定化効果に対して、国際社会が協調的な対応を行うことは、引き続き優先度の高い課題となっている。核兵器の拡散防止との関連において、核拡散防止条約締約国の再検討・拡大会議によって１９９５年に達成された核兵器拡散防止体制の強化は、適切な対応であり、可及的速やかに、「化学兵器の開発、生産、貯蔵および使用禁止条約」の発効、および、「細菌（生物）兵器および毒素兵器の開発、生産、貯蔵の禁止並びにこれら兵器の廃棄に関する条約」の遵守状況の検証体制の確立を伴うべきである。

948. 核拡散防止条約の再検討・拡大会議は、１９９５年における軍縮努力の主たる焦点となった一方で、国際社会は、通常兵器の無制限の流れに起因する不安定化効果および不合理な浪費に対処すべく、その他の軍縮イニシアチブに着手した。「過剰殺傷あるいは無差別的効果を及ぼすと見なされるような通常兵器の禁止または制限に関する条約」の再検討プロセスに関し、対人地雷の無差別的効果から一般市民を完全に守り、その最終的な根絶に向けて努力するうえで達成された進歩は、正しい方向に向けた一歩と言える。その他、通常兵器登録制度等の透明性確保のための措置を強化しなければならないほか、特に小型通常兵器の密輸について、地域レベルにおける信頼醸成および軍縮イニシアチブをさらに

開発すべきである。

949. 核拡散防止条約の締約国は、現在までに１７８カ国となり、事実上普遍的な効力が生まれている。１９９５年の再検討・拡大会議において決定された、同条約の無期延長、および、会議文書に反映された締約国によるその他のコミットメントは、核拡散防止体制を強化しており、国際的な平和と安全の維持に大きく貢献することになろう。私は、この会議の成功に喜びの意を表するとともに、締約国が、協力の精神の下に作業を行い、拡散防止プロセスの究極目標としての核兵器の根絶を追求するよう勧告した。

950. 核軍縮のその他の領域においても進展が見られている。包括的核実験禁止条約に関する交渉は、ジュネーブ軍縮会議において前進しており、技術的問題解決の決意が強まれば、１９９６年までに、条約の締結が可能になるものと思われる。核分裂物質の生産を禁止する条約については、軍縮会議において、交渉事項に関する合意が見られたが、これによって、軍縮会議は、迅速に交渉を開始し、これを早期に締結に導くことができるよう。その他の心強い動きといしては、安全保障理事会決議９８４（１９９５）、および、核保有国による、消極的および積極的安全保障に関する宣言があげられる。これらの一方的な宣言を法的に拘束力のある条約義務へと転換させることを目的とした提案がなされれば、この分野におけるさらなる前進に大きく貢献することであろう。

951. 核拡散防止体制の一般的な強化に匹敵し、これを補強するものとして、米国、ロシア連邦およびその他の欧州諸国が冷戦後の安全保障取極において達成した、顕著な成果があげられる。米ソ間の中距離および近距離ミサイルの廃絶に関する条約による、欧州における中距離核戦力の根絶、ＳＴＡＲＴプロセスから生じた、作戦配備中の戦略核弾頭の削減、欧州における通常兵力に関する条約の継続的な実施の成功、および、ＯＳＣＥの枠組みにおいて継続中の安全保障に関する対話は、ある程度において欧州地域という狭い範囲を超越しうる、協力的安全保障システムの基盤を形成している。欧州において新たに生じつつある協力的安全保障システムは、コンセンサスと協力に基づく交渉の産物である。アジア、アフリカおよびラテン・アメリカにおいても、安全保障に関する対話のための重要なイニシアチブが推進されているところである。これらのイニシアチブをさらに強化できれば、地域レベルにおける国際的な平和と安全の強化に向けての重大な一歩となろう。

952. 核兵器の軍縮における進展が促進されている一方で、核分裂物質の安全および安全保障に関する懸念は強まっている。核物質の密輸は、もはや懸念の域を越え、恐ろしい現実となっている。核物質の密輸に対処し、その安全な処理および貯蔵を保証するためには、より強力な地球的・国家的措置が必要である。特に重要なのは、国際原子力機関

（ＩＡＥＡ）の保障措置が、国際的拡散防止体制と不可分の一体をなしており、ＩＡＥＡが、核拡散防止条約の実施を確保するうえで不可欠な役割を演じているという、普遍的な認識である。

953. 「ラテン・アメリカおよびカリブ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）」および「南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）」は、すべての大量破壊兵器を対象とする、世界のその他の地域、特に中東およびアジアにおける非核地帯の設置に向けて不可欠な基盤である。アフリカに非核地帯を設ける条約についても、進展が見られている。

954. 「化学兵器の開発、生産、貯蔵および使用禁止条約」の批准国の数は、着実に増え続け、現在では２７カ国に達している。同条約の預託先としての私の責任を果たす意味で、私は、全加盟国に書簡を送付し、可及的速やかな条約の批准および発効を促した。生物兵器禁止条約については、法的拘束力を持つ検証議定書の作成によって条約を強化するため、締約国が努力を行っているところである。生物兵器による戦争あるいはテロの人類に対する恐るべき帰結は、何としても回避しなければならない。

955. 兵器の拡散を防止するための措置は、各国の開発プロセスへのいかなる妨害をも回避する形で策定されるべきである。開発途上国は、科学技術に対する妨げのないアクセスを必要としているところ、技術移転に関する適切な統制については、透明性確保のための措置を含め、普遍的・非差別的性質を有するような協定が必要である。

956. 通常兵器の拡散という緊急問題もまた、国際社会による注意の継続を必要とする。無制限かつ非合法の武器移転は、特に開発途上世界において、数十万人の人々の苦難と惨状をもたらしている。地球的レベルにおいて、国連加盟国の通常兵器登録制度に対する支持の継続が不可欠である。登録簿への記載は、防衛目的での合法な武器移転に関する開放性と透明性の程度を示すものである。かかる開放性は、信頼を醸成し、大規模な通常兵器システムの移転における責任ある行為を促進することになろう。各地域およびサブ地域、特に、アフリカ、アジアおよびラテン・アメリカによるイニシアチブおよびアイデアは、補完的な信頼醸成・安全建設措置を以て、地球的な登録制度を強化することができる。

957. 地域およびサブ地域レベル、特に開発途上世界においては、多くの国々の治安を不安定化している、小型兵器の不法取引の拡大に対処するため、直接的な行動が必要とされている。サハラ・サヘル地域の加盟国７カ国の支持を受けて、私は、国内における、および、国境を越えた小型兵器の非合法な流れと闘い、これを食い止めるためのこれらの諸国による努力を援助するために、諮問団を派遣した。何らかの成功の見通しを得るためには、より多くの資源を投入しなければならない。

H．紛争後の平和建設

戦略

958. 「紛争後の再建戦略に関する国際専門家会議」は、6月23日および24日、オーストリアのシュタット・シュライニングにある、オーストリア平和・紛争解決センターにおいて開催された。この会議には、国連の政治・人道・開発活動主体、専門機関、ブレトン・ウッズ機関、援助国および非政府機関からの58名の参加者、並びに、戦争の被害を受けた社会の代表が出席した。会議は、開発支援管理サービス局が、オーストリア平和・紛争解決センターと協力し、かつ、創設50周年記念活動の一環としての来る半世紀における国連の役割の定義に対する貢献として、オーストリア政府による支援を受けて、組織したものである。開発支援管理サービス局は、復興および開発のための戦略的計画を定めたペーパーを提供した。

959. この会議についてのアイデアは、国連機関、紛争当事者、および、国家の再建に援助する用意のあるその他の機関の間の統合的行動の必要性を強調した、事務総長の「平和への課題」増補（A／50／60－S／1995／1）に端を発しており、その目的は、このコンセプトを現実のものとするために取り組まなければならない、実際的・制度的諸問題を判別することにあった。

960. 紛争後の再建に関する主要課題は、戦略的問題、ニーズと能力、紛争後の再建の総合的な枠組み、および、資源の動員の、4つの項目に分けて取り組まれた。これらの4つの課題は相互に連関しているところ、各テーマは討議全体を通じて繰り返し取り扱われ、相互作用によるアイデアの大きな発展が見られた。この会合は、国際社会にとってますます重要性を増している問題に対して共通の利害を有する、国連内外の様々な機関が一堂に会する例となった。本報告において提示されたアイデアおよび勧告は、紛争後の再建における国連の役割の明確な定義、および、かかる状況に対する、国連システムによる迅速で、効果的で、総合的な対応を確保するための取極の確立に関する基礎として役立つことが期待されている。

961. 専門家会議において討議された4つのカテゴリーに属する紛争後の平和建設に関する問題は、本報告のその他の部分でも取り扱われているところ、ここでは、選挙支援と地雷除去という2つの問題に焦点を当てることにする。

選挙支援

962. １９９４年７月から１９９５年８月１０日までの期間において、国連は、アルメニア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベニン、チャド、コンゴ、コートジボワール、フィジー、ガボン、ガンビア、ギニア、ハイチ、キルギスタン、ナミビア、ニジェール、サントメ・プリンシペ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ウガンダおよびタンザニアから、１９件の新規の選挙支援要請を受け取った。コンゴについては、リードタイムの不足により、支援を提供することができなかった。これらの新規要請に加え、１９９４年７月以前に受け取られた要請に応じ、ブラジル、エルサルバドル、赤道ギニア、ホンジュラス、レソト、リベリア、マラウィ、メキシコ、モザンビーク、オランダ領アンチル、シエラレオネおよびＭＩＮＵＲＳＯの１２件についても、援助が提供されている（図１９参照）。

図１９　加盟国からの選挙支援要請：１９８９年以降の年別受付数および承認数

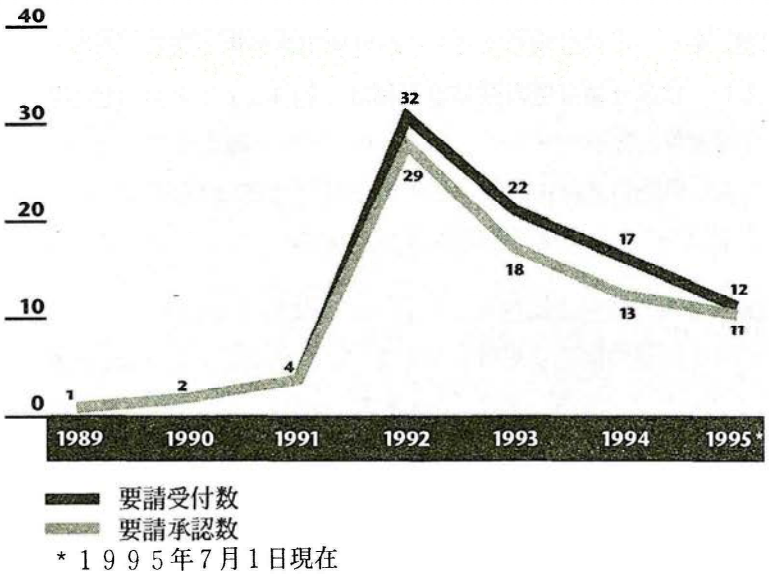

＊１９９５年７月１日現在

963. １９９４年７月以来、３０の国および国連ミッションが、国連システムから何らかの形の選挙支援を受けたか、あるいは、間もなく受けることになっている。提供された選挙支援のタイプは、受け取った要請内容および利用可能な資源によって異なっている。加盟国に提供された指針（A／４９／６７５およびCorr.1, annex III参照）に沿って、モザンビークで選挙プロセスの検証が行われたが、リベリアへの検証団の派遣計画は、現在保留

状態である。アルメニアおよびベニンにおいては、調整・支援アプローチが用いられたほか、ギニア、キルギスタン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国およびサントメ・プリンシペにおいては、フォローアップおよび報告／監視が用いられている。最もしばしば提供される選挙支援形態である技術援助については、ブラジル、エルサルバドル、赤道ギニア、ホンジュラス、リベリア、マラウィ、メキシコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、シエラレオネおよびウガンダに提供されている。この１年間においては、合計１１件のニーズ評価団も派遣されている。

964. １９９２年の選挙支援課の創設以来、国連は、６１の加盟国の選挙プロセスに関与しており、一部の加盟国は、複数の選挙支援要請を行っている。この１年間におけるモザンビークおよびアルメニアでの国連の選挙支援は、プロセスの作動をよく示すものと言える。

965. モザンビークにおいて、国連は、１９９４年１０月に行われた初めての複数政党選挙に関し、技術援助と検証団を提供した。１９９２年１０月４日にローマで調印された一般平和協定に従い、ＯＮＵＭＯＺは、その選挙関連要員を通じ、選挙プロセス全体の実施状況を監視した。ＯＮＵＭＯＺの選挙監視部は、全国に１４８名の選挙監視員を派遣し、有権者登録、公民教育、政治キャンペーン、メディアへの政党のアクセスおよびその中立性、投票、開票および各州の集計センターにおける得票数集計の監視に当たらせた。選挙当日、ＯＮＵＭＯＺは、２，３００名の国際監視員を配置した。

966. 国連はまた、開発支援管理サービス局が実施するＵＮＤＰプロジェクトを通じても、モザンビークに技術援助を提供している。このプロジェクトは、国際的な金銭・物資援助を調整するとともに、組織、訓練、公民教育、法体系、社会的コミュニケーションおよび財務管理の領域において、プロセス全体を通じた技術援助を提供するものであった。この援助は、１７カ国および国際機関の拠出金からなる６，４５０万ドルの予算の管理、調整および監視を必要とした。技術援助には、全国、州および地区レベルにおける２，６００名の選挙要員、８，０００名の調査員、１，６００名の公民教育者および５万２，０００名の投票担当員の訓練が含まれている。国家選挙委員会に対する１２名のＵＮＤＰ諮問チームの派遣に加え、１１の選挙区の各々について、３名から５名の国連ボランティアが割り当てられ、州および地区の選挙当局と緊密な協力を行った。

967. ＯＮＵＭＯＺの選挙監視任務に加え、一般平和協定に調印していない全政党の選挙準備を援助するために、登録政党に対する援助のための国連信託基金が設立された。また、ＯＮＵＭＯＺの選挙部門は、全国における選挙監視を強化するための計画を策定した。

同計画は、3万5，000名近くの党員に対し、選挙監視のための訓練、輸送および補助金を提供した。国連信託基金の資金提供による並行的計画は、全ての政党の78名の代表に対し、州および全国レベルでの投票の処理を監視できるようにするためのコンピューター訓練を施した。

968. 1995年1月、アルメニアは、1995年7月に予定されている国民議会選挙との関連で、国連からの選挙支援を要請した。2月、選挙支援課から派遣された担当官は、ニーズの評価を行った後、4月に帰還し、OSCEの代表とともに、合同活動調整ユニットを設立した。この合同活動の目的は、国際監視員の活動を調整・支援することにあった。合同活動ユニットのメンバーは、候補者の登録、選挙キャンペーンおよび投票準備を含む選挙前プロセスをフォローするために、6週間、3つの地域事務所に駐在した。7月5日の選挙当日、合同活動ユニットは、全国に90名を超す監視員を配置し、選挙実施の監視に当たらせた。監視員は、投票開始から選挙区レベルの開票まで、300カ所以上の選挙区委員会を視察した。監視員グループは、18カ国の政府、並びに、いくつかの政府機関および非政府機関を代表するものであった。

地雷除去

969. 除去されていない地雷の問題の不断の増大は、膨大な規模の人道上の危機をもたらしており、数十年にもわたって、広範な地域を荒廃させる危険性がある。国際社会による努力の強化にもかかわらず、除去される地雷の20倍以上の数の地雷が新たに埋められている。国連システムにおいては、人道問題局が、地雷除去援助計画の主たる調整部局として、活動を強化している。1992年前半の設立以来、人道問題局は、地雷除去援助計画の策定および実施に関わっている。1993年10月19日の総会決議48／7および1994年12月23日の総会決議49／215に従い、同局は、地雷政策に関する部局／機関間協議を召集し、国連の地雷関連の活動への関与における全ての側面を検討するとともに、総合的な国連地雷除去活動において取り組む必要がある制度的側面に関し、標準的国連政策を策定している。国連は、国内情勢の正常化が進展するにつれて、国家的地雷除去努力の継続を可能とするための適切な措置を含む、当該国の自前の地雷除去能力の創出を重視するというアプローチを採っている。

970. この1年間において、国連は、9カ国における地雷除去活動の実施や開発に関わっている。計画の構造、規模、並びに、資金調達および実施のための措置は様々である。

971. アフガニスタンにおける地雷除去活動は、国連の計画の中で最も歴史が古く、す

でに６年間にわたって実施されている。現在、３，０００人の地雷除去作業員がフィールドで働いている。過去５年間において、この計画により、合計５４平方キロメートルの最優先区域から地雷が除去され、１１万個の地雷および２１万５，０００個の不発弾が破壊されている。およそ２５０万人の人々が、地雷認識に係るブリーフィングを受けている。

972. アンゴラは恐らく世界で最も地雷の影響を受けている国であるところ、平和維持活動の実施とともに、国連、ルサカ議定書当事者および非政府機関の間の協力により、地雷行動計画が発足している。アンゴラ人道援助調整ユニットの一部として、中央地雷活動事務所が設立され、アンゴラ人自身による地雷除去能力を創出する任務を与えられている。同事務所は、地雷行動計画の実施責任者であるとともに、全ての地雷関連活動の調整を行っている。ＵＮＡＶＥＭ`は、同事務所と協力して、アンゴラ地雷行動計画の中核を成すことになる、地雷除去訓練校の設立に着手している。

973. カンボジアにおいては、カンボジア地雷行動センター（ＵＮＤＰプロジェクトを通じた技術的助言を受ける政府機関）が、全ての除去活動の調整を行っている。この１年間において、センターの１，５５６名の職員は、地雷原の調査、画定および地雷除去、並びに、地雷認識教育を継続した。活動開始以来、１，６４３万６，９７１平方メートルの土地から地雷が除去され、４２万３，７０８個の不発弾および６万１，７８７個の地雷が破壊されている。

974. １９９５年６月、国連の地雷除去専門家が、人道問題局を代表してチャドに派遣され、チベスチ地域における地雷問題の評価を行った。

975. モザンビークにおける地雷除去活動には、国連自身の計画、地雷除去促進計画、並びに、国連あるいは援助国の資金提供を受けた非政府機関および企業が関与している。地雷除去促進計画は、国連によって訓練を受け、装備を提供された上で配置された、５００名のモザンビーク人の地雷除去要員から構成されている。

976. グルジアのアブハジアにおける紛争では、広範に地雷が用いられている。人道問題局は、同地域に評価調査団を派遣し、地雷事故の数を減らすための活動を提案した。計画を開始するためには、アブハジア当局の承認が必要である。

977. ルワンダにおける地雷および不発弾の問題は、数多くの事故を引き起こしている。平和維持活動局および人道問題局は、ともに状況の評価を行っており、計画が作成されている。実際の行動は、勿論、政府の承認待ちである。

978. ソマリアにおいては、地元のソマリア人主体によって実施されている限定的地雷

除去活動が成功していたが、治安状態の悪化により、実地の地雷除去活動のフォローアップが妨げられている。

979. イエメンにおいては、国連が、政府に対し、地雷除去および分布地図作成方法に関する専門家による技術援助を提供している。

980. 旧ユーゴスラビアにおける紛争の継続により、人道的地雷除去計画の進展は妨げられている。しかしながら、国連平和維持軍およびその他の国連機関は、その任務遂行の試みの一環として、地雷除去活動を実施している。

981. 国連本部においては、人道問題局が、総会決議４９／２１５に従い、地雷除去活動に対する支援機能をさらに強化するために、地雷除去・政策ユニットを設立した。地雷除去の計画および政策の策定、実施および支援を容易にするために、同ユニットは、世界中の地雷状況に関する情報を含むデータベースを開発しているところである。このデータベースには、国別のデータ、並びに、一般的な計画および財政データが維持されており、加盟国、国連の部局および機関、並びに、その他の関係者にとっての中央情報倉庫として機能している。

982. １９９４年１１月３０日、私は、地雷除去援助のための自発的信託基金を設立した。基金の目的は、地雷認識訓練および調査を含む地雷除去計画に特別資金を提供し、その他の資金調達がすぐには不可能な場合に地雷除去活動契約を行うことにある。信託基金から資金が提供されうるタイプの活動の例としては、評価調査団、初期資金の提供、緊急の地雷除去、その他の資金源がなかなか利用できないようなプロジェクト、認識喚起、および、中央地雷データベースの改善によるものを含む、実地の地雷除去計画に対する国連本部の支援の強化などがあげられる。

983. 地雷除去援助に関する事務総長報告（A／４９／３５７およびAdd.1）に含まれる勧告に従い、地雷除去・政策ユニットは、国連地雷行動計画に対する専門家要員、特殊機材および施設の提供を迅速化させるために、国連地雷除去待機能力創出のプロセスを開始した。これらの現物による貢献は、国連地雷活動計画の死活的構成要素となっている。待機能力の確立は、この支援を制度化する意図を持つものである。

984. １９９５年７月５日から７日まで、私は、ジュネーブのパレ・デ・ナシオンにおいて、地雷除去に関する国際会議を召集した。この会合の目的は、地雷問題の全ての側面に対する国際的な認識を高めること、国連の地雷除去活動に対するよりいっそうの政治的・財政的支援を求めること、および、この分野における国際協力を増大させることにあった。会

合は、次の３つの要素からなっていた。各国政府および諸機関による声明に当てられた高級レベル協議は、地雷除去支援のための自発的信託基金および国連の地雷除去待機能力に対する拠出誓約を表明する機会ともなった。９つの専門家パネルは、地雷問題の様々な側面について討議した。また、被災者に対する地雷のインパクト、および、この問題に取り組むための国際的な努力に焦点を当てた展示会も開催されている。

985. この国際会議には、９７カ国の政府および６０以上の機関の代表からなる８００名の参加者が出席している。自発的信託基金に対しては、２，２００万ドルの拠出が表明されたほか、２３カ国は、国連の待機能力に対する合計７００万ドルの拠出を示唆した。

986. 全ての代表団は、悪化を続ける地球的地雷危機の規模に言及し、この傾向を反転させるための緊急かつ効果的な措置の必要性を強調した。地雷の全面的禁止を求めた代表団および機関も多く、ほとんどの代表団は、「過剰殺傷あるいは無差別的効果を及ぼすとみされるような通常兵器の禁止または制限に関する条約」の規定を強化する必要性を強調した。

987. 同条約、および、地雷の使用を禁止・制限する議定書を含む、その議定書の締約国の数は、まだ４９カ国にすぎない。同条約を強化し、その規定を国内・国際紛争の双方に適用できるようにする必要がある。地雷の無差別な使用が、一般市民に最も大きな苦難および惨状をもたらしているのは、国内紛争においてである。１９９５年の再検討会議は、同条約およびその地雷議定書を強化する機会を与えるものである。この問題の規模に鑑み、締約国は、対人地雷の全面禁止を真剣に検討すべきである。

988. 再活性化された「軍縮に関する諮問委員会」は、軍縮関連の安全保障措置を、国内あるいは国際紛争から立ち直りつつある諸国における開発によりよく統合するためのアイデアを考案している。委員会は、『今世紀末における軍縮課題の開発に関するいくつかの所見』と題する研究書を作成中であり、事務総長の検討を仰ぐことになっているが、この研究は、提案中の軍縮に関する第４回国連特別総会でも検討対象となるべきものである。

V. 結論

989. 経済的、社会的および人道的な進歩に向けた国連の深く広い活動から、紛争を予防し、封じ込め、解決するための即座でしばしば緊急の努力まで、本報告書のページの中から浮かび上がってくるのは、多面的で常に進化する一つの組織の姿である。それは即ち、地球的な変革と国際社会のニーズの変化に対応する組織の姿なのである。

990. この国連創設５０周年の年に、各国および国際社会の全てのレベルで行われている大規模な教育的努力が、今日の世界情勢における国連の役割に関する歓迎すべき現実主義、および５０年前に国連憲章に描かれた当初の期待を実現するための新たなるコミットメントの意識を生み出しているという兆候が見られる。

991. １９９５年１０月２２日から２４日まで国連本部で開催予定の特別記念総会、および１９９６年１月のロンドンにおける国連第１回総会開催記念式典など、この記念すべき１年における大きな行事は、今後にも予定されている。しかしながら、国連創設５０周年が、このような時点で期待される記念および祝賀をはるかに超えた精神と勢いをつくり出したことは、すでに明白である。事実上、国連の全ての次元における活性化が見られている。新たな現実は、再評価と再設計のための基盤として用いられている。成功の上にはさらに成功が積み上げられている。あらゆるレベル、および事実上あらゆる問題における新たな協力の精神は、これまで以上のコミットメントを持ったより多くの人々にとって、手の届くところまで来ているのである。

992. 従って、５０周年の精神を、これら全ての側面において前進させることが不可欠である。最も根本的な意味において、機関としての国連が、知的な意味でより創造的となり、財政上より安定し、運営上より効果的となり、かつ、全ての社会セクターに対するより大きな対応力を備えたものとなることを可能にするという目的を持って今年着手された重大な努力を、継続させることが必要となろう。

993. 国連５０周年はまた、国連に対する批判をも生んでいるが、これは国連をより健全かつ強力にする意味で有益となっている。国連自体の欠点、不十分な権限、金銭的・物的な資源の不足、加盟国の義務遂行および新たな責任負担の不履行など、事あるごとに、全てが批判を生み出す媒介となっている。しかしながら、今日の批判の究極的な源は、国連および加盟国に対するグローバリゼーションの影響に見出すことができる。即ち、国連がより多くの義務を担い、その活動を拡大することを要請される中で、批判が高まることは予期すべきことなのである。同時に、グローバリゼーションは、恐怖と孤立主義を助長し、関与

を増大させようという意志とは逆の作用を及ぼしうる。よって、これらの感情から生まれる批判は、危険な誤解を生む可能性がある。

994. 健全な批判は、国際システムを再活性化しようとする国連の努力にとって、不可欠な参加および支援の形態である。本報告は、それ自体、国連の長所と弱点をできるかぎり多くの人々に示すことにより、透明性を確保しようとする努力である。改革要求の継続、並びに、実施済および実施中の改革は、国連が世界情勢において真に不可欠な要素であること、および、国連が現在存在しなかったならば、目下の情勢でこれを創設することは困難であろうことを、今までよりもはるかに多くの人々が認識しているということを証明するものである。よって、１９４５年の遺産を大事にし、これを前進させなければならない。また、それとともに、成功を収めた技術は、新たな時代の挑戦に適応すべく、変容させなければならない。

995. 国連にとって、考察と改革は新しいことではない。創設者が予見したとおり、国連は、各個人のためのよりよい生活と、全人類のためのよりよい世界を追求しながら、長きにわたって進化し、新たな状況に対応している。しかしながら、国連創設５０周年は、国際関係の歴史においてかくも重大な転機に訪れたという意味で、これまでにない変革の機会を提供するものである。事務総長として、私ははじめから変革に深くコミットし、これに関与してきた。過去３年半にわたる変革のための努力、および、この１年間において講じられた本質的な管理上の措置を振り返り、私は、今後においても、よりいっそうの本質的改革の必要性が引き続き存在するものと信じている。

996. ハリファックスにおける第２１回経済サミットの後に、主要先進７カ国の首脳および欧州委員会議長が発したコミュニケは、経済、社会および環境の分野、並びに、人道問題の領域における国連システムの効果および一貫性を強化するための提案を行った。ハリファックス・サミット参加者は、１９９５年１０月２２日から２４日にニューヨークで開かれる、国連創設５０周年祝賀のための国家元首および政府首脳の会合を、国連の来世紀における課題への挑戦を助けるための方策に関するコンセンサスづくりの機会として活用する意志を表明した。

997. この５０周年記念の年を通じて、世界のあらゆるレベルおよびあらゆる場所で開かれた会議、ワークショップおよび研究プログラムは、将来における国連の役割と責任を真剣に検討した。２つの独立委員会が報告書を発行している。その一つは、私の要請により、フォード財団の後援およびイェール大学の協力で、リヒャルト・フォン・ワイツェッカー氏とモイーン・クレシ氏の共同議長の下で開催された独立作業部会の作成した『第２

半世紀における国連』であり、もう一つは、イングバル・カールソン氏とシュリダス・ランファル氏の共同議長の下で開催されたグローバル・ガバナンス委員会の作成した『地球リーダーシップ』である。南センターもまた、改革の様々な側面の検討において、積極的な活動を行っている。

998. これらのプロジェクトおよびコミットメントは、国際社会によって高く評価されるとともに、真剣に検討されるべきである。国連システムの活性化、強化および改革に関連する全ての国連文書、加盟国からの提出物、並びに、独立の研究および報告の全体を再検討するための、総会の開放型高級レベル作業部会設置に関し、討議が行われている。

999. 本報告書の対象となる各日、各週および各月は、落胆させるような事件で満たされている。しかし、より広い、長期的な観点からすれば、多くの進歩の兆候が見られており、やがては成功が完全に可能になろうという確信に根拠を与えている。これまでに、これほど多くの勇気とコミットメントを持った人々が、世界の向上に関与したことはなかった。各国国民が、お互いの運命が密接に絡み合っていることをこれほど明確に認識したことは、これまでになかった。そして、国連を筆頭とする、相互に有益な国際協力機関が地球全体に不可欠なものであることが、これほどまでに疑う余地のなかったことも、これまでになかった。

1000. 従って、長期的な成果に向けた動きの現実を直視し、目前の困難に対する落胆によって、これまでに得られた勢いを弱めないようにすることが不可欠である。

1001. しかしながら、我々が深く懸念すべき差し迫った問題が3つある。これらに効果的に取り組まなければ、進歩のためのメカニズムとしての国連は、修復できない損傷を被りかねない。

1002. 第一に、実地活動における国連職員の安全および不可侵性が尊重されなければならない。軽装備の平和維持要員あるいは非武装の人道援助活動者が脅されたり、人質に取られたり、害を受けたり、さらに殺されたりした場合、世界は、かかる許されない行為を予防すべく、行動を起こさなければならない。なぜなら、全ての国連平和活動の信頼性がこれにかかっているからである。その信頼性を守るために、国連職員は、国際社会による派遣目的となった任務の遂行中、保護されなければならないのである。

1003. 第二に、国連の財政状況は、十分かつ持続可能な基盤の上に置かれなければならない。財政が逼迫する中で国連に常に増大する有効性を要求することは、全く意味を持たない。これはあたかも、消防機材を買うための資金を調達するために募金が集められてい

る中、同時に数カ所で燃え盛っている火事を消火するために、町の消防所員が派遣されているようなものである。国連の財政状況の悪化を反転しなければならない。

1004. そして最後に、開発のための資金が枯渇している。これは、冷戦時の援助競争の終焉、稀少な資金に対する平和維持と開発の需要の競合、並びに、実地に進歩を実現するために必要な時間および困難を前にした援助国の援助疲れの結果である。世界中における紛争を封じ込めようとして資金を使う意志は、必要であり、かつ、賞賛されるべきものであるが、これだけで十分とは言えない。開発に関する資金も調達されなければ、世界が期待できるのは、恐ろしい紛争、居心地の悪い引き離し、そしてまた紛争が交互に現れる循環の継続だけである。この悪循環を断ち切るためには、各所で持続可能な人間開発が行われなければならない。開発の新たなビジョン、および、これに対する普遍的なコミットメントは、全ての人々が求める世界の進歩にとって不可欠である。

1005. この１年間において、今までのところ、我々は、あまりにも多くの罪のない一般市民、特に女性と子どもが、その命を失ったり、恐ろしいほど劣悪な状況での生存を強いられる状況を目の当たりにしてきた。我々は、難民がその最も基本的な権利を剥奪され、生き残るためだけに四苦八苦しているのを目撃し続けている。そして、数億人の人々が、あまりにも酷い貧困の中で暮らしているために、自らの状況を改善する効果的な行動を取れないでいる。よって、真の国際社会の存在は、未だ証明されていないとも言えるのである。かかる人類共同体をつくり出すためには、我々が次の世紀を迎えるに当たり、世界の全ての貧困国が、しっかりと開発の道を歩めるように、今ここにおいてコミットメントを行う以外にない。これが達成されるならば、我々人類の大部分にとっての凋落と絶望が終焉するとともに、歴史上最も劇的な進歩の時代が訪れることになろう。

1006. 我々は、将来の包括的なビジョンを以て、継続的・漸進的な改革のプロセスを結合できる機会を眼前にしている。国連創設５０周年を迎えるに当たり、創設者たちの遺産は、我々がこれらの課題に誇りを持って挑戦するうえで、インスピレーションを与えてくれるであろう。我々はともに、国連憲章の描いた世界を、今日の現実の世界とすることができるのである。

1996年5月

国際連合広報センター

東京都渋谷区神宮前５丁目５３－７０
国連大学ビル８階
〒150　電話 (03)5467-4451～2

新たな挑戦に向かって

「経済的、社会的および人道的な進歩に向けた国連の深く広い活動から、紛争を予防し、封じ込め、解決するための即座でしばしば緊急の努力まで、本報告書のページの中から浮かび上がってくるのは、多面的で常に進化する一つの組織の姿である。それは即ち、地球的な変革と国際社会のニーズの変化に対応する組織の姿なのである。」

ブトロス・ブトロス＝ガーリ

国際連合広報局発行
DPI／1723－1995年10月－25M
ISBN：92－1－100595－7